# ジェンダー研究

No. 26

Special Section

# リプロダクティブ・ジャスティス

妊娠・中絶・再生産をめぐる社会正義を切り開く

Reproductive Justice in the U.S. After *Roe* **Lisa C. Ikemoto** 

コメント

「正義」の正しさと厄介さ

大橋由香子

一時的移民プログラム下の移民女性の滞在権とリプロダクティブ・ジャスティス

髙谷幸

1920~30年代における〈産む主体〉に対する「量」と「質」からの介入

宝月理恵

# 「リプロダクティブ・ジャスティス (性・生殖・再生産をめぐる社会正義)」 の視座を提案する

今号の特集は「リプロダクティブ・ジャスティス(性・生殖・再生産をめぐる社会正義)」である。この概念は日本ではまだなじみがないかもしれない。米国において、リプロダクティブ・ライツ/ヘルスの限界を乗り越えようとする歴史の中で獲得された概念、すなわち、性(sexuality)、妊娠、中絶、出産、子育でを含む人間の性と生殖、再生産にかかわる諸活動を取り巻く構造的不平等を是正することを求める学術及び社会運動の概念である。90年代に米国の非白人女性たちが中心となって提唱し、今は英語圏のみならず韓国などでも使われている。お茶の水女子大学ジェンダー研究所は、2022年米国でロー対ウェイド判決(人工妊娠中絶の権利を認めた1973年の米国最高裁判所判決)が覆されたことをきっかけに、国際シンポジウム「リプロダクティブ・ジャスティス――妊娠・中絶・再生産をめぐる社会正義を切り開く――」を開催し、リプロダクティブ・ジャスティスという視座に基づく先駆的な議論を行った。本特集にはシンポジウムで基調講演をしてくださったイケモト・リサさんによる、ロー対ウェイド判決が覆された背景やその後の米国社会の動向について論じた示唆に富む論文や、日本の歴史、移民政策、社会運動の側面から現状を批判的に捉えた3人のコメントを掲載した。

ロー対ウェイド判決を覆した 2022 年のドブス判決は、妊娠・中絶・再生産にかかわる女性の自己決定権や、それを保障するための医療や公的サービスの後退を決定づけた。すでに保守的な州では人工妊娠中絶を厳しく制限する規制が始まっており、とりわけ経済的に困難に陥っている女性や、社会・文化的に脆弱な立場に置かれているマイノリティに、重大な負の影響をもたらしている。

振り返ってみると、歴史上女性のからだや再生産能力が女性自身のものであったことはない。女性のからだは常に、近代国家や家父長制、資本主義のような権力体制が、性と生殖に基づく再生産能力を占有するために争う「バトルグラウンド」であった。その争いには、ジェンダーのみならず、民族、階級、障害、セクシュアリティなどによる構造的不平等が交差しており、女性たちは分断させられ、時には激しく対立もした。

20世紀前半に世界を風靡した優生思想はそのような権力の欲望を勢いづかせることになった。優生思想は人種差別を一層制度化し、貧困層を国家の質を落とす集団として選別して、彼らの生殖能力を抑制、排除していく暴力的な公共政策を正当化した。女性の妊娠・出産・再生産能力は国民の質の改善のための道具とみなされ、人種、階級、民族、障害などに

よって異なる人口政策が施された。例えば、母子を支援するために創設された大恐慌時代の 社会福祉プログラムは事実上「価値のある」白人未亡人とその子どもを対象にした。白人の 女性は国家のために産むことを期待され、不妊施術も滅多に許されなかったことに対して、 黒人や移民、先住民族の女性たちは、人口抑制のための避妊を奨励されたり、福祉プログラ ムからも切り捨てられがちだった<sup>1</sup>。これらの優生学的な考え方は未だに移民政策など様々 な政策に、連綿と引き継がれている。

このような歴史を背景に、白人中産階級の女性たちは妊娠中絶を自ら決められる権利を 国から勝ち取ることを優先事項として闘い(リプロダクティブ・ライツ)、その成果として 得られたロー対ウェイド判決は、妊娠・出産を個人のプライバシーに関わる私的な事柄で あるとして、その自己決定権を認めたものであった。しかしその後、公的な医療サービスが 縮小され、リプロダクティブ・ヘルス・サービスの市場化が進むと、市場でサービスが買え る中産階級の女性たちは自己決定の権利が行使できるようになったが、そのほかの貧しい 女性たちにはその選択の自由はなかった。「選択する権利」や「私人のプライバシー」といっ た自由主義的な概念がもたらしうる限界である。それに対してリプロダクティブ・ジャス ティスの視座は、人種や階級、障害などによって、性と生殖、再生産をめぐって明らかに異 なる経験を強いる構造への問題提起を呼びかける。

今号のイケモト論文ではリプロダクティブ・ライツ/ヘルス/ジャスティスの三つの概念について丁寧に紹介されているのでぜひお読みいただきたい。三つの概念はそれぞれの歴史を背景に生まれてきたもので互いに排除しあう概念ではないが、リプロダクティブ・ジャスティスの視座を提案したいもう一つの理由は、子どもを産み育てる「親になる権利」の実現を訴えている点にある。経済的な困窮や在留資格の有無、未婚の母だから、などの理由で子どもを諦めざるをえない女性がいる中、子どもを安全で健康的な環境の中で育てる権利が一部の人たちの特権になりつつある。リプロダクティブ・ジャスティスの視座はそれらの構造的不平等に目を向けさせて、適切な性教育から子どもと一緒に生活ができるに足る賃金の確保まで、再生産領域全般に対する見直しを訴えかける。

リプロダクティブ・ジャスティスの視座が切り開いた可能性は韓国の女性運動のパラダイム転換からも垣間見られる。日本の刑法の影響を受けて堕胎罪が定められていた韓国では、女性たちの強力な運動によって、2019年に刑法堕胎罪に違憲判決(憲法不合致)が下された。少子化が進むことを阻止しようと、国家が中絶に対する規制を強めようとした動きに対して、障害をもつ女性たちを中心とする若い世代や医療従事者などの専門家らが連帯し、堕胎罪廃止運動を精力的に展開した結果だった。この過程で、「生命か、女性の選択か(prochoice or pro-life)」、という虚構の対立を拒んで、女性も胎児も国家によって健康を脅かされると主張し、人工妊娠中絶の非犯罪化を勝ち取った。

<sup>1</sup> Loretta J. Ross and Rickie Solinger, Reproductive Justice: An Introduction (2017, University of California Press).

日本においても「リプロダクティブ・ジャスティス」のアプローチが持つ有効性は明確ではないか。日本でも、妊娠・中絶・再生産をめぐる長い闘いの歴史がある。しかし性と生殖に関する自己決定権は、それが誰にでも保証されるべき基本的人権である、という考え方がいまだに確立されていない。刑法堕胎罪も現存しており、配偶者の同意がなければ中絶が儘ならないこともある。2023年4月にようやく経口中絶薬が厚生労働省によって承認されたが、配偶者の同意に加えて高額な自己負担や入院または病院内待機が課せられるとされ、妊娠中絶のハードルは依然として高いと予想される。「選択肢」が増えるとはいえ、その選択肢を手に入れられない人たちが多く存在するのであれば女性の間にさらに分断と格差が生み出され、社会正義は得られない。

誰もが自分のからだを自分自身のものとして取り戻し、基本的人権として性と生殖の自由な選択ができるためには、女性やマイノリティに対するあらゆる差別と闘う必要がある。そのためにリプロダクティブ・ライツあるいはリプロダクティブ・ヘルスというアプローチのみならず、個々人のライツやヘルスの保障を阻む社会的環境や、不平等を生み出す構造、そのものについて目を向けなければならない。

シンポジウムで問いかけた、妊娠・中絶・再生産の自己決定を(不)可能にするものは何か、法・政治・社会運動はどのようにそれに関わってきたのか、という問いに対して、「リプロダクティブ・ジャスティス(性・生殖・再生産をめぐる社会正義)」の概念を切り口として、今後も多角的に議論していきたいと考える。

最後にリプロダクティブ・ジャスティスの日本語翻訳について言及しておきたい。特集のコメントを寄せてくださった大橋由香子さんが指摘するとおり「正義」という日本語は、その語感から必ずしも英語の「ジャスティス」の持つ本来の意味を正確に伝えるものではないかも知れない。同様の理由からなのか、近年翻訳されるフェミニズム書籍がキーワードの日本語訳を深く思索するよりカタカナのまま使う傾向があるように思われる。翻訳語の選択は、その概念がもつ意味をどのように解釈すべきかに対する立場を表すことでもある。ここではジャスティスを敢えて日本語に翻訳して、過度に男性化された「正義」の概念をフェミニズムが取り戻すことを試みたい。カタカナと日本語意訳を併記して「リプロダクティブ・ジャスティス(性・生殖・再生産をめぐる社会正義)」と提案する。

2023年7月1日 編集長 申琪榮 1 巻頭言 申 琪榮

#### 特集

# リプロダクティブ・ジャスティス

妊娠・中絶・再生産をめぐる社会正義を切り開く

# 研究論文

**7** Reproductive Justice in the U.S. After *Roe* 

Lisa C. Ikemoto

#### コメント

**33** 「正義」の正しさと厄介さ

## 大橋由香子

39 一時的移民プログラム下の移民女性の滞在権とリプロダクティブ・ジャスティス

## 髙谷幸

**43** 1920~30年代における〈産む主体〉に対する「量」と「質」からの介入

#### 宝月理恵

#### 投稿論文

49 フェミニスト社会科学の科学性と政治性――フェミニスト認識論の統合的理解に即して 小野寺研太

**69** フェミニズム理論における連合・連帯の規範的構想 — ナンシー・フレイザーとアイリス・マリオン・ヤングの議論から

#### 山岸大樹

89 Influence of Mothers on Occupational Expectations of Female University Students in Japan: A Comparison with the UK

#### **Kaori Miyamoto**

大木龍之介

111 「拒食症のドラマ」の精神分析 ―― スティーヴン・レヴェンクロン『鏡の中の少女』における身体イメージの歪み、眼差し、欲望

- 128 柘植あづみ『生殖技術と親になること 不妊治療と出生前検査がもたらす葛藤』みすず書房 **洪賢秀**
- 130 小浜正子・板橋暁子編『東アジアの家族とセクシュアリティ 規範と逸脱』京都大学学術出版会 熱田敬子

- **132** 工藤晴子『難民とセクシュアリティ アメリカにおける性的マイノリティの包摂と排除』明石書店 **永井萌子**
- 134 鳥山純子『「私らしさ」の民族誌 現代エジプトの女性、格差、欲望』春風社 齋藤剛
- 136 杉田映理・新本万里子編『月経の人類学 女子生徒の「生理」と開発支援』世界思想社 佐野麻由子
- 138 ショーン・フェイ (高井ゆと里訳) 『トランスジェンダー問題 議論は正義のために』明石書店 **葛原千景**
- 140 キャスリーン・M・ブリー(鈴木彩加訳)『レイシズム運動を理解する 理論、方法、調査』人文書院 **梁英聖**
- 142 玉城福子『沖縄とセクシュアリティの社会学 ポストコロニアル・フェミニズムから問い直す沖縄戦・米軍基地・観光』人文書院 佐喜真彩
- 新潟県立近代美術館・国立国際美術館・東京都現代美術館編『Viva Video! 久保田成子』河出書房新社 原口寛子
- **148** レスリー・カーン(東辻賢治郎訳)『フェミニスト・シティ』晶文社 **岡本優加子**
- 150 池田弘乃『ケアへの法哲学 フェミニズム法理論との対話』ナカニシヤ出版 王嘉若
- **152** 藤高和輝『〈トラブル〉としてのフェミニズム 「とり乱させない抑圧」に抗して』青土社 山田秀頌
- 154 大野恵理『「外国人嫁」の国際社会学 「定住」概念を問い直す』有信堂 **澤田佳世**
- 156 安井眞奈美『狙われた身体 病いと妖怪とジェンダー』平凡社 **久島桃代**
- 158 Rika Saito 『The Language of Feminine Duty:

  Articulating Gender, Culture, and Covert Policy in Modern Japan 』 Peter Lang
  中村桃子
- 160 Nancy Folbre 『The Rise and Decline of Patriarchal Systems: An Intersectional Political Economy』 Verso 中村雪子

# **Special Section**

# Reproductive Justice in the Era of Political Backlash

# Reproductive Justice in the U.S. After Roe

Lisa C. Ikemoto\*

This article focuses on the role of the reproductive justice framework in protecting access to sexual and reproductive health care in the United States at a moment when reproductive rights are undeniably in jeopardy. In June 2022, a conservative majority of the U.S. Supreme Court held that the federal Constitution does not protect the right to decide whether or not to terminate a pregnancy. This article describes and assesses the reproductive health, reproductive rights, and reproductive justice frameworks, the interaction among these frameworks, and the ideological forces that shape anti-abortion politics and law. In the absence of a right anchored in the Constitution, reproductive justice advocacy and activity is becoming more important. This article considers what reproductive justice may contribute in the post-*Roe* era.

## Keywords

reproductive justice, abortion, eugenics, family values, Roe, Dobbs

## I. Introduction

The reproductive justice movement aims to shape a society in which all people have safety, resources, and freedom from oppression so that they can make reproductive and sexual decisions based on their values, identity, and hopes. In January 2023, participants of a reproductive justice summit met to envision "a new future for Reproductive Justice"

(SisterSong 2023b). The introduction asserts a "focus on fighting against all oppression to create new policies and systems." (Forward Together, Visioning New Futures 2023) Reproductive justice focuses on actual, not assumed reproductive and sexual autonomy, and on access to care, rather than choice. Reproductive justice advocates use the concept of human rights rather than rights in U.S. law

DOI: 10.24567/0002003765

-

<sup>\*</sup>Martin Luther King, Jr. Professor, University of California, Davis School of Law

(Ross & Solinger 2017, 10). Advocates and organizers define reproductive justice as an approach that centers social change activities, including community mobilization, to remove structural barriers to reproductive access.

The reproductive justice framework emerged in the late twentieth-century United States as an intervention in both the anti-abortion movement and the mainstream reproductive rights movement (Ross & Solinger 2017, 56-57; Forward Together 2005, 5-6). Reproductive justice advocates identified reproductive justice as the third framework, an addition to the long recognized reproductive rights and reproductive health approaches used to enable access to reproductive health care (Forward Together 2005, 1). They positioned reproductive justice as a strategic response to increasingly obvious limits of the reproductive rights and health models. The framework's components, which include social justice strategies and intersectionality, were not necessarily new. Rather reproductive justice advocates and coalition participants intentionally launched the framework in 1994 to foster a movement more inclusive than the mainstream reproductive rights organizations had been and better able to mobilize community-based experience and ingenuity.

From the outset, advocates positioned reproductive justice as complementary to reproductive rights and reproductive health. Even as it critiqued the existing frameworks' limits, reproductive justice advocates did not seek to supplant reproductive rights and health organizations. "All three

frameworks are imperative; by itself a single one cannot achieve the goal of ending reproductive oppression." (Forward Together 2005, 1) Reproductive justice advocates set out to strengthen the overall movement by expanding two fronts. First, reproductive justice advocates have sought to expand the fight to protect access to reproductive and sexual health care by making it more inclusive, and in doing so, challenge stereotypes used to justify barriers to access (Silliman, Gerber Fried, Ross & Gutierrez 2004, 15-19). Second, advocates have worked to situate reproductive justice as a core goal of the larger social justice agenda (Forward Together 2005, 7).

This article focuses on the role of the reproductive justice framework in protecting access to sexual and reproductive health care in the United States in the wake of Dobbs. In June 2022, a conservative majority of the U.S. Supreme Court held that the U.S. Constitution does not protect the right to decide whether or not to terminate a pregnancy. Dobbs v. Jackson Women's Health (hereinafter Dobbs) overturned nearly 50 years of precedent, including Roe v. Wade and Planned Parenthood of Southeastern Pennsylvania v. Casey (Dobbs, 2279). This article considers what reproductive justice may contribute now that state legislatures have authority to ban abortion.

While this article focuses reproductive justice work in the United States, it may serve as a resource to advocates and scholars in Japan and other countries in their work. This analysis focuses on the United States to emphasize the point that context matters. The particulars of how reproductive justice advocates define and prioritize issues, choose strategies, and build coalition varies widely, even within the U.S. The U.S.-specific experience illustrates some core strengths of the reproductive justice framework. In particular, it facilitates flexibility and creativity. Perhaps what matters most is that reproductive justice is understood as an intervention that lifts the voices of those who experience social-political marginalization and keeps the long-term goal of social justice in mind.

Part II describes the reproductive health, reproductive rights, and reproductive justice frameworks. Part III situates the U.S. Supreme Court's 2022 decision to overturn Roe v. Wade with respect to key constitutional precedent. More specifically, Part III includes analysis of how those cases and ideology shaped the legal and political battle over abortion in the U.S. The analysis ends with a brief review of Dobbs initial implications. Part IV assesses the challenges and strengths of the reproductive justice movement. It then discusses emerging pathways for reproductive justice, given current legal uncertainty and rapidly shifting political ground in the U.S. More specifically, Part IV is intended to suggest ways that using reproductive justice may contribute during times of uncertainty.

# II. Three Frameworks: Reproductive Health, Reproductive Rights, Reproductive Justice

Part II sets out three models for creating and protecting access to reproductive and sexual health care in the United States. Each subpart incorporates selected historical and ideological background that have shaped the battle for sexual and reproductive health care access in the U.S. As noted, these models or frameworks are complementary. Not surprisingly, they often overlap.

# A. Reproductive Health

The Reproductive Health framework is a service delivery model (Forward Together 2005, 2). It focuses on providing reproductive and sexual health care services. Services include contraception information and care, pregnancy testing and counseling, abortion information and services, testing and counseling for sexually transmissible infections, and other health care. Clinics designed to provide these services form the most visible evidence of the reproductive health model's success.

Reproductive health advocates also engage in other activities to bolster service delivery. Advocacy efforts encourage other health care sites to provide comprehensive reproductive and sexual health services. For example, public university students in California successfully campaigned to make medication abortion available at campusbased student health centers (California Senate Bill 24 2019). Other activities include advocacy for laws requiring comprehensive

sex education in schools, organizations that provide resources such as funds, transportation, and overnight accommodations for people seeking abortions, and efforts to increase training and research opportunities for health professionals in reproductive and sexual health care.

The reproductive health strategy emerged in the early twentieth century. Initially, a birth control movement arose to enable women, primarily married women, to use contraception to control the timing of and number of pregnancies (Ross & Solinger 2017, 32-33; CDC 1999, 1074). Since then, the meaning of "family planning" has changed in at least three ways. Family planning now includes a wider range of health services than contraception. In addition, marital status no longer defines the target audience for family planning. In its best form, service delivery assumes that anyone who needs reproductive and sexual health services should have access. Family planning has long been equated with cis-gender women's reproductive health care, although efforts to adapt service delivery to provide appropriate care to all gender identities have begun.

The reproductive health model has faced several ideological challenges. Three are worth noting here. First, conservative sexual morality characterizes access to contraception and abortion as a license to engage in illicit sex and thus, undermine patriarchal, marriage-based family. Versions of Victorian morality persist in 21st century campaigns to restrict access to reproductive and sexual health services or to

limit reproductive and sexual autonomy of marginalized communities. For example, abstinence-only sex education curriculum, deliberate dissemination of inaccurate and stigmatizing information about contraception and other health services, and pro-natalist narratives that valorize heterosexual, monogamous married couples all express this "family values" ideology. The family values ideology also links opposition to reproductive and sexual health care access to campaigns against people who are LG-BTQ+. (Dowland 2009, 4)

Second, pro-life ideology feeds opposition to reproductive health care delivery. Opposition, in part, conflates reproductive and sexual health care with abortion. This conflation is a logical extension of a series of gender-based distinctions used to categorize reproductive health care as separate from and marginal to standard health care. Women's health care has been defined as an exception or minor specialty to health care (See, e.g. Levison, Mendelsohn, Nieman 1995). Often, women's health care has been reduced to reproductive health care. And reproductive health care, in turn, is often equated solely with abortion. As a result, family planning and other reproductive health care clinics are seen as abortion clinics, and thus in the business of killing "unborn children." Abortion exceptionalism characterizes health care regulation (Borgmann 2014). Abortion is the most regulated medical procedure in the U.S. (Joffe 2018). Regulation extends to nearly every aspect of abortion care. For example, some states have tried to ban

use of state funds for clinics that do not provide abortion care, but that counsel, refer to, or are affiliated with an abortion provider (Guttmacher Institute State Laws and Policies 2023). And local governments have denied land use permits for new family planning clinics (Wells 2019).

Third, eugenic ideology has long shaped the misuse of reproductive health services. (Stern 2015) Eugenics gained widespread traction in the early 20th century U.S. It resulted in laws justified as necessary to improve the U.S. gene pool. Those laws included federal immigration restrictions, state marriage restrictions, and state laws authorizing involuntary sterilization of those deemed unfit for reproduction (Stern 2015). Nazi use of eugenics to justify the Holocaust prompted reconsideration of the so-called science and laws used to carry out eugenic goals. However, eugenic thinking has persisted. The most obvious instances arise from involuntary fertility control of people with disabilities, low-income people of color, and incarcerated people (Ikemoto 2011). Law has not authorized most impositions of fertility control, yet those who imposed forced sterilization or contraception claimed they were protecting the greater good. (Ikemoto 2011)

The reproductive health model works, in part, by countering longstanding ideologies that shape opposition to reproductive and sexual health services. The reproductive health model provides both access to the actual services and knowledge about those services. The women's health movement, formed in the late 1960s (Morgen

2002, 3; Silliman et al. 2004, 34-35) and the legal doctrine of informed consent formed the core of knowledge-based reproductive health serves. This model assumes that knowledge-based access enables autonomy and empowerment and challenges paternalism in health care.

# **B.** Reproductive Rights

The Reproductive Rights framework uses law to protect access to reproductive health care services (Forward Together 2005, 2). U.S. culture is particularly legalistic. Law is seen as an important source of authority and as a solution for social and moral problems. In that context, a rightsbased approach is necessary. Reproductive rights advocates focus on enforcing legal protections, developing law to increase access, and fending off laws intended to curtail reproductive rights. Strategies to protect reproductive rights include constitutional litigation, litigation under common law and statutory law, and engaging in the lawmaking and rulemaking processes (Forward Together 2005, 2).

For over fifty years, the U.S. Constitution has anchored the prevailing understanding of reproductive rights. More specifically, the U.S. Supreme Court has issued decisions recognizing constitutional protection against laws that authorize involuntary sterilization, ban distribution of contraceptives, and ban abortion. In 1942, the Court held invalid a state eugenics law that authorized involuntary sterilization of people convicted for theft. The Court determined that because the law treated two

forms of theft, and therefore two classes of thieves differently, the state's eugenic sterilization law violated the 14th Amendment's Equal Protection Clause (Skinner v. Oklahoma). However, in most reproductive liberty cases, the Court has located the right to make a reproductive decision within the constitutional right of privacy (Griswold v. Connecticut, Eisenstadt v. Baird, Roe v. Wade).

The text of the U.S. Constitution does not expressly mention either the right of privacy or reproductive rights. The Court has, through a series of cases, recognized that certain decisions are so personal and self-defining that they are necessary to the concept of individual liberty that the express rights describe. The implied right of privacy, therefore, encompasses protection for decisions the Court finds are deeply rooted in the nation's history and traditions and implicit in the concept of ordered liberty. The privacy cases have recognized parental autonomy (Pierce v. Society of Sisters, Meyer v. Nebraska), the right to marry (Zablocki v. Redhail, Loving v. Virgina), the right to use contraception (Griswold, Eisenstadt), the right to sexual intimacy in private spaces (Lawrence v. Texas), and until 2022, the right to decide whether to terminate a pregnancy (Roe v. Wade).

Constitutional rights protect against substantial government interference. Further, the U.S. Constitution confers only negative rights. Thus, government has no obligation to ensure that each individual has the resources necessary to exercise their rights. The Court has used a broad

concept of negative rights in abortion rights cases. In 1977, Congress barred use of federal Medicaid funding for abortion, with narrow exceptions (Hyde Amendment). The Court used the concept of negative rights to determine that the Hyde Amendment does not interfere with the abortion right because the Constitution does not obligate the government to fund abortion services. (Harris v. McRae). The Court rejected the argument that the funding ban itself interfered with the abortion right. The Court's decision has effectively prevented many low-income people from obtaining abortions. Reproductive rights advocates have so far been unable to repeal the Hyde Amendment.

Shortly after the Supreme Court decided Roe v. Wade in 1973, anti-abortion advocates began to push abortion restrictions through state legislatures. The same ideologies used against reproductive health activities have shaped abortion restrictions. Legislators voting for bills that require parental consent for minors and spousal notification for married women seeking abortion have used family values narratives to justify the laws. In the 1980s, the idea of fetal personhood gained political influence (ProPublica 2014). Anti-abortion advocates supporting abortion restrictions described pregnancy as a potential maternal-fetal conflict and abortion as murder. In the 1990s, old-fashioned paternalism emerged as an important narrative in antiabortion legislation. Laws were justified either as necessary to protect women from themselves or from abortion providers

(Siegel 2008). These "women-protective" laws required doctors to disclose oftenfalse risks of abortion, to show the fetal ultrasound to patients, and to require waiting periods after disclosure. Some laws falsely portray abortion as very dangerous to justify imposing unnecessary, sometimes impossible requirements on doctors and clinics. These laws are called "targeted regulation of abortion providers" or TRAP laws. They include hospital admitting privilege requirements for clinic doctors and requirements that clinics meet out-patient surgical center standards. Antiabortion advocates have even twisted eugenics ideology against abortion rights. Some anti-abortion advocates argue that abortion is a eugenics tool used against Black communities.

Reproductive rights advocates have responded by opposing restrictive abortion bills and by challenging the restrictions as constitutional violations. In some states, reproductive rights advocates have strengthened protection for reproductive rights through state constitutional law. For example, in November 2022, California voters passed a ballot initiative that amends the state constitution. The amendment adds express protection of reproductive rights (California Proposition 1). Reproductive rights organizations have also proposed and supported state legislation that protects access to and resources for reproductive health care (For example, New Jersey 2021; Connecticut 2022).

Reproductive rights advocates work on issues beyond abortion. For example, in

the 1970s, advocates worked to secure federal funding for family planning clinics, and litigated to implement informed consent requirements to protect patients from eugenic uses of contraception and sterilization (Relf v. Weinberger). Women's health and reproductive rights advocates pushed for FDA approval of emergency contraception, as well as medication abortion. They continue to push for expanded access to those services.

The reproductive rights and reproductive health models have been intertwined since the mid-20th century. The most obvious evidence of this is that reproductive health providers such as Planned Parenthood and Whole Women's Health have served as plaintiffs in constitutional challenges to abortion laws. The complementary nature of the reproductive rights and reproductive health models also points to a key reason the reproductive rights approach has achieved some successes: active support from the medical and public health professions.

In the mid-19th century, the medical profession actively lobbied state legislatures to enact abortion bans. The resulting laws typically contained a narrow exception "for the purpose of saving the life of the mother." (Mohr 200-202; Luker 1984, 32-33; see e.g. Texas Penal Code). These were called "therapeutic abortions," and were legal only if performed by doctors. Historians have shown that the nascent medical profession campaigned for abortion bans to achieve exclusive authority over abortion against midwives (Mohr

1979). Yet, from the mid-20th century, the medical profession changed its position on abortion law (Greenhouse & Siegel 35). By then, the medical profession had achieved its initial goal -- law required that when abortions were legally permissible, only doctors could perform them. The medical profession and public health experts have also recognized the harmful effects of abortion bans on pregnant women. Abortion bans did not stop women from getting abortions, but it prevented many from accessing safe abortions. In the pre-Roe era, many women obtained abortions in unsafe conditions and from untrained abortionists, often resulting in injury and death. Yet law prevented doctors from protecting their patients by providing safe abortions. Abortion bans harmed medical professionals as well as people seeking abortion care. Laws criminalizing abortion put doctors in legal jeopardy. In addition, bans restrict the scope of medical practice and infringe on professional autonomy to determine standard of care.

# C. Reproductive Justice

The reproductive justice framework approach uses human rights as a foundation for a robust understanding of reproductive and sexual freedom and, access to care regardless of income. Advocates target structural barriers that sustain systems of oppression. Advocates have defined reproductive justice as "the complete physical, mental, spiritual, political, economic, and social well-being of women and girls," that will be achieved "when women and girls

have the economic, social and political power and resources to make healthy decisions about our bodies, sexuality and reproduction for ourselves, our families and our communities in all areas of our lives" (Forward Together 2005, 1).

The reproductive justice framework emerged, in part, as a response to the limits of the reproductive rights model. Four limits are relevant to this analysis. First, focusing on legal rights constrains both issue framing and potential strategies to existing law. For example, the concept of negative rights assumes the government has no responsibility when poor people cannot afford to exercise their rights. The limits of law itself, then, prevents constitutional litigation from addressing the root causes of that particular problem, including structural racism. Second, reproductive rights advocates have long seen reproductive rights as necessary to achieve gender equality, yet the Court's majority has maintained the right of privacy and equal protection as separate, rather than connected doctrines. This has limited the force of reproductive rights by making the goal of gender equality secondary in constitutional analysis. Third, neoliberalism gained influence in the 1980s and 1990s. As a result, the understanding of individual rights began to align with a marketbased understanding of liberty. This occurred in general political discourse and in law. Fourth, abortion became so politicized that extremist populism has affected the process and content of legislation.

The reproductive justice framework

also responded to limitations within the mainstream reproductive rights movement. Generally, in the late 20th century, leadership in the most well-resourced and influential organizations was less diverse than the U.S. population. Those organizations set priorities that largely reflected the views and experience of white, middle class and more privileged women (Browner 2015, 10). Black women disproportionately use abortion, as compared to other racial groups. Yet, reproductive rights advocacy did not always address the ways in which racism and poverty affected abortion decisions and access to care. In addition, the movement's substantial focus on abortion overlooked the many ways in which women of color, low-income women, LGBTO+ communities experienced reproductive control (Ross & Solinger 2017, 43-54). For example, women of color, especially low-income women of color, have been more likely to experience coercion to use long-acting reversible contraception or sterilization, to be prosecuted for drug use during pregnancy, or to receive a court-ordered cesarean delivery (Ikemoto 1992, 122-125, 1228-1232, 1240-1246). LGBTQ+ people have been more likely than cis-gender people to be denied care, face discrimination by providers and staff, or receive care based on cis-gender care standards (Wingo 2018; Dawson 2021).

Reproductive justice advocates articulated the framework as an intentional strategic response at a time when social conservatism and neoliberalism were gaining influence *vis a vis* liberalism. The repro-

ductive rights and health movements arose from liberalism during the civil rights era. The abortion wars have produced a simplistic oppositional discourse that characterizes reproductive rights and health supporters as pro-choice and advocates against abortion as pro-life. Reproductive justice advocates aligned the framework with other progressive social justice movements to offer not simply opposition to prevailing conservatisms, but also an alternative to the apparent diachronic character of the abortion debate in the U.S. It has sought to sidestep that discourse by offering alternative values and visions of society, and richer, more expansive, and engaged ways of seeking change.

The reproductive justice framework uses several methodologies or strategies. Three are particularly generative. In addition, the strategies often reveal significant connection to other social justice issues as well as to reproductive health and rights organizations. The connections foster coalition work.

First, reproductive justice uses a method called intersectionality. Critical race feminism, a legal theory, also uses intersectionality (Crenshaw 1989). The concept of intersectionality acknowledges that forms of subordination, such as racism or white supremacy, patriarchy, racist nationalism, heterosexism and homophobia, rigid binary gender identity norms, disability exclusion, poverty, are not separate and parallel categories. They form matrices that stratify power (Hill Collins 2000). Intersections among these oppressions do not produce separable components that are ad-

ditive in impact. Rather they can produce stereotypes, exclusions, and norms that are specific to identities constructed at the intersections. As a result, Asian women in the U.S. face forms of subordination shaped by racism, patriarchy, xenophobia and white nationalism that are particular to Asian women (Forward Together 2005, 4; Silliman et al., 2004, 14-15). Intersectional analysis examines the ways that forms of subordination interact to maintain structures of inequality. The resulting structures of inequality, in turn, maintain barriers to reproductive and sexual freedom.

Second, the reproductive justice approach looks at the root causes of social injustice. Thus, analysis requires identifying the role of structural inequality and exclusionary cultural norms (Ross & Solinger 2017, 56). Structural inequality is maintained by social norms so deeply embedded that they mask racism, patriarchy, poverty, nativism, exclusion of people with disabilities, and marginalization of LG-BTQ+ people from social and economic life. Making structural inequality visible exposes how subordinating norms affect educational and employment opportunities, access to safe housing and neighborhoods, policing, environmental toxin exposure. Those inequalities, in turn, affect health and access to health care, including reproductive and sexual health care. Root causes analyses enables reproductive justice advocates to identify exactly how structural inequalities function as barriers to sexual and reproductive health access.

Third, the reproductive justice model

relies on local knowledge to inform root causes analyses, and community organizing to frame issues, set priorities, and develop campaigns for change (Silliman et al. 2004, 15). The issues identified by lived experience are not crafted to fit existing law or to appeal to law and policy makers. Rather they reveal the complications of structural and legal barriers. Community-based organizations and their allies can amplify the voices of people to "speak truth to power."

## III. From Roe to Dobbs

Part III provides legal background for the June 2022 *Dobbs* decision. More specifically, this part briefly describes *Roe v. Wade* and *Planned Parenthood of Southeastern Pennsylvania v. Casey* (hereinafter *Casey*), two key cases recognizing the abortion right. The analysis then sets out the U.S. Supreme Court's decision, *Dobbs v. Jackson Women's Health*. In *Dobbs*, the conservative majority overturned *Roe* and *Casey*. Part III then discusses some of the ideological and legal implications of that decision in the United States.

# A. The Right to Decide

In 1973, the Supreme Court of the United States decided *Roe v. Wade*. At issue was a Texas ban on abortion. That law dated back to the mid-nineteenth century period in which the medical profession encouraged states to criminalize abortion. The court recognized that the constitutional right of privacy protects the abortion

decision -- the right to decide whether or not to terminate a pregnancy. *Roe* was one in a series of cases in which the Supreme Court defined the right of privacy. In *Roe*, the Court aligned the abortion decision with prior decisions recognizing the right to access contraception, the right to marry, and parental rights.

Most importantly, the Court cast the right to decide as a fundamental right, the most strongly protected level of individual rights. As a fundamental right, laws interfering with the right would undergo "strict scrutiny," which requires the state to establish a compelling or strong justification. Texas offered three justifications. The Court rejected the argument that abortion bans deter "illicit sexual conduct," as a "Victorian social concern." The court recognized the justifications or interests in protecting the woman's health by ensuring the safety of abortion and protecting prenatal life. The court determined that the state's interest in protecting women's health became compelling from the beginning of the second trimester, and the interest in protecting prenatal life became compelling from "viability," the point at which a fetus could survive outside the womb. The Court rejected the argument that a fetus is a person throughout pregnancy, and held that the Texas law was invalid.

Some saw *Roe v. Wad*e as a foundation for a broader claim of reproductive rights. Those advocates asserted that *Roe* protected women's bodily autonomy -- the right to control one's own body. Others, including pro-choice advocates, have criticized

the Court's analysis, even as they fought to sustain its holding. One criticism worth noting is that the constitutional analysis medicalizes the personal decision by focusing on the woman's body and fetal development, rather than on how pregnancy and parenthood will affect the woman's ability to define her life's course, especially in a society stratified by patriarchy, racism, and other forms of subordination (Siegel 1992). By describing abortion only as a medical procedure, the court maintained medical providers as gatekeepers. While Roe has enabled more women to complete higher education, develop careers, become government officials and leaders, safely raise their existing children, it has also perpetuated gender essentialism.

Between 1973 and 1992, state legislatures enacted laws restricting access to abortion before viability, without directly banning access. Anti-abortion advocates' main strategy was to chip away at the right to decide. In 1992, the U.S. Supreme Court decided a case called Planned Parenthood of Southeastern Pennsylvania v. Casey. In that case, the Court affirmed the core principle of Roe v. Wade. However, the Court rejected the trimester analysis and weakened constitutional protection of the right to decide. The new constitutional standard permitted regulation before viability unless the restriction imposed an "undue burden" on the right to decide. As in Roe, states could ban abortion from viability except when necessary to protect the woman's life. The weaker constitutional standard empowered legislatures to

regulate abortion during early pregnancy with more intrusive laws justified as necessary to protect women and prenatal life. Restrictions included long waiting periods, requirements that pregnant women be shown ultrasound images of the fetus or receive medically inaccurate information, and rules aimed at clinics and doctors that were so expensive or impossible to implement that clinics had to close.

The Casey decision spurred legislation that relied on old patriarchal images of women in need of protection. It encouraged anti-abortion advocates to produce inaccurate information that exaggerated the risks of abortion. For example, some laws claimed that abortion causes postabortion regret and depression, increases the risk of breast cancer, and causes fetal pain. The false risks played into a new narrative that cast the "abortion industry" -- family planning clinics and abortion providers -- as a threat to vulnerable women and "unborn children." This narrative identifies abortion as something that threatens families and even, minority communities. This new narrative spins together traditional patriarchy, fetal personhood and family values, and it claims the mantle of anti-eugenics.

# B. Dobbs v. Jackson Women's Health Organization

In 2020, Supreme Court Justice Ruth Bader Ginsburg died. Then-President Trump appointed Amy Coney Barrett to replace Justice Ginsburg. Since October 26, 2020, the Supreme Court has had six very conservative justices who were skeptical of the right to decide and the right of privacy. Three liberal justices whose judicial opinions recognized the right of privacy, including the right to abortion, formed a minority.

On June 24, 2022, the conservative majority of the Supreme Court overturned Roe v. Wade in a case called Dobbs v. Jackson Women's Health Organization. As a result, the U.S. Constitution no longer protects the right to decide whether or not to terminate a pregnancy. The decision substantially reduces the scope of the right of privacy and eliminates a core element of legal protection for reproductive rights.

The Dobbs decision to overturn Roe reflects three strands of conservatism in American politics. The most obvious is social conservatism. More specifically, conservative Christianity influenced the Dobbs decision. That perspective prioritizes the concept of fetal interests over the pregnant person's interests and wellbeing. It relies on an assumption that abortion undermines motherhood. Second, the Dobbs decision reflects neoliberalism. Neoliberalism is a free-market ideology that defines "personal responsibility" without attention to social reality. It claims that individuals, not the government, should have the responsibility to obtain health care for themselves, including reproductive health care (Browner 2015, 8-9). The third strand of conservatism in the Dobbs decision is a version of federalism that favors state rights over federal government authority.

The *Dobbs* decision allows states to ban,

regulate, or protect abortion access with little accountability to constitutional principles. In that respect, the Dobbs holding is a victory for a form of federalism that favors robust states' rights. Yet, overturning Dobbs leaves abortion access to the current excesses of electoral politics. The content of abortion laws depends more directly on prevailing ideology. In addition, by removing constitutional protection, the Court removed a tool for holding elected officials accountable to their constituents. Legislatures that pander to an influential minority view can enact abortion laws that most state residents abhor. Many claim the *Dobbs* decisions is also a victory for populism. And yet, now that abortion opponents have achieved the goal of overturning Roe, it may become apparent that ordinary people cannot afford the many costs of actually banning abortion.

The United States is now divided. As of February 2023, twelve states have banned abortion and two have effectively made abortion unavailable (Guttmacher Institute Interactive Map February 2023). Abortion bans that apply early in pregnancy effectively block nearly all abortion. People can only obtain abortion services by traveling to states where abortion is legal or by proving that they fit into narrow statutory exceptions. Abortion bans disproportionately impact low-income people who cannot afford to travel. Because structural inequality based on race, disability, gender identity, immigration status, and other forms of subordination affect access to wealth, members of those groups on more likely to

lack the resources.

In contrast, seventeen states and the District of Columbia currently protect abortion rights. Protections include constitutional provisions and statutes (Guttmacher Institute Abortion Policy February 2023). Several states have recently expanded legal protection for abortion and other reproductive health services. Some states are also allocating more financial resources for both state residents and people traveling in-state to obtain abortions. The situation will remain fluid for years. In effect, the U.S. is in a civil war that is, at its core, a culture war.

# C. Implications

The Supreme Court's decision to overturn *Roe* has already prompted change. Some impacts were immediate and predictable -- abortion bans and substantial restrictions. In addition, *Dobbs* has created a great deal of fear and uncertainty. This discussion provides a few examples to illustrate how fear produced by recent abortion restrictions has affected health care and research, and the role that ideology plays in fostering fear and uncertainty.

The impact of the *Dobbs* decision on health care was almost immediate. Many doctors have hesitated to provide standard care because they fear accusation and prosecution for violating an abortion law. Some statutes that criminalize abortion have narrow exceptions that permit abortions when necessary to save the woman's life in a medical emergency. For example, a Missouri abortion law makes it a crime

to anyone who performs an abortion in any circumstances "except medical emergency." The statute defines "medical emergency" as a circumstance where failure to provide an abortion would cause, "serious risk of substantial and irreversible physical impairment of a major bodily function" (Missouri Stat.). Because the statutory language is extreme and vague, it has made some doctors hesitate not only to provide abortions that jeopardize the woman's life, but also miscarriage care, and treatment for ectopic pregnancy. Abortion laws and political volatility squeeze providers between risk of criminal prosecution and their professional duty to provide good care.

Some state abortion laws include language that creates uncertainty about the legality of other health procedures. For example, statements that "life begins at conception" raise questions about in vitro fertilization procedures (See, Ariz. SB 1457). Fertility clinics in abortion-hostile states have considered relocation to states without fetal personhood laws. The same language has also prompted uncertainty about biomedical research that uses human in vitro embryos, such as human embryonic stem cell research or fertility research.

Early 21st century abortion rights opponents began to turn eugenics concerns and disability rights views against abortion rights. For example, anti-abortion publicity campaigns placed billboards in predominantly Black neighborhoods that asserted that abortion was a form of racial eugenics. A few states enacted laws that restrict abortion based on sex selection.

Advocacy for laws banning sex selection often combined anti-Asian stereotypes and claims that the restrictions were necessary to prevent gender-based eugenics in Asian communities. In a 2019 Supreme Court case, Justice Thomas wrote a concurring opinion that described abortion as a tool of eugenics. Thomas' opinion mis-states the history of eugenics in the U.S. Eugenicists have used forced sterilization, not abortion as a tool of oppression (Roberts 2019). Thomas' opinion failed to acknowledge the role of structural racism and ableism as a factor in abortion rates and the lack of evidence for male preference in U.S. abortion. Yet, in Dobbs, the Court's opinion validated the misstatement by recognizing "the prevention of discrimination on the basis of race, sex, or disability" as a valid justification for restricting abortion access (Dobbs 2022, 78).

The Dobbs decision has emboldened social conservatives. For social conservatives, overturning Roe was a step toward the larger goal of establishing social control over sex, gender roles, gender identity, within a white Christian nationalist vision. In the wake of *Dobbs*, social conservatives have stepped up abortion bans and efforts that target people who are transgender. Like early abortion laws after 1973, many anti-trans laws aim at minors. For example, many bills would prohibit doctors from providing gender-affirming care for transgender youth. Patriarchy and racism in the U.S. have always relied on biological essentialism. The LGBTQ+ activists, anti-racist organizations, and the disability

rights movement all challenge biological essentialism. In the backlash against civil rights, conservative family values ideology has weaponized biological essentialism to attack trans and queer identity.

# IV. Reproductive Justice in the Post-Dobbs Era

Part IV provides a brief assessment of the reproductive justice movement's demonstrated strengths and challenges in the post-*Dobbs* era. Part IV then discusses a few ways that the reproductive justice framework can contribute to reconfiguring the movement to expand access to comprehensive reproductive and sexual health care in the U.S.

# A. Demonstrated Strengths of the Reproductive Justice Movement

Throughout the movement to expand access to reproductive and sexual health care, "Reproductive justice" is now recognized. It has become a widely used term in the broader movement for reproductive and sexual health, in civil rights, social justice, and national policy. Some use "reproductive justice" as a synonym for reproductive rights, or vice versa. Not all who use "reproductive justice" are familiar with its methodologies. However, widespread use of "reproductive justice" demonstrates the movement's impact. Young adults and youth are particularly likely to recognize and embrace reproductive justice goals and strategies.

The reproductive justice movement has

significantly impacted reproductive rights and reproductive health work. For example, some reproductive rights and health organizations now incorporate intersectionality analyses. They work in coalition with reproductive justice organizations to organize communities and achieve law and policy change (See, e.g. Forward Together Strong Families New Mexico). And some reproductive rights and health organizations have become more conscious about the need to diversify staff and leadership in order to bring a wider range of experiences and voices to their understanding of access issues.

The reproductive justice movement has also affected other social justice work. Other social justice agendas now recognize reproductive justice as a core aspect of social justice. (See, e.g. Hernandez-Simmons 2022). Thus, the reproductive justice movement has expanded the definition of social justice. In turn, reproductive justice finds synergy with goals of other social justice work. For example, reproductive justice organizers have advocated against siting sources of environmental toxins in communities of color because of effects on reproductive health.

Recognizing mutuality of goals for social and policy change provides a basis for community and organizational alliance. For example, in response to the leaked and official *Dobbs* opinions, some mainstream environmental protection organizations spoke out against overturning *Roe* and expressed support for reproductive justice organizations. "NRDC [Natural Resources Defense Council] stands with organiza-

tions such as In Our Own Voice, National Asian Pacific American Women's Forum, National Birth Equity Collaborative, National Latina Institute for Reproductive Justice, Sister Song, and many others to defend the reproductive rights of all women and people who give birth to access safe reproductive health care." (Shahyd 2022).

# B. Challenges for Reproductive Justice after *Roe*

The reproductive justice movement faces several challenges in the post-*Roe* era. Perhaps most immediately, the *Dobbs* decision shifted attention to abortion and abortion rights. Reproductive justice advocates have fought against conflating reproductive rights with abortion. They have sought to expand the issues on the reproductive and sexual health agenda. The implications of *Dobbs* shows that abortion bans affect other health care issues. Yet, the focus on *Dobbs* may result in less attention to and fewer resources for other reproductive and sexual health access issues.

In addition, the rapid implementation of state laws that ban or substantially restrict abortion services creates high demand for short term measures to reduce harms those laws cause. These measures include using litigation to challenge new abortion law, expanding reproductive health services in states where abortion remains legal, raising awareness of how abortion restrictions exacerbate racial, wealth, and other forms of subordination, and enacting greater legal protection of reproductive rights in abortion-rights states. These measures are

necessary and align with reproductive justice goals. However, the all-out response to the immediate emergency that *Dobbs* has created may undermine the reproductive justice movement's efforts to effect long term social change.

The reproductive justice movement may also face a capacity shortage. Reproductive justice advocates work simultaneously on reproductive and sexual health care access, LGBTQ inclusion, and the ways that structural inequality affects those issues. In part, this arises from intersectionality analysis. It also responds to how family values ideology links condemnation of reproductive health care access and gender identity issues. In addition, as reproductive justice has succeeded in expanding alliances with other social justice organizations, including Black Lives Matter, it has also expanded its scope of work. Dobbs has made all of these issues more pressing, in part, by emboldening social, states' rights, and neoliberal conservatives to push harder. The greater demand on reproductive justice advocates may stretch their individual, organizational, and financial capacity.

A fourth challenge the reproductive justice movement may face arises from the new civil war. *Dobbs*, as mentioned, has enabled states to enact laws that ban or substantially restrict abortion access. Abortion-hostile states have already begun to do just that. *Dobbs* has also prompted abortion rights-states to strengthen protection for reproductive rights and increase resources for reproductive and sexual health services. This is increasing

the range of experiences that reproductive justice organizers seek to recognize and amplify. This exacerbates the possibility that the movement may face a capacity shortage. It may also make it difficult to set priorities. Abortion bans increase marginalization and urgency, and they add to the gaps in access that already exist.

# C. Going forward

This discussion does not predict what will happen in the battle for reproductive justice. Nor does it propose next steps or specific strategies. Rather, this discussion highlights what the reproductive justice model can contribute no matter how the battle goes. It does assume, based on forecasts by reproductive rights and justice advocates, that the next phase of the battle will take decades.

The reproductive justice strategies this article discusses make the movement well-equipped to build alliances and coalition-based campaigns. Intersectionality analysis has already facilitated creation of organizations such as SisterSong, National Latina Institute for Reproductive Justice. and the National Asian Pacific American Women's Forum. Root causes analyses have prompted organizations like Asian Communities for Reproductive Justice to expand their agendas and mission. That organization is now called Forward Together. Forward Together's mission has expanded beyond reproductive justice. Many organizations, including In Our Own Voice, seek to amplify and support local and state reproductive justice community organizations. These organizations and others work in coalition, and increasingly ally with other social justice, rights, and health organizations.

Reproductive justice organizations have been particularly effective at contributing previously unheard voices to public discourse. Abortion-opponents had so successfully stigmatized abortion that public discourse consisted largely of political rhetoric. Recently, people have shared their abortion experiences publicly in order to de-stigmatize abortion. The initial wave of personal accounts consisted primarily of white women. Many of those accounts explained the abortion decision as a response to exceptional circumstances, including pregnancy from rape and pregnancy as a significant health risk. These stories began to break the silence and stigma of abortion. At the same time, some also reinforced the idea that only exceptional circumstances justify abortion.

Reproductive justice organizations have enabled people marginalized by racial subordination, poverty, disability, sexual orientation and gender identity, and immigration status to add their experiences. Including their stories in public discourse has had several effects. Their stories put both the need for and the barriers to reproductive and sexual health care access into context. That helps shift the discussion from the abstractions of political rhetoric and ideology to the real needs of individuals. The stories counter abortion opponents' claim that abortion is a racial eugenic tool. The personal accounts show

that structural inequality and its impacts often put Black women in situations that make abortion the most reasonable decision they can make in their circumstances. In other words, the stories show that abortion is not a stand-alone issue, but one that interacts with other oppressions. Third, adding personal accounts about abortion helps to de-stigmatize and to normalize abortion as a common experience. This, in turn, contributes to culture change.

Reproductive justice work aims at other aspects of culture change, as well. Some organizations, including Black Women for Wellness, enable community members to clarify and expand on the value of their own lived experiences (Black Women for Wellness). Culture change strategies highlight images, histories, and narratives that challenge narrow norms about family, motherhood, and gender roles. Culture change activities also channel culture change through traditional institutions. For example, Law Students for Reproductive Justice, now If/When/How, created a law schools project to incentivize adding reproductive justice curriculum in higher education (If/When/How) Other organizations work alongside civil rights organizations on cross-cutting issues, including voting rights.

The reproductive justice strategies have enabled community and organizational participants to be creative and nimble. There is no one type of reproductive justice organization. There are many. And they use intersectionality, root causes analysis, and community-based activities in a wide variety of ways. In other words, the reproductive justice framework is generative. That makes it well-suited to work pro-actively. The reproductive rights movement was hampered, in the past, by a largely reactive, defensive response to anti-abortion laws and activities. It is likely that reproductive justice strategies contributed to the reproductive rights movement's shift to proactive work.

Finally, the definition of reproductive justice suggests pathways forward. Reproductive justice has embraced human rights as a conceptual foundation for achieving its goals. Human rights remain distinct from the understanding of individual rights in the U.S.; human rights include affirmative rights. Nor has neoliberalism eroded the concept of human rights to procedural rights. The reproductive justice movement's express embrace of human rights may facilitate alliance across borders with, for example, the Green Wave in Latin America (Chang, Mehta and Kenin July 7, 2022), or the nascent reproductive justice activities in Japan.

## V. Conclusion

The U.S. Supreme Court's decision in *Dobbs v. Jackson Women's Health* has undermined the status and health of women, lesbian, gay, bisexual, transgender, and queer people. *Dobbs* opened the door to state control over pregnancy. It has also spurred many states to enact laws that regulate sexual intimacy and gender roles in other ways. For example, in the first year

after *Dobbs*, conservative legislatures have enacted bans on access to gender-affirming care for people who are transgender. No doubt, other types of bans will follow. Many of these laws are not enforceable. But they show that abortion is not a standalone issue. Abortion restrictions are part of a matrix of social and legal rules that maintain inequality and privilege. And they do so in disregard of the fact that people already marginalized by racism, poverty, immigration status, and other structures of subordination will experience the greatest harms.

In terms of advocacy for reproductive health access, the Dobbs decision positions the U.S. with countries that do not have constitutional protection for abortion rights. In that setting, the reproductive justice framework becomes more important. In the U.S., women of color organizations have used the reproductive justice approach to leverage social change and change in the reproductive health and rights movement. Reproductive justice leaders have not asserted that the reproductive justice framework is a totalizing theory. Rather, they have described it as a complementary approach. While this has not occurred without tension within the movement, the "complementary" approach has expanded the advocacy base and its strategies. Those expansions will be critical in the ideological civil war now taking place in the U.S.

This article discusses three strategies that reproductive justice advocates use. These strategies are adaptable and form only a starting point for reproductive justice-based advocacy. Intersectionality analysis requires identifying key forms of subordination and the communities impacted by them. Assessing how social, institutional, and governmental authorities interact with marginalized communities in ways that produce greater reproductive control and harm requires experiential knowledge from community members. It also directly engages with ideologies used to naturalize and justify control. Intersectionality analysis produces a more contextualized and nuanced understanding of the ways that social norms and formal rules divide us and respect for those who face greater barriers as a result. At the least, intersectionality analysis can prompt advocates to start every gathering and project with the questions: who else should be here; whose voice are we missing?

Reproductive justice work also requires analysis of the root causes of reproductive injustice. Typically, root causes analysis examines how social, economic, and government structures maintain patriarchy and other forms of subordination. It can also examine how other forces of social injustice shape reproductive injustice. This makes reproductive justice work daunting. But advocacy agendas can include short term goals as well as long term social change. In addition, root causes analysis helps identify ally organizations. For example, allies might include organizations addressing on LGBTQ issues, sex trafficking, sexual assault and harassment, immigration and xenophobia, environmental degradation, militarization, labor, and health care.

Reproductive justice values community-based knowledge and organizational work. As a result, there may not be a national agenda or agreement on priorities. Because reproductive justice analysis requires contextualization, that result is logical. In one region, advocates may recognize that environmental toxins pose the greatest threat to reproductive justice. In another region, xenophobia and its impacts on immigrants and ethnic minorities may become the priority issue. It is also possible, however, to organize nationally and internationally to address one issue. In the United States, many if not most reproductive justice organizations, as well as reproductive rights and health organizations have prioritized working to protect abortion access. In Latin America, advocates in several countries have formed the Marea Verde or Green Wave movement that mobilizes action for abortion access. In these movements, reproductive rights and health work rely primarily on law and health expertise. Reproductive justice is most likely to use and create strategies that draw grassroots energy, raise community voices and knowledge, and generate ideological change. It asserts the goal of building an inclusive, just society, one in which all "have the complete economic, social, and political power and resources to make healthy decisions about our bodies, our families, and our communities in all areas of our lives." (In Our Own Voice 2023).

#### References

Arizona SB 1457, 55th Legislature, 1st Regular Session (Ariz. 2012)(enjoined in 2022).

Black Women for Wellness, "About Us," 2022. https://bwwla.org/about/. (Accessed February 13, 2023).

Borgmann, Caitlin E., Abortion Exceptionalism and Undue Burden Preemption, 2014. 71 *Washington & Lee Law Review* 1047.

Box v. Planned Parenthood of Ind. & Ky., Inc., 139 U.S. 1780 (2019) (Thomas, J., concurring).

Browner, Carole H., 2015, *The Politics of Reproduction: From Reproductive Rights to Reproductive Justice*, Oxford Handbooks Online.

California Senate Bill 24, "College Student Right to Access Act," 2019. https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill id=201920200SB24. (Accessed February 12, 2023).

California Proposition 1, 2022, Constitutional Right to Reproductive Freedom. Legislative Constitutional Amendment, California General Election, November 8, 2022. https://voterguide.sos.ca.gov/propositions/1/ (Accessed January 5).

Casas, Ximena, 2021, "How the 'Green Wave' Movement Did the Unthinkable in Latin America." *NYTimes. com.* November 1. https://www.nytimes.com/2021/11/01/opinion/abortion-latin-america.html. (Accessed February 13, 2023).

Centers for Disease Control and Prevention, 1999, "Family Planning," *Morbidity and Mortality Weekly Report.* 48(47): pp 1073-1074. https://stacks.cdc.gov/view/cdc/27203 (Accessed February 12, 2023).

Chang, Ailsa; Mehta, Jonaki; Kenin, Justine, July 7, 2019, What the U.S. can learn from abortion rights wins in Latin America, National Public Radio. https://www.npr.org/2022/07/07/1110123695/abortion-roe-latin-america-green-wave February 17, 2023.

- Collins, Patricia Hill, 2000, *Black Feminist Thought: Knowledge, Consciousness, and the Politics of Empowerment.* New York, NY: Routledge.
- Colorado House Bill 1279, "Reproductive Health Equity Act," 2022. https://legiscan.com/CO/text/HB1279/id/2558382. (Accessed February 12, 2023).
- Connecticut House Bill 5414, "An Act Concerning the Provision of Protections for Persons Receiving and Providing Reproductive Health Care Services in the State and Access to Reproductive Health Care Services in the State," 2022. https://legiscan.com/CT/text/HB05414/id/2579572. (Accessed February 12, 2023).
- Congressional Research Service, *The Hyde Amendment: An Overview*, 2022, https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF12167. (Accessed February 10, 2023).
- Crenshaw, Kimberlé, 1989, "Demarginalizing the Intersection of Race and Sex: A Black Feminist Critique of Antidiscrimination Doctrine, Feminist Theory, and Antiracist Politics." *University of Chicago Legal Forum.* 1989(1): pp. 141-149.
- Dawson, Lindsay, Frederiksen, Brittni, Long, Michelle; Ranji, Usha; Kates, Jennifer, 2021, LGBT+ People's Health and Experiences Accessing Care, Kaiser Family Foundation: *Women's Health Policy, Report*, July 22, 2021, https://www.kff.org/report-section/lgbt-peoples-health-and-experiences-accessing-care-report/ (Accessed January 5, 2023).
- Dobbs v. Jackson Women's Health Org., 142 U.S. 2228 (2022).
- Dowland, Seth, 2009, "Family Values" and the Formation of a Christian Right Agenda. *Church History*, 78:3 (September 2009): pp. 606-631.
- Eisenstadt v. Baird, 405 U.S. 438 (1972).
- Flynn, Sheila, 2022, "Mexicans Used to Go to the US for Legal Abortions. Now They're Inviting Americans In." *Independent.co.uk*. June 27. https://www.independent.co.uk/news/world/americas/abortion-mexico-america-network-solidarity-b2109885.html. (Accessed February 13, 2023).
- Forward Together (formerly Asian Communities for Reproductive Justice), "A New Vision," 2005. https://forwardtogether.org/wp-content/uploads/2017/12/ACRJ-A-New-Vision.pdf. (Accessed February 8, 2023).
- Forward Together, "Stronger Families New Mexico: Building Power for New Mexico Families," https://forwardtogether.org/programs/state-national-action/strongfamiliesnm/. (Accessed February 13, 2023).
- Forward Together, "Visioning New Futures for Reproductive Justice," 2023, January 24. https://forwardtogether.org/visioning-new-futures-for-reproductive-justice/. (Accessed February 8, 2023).
- Ginsburg, Faye D., and Rayna Rapp, eds., 1995, Conceiving the New World Order: The Global Politics of Reproduction. Berkeley, CA: University of California Press Greenhouse, Linda & Siegel, Reva, 2010, Before Roe v. Wade: Voices that Shaped the Abortion Debate Before the Supreme Court's Ruling. Kaplan Publishing.
- Griswold v. Connecticut, 381 U.S. 479 (1965).
- Guttmacher Institute, "Abortion Policy in the Absence of Roe," February 1, 2023. https://www.guttmacher.org/state-policy/explore/abortion-policy-absence-roe. (Accessed February 13, 2023).
- Guttmacher Institute, Interactive Map: US Abortion Policies and Access After Roe, as of February 16, 2023. https://states.guttmacher.org/policies/ Accessed February 18, 2023.
- Guttmacher Institute, State Laws and Policies: State Family Planning Funding Restrictions,

  As of February 1, 2023, https://www.guttmacher.org/state-policy/explore/state-family-planning-funding-restrictions. Accessed Feb. 15, 2023.

- Harris v. McRae, 448 U.S. 297 (1980).
- Hartmann, Betsy, 2016, *Reproductive Rights and Wrongs: The Global Politics of Population Control.* Chicago, IL: Haymarket Books.
- Hernandez-Simmons, Eva, 2022, "Why Environmental Justice is Part of Reproductive Justice." *SierraClub. org.* June 24. https://www.sierraclub.org/articles/2022/06/why-environmental-justice-part-reproductive-justice. (Accessed February 8, 2023).
- Hyde Amendment, Public Law 117-103, "Consolidated Appropriations Act," 2022, Div. H §§506-507, 136 Stat. 49.
- If/When/How, "Who We Are," 2023, https://www.ifwhenhow.org/about/who-we-are/. (Accessed February 13, 2023).
- Ikemoto, Lisa, 1992, The Code of Perfect Pregnancy: At the Intersection of the Ideology of Motherhood, The Practice of Defaulting to Science, and the Interventionist Mindset of Law, 53 *Ohio State Law Journal* 1206-1306.
- Ikemoto, Lisa, 2011, Infertile by Force and Federal Complicity: The Story of Relf v. Weinberger, in *Women and the Law Stories Book*, Chapter 5, Elizabeth M. Schneider & Stephanie M. Wildman eds. Foundation Press/Thomson Reuters.
- In Our Own Voice: National Black Women's Reproductive Justice Agenda, "Reproductive Justice," 2023. https://blackrj.org/our-issues/reproductive-justice/. (Accessed February 8, 2023).
- Joffe, Carole, Abortion Providers and the New Regulatory Regime: The Impact of Extreme Reproductive Governance on Abortion Care in the United States, 2018, *Revue de Recherche en Civilisation Americaine*, 8 /2018, https://journals.openedition.org/rrca/pdf/977 (Accessed January 15, 2023)

Lawrence v. Texas, 539 U.S. 558 (2003).

Levison, Sandra P., Mendelsohn, Kathleen D., Nieman, Linda Z, et al., Sex and Gender Bias in Anatomy and Physical Diagnosis Text Illustrations, 1994, *JAMA* 272(16), pp. 1267-70.

Loving v. Virginia, 388 U.S. 1 (1967).

Luker, Kristin, 1984, *Abortion and the Politics of Motherhood*. California: University of California Press. *Meyer v. Nebraska*, 262 U.S. 390 (1923).

Missouri Stat. Title XII Public Health And Welfare 188.017. Right to Life of the Unborn Child Act. https://revisor.mo.gov/main/OneSection.aspx?section=188.017&bid=47548 Accessed February 1, 2023.

Mohr, James C., 1979, *Abortion in America: The Origins and Evolution of National Policy*. United Kingdom: Oxford University Press.

Morgen, Sandra, 2002, Into Our Own Hands. New Jersey: Rutgers University Press.

National Asian American Pacific American Women's Forum, "About," 2023. https://www.napawf.org/about. (Accessed February 13, 2023).

National Birth Equity Collaborative, https://birthequity.org/news/black-women-led-organizations-launch-reproductive-justice-agenda-on-49th-anniversary-of-roe-v-wade/ (Accessed February 13, 2023).

National Latina Institute for Reproductive Justice, Who We Are, https://www.latinainstitute.org/en/whowe-are (Accessed January 15, 2023).

New Jersey Public Law 2021, Chapter 375, 2022. https://legiscan.com/NJ/text/S49/id/2467762. (Accessed February 12, 2023).

Obergefell v. Hodges, 576 U.S. 644 (2015).

Pierce v. Society of Sisters, 268 U.S. 510 (1925).

Planned Parenthood v. Casey, 505 U.S. 833 (1992).

- ProPublica, 2014, The Personhood Movement: Where it came from and where it stands today, https://www.propublica.org/article/the-personhood-movement-timeline (accessed January 15, 2023).
- Roberts, Dorothy, 2019, Dorothy Roberts argues that Justice Clarence Thomas's Box v. Planned Parenthood concurrence distorts history, June 6, 2019. https://www.law.upenn.edu/live/news/9138-dorothy-roberts-argues-that-justice-clarence Accessed Feb. 13, 2023.
- Romo, Vanessa, 2021, "Mexico's Supreme Court Has Voted To Decriminalize Abortion." *NPR.org.* September 7. https://www.npr.org/2021/09/07/1034925270/mexico-abortion-decriminalized-supreme-court. (Accessed February 13, 2023).
- Relf v. Weinberger, 184 U.S. App. D.C. 147 (1977).
- Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973).
- Ross, Loretta J., and Rickie Solinger, 2017, *Reproductive Justice: An Introduction*. Oakland, CA: University of California Press.
- Shahyd, Khalil, 2022, The Climate Crisis is a Reproductive Justice Issue, NRDC Expert Blog, May 05, 2022, https://www.nrdc.org/experts/khalil-shahyd/climate-crisis-reproductive-justice-issue (Accessed December 28, 2022).
- Shoichet, Catherine E., 2022, "More Americans Who Want Abortions are Turning to Mexico for Help." *CNN.com.* July 25. https://www.cnn.com/2022/07/21/health/mexico-abortion-assistance-cec. (Accessed February 23, 2023).
- Shahyd, Khalil, 2022, "The Climate Crisis is a Reproductive Justice Issue." *NRDC.org.* May 5. https://www.nrdc.org/experts/khalil-shahyd/climate-crisis-reproductive-justice-issue. (Accessed February 8, 2023).
- Siegel, Reva, 1992, Reasoning from the Body: A Historical Perspective on Abortion Regulation and Questions of Equal Protection, 44 Stan. L. Rev. 261 (1992).
- Siegel, Reva, 2008, The Right's Reasons: Constitutional Conflict and the Spread of Woman-Protective Anti-Abortion Argument, 57 *Duke Law Journal* 1641-1692 (2008).
- Silliman, Jael, Marlene Gerber Fried, Loretta Ross, and Elena R. Gutierrez, 2004, *Undivided Rights*. Cambridge, MA: South End Press.
- SisterSong, 2023a, "Reproductive Justice." https://www.sistersong.net/reproductive-justice. (Accessed February 13, 2023).
- SisterSong, 2023b, "Visioning New Futures for Reproductive Justice Declaration 2023," 2023, January 25. https://www.sistersong.net/visioningnewfuturesforrj. (Accessed February 13, 2023).
- Skinner v. Oklahoma, 316 U.S. 535 (1942).
- Stern, Alexandra Minna, 2015, Eugenic Nation: Faults and Frontiers of Better Breeding in Modern America. California: University of California Press.
- Taladrid, Stephania, 2022, "The Post-Roe Abortion Underground: A Multigenerational Network of Activists is Getting Abortion Pills Across the Mexican Border to Americans." *NewYorker.com*. October 10. https://www.newyorker.com/magazine/2022/10/17/the-post-roe-abortion-underground.(Accessed February 13, 2023).
- Texas Penal Code, 2A: Arts 1191, 1196 (1961). Note that Texas' 1961 statute was substantively the same as its mid-nineteenth century abortion law.
- United States Public Law 117-103, "Consolidated Appropriations Act," 2022, Div. H §\$506-507, 136 Stat. 49.
- Wells, Rachel, Abortion Rights Foes Have Weaponized Zoning Regulations. Here's How. April 18, 2019. htt-ps://rewirenewsgroup.com/2019/04/18/abortion-rights-foes-have-weaponized-zoning-regulations-heres-

how/ Accessed Feb. 3, 2023.

Washington House Bill 1851, "Preserving a Pregnant Individual's Ability to Access Abortion Care," 2022. https://app.leg.wa.gov/billsummary?BillNumber=1851&Year=2021&Initiative=false. (Accessed February 12, 2023).

Whole Woman's Health v. Jackson, 142 U.S. 522 (2021).

Wingo, Erin, Ingraham, Natalie, Roberts, Sarah C.M., 2018, Reproductive Health Care Priorities and Barriers to Effective Care for LGBTQ People Assigned Female at Birth: A Qualitative Study, *Women's Health Issues*, Jul-Aug, 28(4), 350-357.

Zablocki v. Redhail, 434 U.S. 374 (1978).

(掲載決定日:2023年5月18日)

# 要旨

ロー判決以後のアメリカ合衆国における リプロダクティブ・ジャスティス

リサ・C・イケモト\*

本稿は、リプロダクティブ・ライツが間違いなく危機にあるアメリカ合衆国において、性と生殖のヘルスケアへのアクセスの保障における、リプロダクティブ・ジャスティス(性・生殖・再生産をめぐる社会正義)という概念枠組みの役割に焦点を当てる。2022年6月、妊娠を継続するかしないか決める権利を合衆国憲法は保障しないという判決が、アメリカ合衆国最高裁の保守多数派によって下された。本稿では、リプロダクティブ・ヘルス、リプロダクティブ・ライツ、そしてリプロダクティブ・ジャスティスのフレームワークと、これら三つのフレームワークの相互作用、そして反中絶の政治と法を導き出しているイデオロギー的な力に関して記述し、評価する。憲法に保障された権利が不在という状況の中、リプロダクティブ・ジャスティスの権利擁護と活動はより重要になってきている。本稿では、ポスト・ロー判決の時代において、リプロダクティブ・ジャスティスがどのような貢献ができるか考察する。

キーワード

リプロダクティブ・ジャスティス、中絶、優生思想、保守的な家族規範(family values)、ロー判決、ドップス判決

(翻訳:大室恵美)

この論文の日本語訳は以下のリンクから読むことができます。

https://www2.igs.ocha.ac.jp/ips/ips27/



<sup>\*</sup>カリフォルニア大学デービス校法学部マーティン・ルーサー・キング Jr. 教授

コメント

# 「正義」の正しさと厄介さ

大橋由香子\*

# 時とともに進化していく?

かつて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の時代があり、その限界や問題点を、排除され周縁化されてきた様々な少数派(民族や階級、障害、セクシュアリティなど)が告発し、インターセクショナリティ=差別の交差性を重視することによって、リプロダクティブ・ジャスティスという概念に生まれ変わった。こうした物語に対して、半分は納得しながら、私は腑に落ちなさも感じているという見方(進歩史観)への違和感でもある。

以前あった概念が古くなり、「新しい」ものに移り変わっていくのは、ある意味で当然のことである。状況の変化に伴い、バージョンアップされていくのでなければ、あまりにも悲しい。「主流」や「多数派」の属性にあるフェミニストは、差別構造を告発されるまで、誰かを踏みつけていることに気づかない・認識できていない現実がたくさんある。それに対して、「少数派」が声を

あげ告発しつづけてきた。

しかし、「新しい」ものへの移り変わりを描くことには、それまでのフェミニズム運動の中での偏見、脆弱性、狭さを批判し、より深く広くラディカルにしようとしてきた営みを、結果として存在しなかったことにしてしまう危険もある。

少しマシになってきた部分もあれば、すぐまた後退し、肝心なことをまたもや後回しにした、という場面の繰り返しだったかもしれない。そうしたやりとり、トラブル、議論や葛藤をずっと抱えながら、フェミニズムの運動はつづいてきたのではないだろうか。

こうした疑問を抱く私にとって、イケモト・リサさんの「リプロダクティブ・ライツ」、「リプロダクティブ・ヘルス」、「リプロダクティブ・ジャスティス」の定義は、時系列的な進歩史観的な捉え方とは異なっていて、とても新鮮だった。

私が抱いた疑問を説明するために、「リ プロダクティブ……」という概念の歴史を

DOI: 10.24567/0002003766

<sup>\*</sup>フリーライター・編集者、大学非常勤講師

振り返ってみたい。

1960年代末から1970年代にかけて、先進工業国では、法律でも医療の現場でも中絶が禁じられ、産むことを期待・強要される現実に対して、避妊や中絶へのアクセスと権利を求める運動があった。同時に、「産むべきでない」とされた人たちへの強制的な不妊化や危険なホルモン避妊法に反対する動きも起きていた。「産むべきではない」ターゲットにされたのは、援助国・援助機関から人口減少を強要された開発途上国の人々と、先進工業国の先住民族や少数民族、移民、障害者などである。

1980年代になると、産むべきとされ た女、産むべきではないとされた女たち が、個別の要求は違っていても、人口 政策という共通の敵に対抗するために、 Contraceptive&Abortion Rights (避妊と中絶 の権利)、Stop forced sterilization (強制的な 不妊化の中止) の両方を求めるという意味 で、リプロダクティブ・フリーダムやリプ ロダクティブ・ライツという概念が生まれ た」。これは、帝国主義的な支配や植民地主 義の歴史、製薬会社の利潤追求への批判と ともに、フェミニズムの中に潜む人種差別 や障害者差別、異性愛強制主義への告発を 受け止め問い直した結果とも言える。こう した試行錯誤もまた、「ジャスティス」への 萌芽なのではないだろうか。

女性運動から生まれた概念が、1994年の カイロ人口開発会議や95年の北京女性会 議で提唱される際には、バチカンやイスラム諸国など性の自由や女性の権利を認めない国による反対があった。各国政府の攻防が繰り広げられた結果、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の定義は、長くてわかりづらくなった。フェミニズム運動から生まれた時のパワーがマイルドになった、妥協の産物とも言える。

例えば、「リプロダクティブ・ライツ」にはセクシュアル・ライツも含まれるという合意があったにも関わらず、最終的には原文では削除されたという。こうした経緯を含めて、日本語訳には、「性と生殖に関する……」と「性」という文字が入るようになった<sup>2</sup>。

訳語の問題も含め、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という概念が日本に入る過程で骨抜きにされそうになったのを、フェミニストたちが力を合わせ、男女共同参画基本計画などを通じて実現させようとした。ところが、2000年代に入ると宗教右派も含む保守派によるジェンダーフリー・バッシング、性教育たたきの勢いが増す。国会や行政、地方自治体などは「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉を使わないようになり、性教育において避妊や中絶を扱うことはタブーになっていった。

さらに問題をややこしくしているのは、 カイロ会議後、日本にリプロの概念を定着 させようとした過程で、「ライツ」はあまり

<sup>1</sup> 大橋由香子「リプロVS人口政策・家父長制」『福音と世界』2020年3月号 新教出版社

<sup>2</sup> 芦野由利子、大橋由香子、柘植あづみ編「優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス/ライツをめぐる攻防一の堂本暁子元参議院議員に聴く」、明治学院大学社会学部紀要『社会学社会福祉学年報』161号(2023年2月)291-320p

強調せず、「ヘルス」として普及させようというムードがあったことだ。

「権利」という言葉や概念は反発を招く傾向があるので、「ヘルス=健康」のほうが受け入れられやすい、という意図が、行政や専門家にあったように思われる。気がつけば、「リプロダクティブ・ライツ/ヘルス」の順番が、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」になっていたという指摘もある。

### 日本語の語感にひそむもの

このように「権利」という言葉が遠慮が ちに使われ、「リプロダクティブ・ヘルス/ ライツ」が普及しない日本で、「リプロダク ティブ・ジャスティス」もなかなか定着し ない。それはなぜなのかを考えてみたい。

日本語で「正義」と聞くと、何をイメージ するだろうか? 「正義の味方」と答える 人が多いのではないか。スーパーマン、弱 者を守るヒーロー、いわば、マチズモの象 徴。「弱者 | を「保護すべき | という家父長 制的な匂いがする。これは女性にとってだ けではなく、障害者運動の団体の一つ「青 い芝の会」も「われらは愛と正義を否定す る」と言っていた。つまり正義というと、世 間や国家が押しつけてくる「正しさ」が思 い浮かび、社会運動の主体が求めるものと しては、捉えにくいのではないか。などと 書くと、冗談と思われるかもしれないが、 英語と日本語のニュアンスやイメージの差 異は、意外に大きいと私は考えている。同 じ理由から、英語圏の議論を日本にそのま

ま当てはめることの危うさも感じる。

これは「権利」について、特に「中絶の権利」に関しても言える。中絶を権利と言い切れるのかという迷い・躊躇は、女性運動の中でずっと存在してきた。私自身が関わるようになった1982年以降の優生保護法関係の運動の中でも、こうした躊躇について何回も話し合われた。

妊娠を継続し出産すれば、人間になる。そうであれば、中絶はやはり「命の芽を摘むこと」かもしれない。こう書くと、中絶に反対するアメリカ合州国のプロライフのようだが、女性運動や社会運動の中にも、こうした「生命尊重」感覚をもつ人はいる。また、「働く権利」「労働の権利」「投票・立候補の権利」には戸惑いを感じないのに、「中絶」は「権利」とのマッチングが難しい。これは1880年から存在しつづけている刑法堕胎罪による中絶のスティグマ化に加え、戦後の水子供養キャンペーン、中絶禁止派が学校に配布したビデオ教材、保健体育の教科書や副読本なども影響しているだろう。

「アボーション・ライツ」という英語には抵抗を感じないのに、「中絶の権利」と言うことにためらいを感じるのはなぜなのか。言語と文化、語感の違いを考えさせられる。

イケモトさんの話に出てきた、胎児人格 や母性イデオロギーの抑圧性をきいて、私 は韓国の堕胎罪廃止の運動について思い出 した<sup>3</sup>。韓国では、中絶のスティグマをなく

<sup>3</sup> もっと安全な中絶をアクション(ASAJ)主催マンスリーイベント第6回「堕胎罪廃止を実現させた韓国の女性運動 – 産婦人科医ユン・ジョンウォンさんに訊く」(2021年3月28日実施)より。アーカイブ動画を下記で視聴できる。配信 URL:https://youtu.be/F0YhKQ2Fy7o

し、「女性VS胎児」という構造を変えるために、積極的に言葉を言い換えたという。 「母親」ではなく「妊娠した女性」、「赤ちゃん」ではなく「胎児、胎芽」、「子どもを堕ろす」ではなく「妊娠を中止する」など。

それを聞いた私は、日本でも、「中絶は 命の芽をつむこと、赤ちゃんを殺すこと」 という表現に対して、予期しない妊娠を継 続・出産できない人が、「元の自分の体に 戻ること」と言い換えたいと強く思った。 罪悪感で押しつぶされたり、悲しみを感じ たりすることもあるけれど、殺したのでは なく、わたしが生きるために必要な選択と いう捉え方も広まってほしい。それによっ て変わることがある。

中絶を犯罪とみなす発想は、女性を罰することが好きな女嫌いの文化(ミソジニー)と相まって、誰にも相談できない、「助けて」と言えない状況を作っている。新自由主義は個人に責任を押し付けるというイケモトさんの言葉にあるとおり、日本では、自己決定という大事なことが、自己責任にすり替えられている。

母体保護法の配偶者同意要件によって、 夫が出産を強要する場合や、相手男性に逃 げられた女性は、中絶を選べない。10万円 以上する手術料を払えないまま妊娠を継続 する場合もある。公園のトイレや自宅で産 み落とすことでしか妊娠を終了できず、遺 体遺棄などで逮捕される事例も報道され る。そこでは女性へのバッシングも起き る。子育て支援の少なさとともに、中絶へ のハードルの高さは、妊娠したら帰国させ られると恐れる技能実習生も、困難な状況 に追い込んでいる。 アフターピル(緊急避妊薬)が薬局で買えない、価格も高い、アボーションピル(経口中絶薬)も認可されていない(2023年3月時点)。そもそも男女の賃金格差が正社員でも大きいうえに、非正規雇用に追いやられやすい女性の貧困、ジェンダーギャップ指数の低さに喘いでいる日本。交差性を重要視し、「リプロダクティブ・ジャスティス」を実現するのは、こうした過酷な格差をなくすことを意味する。

しかしそれは、リプロに取り組むフェミニズムだけでは実現できない。他の社会運動の中に、からだやセクシュアリティについて、自分のことは自分が決める、私の体を私が生きたいように生きる、そのために必要な医療を要求する、不当な介入は許さない。こうした視点が浸透することが大切である。

理論や研究、運動と呼ばれるものも、私 自身も、たりないところや間違いがたくさ んある。このかん、トランスジェンダーを めぐり、分断や対立が生じていると言える のではないだろうか。シス男性とシス女性 の権力の違いを無いことにはせず、女性の 安全が守られ、シスジェンダー中心主義の 間違いを自覚して変える努力をしながら、トランス女性も、トランス男性で妊娠する 可能性のある人も、ノンバイナリーも、必 要なケア、望む医療を得られなければい けない。そのための意見交換をすること が、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ /ジャスティス」を実現するために、いま の日本で必要だと痛感する。

アメリカ合州国やポーランドなど、中絶 の権利が奪われている中での闘いがあり、 韓国やアルゼンチン、メキシコでは中絶を るはずだと考えるのは、あまりに楽観的す 非犯罪化することに成功している。日本で も、希望をもちたい。その力は私たちにあ

ぎるだろうか。

コメント

### 一時的移民プログラム下の移民女性の滞在権と リプロダクティブ・ジャスティス

髙谷幸\*

### 移民女性にとっての リプロダクティブ・ジャスティス

リプロダクティブ・ジャスティス(以 下、RJ) は、既存のリプロダクティブ・ラ イツを求める運動や言論が、主に中絶にか んする個人の選択権の保障へと焦点化して きたことにたいする批判のなかから生み出 されたアイデアである (Ross and Solinger 2017)。アメリカの黒人女性をはじめとす るマイノリティ運動は、リプロダクティ ブ・ライツが主に白人女性らによる中絶の 権利として展開されてきたことに限界を見 出し、自らの経験に立脚してRJを求めるよ うになった。彼女たちは、再生産の安全と 尊厳は「よい医療、適切な住宅を得たり、 生活できる賃金が支払われる仕事に就くた め、また警察のハラスメントなしに暮らす ことや物理的に健康な環境でレイシズムを 免れて暮らすための様々な資源を有するこ とに依存している | と主張する (Ross and Solinger 2017: 56)。そして、避妊や中絶に 関する法的権利としてのリプロダクティ ブ・ライツに、マイノリティが安全と尊厳

をもって生活できるための社会的な正義が あわさることで、RJは達成されるという (Ross and Solinger 2017: 64-65)。 つまり権利 を、社会的文脈から切り離された個人の選 択権として捉えるだけでは不十分であり、 そうした権利の行使を制約する構造や制 度、主流文化における不平等や不正義も含 めて問題化する必要があるということだ。 同時に、マイノリティ女性の経験からは、 避妊や中絶の法的な権利だけではなく、母 親になる権利も重視される。それゆえ、RJ はより具体的にいえば、「(1)子どもをも たない権利、(2) 子どもをもつ権利、そし て(3)安全で健康的な環境で子どもを育て る権利しという主要な価値を含んでいる。 くわえてそれは、「すべての人間にとって の性的な自律、ジェンダーの自由を要求す る | という (Ross and Solinger 2017: 65)。

「産むか産まないか」の権利だけでなく、 その権利(の行使)を条件づける社会的な 不平等や不正義、また子どもを育てる権利

DOI: 10.24567/0002003767

<sup>\*</sup>東京大学大学院人文社会系研究科准教授

をも含む形で構想されているRJは、日本における技能実習生など一時的移住プログラム下で働く移民女性の再生産を考える際にも示唆的な視点である。後述するように、技能実習生の妊娠や出産については、近年、政府もその法的権利を強調するようになっている。一方で、現実には、彼女たちの妊娠や出産には様々な障壁があり、また子どもを育てる権利まで含めると、その行使はほとんど不可能になっている。その行使はほとんど不可能になっている。その大きな障壁になっているのが、移民女性と彼女の子どもの滞在権に基づく制約である。そこで本稿では、彼女たちの滞在権がいかにRJの達成を阻んでいるかを検討する。

### 外国人技能実習生の 妊娠・出産と子育てをめぐる現実

外国人技能実習制度は、人材育成による 国際貢献を目的とした外国人研修生制度に つながる制度として1993年に創設され、幾 度かの制度改変を経ながら現在まで運営さ れてきた。現実には、人手不足の労働現場 において移民労働者を雇う制度として用い られてきたことは周知の通りである。技 能実習生は最大5年間日本に滞在し、就労 できる。つまり雇用契約に基づいて期間限 定の在留資格(滞在権)が認められてい る。家族帯同は認められていない。実習終 了後、特定技能1号という在留資格に移行 して働くことができるが、こちらも最大5 年間の期限があり、家族帯同は認められて いない1。技能実習制度や特定技能1号のよ うに、「受け入れ国における居住と雇用が 一時的な労働許可に結びつく限りで認めら れ、自動的にはホスト社会の永住権にはつ ながらないプログラム |を「一時的移住プ ログラム | という (Ruhs 2006)。この定義 では、家族帯同については触れられていな いが、多くの場合、一時的移住プログラム の下で働く移民には家族帯同が認められて いない。

さて近年、外国人技能実習生の妊娠、出産をめぐる課題が社会的な関心を集めている。技能実習生が周囲に妊娠を告げられず、一人で出産し、その子どもを「遺棄」したとして逮捕される事件が複数起きている<sup>2</sup>。また、こうした事件に至らなくとも、子どもを妊娠したとして「中絶か帰国か」を迫られたり、実際に帰国している技能実習生が数多くいる<sup>3</sup>。2022年に出入国在留管

<sup>1</sup> 特定技能1号終了後に移行できる特定技能2号という在留資格があり、この資格を取得すれば永住につ ながる可能性があり、家族の呼び寄せも可能になる。しかし技能実習から特定技能2号に移行するまで に8~10年かかる。

<sup>2</sup> 一例として、2020年に熊本県でベトナム人技能実習生レーティトゥイリンさんが双子の男児を孤立的な状況で出産し、死産だった子どもたちの遺体を遺棄したとして逮捕されたケースがある。このケースは、リンさんが無罪を求めて裁判に訴え、2023年3月24日に最高裁で無罪判決が出された(「コムスタカ外国人と共に生きる会 HP」 http://www.kumustaka.org/TITP/2023.3 2 TITP.html, 2023年5月9日閲覧)。

<sup>3 2021</sup>年3月23日内閣参質204第34号「参議院議員牧山ひろえ君提出外国人技能実習制度をめぐる各種のトラブルに関する質問に対する答弁書」によると、2017年11月から2020年12月末までに、637人が妊娠又は出産を理由として実習の実施が困難となったとして、監理団体や雇入企業から外国人技能実習機構に届出がなされた。この多くが帰国したと考えられる。

理庁(以下、入管庁)が実施した調査によると、送り出し機関や監理団体、雇用主などから「妊娠したら仕事を辞めてもらう等の発言」を聞いたことがある技能実習生は26.5%にのぼっている<sup>4</sup>。妊娠や出産を禁じるような内容を含む契約を締結したことがある者の割合も5.2%だった。

## 移民女性のリプロダクティブ・ジャスティスを 阳 む 制度

このような現実にたいして、入管庁などは、技能実習生にも男女雇用機会均等法は適用され、妊娠・出産によって不適切な取り扱いをすることは違法であると、雇入企業や監理団体にたびたび注意喚起している5。しかし、技能実習生の妊娠や出産が実質的に制約されている原因を、雇入企業や監理団体、送出機関の認識不足だけに還元することはできない。なぜならこの制度自体が、その下で働く技能実習生の妊娠、出産を想定していないつくりになっており、結果として個々のアクターによる妊娠や出産を制限する行為を引き起こしてきたと考えられるからだ。

まず前述のように、技能実習制度は、実 習生に雇用契約に基づいた滞在権しか認め ておらず、家族の帯同も禁じている。その ため生まれた子どもが外国籍だった場合 (現在はそのケースが多い)、その子どもに は「特定活動」(6ヶ月)という不安定な在 留資格しか付与されない。しかもこれは、 あくまで「人道的見地から」「例外的に」 認めているというのが政府の見解である6。 これ自体、技能実習生に子どもが生まれる ことは例外的な事態であり、その子どもを 日本で安定的に育てることは原則認めてい ないことを示している7。くわえて生活面で も、技能実習生の住宅は雇入企業が準備す る必要があるが、その際、一人当たりのス ペースは4.5 ㎡以上(1畳1.62 ㎡とすると約 2.8畳) でよいという規定になっている8。3 畳未満のパーソナルスペースで 3-5 年生活 させることを容認するこの規定も、技能実 習生が家族生活を営むことを想定していな いことの証左といえるだろう。

では、なぜ技能実習生が日本で子どもを育てることは認められないのだろうか。技能実習生の家族に家族滞在の在留資格が認

<sup>4</sup> 出入国在留管理庁「技能実習生の妊娠・出産に係る不適正な取扱いに関する実態調査」(2022年12月23日)

<sup>5</sup> 出入国在留管理庁・厚生労働省・外国人技能実習機構「技能実習生の妊娠・出産に関する制度の更なる周知と不適正な取扱いの確認について(注意喚起)」(2022年12月23日)、同様の注意喚起は2019、2021、2023年にも出されている。

<sup>6 2022</sup>年3月8日、参議院法務委員会高良鉄美議員の質問に対する古川禎久国務大臣(当時)の答え。

<sup>7</sup> 入管庁などは、妊娠や出産について、技能実習生向けのパンフレットも作成している。そこでは、「妊娠したらどうしたらいいの?」「妊娠しても働けるの?」「出産後、技能実習を続けられる?」という項目が設けられ、妊娠や出産を理由とする監理団体や企業による不利益取り扱いは禁止と明記されている。一方で、生まれた子どもの在留資格や育児にかんする保障については全く触れられていない。(「妊娠中の技能実習生のみなさんへ」https://www.moj.go.jp/isa/content/001349029.pdf、2023年2月28日閲覧)

<sup>8</sup> 外国人技能実習機構「技能実習制度運用要領」p. 99 (https://www.otit.go.jp/jissyu\_unyou/、2023年2月28日)。住居スペースの指摘については小川 (2019) も参照。

められない理由について、国会質疑では次 のように説明されている。

……家族滞在の在留資格は扶養者に十分な扶養能力を求めるものでございますけれども、一定期間の在留後出国することが予定されている在留資格で滞在する外国人につきましては、子弟の教育等、家族に係るコストを含め、社会全体としてそのコストを負担することのコンセンサスが得られているとは認められないためでございます。

つまり政府は、技能実習生の子どもや家族が日本に暮らすことは「コスト」であり、「社会全体としてそのコストを負担することのコンセンサスが得られているとは認められない」という。ここには、エスノ・ナ

ショナルな日本人を主要メンバーとする社 会の再生産<sup>10</sup>から、技能実習生の再生産を 排除する論理が明確に示されている。

### リプロダクティブ・ジャスティスの境界

少子化が急速に進展する日本社会において、「産み育てる」ことを奨励される社会のメンバーがいる。他方、その陰で「産み育てる」ことを「コスト」として換算され、その実現を阻まれるメンバーがいる。同時に、移民女性たちのRJを阻止しつつ、国民のそれを実現するための下支えとして移民女性たちを「活用」しようとする動きもみえる<sup>11</sup>。こうした現実を念頭に置くならば、誰のRJが正統なものとして追求され、誰のRJが切り捨てられるのか、というRJの境界の作動に注意深くあることが、RJの実現のためにも不可欠ではないだろうか。

### 【文献】

小川玲子, 2019,「東アジアにおける移住ケア労働者の構築」『社会学評論』70 (3): pp. 241-263. Parreñas, Rhacel, Salazar, 2011, *Illicit Flirtations, Labor, Migration, and Sex Trafficking in Tokyo*, California, Stanford University Press.

Ruhs, Martin, 2006, "The Potential of Temporary Migration Programmes in Future International Migration Policy," *International Labour Review*, 145 (1-2), pp. 7-36.

Ross, Loretta, J. and Rickie Solinger, 2017, *Reproductive Justice: An Introduction*, California, University of California Press.

<sup>9 2022</sup>年3月8日、参議院法務委員会における高良鉄美議員の質問に対する古川禎久国務大臣の応答。

<sup>10</sup> もし技能実習生が日本人の子どもを出産した場合、子どもには(日本人親の認知があれば)日本国籍が認められる。また日本人や長期滞在の移民と結婚したり、あるいは日本人との間の子どもを一人で養育する場合、技能実習生には滞在権が認められる方法がある。つまりここで滞在権が問題になっているのは、一時的移民同士の親から生まれた外国籍の子どもの場合である。

<sup>11</sup> その典型が、経済的グローバル化の進展とともに、各国ですすめられてきた移民家事労働者の活用である。日本でも介護現場や家事労働分野での移民労働者の受け入れがすすめられている。

コメント

### 1920~30年代における 〈産む主体〉に対する「量|と「質|からの介入

宝月理恵\*

### 1. 堕胎罪と産児制限思想の普及

刑法堕胎罪は1880年以来存続する。荻 野美穂(2008)が着目した小説・松田解子 の『女性線』に登場する18歳の女中・お 春ちゃん(故郷の生糸工場で働いていたが 東京の病身の姉に呼ばれて上京)は義兄に よって妊娠させられてしまった。実費診療 所に泣き込んだお春ちゃんを見かねて、診 療所に勤める男はこの娘を引き取り、男の 妻・藍子は「無産者産児制限相談所」に連 れていく。しかし、そこで堕胎が勧められ たわけではなかった。お春ちゃんは「神様」 のお助けで、おなかの赤ん坊が溶けてなく なってくれるようにと祈り、生鳥賊を大量 に食べたりして堕胎を試みるが、うまくい かない(松田[1937]1995)。藍子は彼女に次 のように語る。

しかし、これは日本の法律の、このままではどうしようもない力でね、堕胎法という規則があって禁じているのよ。その子が女のほうのあやまちの結果だろうと――男からの強姦だろうとだまされ

て出来たのだろうと、生まなきゃならないことになってるの、しかもそれを生まないで罰せられるのは、男じゃなく女だけなの。そういう損を女はさせられてるのよ(松田 [1937]1995: 276)。

1920年代には国勢調査などで人口急増が統計的に「発見」され、過剰人口を問題視する議論が盛んになった(杉田 2019)。一方で、米国のマーガレット・サンガーによるバース・コントロール運動の波及やオギノ式避妊法の影響により、産児制限(調節)について広く日本国内でも議論されるようになっていく。欧米で展開された第一波フェミニズムの思想潮流の影響もあっただろう。

当時の人気婦人雑誌『主婦之友』誌上では、産児制限の方法について医者が教授し、読者がその体験談を披露するようになった(成田1994)。同誌1937年8月号附録『娘と妻と母の衛生読本』(医師監修)には、「子供を欲しくないときはどうすれば

43

DOI: 10.24567/0002003768

<sup>\*</sup>お茶の水女子大学 基幹研究院(人間科学系)准教授

よいか」という項目がある。1930年代、すなわち昭和初期は、不景気とデフレから回復傾向にあったとはいえ、子どもの数は教育費を含む家計に直接的な影響を与えていた。同書には、9種類もの避妊法が紹介されている。「安全日式暦避妊法」については、読者自身の安全日が分かるように「早見表」も掲載されており、実用的な啓蒙書となっていた(主婦之友社1937: 256-258)。

このように様々な避妊法が紹介されなが らも、結論としては万人にとって最適な妊 娠調節法はないとされ、専門医の指導を推 奨するとともに、「要は自分達夫婦に最も 適当な方法を工夫研究するという一点に問 題はかか」り、「妊娠調節のやうな性の不 自然行為は、大きな夫婦愛の上に立つてこ そ、初めて弊害を少く行はれるもの」であ るとする(同前: 263-264)。この言明の背景 には、産児制限の医療化――いかがわしい 売薬使用や医師以外の民間堕胎の戒めでも あった――とともに、避妊を「不自然行為」 という逸脱と認定しつつも、やむなく実行 する場合は「夫婦愛」に基づいた「夫婦共 同の責任」とすることで、〈産む身体の問 題〉から〈夫婦の共同問題〉への転換が図 られている。ここには民主的な夫婦の理想 像や性愛一致の理念を読み取ることができ るが、女性自身による産むことの拒否、決 定権は認められていなかった。

産児制限運動は社会運動としても展開されていくが、運動の眼目は、絶え間ない妊娠と出産による母体の衰弱や発病、堕胎、子沢山による経済的困窮、遺伝病等の問題を、「正しい避妊法」によって解決しようとする点にあった(地方農村部とりわけ東

北地方の貧困は都市部以上に深刻だった)。 先に引用した『女性線』に登場する産児制限相談所とは、産児制限運動の中で生まれた機関のひとつである。しかし荻野(2008)によれば、産児制限を堕胎から完全に切り離すことは難しく、産児制限運動家の中には堕胎罪で検挙された者も少なくなかった。産児制限運動家の一部は、社会的・経済的な理由からの堕胎を容認するよう堕胎罪改正運動の担い手となっていく(荻野2008:99)。

妊娠・出産・避妊・堕胎の問題は、夫婦や家族の問題(私事)であるとともに、国家の問題でもあった。1927年には内閣に人口食糧問題調査会が設置され、1933年には財団法人人口問題研究所が設立された。ここでは人口の「量」だけではなく「質」の問題、すなわち産児制限による人口統制だけではなく、優生学的見地からの人口の質の改善向上を図ることが確認されている(杉田 2019)。女性にとっての避妊や中絶は個人や家族の問題を超えた人口の量と質の問題として、荻野(2008)の言葉を借りれば「生殖をめぐる政治」として対象化されていた。

### 2. 近世における「生殖をめぐる政治」

人口の量については、江戸前期の大きな 人口増加と比較すると、中・後期は停滞 し、幕末から明治以降の近代化とともに増 加した可能性が指摘されている(落合1994, 斎藤 2001)。人口と生殖の管理という問題 系において、近世、幕末、近代の連続性と 非連続性をどのように考えるべきなのか。 1980年代後半以降の社会史、教育史、歴史 人口学等の分野における近世史研究におい ては、農民の出産、堕胎、間引きの研究が 進み、女性の身体や出産が人口増加政策、 性・生殖統制の観点からの介入の対象と なっていた様相が描かれてきた。

沢山美果子は仙台藩で1807年に制度化 された堕胎・間引き対策のための出産管理 として「赤子養育仕法」を分析している。 沢山は、19世紀前半の農民家族は「家」の 存続のための家族計画に意識的にならざる を得ない状況があり、出生抑制としては間 引きよりも堕胎という方法が取られた可能 性が高いことを指摘するとともに、その背 景にある農民の胎児観や堕胎観を読みとっ ている (沢山 1998)。生類憐みの令を起点 として17世紀末に妊婦と三歳以下の子ど もの登録制度が江戸で始まり、18世紀には 農村部での間引きに対する幕府の注意喚起 がなされ、18世紀後半からは農村人口の停 滞・減少、農村荒廃に悩む諸藩が堕胎・間 引き防止策を講じるようになった(同前)。 また、津山藩に残存する間引き教諭書は民 衆の罪意識の内面化をその目的としてお り、間引きという慣習を、子どもの命を奪 う逸脱、産むことからの逸脱、家の存続を 脅かす逸脱として戒めている点に、近代以 降の堕胎罪につながる論点が現れていると 沢山は論じる (沢山2005)。

近世末の農村での出産は、藩と村という 二重の社会集団に囲い込まれていた。藩に とって生まれる子どもは将来の「国富」の 源泉であり、村にとっては家の安定と繁栄 を担う労働力、生殖力であったからだ(落 合 1994)。このように近世史研究を参照す れば、人口の量に対する公的な関心あるい は介入は近代に特有のものではなく、近世 末からの連続性があることを指摘できる。

### 3. 近代日本の奸産婦・乳幼児保護

再び近代に話を戻そう。大正期以降には 生殖に対する介入という問題系に、妊産婦 保護、乳児保護が追加される。明治前半は コレラや痘瘡などのパンデミックのたびに 人口が減少したが、急性感染症から結核な どの慢性感染症に疾病構造が変化していく 中で、明治末には日本における乳幼児死亡 率の高さが問題とされ始めた。1920年代 以降、各地の行政機構は社会調査という新 たな方法によって乳児死亡の実態調査を進 めていくが、乳児死亡要因は社会的な環境 や社会階層の問題と深く結びついているこ とが明らかになっていく。乳児死亡率が高 かったのは、都市部では婦人労働者が多い 地域であり、貧困による食生活や母胎の衰 弱、性病、感染症、婚外子の問題などがその 背景にあった。また農村部では、衛生や農 業労働、穢れの観念などの慣習、家父長制 の問題など多くの要因が絡み合っていた。 けれども、やがて訪れる戦時体制下での国 家による積極的な生殖管理とは違い、1920 ~30年代の妊産婦と乳児の保護への社会 事業的介入は、国家や行政府の機構に限定 されるものではなかった。むしろ、戦時体 制強化までの期間は、セツルメントなどの 中間団体や民間企業による草の根の慈善活 動が果たした役割が大きかったということ が先行研究より明らかになっている。

堕胎罪は、いわば直接的で古い形のディシプリンである。それに対して、近代以降 広範に浸透したバイオ・ポリティクスは、 強制力という手段を通じてではなく、より ソフトな側面、すなわち、人々の意識や願望、啓蒙、教育を通じて作動するような動機の形成によって、より細やかで効果的なコントロールを志向した。地域を拠点とした社会事業的介入が妊産婦保護、乳児死亡率の低減に効力を持ちえたこの時代には、保健婦、方面委員、篤志家らを含む多種多様な組織、アクター、ネットワークが生殖の政治にかかわっていたと考えられる。

### 4. おわりに

ここまで人口の「量」と生殖の管理について述べてきた。一方で、1920年代以降は人口の「質」も問題とされていた。例えば、国策として行われていたハンセン病患者への強制的な断種や堕胎は、人口の再生産を促し保護することで健康で生産的な国民を増やそうとする人口の量への配慮の裏に、「不良な子孫」や「生産力のない国民」を排除しようとする人口の質への配慮があったことをあらわしている。女性は〈産む主体〉として、国富の源泉となる健康な子を産むために自らの身体を自己管理、自己統制することが求められた。しかし、生むか否かの決定権を手にしたわけではなかった。

お春ちゃんは男の子を生んだ。「生みたくないなんて言ったけれど、やっぱり生んどいてよかったわ」と赤ん坊を抱きながらお春ちゃんはつぶやくが、やがてその子は姉夫婦のもとへ引き取られることになっていた(松田[1937]1995: 287,289)。お春ちゃんには出産以外の選択肢があったのだろうか。藍子夫妻も、産児制限相談所も、「若

くて健康」なお春ちゃんに堕胎を勧めたり、医師を紹介するという選択肢は端からなかった。堕胎罪は生むべきか否かの自己決定(チョイス)を認めないが、そもそもお春ちゃんを取り巻く周囲の人々の背後には、「チョイス」よりも「ライフ」を優先するべきという規範が作用しているように思われる。

比較事例として、結核を患い重度に衰弱 した中年妊婦が相談所に訪れたケースをと りあげよう。夫も結核で休職中であるとい う「悲惨」な事情を聞いた相談所の産婆は 「多分生めまいと思うんですよ。お子さん が特別にほしいというんでなければ生まな いほうがおからだのためだろうと思うので すがね」と言って「特別にお医者さんに紹 介状」を書く(松田 [1937]1995: 128-129)。 お春ちゃんと結核に侵された相談者、この 両者のケースを比較すれば、妊婦を囲む善 意の人々が抱く規範や信念の強固さを感じ ずにはいられない。母体の安全や経済状況 への気遣いと同時に、生まれてくる子ども の「質(健康) | への懸念やジャッジのまな ざし。そしてその背後にある、生むことが 本来なら自然で善であるという疑いなき社 会規範の存在。この規範と同時に、妊婦に も2種類あり、〈堕胎すべき女〉と〈堕胎す べきでない女〉が併存する。ここでリプロ ダクティブ・ジャスティスにおける正義を 審判するのは〈産む主体〉ではなく、女性 に寄り添い、当事者や家族の状況に理解を 示そうとする介入者たちである。

ただし、保護的介入が生殖の政治の一形

<sup>1</sup> 刑法堕胎罪は、妊娠の継続が母体の生命に著しく影響を与える場合に医師の診断を経た人工妊娠中絶

態であったと指摘するだけでは十分ではな 討し、〈産む主体〉の「自己決定」の土台に い。私たちは社会規範がどのように構築さ れ、どこで、いかに作用してきたのかを検

影響を与えてきたものは何かを丁寧に読み 解く必要がある。

### 参考文献

Dean, Mitchell, 2010, Governmentality: Power and Rule in Modern Society, 2nd Edition, Sage.

Foucault, Michel, 1994. Dits et Ecrits 1954-1988, Éditions Gallimard. (石田英敬訳, 2006, 「統治性」小林 康夫ほか編『フーコー・コレクション6 生政治・統治』筑摩書房.)

樋上惠美子,2016,『近代大阪の乳児死亡と社会事業』大阪大学出版会.

松田解子、[1937]1995、『女性線』あけび書房.

成田龍一,1994,「性の跳梁——一九二〇年代のセクシュアリティ」脇田晴子/S·B·ハンレー編 『ジェンダーの日本史(上)――宗教と民俗 身体と性愛』東京大学出版会.

落合恵美子、1994、「近世末における間引きと出産——人間の生産をめぐる体制変動 | 脇田晴子/S・

B・ハンレー編『ジェンダーの日本史(上)——宗教と民俗 身体と性愛』東京大学出版会. 荻野美穂,1994、『生殖の政治学――フェミニズムとバース・コントロール』山川出版社.

太田素子編,1997,『近世日本マビキ慣行史料集成』刀水書房.

斎藤修, 2001, 「近代人口成長 | 速水融・鬼頭宏・友部謙一編『歴史人口学のフロンティア』東洋経 済新報社.

沢山美果子, 1998, 『出産と身体の近世』勁草書房.

-----. 2005、『性と生殖の近世』勁草書房.

杉田菜穂, 2019、「戦前の人口政策――量と質への関心」小島宏・廣嶋清志編『人口政策の比較史 ――せめぎあう家族と行政』日本経済評論社.

主婦之友社編,1937、『娘と妻と母の衛生読本』(21巻8月号附録)主婦之友社.

を認める。つまり重度の結核に侵された相談者は合法的に堕胎できるが、ここに刑法堕胎罪そのもの が内包する二重の規範を読み取ることができるだろう。

投稿論文

# フェミニスト社会科学の科学性と政治性 --- フェミニスト認識論の統合的理解に即して

小野寺研太\*

本稿は、フェミニスト認識論に依拠しながら、フェミニスト社会科学の科学性と政治性について理論的考察を行うものである。1980年代以降のフェミニスト認識論では、フェミニズムという特定の価値判断に基づく科学研究がはたして「科学的」であるか、さらにそうした科学研究が政治・社会運動としてのフェミニズムにとってどのような意義を持つかについて、議論が重ねられてきた。本稿は、これらの議論を牽引したフェミニスト経験論とフェミニスト・スタンドポイント理論を取り上げ、フェミニスト社会科学の科学的側面と政治的側面について理論的検討を行う。そこから、科学研究が価値判断と無縁ではなく、かつ価値判断と結びつくことで有益な科学的知見を導くことも可能であること、そしてフェミニスト社会科学は、集団的な知的・政治的運動の形態をとることで、周縁的存在の証言形成や研究者同士の建設的議論に貢献し、認識論的にも意義があることの二点を示す。

#### キーワード

フェミニスト認識論、フェミニスト経験論、フェミニスト・スタンドポイント理論、科学的/知的 運動、認識的不公正

### 序論

フェミニスト社会科学は、ジェンダーに 基づく社会的な差別や抑圧、暴力、不公 正、不当な権力関係が生み出す問題を解決 するべく、女性の経験やその細部を回復し て彼女らをエンパワーし、その集団にとっ て有用な知識を生み出すことを目的とする

(Wylie 1992)。では、このフェミニスト社会科学は、どんな「科学」なのだろうか。政治的コミットメントや特定の社会的価値観を重視する研究が「科学的である」とは、どういうことなのだろうか。それは、独断主義と何が違うのか。さらに、何らかの価値

DOI: 10.24567/0002003769

<sup>\*</sup>日本女子大学准教授

判断を重視することは、知識生産という営みにおいて、どのような利点をもたらすのか。その認識論的利点は、政治・社会運動としてのフェミニズムに何をもたらすのか。つまり、フェミニスト社会科学の科学性と政治性はそれぞれどんなもので、いかなる関係にあるのか。そしてそこに、どのような知的意義が存在するのか。これらの問いを考察するのが、本稿の目的である。

本稿が主として依拠するのは、1980年 代以降に展開されたフェミニスト認識論 (feminist epistemology)、またの名をフェミニ スト科学哲学 (feminist philosophy of science) の知見である。20世紀後半の、諸科学分野に おける「フェミニストの介入」(Wylie 2012: 48)を前史として、フェミニストであること と科学者であることの両立可能性や、女性の 経験を取り扱う学問的意義をめぐる問題が、 科学哲学者や社会学者らを中心に議論され た。本稿ではそれらの議論を再構成しなが ら、今日時点で考えられるフェミニスト社会 科学の科学性と政治性の関連を論じる<sup>1</sup>。

先行研究(Anderson 2020; Intemann 2010, 2016; 二瓶 2021a)を念頭に置いた上で、本稿の新規性を挙げるとすれば、それはフェミニスト認識論の統合的把握を基礎にして、フェミニスト社会科学が持つ意義の理論的な明確化を試みる点にある。後述するように、フェミニスト認識論は、フェミニスト経験論(feminist empiricism:以下、FE

と略記)とフェミニスト・スタンドポイ ント理論 (feminist standpoint theory:以下、 FSPと略記) の二つに大別できる。両者は、 互いを参照することはあっても基本的には 異なる立場として発展してきたが、近年は 両者を統合して捉える議論も出ており、本 稿もこの流れに即している。ここで言う統 合的な把握とは、FEと FSP の間にある認 識論上の差異(主なものとして、多様性を めぐる捉え方)を念頭に置きつつも、基本 的に両者は根本的な認識を共有しており、 フェミニスト認識論の理解において相互補 完的な役割を果たすとする見方を指す2。本 稿は、こうした統合的把握を補助線とし て、フェミニスト社会科学の持つ意義につ いて、理論的検討を進めていく。加えて、 当該分野の日本語での先行研究もきわめて 少ないため、その点でも本稿はいくばくか の貢献ができるものと考える。

本稿は以下の構成で議論を進める。まず、フェミニスト認識論における二つの代表的な立場について、理論的な整理を行う(I)。続いて、価値判断や文脈性が科学的探究にいかなる影響を及ぼし、またどのようにして客観性を確保するかという問題を、フェミニスト経験論の知見を用いて検討する(II)。その上で、フェミニスト社会科学が認識論としてはどのような意義を持つかを、フェミニスト・スタンドポイント理論の思想史を踏まえて考察する(III)。最

<sup>1</sup> 本稿がフェミニスト社会科学に主題を限定するのは、科学界におけるフェミニズム批判を担ってきたフェミニスト科学の中でも、社会科学分野のほうが、研究者や研究対象へのエンパワーメント機能を相対的に強く有している点を重視するためである。

<sup>2</sup> 本稿におけるフェミニスト認識論の統合的把握に対する理解は、FEとFSPの理論的な共通点と相違点 について整理したIntemann(2010)の議論を参考にしている。

後に、フェミニスト認識論から見て、フェ ミニスト社会科学の科学性と政治性がいか に関係づけられるかをまとめる。

### I. フェミニスト認識論の理論的概要

フェミニストであること(あるいは、フェミニズムを支持すること)と科学者であることは両立するか。社会要因の混入を悪しきバイアスと捉えるのが典型的だった20世紀後半の科学哲学において、科学という知識生産の営みとフェミニズムの関係性に焦点を当てたのが、フェミニスト認識論である(二瓶 2018)。

その嚆矢となったサンドラ・ハーディ ング (Sandra Harding) の『フェミニズム における科学問題 (The Science Question in Feminism)』(1986年)以降、基本的には二つ のアプローチが、特定の価値判断や文脈性、 歴史性と科学的探究の関係性をめぐる今 日的な議論の基礎となっている(Anderson 2020)。一つが、フェミニスト経験論 (FE) である。FE が問題とするのは、フェミニズ ムの価値観が、経験的研究にいかに科学的 に正当な作用を及ぼすか(反対に、どういう 場合は正当でないケースにあたるのか)、科 学的方法が科学におけるジェンダー・バイ アスや性差別の改善にいかに役立つか、と いった問いである。もう一つがフェミニス ト・スタンドポイント理論 (FSP) である。 FSPは、ヘーゲルやマルクス、ルカーチらを 理論的源流とし、従属的な立場にある者の 知識が、その社会の問題を批判的に捉える 上では優位性を持つという考え方を基本と する。マルクス主義が、資本主義社会におけ る労働者の立場に認識論的優位性を与えた

のに対し、FSP はそれを女性の観点に置き 換え、女性が置かれた社会状況に基づく知 識や経験、あるいは女性の観点が、男性優位 社会を批判的に捉える上で優位性を持つと する。FEが主として科学と価値判断の両立 可能性を哲学的に問うものだとすれば、FSP は価値判断を重視する科学的探究の批判理 論的有効性を考えるものだと言える。

FEと FSP の違いは、念頭に置かれてい る科学研究分野や主な論じ方の相違にもあ る。第一に、FEとFSPでは、認識論上の分 析対象として想定している専門家集団が異 なっている (Rolin 2016)。FEは、学問的な 基本概念や、何を知識として重視するかと いった認識上の価値観を共有し、専門分野 としてのまとまりを有するような科学者集 団を想定している。これに対してFSPが議 論の対象としている集団は、FEが想定する 科学者集団の中にあるサブコミュニティで ある。FSP が認識の主体と位置づけるサブ コミュニティは、FEのような科学者集団 に比べて、政治的あるいは倫理的な価値判 断や利害が共有されやすい。そのため第二 に、FEは自然科学と社会科学にまたがる科 学一般における価値判断の正当性を問題に するのに対し、FSP は主として社会科学的 な認識と価値判断の関係性を問う。FEが (科学) 哲学者らの議論を中心とすること が多く、FSP が社会学者や人類学者の議論 を多く参照しながら構成されるのは、こう した理由による。

これらFEとFSPにおいては、その初期から指摘されてきたそれぞれの問題点の克服が、その理論展開の柱の一つだった。FEの場合問題となるのは、二つのパラドックス

である(Anderson 2020)。一つ目は、FEがフェミニズムの立場から科学における男性中心的、あるいは性差別的なバイアス混入を批判しながら、フェミニズムの価値観が科学にもたらされれば男性中心的なバイアスが除去されると想定することの矛盾、すなわちFEにおける「バイアスのパラドックス」である。二つ目は、バイアス混入を社会的な価値観の影響によるものだと批判する一方で、FEは個人主義的な認識論を採用せず、むしろ科学的実践は様々な社会的影響に開かれているべきだとする矛盾、すなわち「社会的構築のパラドックス」である。

FSP はどうか。FSP が応答を求められた のは、認識論的優位性論の妥当性と本質化 への懸念である。FSPにとって議論の要と なる、被抑圧者(男性優位社会における女 性)の認識論的優位性に対しては、FSPに おける「バイアスのパラドックス」を理 由に疑義が呈される(Rolin 2006)。ある認 識が別の認識よりも相対的に優位であると 主張するためには、それらの良し悪しを判 断する統一的な基準を想定しなければなら ない。他方で認識における価値判断を重視 する FSP にとって、全ての知識は何らかの 社会的影響を受ける「状況づけられた知識 (situated knowledges) | (Haraway 1988) で もある。つまり FSP における「バイアスの パラドックス」とは、いかなる知識も状況 づけられているとする基本的な想定と、認 識の優位性を判断するメタ的な統一基準が あるという前提が両立し得ない、という問

題を指す。また本質化への懸念とは、FSPでの女性の観点や経験の強調が、「女性」の本質化や安易な単純化を引き起こし、その多様性や差異を抹消することになるのではないか、というものである<sup>3</sup>。

二つの立場が抱える理論的問題を言い換 えれば、次のようになる。FEにとって解決 しなければならないのは、研究者の価値判 断やその者が行う研究の文脈性(歴史的背 景や社会的制約など) の存在を前提にした 場合に、その研究が「科学的」だと言える のはなぜなのか、という問いである。その ため FE の理論的課題は、「科学的である、 とはどういうことかしという、科学性成 立の条件を問うものになる。対するFSPに とって重要な問題は、社会批判における認 識論上の多様性と優位性の両立である。本 質化傾向を回避するには、一枚岩の被抑圧 者像を想定することなく多様性(差異の平 等性)を認めなければならないが、そうだ とすれば、ある認識が他の認識に比べてメ リットがあると言える、すなわち認識論上 の差異の階層化が可能だと言えるのは、な ぜなのか。被抑圧者の状況や周縁性を重視 した科学的知見が、「被抑圧者である」こ とだけで即座に(自動的に)社会批判上の 意義を持つわけではないとすれば、どのよ うな場合にそれは認識論上のメリットを有 するのか。被抑圧者の多様性とそれらが発 揮し得る批判的機能の関連に光を当てる点 で、科学知識の政治性を位置づけること が、FSPにとっての理論的課題である。

<sup>3</sup> Harding (1986)では、こうした懸念に対抗する第三の立場として「ポストモダン」が提示されているが、 初期 FSP の本質主義的傾向に批判的な論者であっても、FSP 自体の意義は評価している場合がある。

このように説明すると一見、FEとFSPは異なる問題を扱っているようにも思えるが、実際には相互に参照し合う関係だと見なせるだろう。FEだけでなくFSPにとっても、経験科学の成立条件が明らかにならなければ、どのような議論も科学的な正当性を失うことになるし、またFSPは元よりそもそもFEにおいても、フェミニズムという価値判断や政治的コミットメントと科学的探究の両立可能性を探ることは、フェミニスト認識論にとって核となる問題だからである(Longino 1990; 2002)。

両者の理論的な重なりを結論的に先取り すれば、以下のようになる。FEとFSPはa) 科学におけるジェンダー・バイアスや家父 長制の存在を問題視し、b) そこから生じる フェミニストの視点と科学的客観性の問題 を検討する。そしてその結果として、c) あ らゆる科学的探究・知識の非中立性(状況 化されていること)と、その条件下での客 観性の担保可能性を探る。加えて、d) その 客観性は社会性や文脈に依存する点で蓋然 的なもの(=確実に客観的ではなく、「ある 程度」客観的である)になるため、客観性 の「程度」をより確実なものとするべく、 研究に持ち込まれる価値観や立場は多様で あるほうが良いと考える。FEとFSPは、こ れらの点を共有する認識論である。他方で 両者は、多様性の位置づけをめぐって差異 を有しているが(後述)、そうでありながら も、根幹的な理解では共通する部分を多く 持つ点で、フェミニスト認識論にとっての 両輪であると言える。

以下の議論では、FEとFSPそれぞれの知 見を組み合わせながら、当初の問いを二つ に分けて考察する。すなわち、①研究者の 価値判断は科学的探究においてどんな影響 を及ぼしているか、そして②価値判断や政 治的コミットメントを重視した社会科学研 究は、認識論的および社会的にどのような 意義を有するか、という二つの問題である。

## Ⅱ. 科学と価値、科学と社会──フェミニスト経験論における科学の中立性と客観性

一般的に想定される科学と価値の関係は、次のようなものである。第一に、科学的探究は価値中立的で、党派性を有さない。第二に、科学的探究の妥当性は、仮説と経験的証拠の関係性に限定される認知的側面のみに基づく。そのため、社会性や歴史性、政治的倫理的価値へのコミットといった非認知的側面は、論理的検討の枠内に入り込まない。非認知的な文脈性が入り込まないからこそ、科学知識は客観的なものとなり、それは客観的であるがゆえに時代や場所を超えて理解可能である。

こうした一般的な想定から考えれば、フェミニスト科学はいかにも「非科学的」に見える。それは科学を名乗りながらもフェミニズム(という特定の価値判断)に肩入れする党派的なものであり、そこから生み出される知見も、フェミニズムという社会的負荷を負ったものである点で客観性を有さない、とみなされるからだ。そうした科学は、フェミニストには有益だろうが、そうでない者には意味がない、ということになるだろう。

しかし20世紀以降の科学史や科学哲学 が教えるように、科学と価値、あるいは科 学と社会の関係性は、単に無関係だと言い 切れるほど単純なものではなく、両者の無 関係性を当然の前提とすることはできなく なっている。では、フェミニスト認識論は、 こうした科学と価値、および科学と社会の 関係性をどのように整理したのか。

### 1. 科学的探究の価値非中立性

エリザベス・アンダーソン(Elizabeth Anderson)によれば、科学の価値中立性を 擁護する論者が懸念しているのは、価値判 断が科学的探究に持ち込まれることで、証 拠に基づく議論が不可能となる独断主義である(Anderson 2004: 3)。確かに独断主義 には、自分たちにとって都合の良い側面だけを強調する希望的観測や、不都合な証拠の忌避が生じるリスクがある。その意味では、独断主義が科学的な営みに持ち込まれるべきではない。

しかし、独断主義が科学に入り込むこと と科学的探究に価値判断が作用すること は、弁別可能である。その違いは、調査設 計や研究の仕方および価値判断の修正可能 性に求められる(同上: 7-11)。独断主義が 科学研究上望ましくないのは、最初から結 論が決まっているために、経験的証拠に基 づく議論を途絶させるからである。これに 対して、価値判断に基づく研究の全てが経 験的な証拠を要しない独断的な議論である とは限らない。例えばフェミニスト科学者 が、女性の政治的指導者が少ない原因を女 性の政治的資質の有無と関連づけて論じる 場合、批判者はフェミニストの希望的観測、 すなわち「女性には本質的に政治的資質が ないわけではない」という結論に向かって 証拠を集め、反証を排除して議論を進めて いると批判するだろう。だが、自説にとっ て有利な発見ばかりでなく不都合な事実や うまく説明がつかない証拠を組み込むかど うかは、調査設計や議論の構成に関わる問 題、研究の仕方に関わる問題である。その ため、やり方次第で独断主義を同避するこ とは、価値判断を重視する研究でも可能で ある。フェミニストにとって、抑圧や収奪 からの女性の解放の重視は、研究によって 記述される現実ではなく追求すべき目標で あり、結果というよりはむしろ研究の動機 である。さらにフェミニズムそれ自体がそ うであるように、政治的倫理的価値判断も また状況や文脈の変化を踏まえて変容して いくものであり、宗教的な原理主義の独断 性などとはこの点で大きく異なる。つまり、 価値判断を科学に持ち込むことが独断主義 に直結するわけではなく、研究者の価値判 断と経験的探究は両立し得る。

アンダーソンは、上記の観点からアビゲ イル・スチュワート (Abigail Stewart) ら の離婚研究を読み解いている。まず重要な のは、離婚を「家族の崩壊」と捉える伝統 的(家父長制的)価値観の見直しを試みた スチュワートらのフェミニスト離婚研究 が、従来の研究よりも多産的な結果をもた らしている点である。伝統的な離婚観で は、離婚の否定的側面ばかりが強調される のに対し、スチュワートらは離婚を家族形 成と変化の長期的プロセスとして見直すこ とで、離婚後の当事者の質的変化や幸福増 進といった肯定的側面を新たに発見してい る。それと同時にスチュワートらは、「養育 権のない父親の定期的面会に不安を感じる 子ども | のように、従来の離婚観にとって

親和的な(すなわち離婚の否定的側面を扱う)論点についても検討を重ね、自分たちの研究にとって歓迎されない証拠についても慎重な分析を残している(同上:19-20)。

こうした事例からも分かるように、結論ありきの独断主義に陥らず、むしろ価値判断を修正可能な規範的仮説として機能させることで、価値判断に基づく研究が科学的にも正当で、かつ認識論的にも実りある結果を導くことは可能である。「価値は『科学と無縁』ではなく、認識論的観点から言えば、価値判断は経験的仮説のようなもの」(同上:11)なのである。

### 2. 科学的客観性の社会性

科学と価値が無縁ではないからこそ、そこから得られた知見は研究者個人の価値判断や社会的制約と不可分である。経験科学が、証拠による仮説の支持関係の妥当性を論証することで他者と共有可能な知識を生産する営みだとすれば、価値観や社会的制約の影響を受けた知識の客観性は、どのように担保されているのか。この問題を論じたのが、ヘレン・ロンジーノ(Helen Longino)である。以下、『社会的知識としての科学(Science as Social Knowledge)』(1990年)を中心に、彼女の議論を見てみよう。

同じ事実をめぐり、なぜそうなるかの説明が異なるケースは、日常のみならず科学史においてもたびたび生じる。例えば、「昼と夜が一定の間隔で入れ替わる」という事実に対して、今日であれば「それは地球が自転しているからだ」と説明するが、古代や中世であれば「太陽が地球の周りを回っているからだ」と説明するだろう。しかも、

証拠と論理に基づく説明を試みる点では、 どちらの議論も「合理的」である。

合理的であるはずの議論で、なぜこれほどの違いが生じるのか。ロンジーノはこれを、「背景仮定(background assumption)」の違いだとする。背景仮定とは、どのような事象を、ある仮説を支持する証拠とみなすかに関わる諸信念である。昼と夜の入れ替わりという共通の事象から異なる説明が出てくるのは、地動説に立つ論者と天動説に立つ論者で、証拠と仮説をつなぐ背景仮定が異なるからである。

ロンジーノの議論のポイントは、この背景仮定を、推論や論理的思考だけでなく、社会や文化が関わる文脈的なものと捉えたところにある。背景仮定には、経験的証拠のあり方に関わる方法論的規則や推論規則、認知的バイアスなどに加えて、個人の嗜好や政治的信念、社会的圧力も含まれる(二瓶 2018: 36)。その意味で、背景仮定は社会的なものである。証拠と仮説をつなぐ背景仮定が社会的であるということは、そこから生まれる科学知識もまた、社会的な文脈性に依存していることになる。

科学は世界を客観的に捉える営みである 以上、それが社会的なものと不可分だとす れば、科学的客観性もまた社会的だという ことである。ロンジーノによれば、科学的 客観性が社会的である理由は、それが担保 されるプロセス、すなわち科学者集団内で の相互批判プロセスにある。一般的に、あ る学術論文がその科学(学術)的価値を 保証されるためには、掲載前のピア・レ ビューや掲載後の批判的検証を経なければ ならない。その一連の過程でテストされる のが、当該議論における証拠と仮説の支持 関係の妥当性、すなわちその論者が有する 背景仮定の妥当性であり、研究者集団内で の批判とそれによる議論の改訂を経て、当 初の議論に含まれていた誤りや個人の偏向 は修正されていく(Longino 1990: 68-74)。

重要なのは、科学者集団内での相互批判プロセスで営まれているのが、議論に含まれる個々人のバイアスの完全な除去ではなく、それが科学知識の形成に与える影響のチェックだという点である(同上:73)。二瓶真理子が指摘するように、社会的制約(文脈性)や倫理的信念を重視した研究結果であっても、それを妥当とする科学者集団内での合意が成立するならば、その研究は客観的とみなされる(二瓶 2018:38)。知識の科学性を担保する客観性が、科学者集団内での相互コミュニケーションによって成立しているという意味で、「科学知識は、個人間の相互作用を通して構築される社会的知識」である(Longino 1990: 231)。

まとめると、次のようになる。フェミニスト科学は、科学におけるジェンダー・バイアスや家父長制を問題視し、ジェンダーの視点を持ち込むことで、従来とは異なる科学的知見を生み出そうとする。科学におけるフェミニズムを志向する点で、それはまず政治性を有する営みである。そこで即座に問われるのが、バイアスや家父長制に対する批判意識やジェンダー視点が、科学的には「偏った見方」=非客観性につながるのではないか、という問題である。これに対してFEが引き受けていったのが、「で

はそもそも、これまでの科学で想定されて きた客観性とは何なのか、それはどうやっ て担保されているのか」という科学的客観 性の再検討である。

FE が導いた答えは、「どこでもない場所」 から見る科学など存在しないが、それでも 科学的探究はある仕方において客観的であ り得る、というものだ。科学という営みは理 論や仮説、証拠の選択において、研究の文脈<br/> や研究者の価値観から自由ではないが、ア ンダーソンの例が示すように、場合によっ てはその選択や志向が従来の研究よりも実 りある成果につながる可能性はある。そし て、研究成果の科学的な妥当性は、様々な テストや批判に耐えながら、集団的に担保 されていく。フェミニスト科学者が自らの 文脈性に基づいて、ジェンダーの視点を重 視した仮説や証拠の選択から生み出した知 見は、研究者集団の相互批判プロセスにか けられ、その客観性を担保される限りにお いて、非ジェンダー的な視点からなる知見 と同様に科学的であり得るのである。だか らこそ、客観性の程度を高めるためにも、相 互批判プロセスに持ち込まれる研究者の価 値観は、単一であるよりも多様であるほう が良い、ということになる。

もちろん、あらゆるテーマや問題がジェンダー視点の重視によって多産的になるわけではないが、より深遠な科学的理解を促進する可能性を有する点で、フェミニスト科学も十分に科学的である。また、経済的社会的生活における女性の貢献や、受けてきた抑圧が解明されることは、女性に関す

る「認識的不公正」を言語化し⁴、男性優位 社会の変化に資する意味で、政治的な取り 組みにも連なっている。

だが、こうした科学的客観性と社会的な価値判断の関係性をめぐるFEの議論には一定の説得力がある一方で、その議論の射程範囲が研究者に限定される傾向も否めない。では、価値判断や社会性と共にある科学的探究は、科学者集団以外の人々にとって、どのような認識論上の利得をもたらすのだろうか。すなわち、フェミニスト社会科学は、フェミニスト社会科学は、フェミニスト社会科学であることで、どのような意義を持つのだろうか。

### Ⅲ. フェミニスト社会科学の役割

フェミニスト認識論の中で、「フェミニスト社会科学は、いかなる意味でフェミニズム(思想)なのか」という問いに対し豊富な議論を積み重ねてきたのが、フェミニスト・スタンドポイント理論である。すでに述べたように、FSPとは被抑圧者の立場が認識論的優位性を持つとするスタンドポイント理論のフェミニスト版である。FSPについては、その本質主義的性格や認識的優位性論の妥当性に関する批判が早い段階から提起されており、FSPに関わる議論も、これらの批判やそれへの応答が多くを占める。そこでまずは、FSPの思想史をごく簡単に振り返ることで、その理論的特徴を明らかにしてみよう。

### 1. フェミニスト・スタンドポイント理論の思想史

1) 初期FSPとそれへの批判

4 認識的不公正に関する議論は、III-2で詳述する。

1980年代以降に議論された初期 FSP の 中で大きな影響力を持ったのは、ナン シー・ハートソック (Nancy Hartsock) と前 述のサンドラ・ハーディングである。ハー トソックは、労働者の立場こそが歴史の本 質的な理解に資するとするマルクス主義の 階級意識論を読み替え、女性の立場を重視 することが、男性優位社会に対する批判的 認識に貢献するとした。ハートソックの問 いは、なぜ性別分業は広範囲に制度化され ているのか、すなわち、なぜ家事や育児を 含む広義の再生産労働は社会的に「女性が することになっている | か、というもの だった。これらの問題関心から分かるよう に、FSPも当然のことながら、男性優位社 会の批判的認識と状況改善の志向を、FEと 共有している。

上述の問いに答える際ハートソックが重 視したのが、精神分析の一つである対象関 係理論である。それによれば、幼少期にお ける親子(対人)関係の相違が、男女間で 認識フレームの違いを生み、男性は抽象的 で対立的、女性は具体的で関係的な捉え方 をするようになる。女性と男性では生きる 現実が違うために世界の捉え方も異なって おり、この男女間の差異が性別による分業 を正当化する (Hartsock 1983: 113-7)。男 性がその生きる現実に規定されながら抱く 認識は、社会の男性優位性に無自覚な点で 部分的で歪んだものにならざるを得ない。 ハートソックは、女性の立場に立つ認識こ そが、社会批判として有効なツールになる ことを強調する(同上:107-8)。

ハーディングは、従来の客観性概念が男 性的な視点からのみ導かれていた点を批判 し、多元的な客観性を提唱した。ハーディ ングによれば、客観性は一元的ではなく 多元的であることで、「強い客観性」にな る。ここで言う客観性概念の多元化は、単 に「単一の視点ではなく複数の視点で眺め る」ことだけではない。まず多元化するこ とは、自己の視点が持つ前提を、他方の視 点から批判的に捉えることを意味する。そ してポイントは、周縁化された女性の視点 から生まれる知識が、支配的な男性のそれ と比べて不完全さと歪みが少ない、すなわ ち、より誤りが少ない (less false) ものだと いう点にある (Harding 1991: xi)。女性を含 め、あらゆる視点は不完全で歪んでいるた め、誤謬のない完全な視点は存在しない。 だからこそ、より誤りの少ない視点を組み 合わせることで、相対的に「強い」客観性 を志向することが重要であるとハーディン グは主張する (同上: 187)。

先に指摘したFSPの理論的難点は、ハートソックやハーディングら初期FSPの議論にすでに見えている。ハートソックであれば、性別分業に対する批判的認識の基礎を精神分析に求めたことで、女性の被抑圧性を本質化し、結果的に女性の多様性を見失うことになるのではないかという本質主義の問題である。またハーディングであれば、特定の(=女性の)立場を重視するという相対主義に立つ一方で、それが男性的な立場に由来する知識よりも誤りが少ないものだと判断できる真偽の判定基準、すなわち世界についての「より良い」説明と「より悪い」説明の弁別可能性を暗黙の前提にし

ていることの矛盾が問題視される (Sullivan 2001: 138-9)。

初期 FSP の問題点を的確に批判しつつ も、FSPとはやや違う角度からその意義 を論じたのが、ダナ・ハラウェイ(Donna Haraway) である。ハラウェイは、スタンド ポイントに似た概念として「視覚 (vision) | を提示し、科学知識の客観性が視覚、すな わち身体化された感覚に基づく点で、「状 況づけられている」と述べる。科学の生み 出すものが「状況づけられた知識」である 以上、身体性を排した無限の視覚などとい うものは幻想に過ぎない。その意味で、科 学的客観性は「何が合理的な知識なのか」 をめぐる政治的倫理的闘争の産物である。 フェミニズムが従来の科学で想定されてき た視覚の単一化に対抗するものである以 上、「単一のフェミニスト・スタンドポイン ト」は存在しないが、「フェミニスト・スタ ンドポイント論者の目標である、関与し、 責任を負うべき位置づけの認識論と政治学 は、依然として非常に説得力がある」とハ ラウェイは述べる (Haraway 1988: 590)。

だがウマ・ナーラーヤン(Uma Narayan)が指摘するように、被抑圧者の立場が、抑圧の原因についての正確で優れた知識を自動的にもたらすわけではない。というのも被抑圧者は、抑圧される立場だからこそ、その抑圧に関する理論や知識を得る機会(例えば高等教育)から構造的に排除されやすいからである。その意味で、被抑圧者の認識論的優位性は、そのまま是認されるわけではない。むしろこの議論のポイントは、被抑圧者が果たす社会認識上の優位的役割を、政治的道徳的に要請するところ

にある(Wylie 2012: 62-3 も参照)。被抑圧者は、外部者よりも自分たちの状況についてはるかに詳細に知っており、自分たちのためにそれを語ることができる。被抑圧者が自分たちのために語る権利と力を持つことは、「抑圧された集団の自律性、アイデンティティ、自尊心と密接に結びついている」(Narayan 1988: 38)。

また、精神分析を用いた女性の共通性発見という発想が、確かに本質主義的傾向を持つことは否めないものの、ハートソック自身も女性間の差異について慎重に留保しながら、共通性の析出を政治的な戦略として位置づけている(Hartsock 1983: 112)。そのハートソックを引きながら、キャシー・ウィークス(Kathi Weeks)は、FSPを「特定の主体の位置づけに関わる集合的な解釈や再構築であり、あらゆる女性に自然発生的に生じる属性や意識というよりも、進行中の成果」だと述べる(Weeks 1998: 188)。

以上から推察されるように、フェミニスト社会批判の有効性を特定のスタンドポイントと結びつけて強調することは、FSPにおいて政治闘争上の戦略と位置づけられていた。FSPはその初期段階から、被抑圧者が自ら語ることでアイデンティティや自尊心を獲得し、集団性を形成していく足がかりとして、スタンドポイントを捉えていた。FSPは、自覚的な政治的コミットメントを強く念頭に置いた認識論として展開されてきたのである。

### 2) 政治性への批判と反批判 上記で述べた FSP の政治性に対するポス

トモダン批判を展開したのが、スーザン・ ヘクマン (Susan Hekman) である。脱構 築論に立つヘクマンは、ハートソックやド ロシー・スミス (Dorothy Smith) らの FSP が、「言説」による現実の構築という相対 主義的な見方をとる一方で、支配階層や抑 圧者 (=男性) ではなく女性のほうが「現 実 | を正しく捉えられるとする、言説と現 実の二項対立図式を堅持している点を批判 する。言うなればそれは、不徹底な社会構 築主義に他ならない。社会分析の方法論と してFSPを見た場合、それは二重の問題に 取り巻かれている (Hekman 1997: 359)。第 一に、究極的には全ての女性がユニークな のだから、「女性」というカテゴライズが そもそも不可能である。しかも第二に、複 数の立場の間で認識論上の優位性を差別化 (階層化) することなどできない。ヘクマ ンは、ウェーバーの理念型と価値自由論を FSP に替わるフェミニスト認識論の枠組み として示しながら、立場の多様性という認 識論的問題と特定の価値への関わりという 政治的問題を、あくまでも別物として切り 分けようとする。ヘクマンからすれば、20 世紀のフェミニズムが「政治の言語ゲーム を変えた」(同上: 363) としても、だから といって抑圧や暴力からの女性の解放にコ ミットするかどうかは各人の判断に委ねら れる。科学と政治は相容れない。FSP の誤 りは、この二つを無理につなげようとした ところにある。

このヘクマンのFSP批判に対して、スタンドポイント理論擁護のための反批判を展開した一人が、パトリシア・ヒル・コリン

ズ (Patricia Hill Collins) である<sup>5</sup>。コリンズ にとってスタンドポイント理論の意義は、 不公正な権力システムの維持あるいは変化 に、知識がいかに作用するかを明らかにで きるところにある。ヘクマンは全体的にこ の点を読み誤っており、FSPの潜在的なラ ディカルさを脱政治化してしまっている (Collins 1997: 375)。スタンドポイント理論 の理解においてコリンズが重視するのは、 ある立場が集団、といっても単なる個人の 自発的集合ではなく、ある権力関係の中で 共有された歴史を持つ集団の経験に基礎を 置いている点である。例えば、人種差別の 個人的経験は多様であっても、アフリカ系 アメリカ人という集団として人々が日々直 面する事態に、何らかの共通性や類似性を 見出すことはできる。集団的に共有された 経験としてのスタンドポイントに注目する ことで、人種という立場から異なる地域に 住む人々の異なる経験を結びつけることが できるし、あるいは反対に、同じ場所で働 く女性たちを、人種や経済状況に基づく集 団的な階層構造にそれぞれ割り当てること で、差異を有する存在として分類すること も可能である(同上: 377-9)。また、男性/ 女性や白人/黒人のように、ある立場は他 の立場に比べて権力関係上、特権的な位置 を占める。そのため、スタンドポイントを 重視するだけで、それが社会批判に結びつ くわけではない。むしろヘクマンが強調す る価値自由論は、立場の階層性を批判的に 捉えられず、かえってその特権性を強化し

てしまうことにもなりかねない。スタンドポイント理論は権力関係とそれがはらむ抑圧を問題にするための思想であり、「『政治の言語ゲーム』を変えること以上のものを含んでいる」思想であることを、コリンズは示す(同上: 381)。

ここまでの歴史的整理を踏まえて見えて くるように、FSPの意義は、その権力関係 批判の側面や政治的コミットメントの強調 に求められてきた。アリソン・ワイリー (Alison Wylie) が述べるように、スタンドポ イント理論は「フルサービスの認識論では ない | (Wylie 2012: 61)。FSP は、認識のあ り様に関する説明を全て提供(=フルサー ビス) してくれるものではなく、むしろ、 ジェンダー不平等を是正していくために必 要な認識論を(セルフサービスのように) 自ら取りにいく立場である。前述したFE が、「価値判断や社会性と無縁でない科学 は、いかなる意味で客観的たり得るかしと いう問いに応答したものだとすれば、FSP はそうした認識論的枠組みを共有しつつ、 「道徳的政治的コミットメントを重視する ことは、どのような認識上の生産性や社会 的意義を持ち得るか」を問うてきたものだ と言えよう。

その回答において FSP が足がかりとしてきたのは、「社会的位置 (social location)」に基づく認識の多様性である (Wylie 2003)。あらゆる認識は状況づけられ、また身体化され社会化される以上、その者の社会的

<sup>5</sup> ヘクマンの FSP 批判が掲載された『サインズ (Signs)』 誌同号では、コリンズの他にハートソック、 ハーディング、スミスらによる反批判が掲載されている。

位置に由来する権力関係や抑圧の様態もまた、その認識に反映されている。したがって、権力関係や抑圧の様態を批判的に捉えることを目的とするフェミニスト研究ならば、被抑圧的な立場に立たされる者(それは研究者本人の場合もあるし、研究対象の場合もある)を含む方が、そうでない場合と比べて、認識上のアドバンテージを持つ可能性は高くなる。FEと同様、FSPも認識上の多様性を重視するが、そこで重視されるのは、FEが想定する研究者内の見解の多様性というよりも、被抑圧者集団を取り巻く状況・構造に対する批判とその改善という道徳的政治的目的に適う限りでの、彼/女ら(被抑圧者)のマイノリティ性である。6。

そこからすれば、FSPにおける認識論的優位性を、「女性の立場」の一般的な優位性だとするのはミスリードであることが分かる。道徳的政治的コミットメントの要請を念頭におけば、FSP本来の問いは、被抑圧者(フェミニズムの場合は、男性優位社会における女性)の状況改善や解放という政治的プロジェクトにコミットする者にとって、被抑圧者や周縁部の立場は有益かどうかである。そしてそれは、ナーラーヤンが示唆したように、「場合による」のである。

### 2. フェミニスト・スタンドポイント 理論と科学的/知的運動

ではどういう場合であれば、政治的プロジェクトにコミットするフェミニスト社会 科学者にとって、被抑圧者の視点が認識論 的な生産性を持つだろうか。クリスティー ナ・ローリン (Kristina Rolin) の議論を参 考にして考えてみよう。

ローリンは、FSPが前提とする政治的コ ミットメントを伴う研究者の集団的な存在 を、ある種の社会運動体として捉えてい る。ローリンは、科学社会学者であるフ リッケルとグロスの議論 (Frickel & Gross 2005) に依拠しながら、FSPの独自性を「道 徳的・社会的価値が、科学的/知的運動を 通して認識論的生産性を持ち得るという考 え方 (Rolin 2016: 12) にあるとしている。 フリッケルとグロスによれば、科学的/知 的 運 動 (Scientific/Intellectual Movements: 以下、SIMsと略記)とは、自分たちの考え 方に基づく科学的知見の生産と拡散を通じ て、より大きな研究者コミュニティの変化 (例えば定説の変更)を狙う、サブコミュ ニティによる知的社会運動を指している。 SIMsは、知識生産に深く関わるという点で 知的な運動であるが、科学領域における権 力関係を変化させることを企図する点で政 治的な運動でもある。さらにSIMsは、固定 的な研究室や組織を基盤とする一般的な研 究活動グループとは異なり、フェミニスト による研究プロジェクトのように、領域横 断的だったり地理的に多様だったりするメ ンバーが連携して、会議の運営や学術誌の 発行、学会の形成を進めていく、組織的な 集団行動である。

フリッケルとグロスによる SIMs 論が、 あくまでも研究者コミュニティ内部での論 争的なアイデアの生産と拡散を狙ったサブ コミュニティの知的社会運動を科学社会学

<sup>6</sup> FEとFSPにおける多様性概念の相違については、二瓶(2021b)を参照。

的に捉え直すことを目的としていたのに対し、ローリンはSIMsとFSPを重ね合わせることで、彼ら以上にその意義を強調している。すなわちローリンは、フェミニストの政治的プロジェクトにコミットする研究者らのサブコミュニティ(= FSP 的なコミュニティ)の活動には、科学者コミュニティ内の変化を超える社会的意義があることを示し、そこにFSPの認識論的生産性を見ようとしている。

その社会的意義とは何か。一言でいえば、 エンパワーメントである。第一にそれは、 フェミニスト社会科学者が関わる相手(調査 協力者や証言者など)に対するエンパワーメ ントであり、第二にフェミニスト社会科学者 自身に対するエンパワーメントである。

第一の、フェミニスト社会科学者の調査 対象に対するエンパワーメントとは、研究 者が被抑圧者や周縁的存在の立場を重視し た調査を行うことで、社会的な権力関係が 引き起こす 「認識的暴力 | を取り除くことを 意味する (Rolin 2016: 17)。 自分が属する組 織、社会から受ける差別や抑圧について話 すことで失職やバッシングにつながるかも しれないという恐怖は、従属的な立場にあ る者の証言を控えさせるだろう。あるいは ミランダ・フリッカー (Miranda Fricker) が 論じたように、社会的な権力関係が作用す ることで、被抑圧者の証言が歪曲される「認 識的不公正」が生じる (Fricker 2007)。例え ば、白人ないし男性優位の社会では、黒人 や女性の発言や証言は、人種やジェンダー を理由にその信憑性が割り引かれる可能性 が高くなる(証言的不公正)。または、何らかの差別や蔑視、軽視、抑圧を表現する言葉や概念(例えば「セクハラ」)がなければ、従属的な立場にある者の経験は、存在しないも同然になってしまう(解釈的不公正)<sup>7</sup>。

ローリンによれば、SIMsは、権力関係が 引き起こす「証言生産の歪曲」を防ぐこと が可能である (Rolin 2016: 17)。その理由 は、SIMsが集団的な知的・政治的運動であ ることに求められる。SIMs とは研究者個 人による調査にとどまらない、規範的な目 標を持った集団による政治的取り組みであ る。そうした取り組みの一部として調査に 関わるということは、証言者の孤立感や恐 怖感を緩和し、自分の経験が個人的なもの ではなく、集合的なものであると認識でき る可能性をもたらす。また SIMs が知識生 産を担う運動であることで、証言者の経験 や感情を的確に表現する新たな概念を生み 出し、解釈的不公正の解消に貢献すること も考えられる。

証言生産を阻む権力関係の壁を崩すものとしてのSIMsの集団的性格は、第二の、研究者自身へのエンパワーメントにもつながっている(同上:17-8)。被抑圧者の証言や経験を集めて生まれた知見は、大きな研究者コミュニティで議論の俎上に載せようとしても、無視や沈黙、過剰に厳しい批判といった不当な扱いを受ける可能性が高い。そうした知見は、既存の枠組みにおいて見過ごされたり、タブー視されたりしてきたものだからである。そうやって引き起こされる研究者の孤立は、社会的に不公正

<sup>7</sup> 認識的不公正については、Fricker(2007)の他に、Anderson(2012)やKoskinen & Rolin(2019)を参照。

なだけでなく、生産された知識に対する批判や修正、洗練の契機を奪うという点で認識論的にも不当である。一方、研究者がSIMsというサブコミュニティに属しながら研究を行うことは、大きなコミュニティでは望めなかった建設的な議論を可能にする。その意味でSIMsは、研究者にとっても、社会的/認識論的不公正を取り除くことにつながっている。まとめて言えば、SIMsのようなサブコミュニティによる集団的探究の存在意義は、抑圧された者やその声に耳を傾ける研究者が、権力関係や抑圧の構造ゆえに陥ってしまう認識的不公正を是正できるところにある。

しかし、特定の価値判断を有する研究者が SIMs を構成することは、諸刃の剣にもなる。特にリコ・ハウスウォルド (Rico Hauswald) が指摘するように、サブコミュニティが特定の活動家と協力関係にある研究者によって占められている場合、SIMs内部の志向が単一化し、集団バイアスを蓄積させてしまうリスクがある(Hauswald 2021)。周縁部の証言者ならびに研究者という、権力関係の中で孤立しがちな存在をSIMsという知的・政治的運動に巻き込んでいくことは、社会や学界の「常識」を覆す足場になる一方で、それが過度に内向きになった場合は、コミュニケーション能力を失った閉鎖的な集団にもなり得る。

SIMs による集団バイアスのリスクを少しでも小さくするには、どうしたらよいか。ハウスウォルドに依拠すれば、SIMs の集団バイアスが生じる要因の一つは、サブコミュ

ニティがその政治性ゆえに、より大きな科 学コミュニティとの接点をなくし、孤立し ていくことにある。しかしそもそも FSP で は、想定されるコミュニティの規模や多様 性の捉え方が、FEとは異なる。FSPが重視す る多様性とは、研究者コミュニティの中で 伝統的に支配的な位置を占めてきた人々、 「具体的には、男性とかアングロサクソン系 の人々、先進国の人々などを……含まない か、より少なく含むような意味での多様性」 であり、それは「共同体内部に存在する具体 的価値観の内容の数がより多いほど、科学 者共同体の多様性は高い | とするFEの多様 性認識とずれている (二瓶 2010b: 94-6)。 そ うだとすれば、FSPの言うサブコミュニティ (例えば SIMs) に、FE が強調してきた研究 者コミュニティでの相互批判プロセスの役 割を求めることはできない。あくまでもFSP 的なサブコミュニティの役割は、それ自体 が客観性を担保するための包括的集団にな りかわることではなく、より開かれた相互 批判プロセスに加わっていくための足がか りとなることである<sup>8</sup>。

つまり SIMs にとって肝要なのは、被抑 圧の当事者と、より大きな科学コミュニ ティをつなぐ媒介となることである。イン ケリ・コスキネン (Inkeri Koskinen) とロー リンが、先住民のニーズと関心事に関連し た知識生産に携わる先住民研究 (indigenous studies) の例で示すように、先住民たちの 土地に対する自己理解を言語化することだ けが、SIMs の社会的意義になるわけではな い。それ以上に先住民研究は、土地に対す

<sup>8</sup> FSPの理論的正当化において、FEが強調してきた研究者集団内での相互批判プロセスの議論が意味を

る先住民の捉え方が近代的な法制度の中でどう位置づけられるかを彼/女らに示し、必要に応じて法的アドバイスを提供することで、認識論的にも政治的にも不公正な立場に置かれやすい先住民の状況改善に貢献している(Koskinen & Rolin 2019)。フェミニスト社会科学がFSP的な観点からサブコミュニティを形成する意味も、抑圧された者たちの立場や視点、経験を科学的な認識へと変えることを通じて、それらをより大きな文脈に乗せ、状況の変化を目指す拠点となるところにある。そしてここに、FEの議論だけでは見えてこない、FSP的な役割の重要性があると言える。

無論だからといって、SIMs の集団バイアス発生を完全に回避できるわけではないだろう。FSP の論者たちが繰り返し指摘してきたように、その認識論的な優位性は自動的なものではなく、自覚的な取り組みによって事後的に「獲得される」ものである(Wylie 2003: 38-9)。「フルサービスの認識論」でないからこそ、その知的および政治的有効性に対する省察が、常に求められるのである。

### 結論

ここまでの議論を踏まえて、本稿全体の 問いに答えよう。フェミニスト社会科学に

とっての科学性とは、他の科学一般と同様 に、その知見が経験的証拠によって論理的 に組み立てられ、さらにそれが研究者コ ミュニティ内での相互批判と修正のプロセ スを経て、「客観的である」という合意を 得られる場合に保証される。価値判断は、 研究の動機や調査設計を方向づける点で科 学にとって無縁なものではなく、フェミニ スト社会科学にとってもそれは同様であ る。さらにフェミニスト社会科学は、男性 優位社会における女性の状況改善や解放に 有益な知見を生み出そうとする規範性を伴 う政治的な営みでもある%。その方向性の一 つは、ジェンダーの視点を取り入れること で、女性が被る抑圧や不平等、貢献を解明 し、より深い学問的理解をもたらすことで ある。あるいはSIMsのように、集団的な知 的・政治的運動を通じて証言者や研究者の 孤立を防ぎ、彼/女らをエンパワーするこ とである。フェミニスト社会科学は、証言 や建設的議論を阻む権力関係に対抗しなが ら新たな知識の産出に携わることで、従来 の理解からは排除されてきた現象や実態を より大きな文脈の中に位置づけ、認識論的 ならびに政治的な不公正を是正していく知 的な営みなのである。

FEと FSP の相違をあえて図式化すれば、 前者がジェンダー視点を取り入れることで

持つのは、ここである。FSPが強調するマイノリティ性の注視が閉鎖的なものとならないためには、FE による科学的客観性の議論によって相互批判プロセスへの理解を補う必要がある。本稿が、FEとFSP をフェミニスト認識論の両輪であると位置づける理由は、これである。

<sup>9</sup> 議論の拡散を防ぐため、本稿ではフェミニスト社会科学が追求する規範をジェンダーに絞って捉えたが、ここに経済階層や人種、民族、宗教、身体、年齢、地理的状況などをめぐる関係性が交差的に関わることは言うまでもない。またそれゆえ、フェミニスト社会科学の規範性は、ジェンダーに特化しながらも、これらの諸要因が関わるバイアスや不公正の是正という目的を排除するわけではない。Internann(2010: 206)を参照。

科学知識の質的向上を図りフェミニズムの 理想の実現を目指す立場であるのに対し、 後者は科学的探究を通じた被抑圧者のエン パワーメントを通じてジェンダー平等を志 向する立場だと言える。どちらをより重視 するかは、各研究者やコミュニティ次第である。しかしどちらを採るにせよ、フェミニスト社会科学の存在意義は、科学的であろうとすることと政治的であろうとすることの接点に見出されていくものだと考える。

### 参考文献

- Anderson, Elizabeth, 2004, "Uses of Value Judgments in Science: A General Argument, with Lessons from a Case Study of Feminist Research on Divorce", *Hypatia*, 19(1): pp.1-24, (2022 年 8 月 8 日取得, JSTOR, pdf).
- 2012, "Epistemic Justice as a Virtue of Social Institutions" in Social Epistemology, 26(2): pp.163-73.
  2020, "Feminist Epistemology and Philosophy of Science", The Stanford Encyclopedia of Philosophy, (2022年11月16日取得, https://plato.stanford.edu/entries/feminism-epistemology/).
- Collins, Patricia Hill, 1986, "Learning from the Outsider Within; The Sociological Significance of Black Feminist Thought" in Sandra Harding ed, 2004, *The Feminist Standpoint Theory Reader: Intellectual & Political Controversies*, New York and London, Routledge.
- ———. 1997, "Comment on Hekman's "Truth and Method: Feminist Standpoint Theory Revisited": Where's the Power?" *Signs*, 22(2): pp.375-81, (2022年12月21日取得, JSTOR, pdf).
- Crasnow, Sharon, 2007, "Feminist Anthropology and Sociology: Issues for Social Science", in Stephen Turner and Mark Risjord eds., *Philosophy of Anthropology and Sociology*, Amsterdam, North-Holland.
- Frickel, Scott, Neil Gross, 2005, "A General Theory of Scientific/Intellectual Movements", *American Sociological Review*, 70(2): pp.204-32, (2022年8月19日取得, JSTOR, pdf).
- Fricker, Miranda, 2007, *Epistemic Injustice: Power & the Ethics of Knowing*, Oxford, Oxford University Press. Haraway, Donna, 1988, "Situated Knowledges: The Science Question in Feminism and the Privilege of Partial Perspective", *Feminist Studies*, 14(3): pp.575-99, (2022年12月21日取得, JSTOR, pdf).
- Harding, Sandra, 1986, The Science Question in Feminism, Ithaca, Cornell University Press.
- ——. 1991, Whose Science? Whose Knowledge?: Thinking from Women's Lives, Ithaca, Cornell University Press.
- Hartsock, Nancy, 1983, "The Feminist Standpoint: Developing the Ground for a Specifically Feminist Historical Materialism", in *The Feminist Standpoint Revisited and Other Essays*, 1998, Boulder, Westview Press.
- Hauswald, Rico, 2021, "The Epistemic Effects of Close Entanglements between Research Fields and Activist Movements", *Synthese*, 198(1): pp. 597-614.
- Hekman, Susan, 1997, "Truth and Method: Feminist Standpoint Theory Revisited" *Signs*, 22(2): pp.341-65, (2022年12月21日取得, JSTOR, pdf).
- Internann, Kristen, 2010, "Feminist Standpoint Empiricism: Rethinking the Terrain in Feminist Philosophy of Science", in P. D. Magnus and Jacob Busch eds., *New Waves in Philosophy of Science*, New York, Palgrave Macmillan.
- ———. 2016, "Feminist Standpoint", in Lisa Disch and Mary Hawkesworth eds., *The Oxford Handbook of Feminist Theory*, Oxford, Oxford University Press.
- Koskinen, Inkeri, Kristina Rolin, 2019, "Scientific/Intellectual Movements Remedying Epistemic Injustice:

- The Case of Indigenous Studies", in *Philosophy of Science*, 86(5): pp.1052-63.
- Longino, Helen E., 1990, *Science as Social Knowledge: Values and Objectivity in Scientific Inquiry*, Princeton, Princeton University Press.
- ———. 2002, *The Fate of Knowledge*, Princeton, Princeton University Press.
- Narayan, Uma, 1989, "The Project of Feminist Epistemology: Perspectives from a Nonwestern Feminist", in Sandra Harding ed, *The Feminist Standpoint Theory Reader*.
- 二瓶真理子, 2018, 「批判的文脈的経験主義における科学の社会性と客観性」 『松山大学論集』 (松山大学総合研究所) 第 29 巻第 6 号:pp.31-53, (2022 年 8 月 1 日取得, 松山大学機関リポジトリ, pdf).

- Rolin, Kristina, 2006, "The Bias Paradox in Feminist Standpoint Epistemology", Episteme, 3(1-2): 125-36.
- 2016, "Values, standpoints, and scientific/intellectual movements", *Studies in History and Philosophy of Science*, 56: pp.11-9.
- Sullivan, Shannon, 2001, Living Across and Through Skins: Transactional Bodies, Pragmatism, and Feminism, Bloomington, Indiana University Press.
- Weeks, Kathi, 1998, "Labor, Standpoints, and Feminist Subjects", in Sandra Harding ed, *The Feminist Standpoint Theory Reader*.
- Wylie, Alison, 1992, "Reasoning about Ourselves: Feminist Methodology in the Social Sciences", in Elizabeth D. Harvey and Kathleen Okruhlik eds., *Women and Reason*, 1992, Ann Arbor, University of Michigan Press.
- 2003, "Why Standpoint Matters", in Robert Figueroa and Sandra Harding eds., *Science and other cultures/issues in philosophies of science and technology*, New York and London, Routledge.

(掲載決定日:2023年5月18日)

### Abstract

The Scientific and Political Nature of Feminist Social Science based on an Integral Understanding of Feminist Epistemology

Kenta Onodera\*

This study employs the lens of feminist epistemology to discuss the scientific and political nature of feminist social science. Several debates have been mooted since the 1980s about the extent to which research based on a particular value judgment of feminism may be deemed scientific. Scholars have also deliberated on the significance of so-called scientific research endeavors for feminism as a political and social movement. This study focuses on the theories of feminist empiricism and feminist standpoint that have driven such arguments to offer a conceptual examination of the scientific and political aspects of feminist social science. I make two claims based on my findings. First, scientific research is not free from value judgments, which can lead to beneficial scientific findings. Second, feminist social science contributes as a collective intellectual and political movement to the creation of testimonies of marginalized groups, results in constructive discussions among researchers, and exerts an inclusive epistemological impact.

### Keywords

feminist epistemology, feminist empiricism, feminist standpoint theory, scientific/intellectual movements, epistemic injustice

<sup>\*</sup>Japan Women's University, Associate Professor.

4/10年台	=\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
イマイ市	iiiiii X

## 

山岸大樹\*

本稿は、ナンシー・フレイザーとアイリス・マリオン・ヤングのフェミニズム理論および政治・社会理論に焦点を当てつつ、両者におけるフェミニストとしての連合・連帯の構想を比較し、現代の理論および状況に照らしつつ検討するものである。フレイザーとヤングは、ともに1980年代以降の社会と運動の状況を念頭に置きつつ、社会主義および批判理論を足がかりとして、女性をはじめさまざまな属性の人びとが被る不正義の是正に向けた、規範的な政治理論の構築を目指してきた。両者の相違は、政治、経済、文化等に関わる不正義をいかに認識し、その是正に向けていかなる治癒策を採用すべきかという点に関するものであると解釈されてきたが、本稿では両者の不正義および社会集団に関する考察や、その相違に起因する論争を検討することによって、それらが連合・連帯のあり方に関する構想においてどのような形で表れているのかを明らかにすることを目的とする。

### キーワード

アイリス・マリオン・ヤング、ナンシー・フレイザー、差異化された連帯、99%のためのフェミニズム、 不正義

### はじめに

フェミニズムの深化と発展は、社会理論 の発展や社会情勢の移行、および不正義の 是正を目的として生起する社会運動の状況 と不可分の関係にある。西洋諸地域で1960 年代以降に主流となった社会運動は一般に 「新しい社会運動」と呼ばれ、それまでの マルクス主義に基礎を置く階級基盤的な結束とは異なる集合体が主体となった運動であったとみなされているが、その集合体の性質については、産業構造の変化、共有される価値観や信念の多様化、社会的属性やアイデンティティの多元化といったさまざ

DOI: 10.24567/0002003770

<sup>\*</sup>同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科博士後期課程

まな要素が考えられ、意見が分かれる点でもある(本田 2022: 17)。同時代以降のフェミニズムにおいても、階級主導的であった運動内における性差別の経験や、周縁化されてきた人びとの経験などがより聞き届けられるようになるにつれて、今後のフェミニズムが焦点を合わせるべき不正義についての認識や、その是正に向けた戦略や治癒策のあり方について、数多くの議論が交わされることとなった。

アイリス・マリオン・ヤング(Iris Marion Young)とナンシー・フレイザー(Nancy Fraser)はいずれも、「新しい社会運動」が主流となりつつある社会の中で、フェミニズム理論や政治・社会理論の分野において活発な議論を行った人物である。本稿の目的は、ヤングが最終的に到達した連帯の構想である「差異化された連帯 differentiated solidarity」とフレイザーが現時点において到達した連帯の構想である「99%のためのフェミニズム feminism for the 99%」について、それまでの議論の変遷をたどりつつ検討することにある。

以下で確かめていくように、それぞれの 連合・連帯<sup>1</sup>の構想は、両者における理論的 な見解の相違とフェミニズムをはじめとす る運動がとるべき戦略についての相違の両面を反映したものである。より詳しく言うならば、同時期の社会における不正義の分析および解釈と、その不正義に対する治癒策remedyという2つの相違が、それぞれの連合・連帯の構想における独自性に引き継がれているのである。本稿では、1990年代に両者のあいだで交わされた不正義の分析および解釈に関する論争を中心に、それらに関する両者の議論の経緯やその後の発展も含めて検討する。

このフレイザーとヤングの論争については、ケヴィン・オルソン(Kevin Olson)が編者となり 2008 年に出版された、フレイザーによる不正義の理論化に関する論文集 Adding Insult to Injury に両者の論考が収録されている他、同書にはアン・フィリップス(Anne Phillips)がこの論争を詳しく検討した論考も収録されている。また、両者の論争のレビューないし検討を含む論考として、Heyes(2003)、Eisenberg(2006)、La Caze(2006)、Allen(2008)、Dorrien(2021)などが挙げられる<sup>2</sup>。だが、これらはいずれも再分配/承認をめぐる両者の相違に焦点を当てて論じる構成となっており、ヤングの連帯論およびフレイザーの進歩的ポピュ

<sup>1</sup> 本稿では、多様な背景を有する人びとが不正義の是正を目的として形成する人びとのつながりとして連合 coalition/alliance という語を、不正義の是正を念頭に置きつつも日常的な場面から連続して形成される人びとのつながりとして連帯 solidarity という語を、それぞれ用いている。以下でみるように、ヤングの理論には『正義と差異の政治』で触れられた連合の構想から、Inclusion and Democracyで展開される連帯の構想への発展がみられる。フレイザーの場合はこのような連続がみられるわけではないが、『99% のためのフェミニズム宣言』には連帯という語が複数用いられている。本稿の議論においては、こうした区別は特に重要ではないため、連合・連帯とまとめて呼称する。

<sup>2</sup> 本稿では参照しないが、フレイザーとヤングがともに認識論的な観点から社会的排除について論じたフェミニストであることに着目する重要な論考として Dieleman (2012) があり、両者の不正義に関する理論について従来はあまり取り上げられてこなかった視座から比較がなされている。

リズム論や「99%のためのフェミニズム」の検討にまでは踏み込んでおらず、連合・連帯についての両者の具体的な構想の比較や、その構想に不正義に関する議論がどのように関係するかについての検討までには至っていない。また、本邦において両者の不正義に関する議論および論争について検討した研究としては、教育社会学における福島(2008)、政治哲学・政治理論における向山(2014)、森(2016)、辻(2016)などが存在するが、やはりいずれも両者の連合・連帯のあり方を検討するには至っておらず、また社会運動およびフェミニズム理論への着目も弱いことから、本稿とは関心を異にするものである。

# 第1章 ヤングにおける不正義の分析 と連合・連帯の構想

――『正義と差異の政治』および社会 主義フェミニズムとの関係から

本章ではヤングに焦点を当て、その不正義に関する理論と、その背景にある思想的立場の概要を検討する。後述するフレイザーによるヤングへの批判およびヤングからの反論を正しく理解するためには、論争の主題および内容に加えて、その背景についても確かめる必要がある。以下では、正義の「分配的パラダイム」と呼ばれる立場を避けようとしたヤングの理論が、社会集団が被る抑圧の多様性と複雑性に留意したものであること、連合・連帯の形成においてもこうした社会集団と抑圧の多様性と複雑性が念頭に置かれるべきとされたこと、そしてこれらの議論に、ヤング自身と社会主義フェミニズムの関係が根差していることを確認していく。

1990年に刊行されたヤングの『正義と差 異の政治』は、政治哲学において探求され てきた正義についての諸理論における問題 点を指摘し、それに代わる理論の構築を試 みた著書である。ヤングによれば、「現代の 哲学的な正義論は、(…) 社会的正義の概念 を、社会の構成員間における道徳的に妥当 な利益と負担の分配という意味に限定する 傾向がある」(Young 1990a=2020: 19)。21 世紀においてなお影響力を有し、「政治哲 学のいわば『座標軸』| (齋藤・田中 2021: ii) であり続けているジョン・ロールズ (John Rawls) の理論をはじめ、政治哲学・ 政治理論における正義についての議論のほ とんどは、「分配的な問題に第一義的な焦 点を当てている | (Young 1990a=2020: 23) とヤングは指摘する。

ヤングによれば、このような正義に関す る理論の「分配的パラダイム」は、「新しい 社会運動が暗に訴えかけている社会的正義 の概念 | (Young 1990a=2020: 1) を射程に 入れることができない。まず分配的パラダ イムは、物質的な財の分配に焦点を当てす ぎることで、社会構造や制度的文脈といっ た、現実の分配状況に影響を与えている要 素を軽視する。ヤングによれば、正義に関 する議論は分配だけを焦点とするのでは不 十分であって、少なくとも意思決定、分業、 文化という4つの要素を正義の主題として 扱わねばならない。加えて、分配的パラダ イムは分配の対象とする「財」の範囲を、権 力、機会、自尊心といった概念にまで拡張 してしまうことによって、それら非物質的 な概念を社会的な関係やプロセスに関わる ものではなく、静態的なものとしてみなし

てしまう。これらの概念は分配可能な財として理解するのではなく、意思決定、分業、文化といった要素に焦点を当てつつそれらがいかなる状況であるかを分析するという形で扱いながら、社会的諸関係の視座を交えて解釈することが適切であると、ヤングは主張する(Young 1990a=2020: 第1章)。

分配に加えて、意思決定、分業、文化の各 領域で捉えられる不正義は、ヤングの議論 においては「自我の発達に対する制度的制 約1である抑圧と、「自己決定に対する制度 的制約」である支配という2つの形態に分類 される (Young 1990a=2020: 53-4)。 さらに抑 圧は、搾取、周辺化、無力化、文化帝国主義、 暴力という5つの形態に分類できる3。このよ うに抑圧の形態を細分化したのは、「複数の 抑圧を共通の本質に還元したり、一つの抑 圧が他の抑圧よりも本質的であるなどと主 張することなく、複数の抑圧を比較するこ とが可能」であるような不正義の理論化を ヤングが目論んでいたからである(Young 1990a=2020: 92)。分配的パラダイムに比較 して考慮すべき対象や文脈が複雑化すると しても、その複雑さを縮減せずに捉えられ るようにしておくことが、ヤングの正義論に おいては求められているのである。

抑圧の分析を通して社会集団間の共通性 と差異を認識することは、不正義の是正に 向けた連合・連帯の形成に大きく関係す る。ヤングは、社会運動における集団間の 差異を廃絶しようと苦闘してきた運動の歴 史、すなわち「同化の理念」に支えられてき た運動に対してその意義を認めつつも、そ れよりも「集団間の差異の肯定を自己規定する」という性質を帯びた「差異の政治」の構想を支持するという立場をとる(Young 1990a=2020: 221)。ただし、ヤングが差異の政治を支持するのは、「差異の意味を問い直す」ような実践が付随する場合に限ってであることに注意が必要である(Young 1990a=2020: 221,236)。

差異の本質主義が曖昧になるにつれて、つまり女性、黒人、同性愛者に固有の本性に対する信念が正当と見なされなくなるにつれて、恐れは高まる。差異の政治は、この恐れに正面から向き合う。それは、人々を区別する明確な境界を持たない、まさに曖昧で、関係的で、流動するものとして、つまり不定形の統一体でも純粋な個体でもないものとして集団の差異を理解しようとする(Young 1990a=2020: 239)。

このように捉え返された差異の意味を帯びた社会集団によって構成される運動の連合体として、ヤングは「虹の連合 rainbow coalition」を想定する(Young 1990a=2020:262-3)。この連合は、構成する集団のそれぞれが他の集団の存在を承認し、社会的な争点に関する経験や視座の固有性を互いに認め合うことで構成される。運動の方向性や目的については、連合の内部でそれぞれ組織化された集団から選出された代表が独自の分析をもとに意見を表明し合い、各団体が平等な権力を行使できるように設計さ

<sup>3</sup> これらの形態について、詳細は『正義と差異の政治』第2章の他、Voet (1998) や向山 (2014) などを参照。

れた意思決定過程に参画しつつ定められるとされる。『正義と差異の政治』の時点では、ヤングにおける連合・連帯の構想はこの「虹の連合」において具現化されると考えてよいであろう。

『正義と差異の政治』で分配的パラダイ ムの代替となる正義の理論を構想するにあ たって、ヤングはいくつかの学術的方法を 組み合わせたことを明らかにしているが、 そのうちの1つにマルクス主義フェミニズ ムがある。1960年代から70年代にかけて、 新左翼運動の内部において多くの女性たち が経験した性差別について、マルクス主義 フェミニストたちはマルクス主義自体の理 論的欠陥が関係していると捉えたうえで、 いかなる改良が可能であるかをめぐって議 論を交わした (Sargent 1981=1991)。たとえ ばハイジ・ハートマン (Heidi Hartmann) は 「マルクス主義とフェミニズムの不幸な結 婚しという論文で、階級的な抑圧を生じさ せる社会システムを資本制、性的な抑圧を 生じさせる社会システムを家父長制と定義 したうえで、両者は固有の力学と発展形式 を有すると論じる (Hartmann 1981=1991)。 マルクス主義が対象とする社会システムと フェミニズムが対象とする社会システムが それぞれ別個で独立したものであると認識 する点から、ハートマンの立場は二元論的 であると言える。

ヤングはこうした二元論に異を唱え、フェミニズムはマルクス主義との「結婚」を目指すのではなく「マルクス主義を引き継ぎ、ジェンダー関係を中核とするような理論へとマルクス理論を変えていかなけれ

ばならない」と主張する (Young 1981=1991: 89)。そのような理論において中核になるのが、ジェンダー分業に関する分析である。ヤングによれば、ジェンダー分業は生産関係の構造にとって基本的なものであり、それなしには資本制社会の存続が困難となるようなものである。

社会全体の経済構造や支配関係を理解するために、ジェンダー分業の構造を特に考察する必要があると主張したい。このジェンダー分業のカテゴリーにより、社会主義フェミニストは、階級、支配、生産分配関係の現象と女性抑圧の現象とを、同じ社会経済システムの側面としてみなすことができる。このような見解に立つことによって、私たちはすべてのマルクス主義者に対し、女性の状況や抑圧の問題を社会形成の分析に不可欠なものとして考慮するよう要求できる(Young 1981=1991: 96)。

この引用部には、『正義と差異の政治』における分配的パラダイム批判とその代替案の提起につながる部分、すなわち関係や構造の面から不正義を理解するために分業概念を取り上げる必要があるという主張が、すでに現れている。同書の分配的パラダイム批判は、第一には政治理論・政治哲学において多くのリベラルな正義論のアプローチが、ジェンダーをはじめとする社会集団の不正義への射程を適切に組み込めてこなかったことに向けられているが、その根底には社会主義フェミニストとしてのヤングによる、マルクス主義に対する同種の批判

的視座が存在しているのである。

だがその後、『正義と差異の政治』と 同じく1990年に刊行された単著である Throwing Like a Girl で、ヤングは社会主義 から距離を置くと明言する。ヤングは学術 的な面のみならず、1970年代から80年代に かけてアクティヴィストとしても社会主義 フェミニズムにコミットしてきた経験を有 していた⁴が、さまざまな抑圧に対抗する社 会運動が多様な場所やしかたで生起し、そ れぞれが被る不正義に対抗するのを目にし て、ヤングは「かれらの敵が資本主義であ ると言うことは抽象的すぎる」のではない かと疑念を抱く (Young 1990b: 5)。 時代が 進むにつれてフェミニストが対峙する問題 もより多元化し、単に「社会主義フェミニ ズム」と分類するのでは不足するほど多く の文脈を抱えるようになったとヤングはみ たのである。遺作の『正義への責任』にお いて明らかなように、ヤングが貧困や階級 的不正義を「あと回し」にしたわけではな い。マルクス主義が女性の抑圧を「あと回 し」にして資本主義との対決を優先しよう としたことへの警戒と同じように、資本制 を敵として結集するフェミニズムを打ち立 てることによって、それぞれの女性たちが 関係する属性において抱える多様な抑圧を

「あと回し」にすることをこそ、ヤングは避けようとしていたのであった。

### 第2章 フレイザーの不正義に関する 理論とその是正策

# ――ヤング『正義と差異の政治』に対する批判、およびその後の論争

本章では、フレイザーによる不正義とそ の是正策に関する理論を確認したうえで、 そこからヤングに対してどのような批判が 展開されたかという点を主に取り上げつ つ、どのようにして連合・連帯をめぐる両 者の立場の差異が生じたのかを検討する。 前章で触れたとおり、ヤングは1980年代 まで社会主義フェミニストとしての立場に コミットしながら、1990年代を前に社会主 義から離れて独自の議論を構想するに至っ た。一方のフレイザーは、1980年代から 現在に至るまで資本主義の問題系に深くコ ミットし続けながら、不正義の是正に関す る議論を発表している。フレイザーがヤン グの『正義と差異の政治』を批判するのは、 1997年に刊行された『中断された正義』の 第8章であるが、この批判は同書の第1章 で展開される再分配5/承認の二元論の観 点から、ヤングが論じる正義についての理 論に向けられたものである。したがって、

<sup>4</sup> アン・ファーガソン(Ann Ferguson)は、1970年代から80年代にかけて、マルクス主義-社会主義フェミニストらで構成されていた活動・研究グループにヤングとともに所属していたことを、ヤングの没後に明かしている(Ferguson and Nagel 2009: 4)。また、Throwing Like a Girl 第4章では、ヤング自身が活動のなかで経験した「差異」の状況が述べられている(Young 1990b: Chapter4)。

<sup>5</sup> redistributionの訳について、フレイザーの著書の邦訳では「再配分」とされることが多いが、政治理論 および政治哲学においては「再分配」と訳されるのが通例である(配分はallocationの訳語とされる)。 最近ではフェミニズム理論においても、江原(2022)がフレイザーの議論を参照した際にあえて意図 的に「再分配」と訳出したことを明記しており、本稿でもすべて「再分配」と記載する。ただし例外 として、邦訳書の書名となっている『再配分か承認か?』については、そのまま記載する。

まずはフレイザーによる再分配/承認の二元論がどのようなものかを確認する必要がある。その後、不正義の理論化に関するヤングへの批判の射程が、連合・連帯を形成する際の基礎に何を位置づけるべきかという点にまで及ぶこと、すなわち人びとおよび社会集団のあいだに「再分配/承認のジレンマ」が存在することを認識して、再分配の次元に留意しながら連合・連帯に向かうべきであるとフレイザーが主張したことを確認したい。

フレイザーによる正義に関する議論の中身に立ち入る前に、踏まえておかねばならないこととして、フレイザーの議論は特定の社会的状況を念頭に置いているということが挙げられる。フレイザーは社会運動における「ポスト社会主義」的な対立に強い危機感を抱いており、こうした時代状況がフレイザーにおける正義の理論化を構成していると述べている。

20世紀末期において、「承認への闘争」が急激に政治的対立のパラダイムとなりつつある。「差異の承認」が、ナショナリティ、エスニシティ、「人種」、ジェンダー、セクシュアリティの名のもとに動員された集団の闘争を先鋭化させている。このような「ポスト社会主義」的対立のなかで、集団的アイデンティティは政治的動員の主要な媒体として階級の利害に取って代わろうとしている(Fraser 1997 = 2003: 19)。

このように、「ポスト社会主義」的な状況

において、社会集団が提起する運動の目的 と戦略は多様化し、階級を基盤とし再分配 の実現を目的とした運動の力が削がれてい るというのがフレイザーの診断であった。 もちろんフレイザーは、承認を求める運動 によって抑圧が是正される局面や社会集団 があることを否定しない。だが、人種や ジェンダーといった社会集団においては、 低賃金労働への就業傾向を批判するといっ た再分配への要求と、スティグマによって 自尊心を毀損されることへの批判といった 承認への要求がどちらも含まれ、片方の要 求がもう片方の要求を阻害する可能性があ る。前者は人種やジェンダーに関わりなく 平等な処遇を要求する、すなわち集団の解 体を志向するのに対して、後者は人種や ジェンダーの価値を肯定し直すよう要求す る、すなわち集団の肯定を志向する性質を 有するからである。これがフレイザーの指 摘した「再分配/承認のジレンマ」である (Fraser 1997=2003: 第1章)。

フレイザーによれば、ヤングは「差異の 政治」に関する議論において、このジレン マを真剣に捉えることができていない。分 配的パラダイムへの批判と5類型からなる 抑圧の理論化によって、再分配の問題の位 置づけを曖昧にする一方で承認の問題をよ り優先すべき対象として想定してしまい、 あらゆる社会集団による正義への要求を承 認の視座から一元的に解釈してしまうから である。ヤングによる社会集団の理論化に ついても、階級のような集団とエスニシ ティやセクシュアリティのような集団、そ して人種やジェンダーといった集団のあい だにそれぞれ存在しうる目的や要求の性質の差異を捉えそこなっているとされる。このように、不正義、その是正策、そして社会集団のいずれの理論化においても、ヤングは再分配と承認の関係を適切に捉えることに失敗しているというのが、フレイザーの主張である(Fraser 1997=2003: 第8章)。

ヤングの構想の代案として、フレイザー は政治経済分野と文化分野における是正策 のパターンを2つずつ取り上げ、それぞれ のより望ましい策を組み合わせることが最 善であると主張する (Fraser 1997=2003: 35-49)。まず政治経済分野においては、フレイ ザーが「リベラルな福祉国家」と呼ぶ策 と「社会主義」と呼ぶ策が対置され、前者 が肯定的治癒策、後者が変革的治癒策とし て位置づけられる。肯定的治癒策は、結果 としての不正義にのみ着目し、社会的不公 正を生みだしている社会的基盤を乱すこと なく、既存の集団や構造の布置に従って是 正を図る考え方であり、リベラル・フェミ ニズムもこうした考え方に立つとされる<sup>7</sup>。 変革的治癒策は、既存の集団や構造の布置 を決定づけている社会的基盤自体を再構造 化することによって是正を図る考え方であ り、ジェンダーの二元論を打ち崩そうとする社会主義フェミニズムの思想がこうした考え方に立つとされる。前者は既存の社会集団の差異をそのままにする、あるいは促進する一方で、不公正な分配の結果として負わされた集団的なスティグマをもそがするで、あるいは強化する可能性がある。後者は既存の社会集団における境界のし、不正義の是正にがある。はなどの連合・連帯の形成により適したとの連合・連帯の形成により望ましい人びとの基盤であると結論づける。

次いで文化分野においては、フレイザーが「(主流派の)多文化主義」と呼ぶ策と「脱構築」と呼ぶ策が対置され、前者が肯定的治癒策、後者が変革的治癒策として位置づけられる。この対比においても、それぞれの社会集団には政治経済分野と同様の影響がもたらされる。すなわち肯定的治癒策をとった際は集団的なスティグマがそのままにされたり強化されたりする可能性があるのに対し、変革的治癒策をとった際は不

<sup>6</sup> フレイザーは、差異の政治を主張するヤングのモデルにおいて、「伝統的に女性的なものを賞賛するような種類の差異主義的フェミニズム」が特権化されていると解釈する(Fraser 1997=2003: 308)。つまり、ヤングの理論を肯定的治癒策に位置づけているように思われる。だが、ヤングは差異の価値を伝統的なものに求めているわけではない。すでに引用したように、ヤングは「曖昧で、関係的で、流動するものとして、つまり不定形の統一体でも純粋な個体でもないものとして集団の差異を理解しようとする」ような姿勢が、差異の政治には含まれると論じている(Young 1990a=2020, 239)。すなわち、ヤングの差異の政治は肯定的治癒策のみならず変革的治癒策としての質を多分に含んでいると考えられる。

<sup>7</sup> 肯定的治癒策としての「リベラル・フェミニズム」への批判的立場は、『99%のためのフェミニズム宣言』に引き継がれている。「『差別』を糾弾し、『選択の自由』を掲げているとはいえ、リベラル・フェミニズムは大多数の女性たちから自由とエンパワメントを奪う社会経済的なしがらみに取り組むことを頑として避けている」(Arruzza et al. 2019=2020: 28)。

正義の是正に向けた人びとの結集を容易にすることができるため、後者の方が人びとの連合・連帯の形成により適した思想的基盤であると言える。したがってフレイザーは、脱構築の方がより望ましい治癒策と結論づける。

このようにして、政治経済分野における 社会主義的是正策と、文化分野における脱 構築的是正策を組み合わせた構想を、フレ イザーは擁護する。「ポスト社会主義」的状 況のアメリカ合衆国において、多くの運動 はリベラルな福祉国家と(主流派の)多文 化主義を組み合わせた戦略を志向している が、そのような考え方を転換することなし に、再分配/承認のジレンマを回避して政 治経済的不正義と文化的不正義をともに是 正することは不可能だと、フレイザーは考 えるのである。

こうした批判に対して、ヤングはフレイ ザーの議論が前提とする二元論的性格を問 題にする形で応答している。ヤングによれ ば、不正義の性質を政治経済的分野と文化 分野に区別し、その焦点を再分配と承認の いずれかに切り詰めることによって、フ レイザーの議論は「社会的現実および政 治における多元性と複雑性を歪めてしま う」(Young 2008: 89)。多元性に対する認 識を軽視すべきでないのは、「抑圧される 集団それぞれが、他のものに還元すること ができない固有のアイデンティティと歴史 を有している」からであるが、ヤングの理 論は抑圧を5つのモデルに形態化し、かつ それらのどれもが抑圧概念を構成するた めの必要条件ではないとしたことで、「集 団の抑圧を論じるときの還元主義を避け得 る | とされる (Young 1990=2020: 199)。ヤ ングによれば、還元主義は「政治的主体を 一つの統一体に還元し、特殊性や差異よ りも共通性や類似点をより高く評価する」 ような傾向を意味する (Young 1990=2020: 1)が、フレイザーによる再分配と承認の 二分法は、まさにこうした還元主義に陥っ ている (Young 2008: 94)。その結果、フレ イザーは承認の要求を目的としか捉えられ ておらず、承認の要求が正義に適った再分 配の要求の一部をなすような場合を排除し てしまっている (Young 2008: 100)。むし ろ、社会集団が反本質主義的な自己理解と ともに差異の政治にコミットし、課題や立 場の多元性を認識することで、フレイザー が再分配/承認のジレンマとして措定した ような集団内部での対立は弱められ、多様 な抑圧に対して連帯できる可能性も広がる (Young 2008: 103)。このようにして、ヤン グは自身の基本的な立場を維持したまま、 改めて不正義、社会集団、連合・連帯につ いての自身の理論を提示したのであった。

ヤングの応答に対し、フレイザーは既存の二分法を再度擁護するとともに、ヤングが構想する連合・連帯には欠陥があると指摘する。フレイザーは『中断された正義』において、再分配と承認への要求、および政治経済的領域と文化的領域は互いに混ざり合っていることを認識しつつ、それぞれの不正義に対する治癒策を検討するにあたっての「思考訓練」のために、これらを区別して考えることを提案している(Fraser 1997=2003: 27)。このように、フレイザーが二分法を導入したのは、現実をそのよう

に認識すべきであることを主張するためで はなく、ジェンダーや人種といった社会集 団に再分配/承認のジレンマが存在しうる ことを説明するための分析装置とするため であった。この重要性を認識せず、しかも 肯定的治癒策に親和的なヤング8は、そうし たジレンマに苛まれる集団も進歩的な社会 運動における「連合」に加わることでうま くいくだろうという、楽観主義的 polyannaism 観点に陥っている (Fraser 2008b: 108-11)。のちの『再配分か承認か?』における 表現を先取りするならば、「闘争が目下の ところ分裂し衝突しているいま、いかに両 タイプの闘争を協働させ調和させられる か | という点を、真剣に捉えるべきだとフ レイザーは主張するのである (Fraser and Honneth 2003=2012: 73)

ここまで、ヤングおよびフレイザーにおける、不正義およびその治癒策、社会集団、そして連合・連帯に関する理論化を確認してきた。のちにフレイザーは二分法への認識を変化させ、不正義の多元性により配慮した立場へと転換する。しかしさらにその後、フレイザーは再び社会主義的立場を前面に出し、左派ポピュリズムの立場を明示的に肯定することとなる。ここにおいて、マルクス主義フェミニズムにコミットしながら徐々に距離を置き、そのまま生涯を閉じたヤングとの立場の相違が明確になるように思われる。

## 

以下では、2000年代以降におけるヤング とフレイザーの議論から、両者の論争以降 の展開を手短に検討する。ヤングは「虹の 連合 | から 「差異化された連帯 | へと連合・ 連帯に関する議論を発展させ、グローバル な制度や社会構造への参加において生じる 政治的責任の概念を基盤として、不正義に 対抗する連帯に向けた構想を試みた。他方 のフレイザーは、現代の不正義およびそれ への対抗が難しくなっている状況の根に、 グローバル化に伴う新自由主義の伸長があ るとみなしたうえで、反資本主義的な運動 にあらゆる不正義に抵抗する諸勢力を結集 させることにより、「99%のためのフェミ ニズム | としての左派ポピュリズム的な連 帯を構想している。

差異化された連帯は、2000年に刊行された単著である Inclusion and Democracy でヤングが打ち出した構想である。ヤングは、社会集団と差異の概念について『正義と差異の政治』と同様の議論を改めて示すとともに、こうした集団はなんらかの質的な共通性を共有するのではなく、社会的関係のプロセスを経て社会構造内部のある位置に他者とともに置かれることで形成されるという点を強調する。構造的な不正義の経験を共有し、その是正を望む人びとが集団としての視座や声を採用すること、およびそれが聴かれることを要求することが、差異

<sup>8</sup> ヤングの差異の政治は肯定的というより変革的治癒策としての質を含むものであることから、フレイザーのこの解釈は疑わしいという点については、すでに注6で指摘したとおりである。

の政治において主体となる社会集団の基礎 なのである (Young 2000: Chapter3)。

こうした「差異の政治」の基本的な要素 について、社会運動における政治的指針に とどまらず、グローバルおよびリージョナ ルな制度化にまで適用することを目指した のが、差異化された連帯の構想である。差 異化された連帯は、統合 integration を志向 する方針と対になる立場であり、各集団に 親近性を抱く人びとにとっての固有の経験 や価値観、意味等を重視するとともに、そ の集団に独特のニーズや諸要求について、 当該社会のメンバーが相互に尊敬と配慮を もって捉えることを要求する (Young 2000: Chapter6)。これを実現するために、当該 社会の統治体は集団の視座やニーズを表明 することが容易となるように、地域政府や 特別な代表制を備えた議会といった諸制度 を編成することが求められる。このように して、人びとが自身の生存にとって不可欠 な尊厳やニーズを自ら決定し主張するこ とができる社会が実現するのだとされる (Young 2000: Chapter7)

ヤングの最後の単著『正義への責任』においても、連帯についての議論がみられる。同書でヤングは、構造的不正義の是正のために当の社会構造においてそれぞれ異なる位置を占める人びとがともに行動する必要があり、またそうするための責任を諸個人が有しているのだと主張する。たとえばグローバルな社会において、経済規模の小さな諸国に位置する工場で先進国のアパレルショップ製品生産に従事する女性労働者の抑圧に対しては、低賃金で劣悪な労働による生産物から利益を得ている可能性が

あるあらゆる人びとに、その立場に応じた 責任がある。人びとはその責任を認識し、 政府へ企業への働きかけから社会運動への 参加まで、あらゆる行動をとらねばならな い (Young 2011=2014: 第5章)。行動は諸個 人が結集して集団として行われる必要があ る (Young 2011=2014: 165-9) が、このよう にして人びとが結集した形態こそ「連帯 | なのである。こうした連帯においては、参 加する人びとのアイデンティティや志向性 の同化や統一性を想定する必要はなく、社 会集団について経済的な集団であるか文化 的な集団かといったことを考える必要もな い。構造的不正義はどちらの不正義をも同 時に生産し、また再生産して人びとに影 響を与えているからである (Young 2007: 80)。こうした不正義の是正に向けた連帯 に結集する人びとに共通するのは、社会構 造の中でそれぞれが独特な位置に置かれつ つも、各人が認識する政治的な責任によっ て、現存する不正義に対して他者とともに なんらかの行動に参画することが必要だと 信じていること、ただそれのみである。

用語、そして概念としての連帯は、関わりあう者たちの同質性や対称性を意味する必要がない。その言葉を使う者たちのなかには、「連帯」を他者との同一化や、集団の統一性を含意するものとして使う者もいるが、そのような使用法は批判できるし、またそうされるべきである。わたしの理解では、連帯とは、ばらばらで同質ではないにも関わらず、お互いのためにともに立ち上がろうと決めた人びとの関係性のこと

である (Young 2011=2014: 178)。

ヤングは最後まで、同化や統合ではなく 捉え直された意味での差異を尊重する政治 を志向し、かつ還元主義的想定によって意 図せぬ排除や捨象に陥りうる二元論的な認 識に反対する立場を、自身の理論に基礎づ け続けてきた。最終的には、グローバルな 社会構造が生み出す不正義の是正を目指し て、社会運動を越えて統治体系や諸制度そ のものを再編成する原理にまで、自身の連 帯に関する構想を拡張しようとしたので あった<sup>9</sup>。

一方のフレイザーは、現在に至るまで社会主義という支柱を維持して議論を行っている。すでに確認したとおり、フレイザーは「新しい社会運動」においてその焦点が再分配から承認へと移行しつつあることに危機感を抱き、そのどちらをも焦点とするこかに議論に対してはヤングによる批判の他に、両者の論争について検討したアン・フィリップスから、ヤングが承認、すなわち文化的領域を優先していると批判するフレイザー自身もまた、ひそかに再分配、すなわち政治経済的領域を優先しているのではないかという批判が提起されている(Phillips 2008: 123)。フレイザーは、『再

配分か承認か?』において、再分配と承認 の二元論は「社会的現実を理解するのに必 要な概念的ツール」であると改めて示した (Fraser and Honneth 2003=2012: 73) うえで、 この二元論は「実体的二元論」と対置され るものとしての「パースペクティヴ的二元 論 | であるとともにどちらかの領域を優先 するのではないものとして、ヤングへの反 論で用いた説明を提示し直している(Fraser and Honneth 2003=2012: 72-83)。 一方で同 書では、再分配/承認のジレンマを乗り越 えるための治癒策について改めて論じ直さ れ、新たに「非改革主義的改革」の有効性 が主張されている。これは、短期的に集団 の権利やリベラルな福祉国家的再分配を認 めるような肯定的是正戦略とみなされる政 策をとることによって、長期的な構造改革 に向けたプロセスを推進していくものであ る (Fraser and Honneth 2003=2012: 96-100) つまり、肯定的戦略と変革的戦略という二 分法は維持されるものの、それらは常に対 立項に置かれるのではなく、長期的には変 革を目指すという条件付きで肯定的戦略と しての質を含む政策も意義を有する場合が あることを、フレイザーは認めたのである。 次いで『正義の秤』では、「経済構造や 地位秩序とは別に、社会の政治的構成に起 因する不公正の相対的自律性をとらえられ なかった、これまでの私の理論の欠陥」を

<sup>9</sup> こうしたヤングの構想に対しては、そもそも「差異化」という方向自体に問題があり、ヤングが類型化した類の抑圧をより是正しうるのはむしろ統合を志向する政策の方であるという、エリザベス・アンダーソン(Elizabeth Anderson)の批判がある(Anderson 2010)。アンダーソンの主張は、不正義の是正への足掛かりとして集団の肯定的治癒策を一時的に採用することを認めるものの、最終的にはフレイザーの変革的治癒策と同様に、社会集団の境界を曖昧にすることで集団間の異なる処遇を是正するという方針を擁護するものである。また、アンダーソンを中心に、ヤングやフレイザーの議論を組み合わせて、不正義の是正に向けた政治的平等のための理論化を試みた研究に、森(2019)がある。

補うものとして、経済分野に対応する再分 配、文化分野に対応する承認に加え、政治 分野における「代表」の不正義を焦点化 する必要が論じられる (Fraser 2008a=2013: 10)。再分配、承認に加えて政治を個別の 領域として焦点化することについては、す でに『再配分か承認か?』でも論じられて おり、主権国家体制を前提とした枠組みで は有効な分析および是正が期待できない不 正義について、「参加の平等が求められて いる社会的行為者とは誰なのかしが問われ るべきであり、それは再分配および承認の どちらからも独立した問いとして捉えられ るべきだとされていた (Fraser and Honneth 2003=2012: 105-8)。その後2014年に発表さ れた論考「マルクスの隠れ家の背後へ」で は、政治体制および権力は資本主義社会に おける基礎的条件の1つとして位置づけら れ、資本主義社会の変革を目指す際には、 そうした社会を背後から構成している政治 分野を考察することが不可欠であると論じ られるに至った<sup>10</sup> (Fraser 2014=2015: 15)。

このように 2000 年代以降のフレイザーは、『中断された正義』からヤングとの論争にかけて主張してきた経済と文化の二分法的な枠組みを緩め、政治分野に意識を向けたうえで資本主義およびその不正義につ

いての分析を進めていく。社会集団に対す る認識についても、フレイザーは非改革主 義的改革を擁護する文脈において「差異化 それ自体が抑圧でない場合には、社会改革 の望ましい目的は差異化の脱構築ではない かもしれない | と述べている (Fraser and Honneth 2003=2012: 98)。 したがって、再分 配の不正義への対抗にあたって社会集団の 境界を曖昧にすることが広範な連合・連帯 の形成に寄与するとしてきたフレイザーの 立場は、非改革主義的改革の有効性の主張 と政治分野に関する議論の重点化、すなわ ち「だれ」の次元を考慮することが不正義 の縮減に不可欠であるという点を組み込む ことによって、いくらかの修正がなされた とみることができる。

だが、アメリカ合衆国の政治情勢の変化を大きな契機として、フレイザーは新自由主義および資本主義への危機感を重視するようになり、それへの対抗運動を構成する普遍主義的な連帯の必要性を主張するようになる。それ以前からフレイザーは、第2波フェミニズムにおけるいくつかの戦略が誤っていたために、資本主義への批判的思考を失い、新自由主義の伸長を止めることができなかったと論じていた<sup>11</sup> (Fraser

<sup>10 『</sup>正義の秤』で、政治的不正義は3つの段階を含む概念として記述される。「通常政治の誤った代表」は経済および文化に還元不可能な一分野を構成するものでありつつも、他の2つと並列的に位置づけられた領域であるのに対し、「誤ったフレーム化」は、経済、文化、政治のそれぞれが関係する領域として考えられている。そして「メタ政治的な誤った代表」は、経済、文化、政治のあらゆる意味における正義の基底をなす、参加の同等性という規範が問われる領域であるとされる(Fraser 2008a=2013: 第1章)。こうした政治的不正義に関する議論が、のちの進歩的ポピュリズムにいかに引き継がれたのかという点は、フレイザーの議論の変遷を追ううえで重要になると思われるが、本稿では立ち入ることができなかった。

<sup>11</sup> フレイザーの第2波フェミニズム批判を受けて、フェミニズム理論史の再検討を行った本邦の論考に、

2008a=2013: 第 6 章 , Fraser 2013: Chapter9) が、主に2016年のトランプ政権誕生と、大 統領選挙で敗北した民主党の候補者選びを めぐる状況に直面して以降、変革的という より肯定的な性質を強めるフェミニズムを 立て直すとともに世界的に不正義を生み出 し続けている社会構造に対抗するため、新 自由主義と不可分になった社会秩序として の「資本主義」を打ち倒すフェミニズム 運動、すなわち「99%のためのフェミニズ ム」を実践する必要性を主張するに至る (Arruzza et al. 2019=2020)。こうした新た な運動の戦略を、フレイザーは「進歩的ポ ピュリズム | と呼び、ドナルド・トランプ に代表される右翼的な「反動的ポピュリズ ム|およびビル・クリントンやヒラリー・ クリントンに代表される左翼的な「進歩 的新自由主義 | とは異なるヘゲモニーを 構築するものとして位置づける(Fraser 2017=2021: 38-44, Fraser and Sunkara 2019) o こうしたポピュリズム的政治においては、 新自由主義と反動的な政治が結びついた現 状を打開するために、フェミニストや反人 種差別主義者、反同性愛嫌悪者といった人 びとのうち新自由主義から利益を得ている

人びととあえて手を切って「切り離し」を行ったうえで、新自由主義体制によって抑圧されている労働者を反動的な陣営への支持から引き戻すことが主張されている(Fraser 2017=2021: 39-40)。こうして練り上げられた連合が、99%のためのフェミニズムである<sup>12</sup>。

99%のためのフェミニズムが「フェミニ ズム | である理由は、社会的再生産論 social reproduction theory への注目にある。社会 的再生産とは、「生産のための、基礎とな る物質的・社会的・文化的必須条件」の広 節な活動全体を指す概念であるが、資本主 義社会においてはこの活動はジェンダー という基盤の上に成り立っているものであ り、その営みはジェンダー役割と不可分で ある。この社会的再生産を変革すること は、資本主義社会全体の変革を要請するも のでもある13。したがって、社会的再生産 の変革への要求はフェミニスト的な運動で あるとともに、資本主義社会の秩序を根本 的に問い直すという性格を有するものでも ある。こうした運動の主体を担うのは、さ まざまな社会集団を統合する視座としての 「階級」である。99%のためのフェミニズ

岡野 (2017) や江原 (2022) がある。いずれもフレイザーの立場とは異なり、第2波フェミニズムの潮流が残した意義を改めて提示し直すものである。

<sup>12 『99%</sup>のためのフェミニズム宣言』は共著であり、フレイザー以外の共著者による主張や視座も含まれている。にも関わらず、本稿が99%のためのフェミニズムをフレイザー自身の連合・連帯の構想として取り上げている理由は下記2点による。1点目は、あるインタビューでフレイザー自身が同書について、68年世代の活動家 activist として初めて書いた扇動的 agitational 政治文書であると述べていることである (Fraser and Martínez: 2019)。2点目は、フレイザー個人の進歩的ポピュリズム論が、「99%の人びとのために」を旗印としたウォール街占拠運動にみられるようなヘゲモニー闘争としての普遍主義的連帯をその基礎としているところ、『99%のためのフェミニズム宣言』がほぼ同様の連帯に向けた呼びかけを含んでいると解釈可能だからである (Arruzza et al. 2019=2020: 144-52, Fraser 2017=2021: 32-3, 41-4)。

<sup>13</sup> 先述の「マルクスの隠れ家の背後へ」の時点で、社会的再生産は資本主義社会に欠かせない背景的条件をなす要素の1つとして、自然、政治権力とともに位置づけられている(Fraser 2014: 65-6=2015: 15)。

ムにおいて、女性や移民、人種的マイノリティといった人びとは単にその集団に属しているというだけで運動の主体になるわけではなく、階級闘争への参加を通じて資本主義社会が生み出す不正義を根本から是正しようとすることで主体となるのである(Arruzza et al. 2019=2020: 46-54)。

99%のためのフェミニズムにおいては、 いくつかの点でそれまでのフレイザーの立 場からの転換や継承がみられる。まず、こ の立場はフレイザーが課題として挙げてい た、フェミニズムにおいて再分配、承認、 代表の次元を統合する連帯のモデルである と解釈できる。ただし、階級が基盤となる ことが明言されていること、および階級的 に異なる位置を占める社会集団の人びとは 切り離されることから、そのもっとも基礎 的な視座は再分配に関する不正義の是正で あるとも言える。また、繰り返し触れてき たように社会集団の境界を基礎とせず、階 級的に統合可能な人びとのみを主体として みなすという戦略から、非改革主義的改革 の考え方は事実上後景に退き、再び変革的 な治癒策への集中が図られているとも考え られる。このように新たに練り直された階 級的集団の中において、自身がこれまで指摘してきたような「再分配/承認のジレンマ」が再発しないと言えるのか、仮に再発しないと言えたとして、フレイザーが区分する意味での「承認」を求める人びとの視座やニーズがあと回しにされることはないと言うことができるのか、今後の学術的展開や社会情勢の変化を含めて注意深く検討する必要があるように思われる<sup>14</sup>。

#### おわりに

本稿では、アイリス・マリオン・ヤングとナンシー・フレイザーという、2人のフェミニスト理論家を取り上げ、それぞれの不正義およびその治癒策、社会集団への認識、そして連合・連帯におけるあるべき姿といった点について、両者の論争およびその前後の議論から検討した。両者とも社会主義を重んじる立場から出発しつつ、社会の移り変わりや社会理論およびフェミニズムの議論の深化に伴って、立場の変化や理論の発展を経験してきたと言える。両者の理論は最終的に、あるいは現在までに、差異化された連帯と99%のためのフェミニズムという形で、それぞれの連合・連帯

<sup>14</sup> こうした可能性を認識しつつも、むしろ従来の社会的活動や運動の場において他者化されてきた人びとと連帯することに関する99%のためのフェミニズムの潜在性に期待した研究として、牧野良成の論考がある(牧野 2022)。ただし私見によれば、社会的再生産の変革を基盤とした連帯において、非・シスジェンダーの人びとへの周縁化や暴力を断ち切るために必要な考慮事項や取り組みについては、『99%のためのフェミニズム宣言』の筆者たちが考えているであろう以上に、慎重に行われる必要があると思われる。特に、社会的再生産の抑圧が二元的なジェンダー概念に基づいて分析される際、本書で「ジェンダーによる規定に準じない者」(Arruzza et al. 2019=2020: 36)とされる人びとの位置づけは、両義的となってしまうように考えられる。また同書において、障害に関する視座が十分に盛り込まれているとは言いがたいために、現状の社会において社会的再生産の活動に寄与しているとみなされない傾向にある人びととの連帯がどうなるのか不明瞭である点も、筆者のこうした疑念をより強めている。こうした批判的検討については、別稿にて改めて取り上げたい。

に関する構想へと結実した。両者の共通点 と相違点、そして議論のプロセスを並べて 検討することは、不正義の是正に向けた新 たな連合・連帯を構想する際の重要な手掛かりになると考えられる。本稿がその一助となれば幸いである。

#### <参照文献>

- Allen, Amy, 2008, "Power and the Politics of Difference: Oppression, Empowerment, and Transnational Justice", In *Hypatia*, 23(3): pp.156-72.
- Anderson, Elizabeth, 2010, The Imperative of Integration, Princeton, Princeton University Press.
- Arruzza, Cinzia, Tithi Bhattacharya, Nancy Fraser, 2019, Feminism for the 99%: A Manifesto, London and New York, Verso. (惠愛由訳, 2020, 『99%のためのフェミニズム宣言』, 人文書院).
- Dieleman, Susan, 2012, "Solving The Problem of Epistemic Exclusion: A Pragmatist Feminist Approach", In Maurice Hamington and Celia Bardwell-Jones eds., *Contemporary Feminist Pragmatism*, New York, Routledge.
- Dorrien, Gary, 2021, "Nancy Fraser, Iris Marion Young, and the Intersections of Justice: Equality, Recognition, Participation, and Third Wave Feminism", In *American Journal of Theology & Philosophy*, 42 (3): pp. 5–34.
- 江原由美子, 2022, 『持続するフェミニズムのために――グローバリゼーションと「第二の近代」を生き抜く理論へ』, 有斐閣.
- Eisenberg, Avigail, 2006, "Education and the Politics of Difference: Iris Young and the Politics of Education", In Mitja Sardoč ed., *Citizenship, Inclusion and Democracy: A Symposium on Iris Marion Young*, Malden, Blackwell Publishing.
- Ferguson, Ann and Mechthild Nagel, 2009, "Introduction" In Ann Ferguson and Mechthild Nagel eds., Dancing with Iris: The Philosophy of Iris Marion Young, New York, Oxford University Press.
- Fraser, Nancy, 1997, Justice Interruptus: Critical Reflections on the "Postsocialist" Condition, Cambridge, Polity Press. (仲正昌樹監訳, 2003, 『中断された正義――「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』, 御茶の水書房).
- ————, 2008b, "Against Pollyanna-ism: A Reply to Iris Young" In Kevin Olson ed., *Adding Insult to Injury: Debating Redistribution, Recognition and Representation*, London and New York, Verso.
- ———, 2013, Fortunes of Feminism: From State-Managed Capitalism o Neoliberal Crisis, London and New York, Verso.

- Fraser, Nancy and Axel Honneth, 2003, Redistribution or Recognition?: A Political-Philosophical Exchange,

- London and New York, Verso. (加藤泰史監訳, 2012, 『再配分か承認か?――政治・哲学論争』, 法政大学出版局).
- Fraser, Nancy and Bhaskar Sunkara, 2019, ""The Populist Cat Is Out of the Bag" Nancy Fraser Interviewed by Bhaskar Sunkara" In Nancy Fraser, *The Old Is Dying and the New Cannot be Born: From Progressive Neoliberalism to Trump and Beyond,* London and New York, Verso.
- Fraser, Nancy and Rebeca Martínez, 2019, "The Feminism of the 1 Percent Has Associated Our Cause With Elitism: An Interview with Nancy Fraser" *Jacobin*, (2023 年 5 月 28 日 取 得, <a href="https://jacobin.com/2019/08/feminism-for-99-percent-nancy-fraser">https://jacobin.com/2019/08/feminism-for-99-percent-nancy-fraser</a>).
- 福島賢二,2008,「教育機会の平等研究の焦点——再分配と承認を巡る論争を手がかりに」『<教育と社会>研究』(一橋大学<教育と社会>研究会)第18号,pp.62-70.
- Hartman, Heidi, 1981, "The Unhappy Marriage of Marxism and Feminism: Towards A More Progressive Union" In Lydia Sargent ed., Women and Revolution: A Discussion of the Unhappy Marriage of Marxism and Feminism, Boston, South End Press. (田中かず子訳, 1991,「マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚――さらに実りある統合に向けて」『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』, 勁草書房).
- Heyes, Cressida J., 2003, "Can There Be a Queer Politics of Recognition?" In Robin N. Fiore and Hilde Lindemann Nelson eds., *Recognition, Responsibility, and Rights: Feminist Ethics and Social Theory*, Lanham, Rowman & Littlefield Publishers, Inc..
- 本田宏, 2022, 「社会運動論の再整理――政治学の視点から」『北海学園大学法学研究』(北海学園大学法学会), 第58号1巻: pp. 1-33.
- La Caze, Marguerite, 2006, "Splitting the Difference: Between Young and Fraser on identity politics", In Lynda Burns ed., *Feminist Alliances*, New York, Brill Rodopi.
- 牧野良成, 2022, 「マニフェストの先へと、ともに歩を進めるために――連帯論としての『99%のためのフェミニズム宣言』への応答の試み」『女性学年報』(日本女性学研究会)第43号: pp. 25-52.
- 森悠一郎, 2016,「ナンシー・フレイザーの『再分配/承認の正義』の再検討」『ジェンダー研究』 (東海ジェンダー研究所) 第18号, pp. 15-39.
- -----, 2019, 『関係の対等性と平等』, 弘文社.
- 岡野八代,2017,「継続する第二波フェミニズム理論――リベラリズムとの対抗へ」『同志社アメリカ研究』(同志社大学アメリカ研究所)第53号,103-24.
- Phillips, Anne, 2008, "From Inequality to Difference: A Severe Case of Displacement?" In *Adding Insult to Injury*.
- 齋藤純一・田中将人, 2021, 『ジョン・ロールズ――社会正義の探求者』, 中央公論新社.
- 向山恭一,2014,「アイデンティティと差異――政治哲学の<文化的転回>をめぐって」小野紀明・ 川崎修編集代表,『岩波講座 政治哲学6 政治哲学と現代』,岩波書店.
- Sargent, Lydia, 1981, "New Left Women and Men: The Honeymoon Is Over" In Lydia Sargent ed., *Women and Revolution*. (田中かず子訳, 1991, 「新左翼の女性と男性――ハネムーンは終わった」 『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』, 勁草書房).
- 辻康夫,2016,「承認の政治と再分配の問題——ジレンマは存在するか」『北大法学論集』(北海道大学大学院法学研究科)第67号3巻: pp. 45-81.
- Voet, Rian, 1998, Feminism and Citizenship, London, SAGE Publications.
- Young, Iris Marion, 1981, "Beyond the Unhappy Marriage: A Critique of Dual Systems Theory" In Lydia Sargent ed., *Women and Revolution*. (田中かず子訳, 1991, 「不幸な結婚を乗り越えて――二元論を批判する」『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』, 勁草書房).

 —, 1990a, Justice and the Politics of Difference, Princeton, Princeton University Press. (飯田文雄・
苅田真司・田村哲樹監訳,河村真美・山田祥子訳,2020,『正義と差異の政治』,法政大学出版
局).
—, 1990b, Throwing Like a Girl: And Other Essays in Feminist Philosophy and Social Theory,
Bloomington and Indianapolis, Indiana University Press.
—, 2000, Inclusion and Democracy, New York, Oxford University Press.
, 2007, "Structural Injustice and the Politics of Difference", In Anthony Simon Laden and David
Owen eds., Multiculturalism and Political Theory, New York, Cambridge University Press.
—, 2008, "Unruly Categories: A critique of Nancy Fraser's Dual Systems Theory", In Kevin Olson ed.
Adding Insult to Injury: Debating Redistribution, Nancy Fraser Debates Her Critics, London and New
York, Verso.
—, 2011, Responsibility for Justice, New York, Oxford University Press. (岡野八代・池田直子訳,
2014、『正義への責任』、岩波書店).

(掲載決定日:2023年5月18日)

#### Abstract

Normative Conceptions of Feminist Coalition/Solidarity: Analyzing Discussions by Nancy Fraser and Iris Marion Young

Hiroki Yamagishi\*

This study utilizes the theories of Nancy Fraser and Iris Marion Young to examine conceptions of feminist coalition/solidarity politics. Both Fraser and Young sought to construct normative political theories of social injustice based on the circumstances of Western society and the social movements occurring at the end of the 20th century. In so doing, they attempted to remedy the prevailing situation through socialism and critical theory. Some researchers have construed the distance between the positions taken by Fraser and Young as relating to their individual apprehensions of political, economic, cultural, and other injustices and the remedies they believed should be adopted to redress unjust conditions. Fraser and Young also articulated distinct views on social groups, including class, gender, sexuality, race, ethnicity, and disability. Ultimately, Fraser's conception of feminist coalition politics resulted in the slogan "feminism for the 99%" in opposition to Young's notion of differentiated solidarity. This study evaluates the considerations and controversies in the understanding exhibited by Fraser and Young vis-à-vis social injustices and social groups to elucidate how the distance in their stances reflects the similarities and differences in their conceptions of the coalition/solidarity politics of the feminist social movement.

#### Keywords

Iris Marion Young, Nancy Fraser, differentiated solidarity, feminism for the 99%, injustice.

<sup>\*</sup>Doctoral Course of the Graduate School of Global Studies, Doshisha University, Japan.

LH.	1-	A	τ.
7,5	太二	=/	$\nabla \Gamma$
T 2	1101	пШп	x

# Influence of Mothers on Occupational Expectations of Female University Students in Japan: A Comparison with the UK

Kaori Miyamoto\*

Girls in Japan have expectations of future occupations with significantly lower socioeconomic status than Japanese boys and girls of other developed countries. To explore some of the factors associated with this tendency, this paper focuses on the influence of mothers. It compares 48 female university students in Japan and the UK through interviews, examining issues such as education, occupation, encouragement, and the role model of the mothers. First, results show that there were fewer interviewees expecting prestigious occupations in the STEM fields in Japan than in the UK. Second, the mothers' education and occupations affected the occupational expectations of interviewees in Japan more than in the UK. Third, more mothers of interviewees in the UK encouraged their daughters to aim for prestigious occupations than in Japan. Finally, mothers in neither country were role models in terms of occupations, which suggests that role models, or a lack thereof, elsewhere in society motivated or demotivated the interviewees to aspire to certain occupations.

#### Keywords

occupational expectations, career, gender, socioeconomic status, Japan

#### Introduction

#### 1. Background

In recent years, the traditional model of the breadwinner husband and housewife has become unrealistic in Japan due to the stagnant salaries of males, which are no longer sufficient to sustain a comfortable lifestyle. For example, among unmarried males, only one out of four earned a salary above Yen 4 million a year, and fewer than 1% earned over Yen 10 million (Osawa, 2015; Yamada, 2015, 2016; Ueno, 2021).

DOI: 10.24567/0002003771

<sup>\*</sup>PhD Candidate, Interdisciplinary Gender Studies, Humanities and Sciences, Ochanomizu University

Thus, although some single women still want to become housewives, most expect to continue working, even if they leave the workforce while their children are young (IPSS, 2017).

At the same time, Japan is facing declining birth rates, a shrinking labor force, and a stagnant economy. Moreover, female poverty is also on the rise, due to the changing family structure—increasing rates of divorce, unmarried women, and single mothers (Cabinet Office, 2022). To address these challenges, the government has acknowledged the need to maximize the use of resources to support its aging society. This entails improving female employment by closing the gender gap in the labor market, which is among the highest in the developed world. For example, in 2019-2021, the median gender wage gap was 22% (compared with 4% in Belgium), females were 13% of all managers (compared with 46% in Latvia), and the proportion of female doctors was 22% (similar to Australia in the 1970s) (Power 1975; OECD, 2021a; OECD, 2023).

While the government aims to increase the proportion of women in leadership positions to 30% by 2030 (Cabinet Office, 2020), this could be a challenge, as the existing pool of women with professional careers is small. In this context, this paper explores the factors involving occupational expectations of Japanese female students. It follows up on quantitative analyses which revealed that Japanese girls' average socioeconomic status of their expected future occupations was

significantly lower than that of Japanese boys and girls in other developed countries (Miyamoto, 2020, 2021). This requires attention because young girls who do not aspire to have challenging jobs from the time of adolescence generally have difficulties in developing a successful career later on (Schoon & Parsons, 2002; Goldin *et al.*, 2006; Mello, 2008; Schoon & Polek, 2011; Yokoyama, 2015). Low occupational expectations are a particular concern in Japan, where changing full-time jobs later on is difficult (Osawa, 2015).

#### 2. Objective of the Study

Against this backdrop, this study aims to understand the factors that affect the relatively low occupational expectations of young Japanese females, focusing on the influence of mothers. While many other factors shape career development, these topics will be elaborated elsewhere. The paper also targets university students, as the underutilization of highly educated women is a significant loss to society (Miura, 2015; Osawa, 2015). This is a particular concern since married women who are university graduates in Japan tend to return to the workforce less than women with lower education (Hirata, 2011). In this context, the paper will compare female students enrolled in Japanese universities with those in the United Kingdom (UK) to assess whether differences in mothers' characteristics or influence contribute to Japanese females' lower occupational expectations.

The UK was chosen for comparison

since it is also a G7 country but with a relatively high international ranking on gender equality, i.e., 22 by the World Economic Forum, while Japan was ranked 116 (WEF, 2022). In recent years, the UK's median gender wage gap was 14% and the share of female managers and doctors was 37% and 49%, respectively. Furthermore, female undergraduate enrollment was 127% of males, while it was 85% in Japan (OECD, 2021b; OECD, 2023). As the UK is also on the traditional side of the liberal regime, according to Esping-Andersen (1999)'s category of welfare regimes, there could be some lessons learned for Japan, which is between a conservative and liberal regime (1997). To that end, 48 interviews were conducted among female university students in Japan and the UK. While recognizing that the small sample size limits generalization, distilling their voices and triangulating with existing literature and data can shed light on the reality women face in Japan and the UK today.

The next section reviews the literature that forms the basis of this paper. I then present the context and the research methods, followed by a discussion on the results of the interviews. The final section summarizes the findings, lists the limitations of the study, and offers some conclusions.

#### I. Literature Review

#### 1. Definition

In this study, "occupational expectations" refers to occupations that youths realistically "expect to" have in the future. It is slightly different from "occupational aspirations" which concerns occupations that youths "aspire" to have that can sometimes include wishful dreams. Many studies, in any case, do not make a clear distinction between the two, while others show that they are highly correlated (Marini & Greenberger, 1978; Saha 1997). Thus, although the term "occupational expectations" is used in this paper, it is intended to cover occupational choice more broadly. Furthermore, the expression "high occupational expectation" implies a high socioeconomic status of the occupation.

#### 2. Theories and Studies

Developmental career theories elaborate on the environment, such as family, school, peers, workplace, social structures, mass media, and economic conditions, as determinants of occupational decisions (Nakayama, 1985; Farmer, 1997; Bandura *et al.*, 2001). For example, regarding family, the classic Wisconsin Model by Sewell *et al.* (1970) showed how fathers' education and occupations affected the sons' occupation *via* his academic aptitude and occupational aspiration, which became the basic theory for career development.

However, the relationship between mothers and daughters' occupational choices is mixed. For example, Schuette *et al.* (2012) did not find a significant correlation between the mothers' male/female-dominated occupations and their job status (professional, skilled, and unskilled) with the girls' aspirations. Furthermore, Von-

dracek et al. (1999) discovered differences between the mothers' occupational types (technical, sales, education, trade, banks, administration, and health) and the daughters' preferences. Finally, Marini and Greenberger (1978) showed that the occupational prestige of mothers had a significantly smaller effect on the occupational ambition of girls, compared to that of the fathers', mainly because two-thirds of the mothers were housewives.

In Japan, most research on female labor issues focuses on contractual categories or values attributed to working, as opposed to occupations per se. A few studies that involved occupations of mothers and daughters had mixed results. In earlier research, Ogawa and Tanaka (1980) found that mothers who were medical doctors had a higher effect on daughters expecting to become doctors than fathers being doctors. On the other hand, Nakayama (1985) stated that, in general, it was more difficult for mothers to become occupational role models as most were housewives. More recently, however, Motoharu (2004) showed that when mothers had professional occupations, a higher proportion of daughters opted for professional occupations. Specifically, Shikanai (2007) found that if mothers were civil servants or teachers. girls had a higher propensity to choose the same types of jobs than boys.

In the last two decades, occupational expectations of females have risen compared to the past and relative to boys in many countries (Looker & Magee, 2000; Schoon & Parsons, 2002; Francis, 2002;

Schoon & Polek, 2011; Watts et al., 2015). Data from PISA 2006 onwards also revealed that, in most developed countries, girls, on average, had higher occupational expectations than boys (Sikora & Pokropek, 2011; Miyamoto, 2020, 2021), except for Japan. Many of these studies attributed this phenomenon to changes in the industrial and service sectors, as well as increases in female education, equal job opportunities, returns to investment in human capital, female labor force participation, role models such as working mothers, divorce rates, single parent families and childcare measures (Looker & Magee, 2000; Francis, 2002; Baird, 2008; Schoon & Polek, 2011; Thevenon, 2016). In Japan, however, hardly any study so far shows that occupational expectations of females have become higher than or even close to those of males.

#### II. Context

To quantify the difference between the occupational expectations of females in Japan and the UK, nationally representative data derived from the Organisation for Economic Co-operation and Development's (OECD) 2018 Programme of International Student Assessment (PISA) were used. These data record the responses of 15-year-old high school students from around 80 countries to a question about the occupations they expected when they became 30 years old. These occupations were converted into the International Standard Classification of Occupations (ISCO)

codes of the International Labour Organization (ILO), which in turn were assigned International Socioeconomic Index (ISEI) scores. Generally, the higher the educational requirement and income earned for the occupation, the higher the ISEI score (e.g., 85 for astronomers and 17 for street sweepers).

In Japan, 46% of four-year university students were females in 2022 (MEXT, 2022). Analysis using PISA data showed that Japan, and Korea to some extent, were the only developed countries where the average ISEI scores of high school girls who planned to go to university were lower than those of boys. Japan's ISEI score was also lower than those of girls in all other countries, including the UK. To illustrate, among the top 10 occupations expected by girls in Japan (n=1,129), the most popular occupation was an administrative assistant (ISEI score 43). The third-ranked job, office supervisor, is also a generalist occupation, but with the possibility of becoming a manager (ISEI score 62). The high proportions of these two types of occupations reflect the Japanese labor market, where employers prefer to hire generalists as opposed to specialists and assign them to various jobs in exchange for lifetime employment.

The occupations chosen by Japanese girls with an ISEI score in the 80s were pharmacist, medical doctor, and secondary education teacher. Results also showed that 3% of the girls wanted to become a housewife, which the OECD assigns an ISEI score of 17 as it is not an occupation

according to ILO. The weighted average of the ISEI scores of the top 10 jobs was 61 for Japanese girls and 64 for boys.

For the UK, where 56% of university students were females in 2020 (Department of Education, 2022), the most popular occupation among high school girls who planned to go to university in the PISA data was to become a lawyer, with 12% of the total sample (n=2,503). Six other occupations in the top 10 with ISEI scores above 80 included generalist medical practitioner, psychologist, biologist, designer, veterinarian and dentist. The weighted average of the ISEI scores for the top 10 jobs was 75, which is higher than British boys (73) and Japanese girls.

#### III. Methods

To follow up on the quantitative findings above, a qualitative study was carried out to answer the following research questions among female university students in the two countries.

- What is the main difference between the occupational expectations of female university students in Japan and the UK?
- Are the mothers' characteristics and their influence on occupational expectations different?

As a first step, a proposal to interview students (#2021-146) was submitted and approved by the ethics committee of the author's university. A notice was then sent to solicit volunteers by snowball sampling through contacts at the OECD, university

teachers of a study group on econometrics, and other personal connections. Interested female university students studying in Japan and the UK who were agreeable to being interviewed were asked to fill in an online form. For those who signed up and were available from December 2021 to February 2022, everyone qualified was interviewed.

The online interviews were conducted either in Japanese or English, using a question guide that had been pilot tested and sent in advance. The semi-structured interviews, lasting about an hour and a half, asked questions about their occupational expectations, information on their parents, friends, and schools, as well as their views on gender-related workplace and childcare issues. As mentioned above, this paper focuses mainly on mothers' influence on occupational expectations.

The students signed forms in advance, granting their permission to conduct the interviews. After the interviews, the transcripts were sent to them for edits or approval. Extractions for this paper from the Japanese transcripts were translated into English by the author. While a small honorarium was offered, since the students had volitionally signed up, the assumption is that they were generally career-oriented and had something to say on the topic.

Furthermore, while the procedure to solicit interviewees in Japan and the UK was the same, because the two countries have different social structures, it was not possible to gather interviewees with very similar conditions. Thus, this research does not claim that the interviewees are analogous or representative of their respective country. However, some concrete examples regarding the influence of mothers provide clearer images behind the quantitative analyses and literature that point to differences in key factors affecting the occupational expectations of females between the two countries. In addition, by examining the gender-related effects on the occupational expectations of those who are even career-oriented and/or from competitive universities, one could surmise the views of a typical young woman in the respective countries.

The analysis for this qualitative research was based on a methodology by Sato (2008). Interview results were used to triangulate with theory, other surveys, and quantitative data. Information was coded to enable data reduction, conversion to numerical forms, and quantification. A mixture of deductive and inductive approaches was applied against theories on mothers' influence on daughters' occupational choices. Cases were assembled to create code matrices according to patterns regarding gender dimensions. Finally, the matrices for Japan and the UK were compared to examine similarities or differences to develop the following narrative.

#### IV. Results and Discussion

#### 1. Profile of the Interviewees

Table 1 shows the abbreviated profiles of the 27 interviewees in Japan, their majors, university groups, and expected occupations, which were matched with ISEI scores based on the closest ISCO. It also includes the cities where they were raised, the parents' ethnic background, as well the final education and the latest occupations of their mothers, matched with ISEI scores. In sum, the interviewees were studying in 16 universities located from Hokkaido to Kyushu. As a proxy for academic ability, the types of universities are labeled into five types and grouped in three as: Former Imperial or competitive private<sup>1</sup> (11), (other) national (seven); and other private or public (nine), with competitiveness generally descending in that order.

Nineteen interviewees were undergraduates (two of whom were in law school and one was a medical student), seven were masters' students, and one was a Ph.D. student. Their majors ranged widely from economics, art, history, to molecular biology and their ages were mostly between 18 and 29. While most interviewees had Japanese parents and grew up in Japan, one interviewee was born and raised in Japan but had Indian parents and another was raised in the US and had a Japanese mother and an American father.

Table 2 shows the profiles of the 21 interviewees in the UK. They were studying in 12 universities located from Scotland to Southeast England. The types of universities were grouped into three: Ancient (seven), Russell Group (11) and other (three), with competitiveness generally descending in that order. Thirteen were un-

dergraduates (one of whom was a medical student), four were masters' students (one of whom was a law student), and four were Ph.D. students. Many of the majors were in the sciences, such as biology or neuroimmunology, and others included education and political science. Their ages ranged from 18 to 27.

Competitive private includes Waseda, Keio, and Sophia, commonly known as "SOUKEIJOU".

Table 1. Profile of the Interviewees in Japan and their Mothers

=	Moior	University Cum	Fynoatod Occumpation	TCEL		Mother		City Doisod	Parents'
<b>a</b> │	Major	University Group	Expected Occupation	1361	Education	Occupation	ISEI	City Kaised	background
J1	Economics	Other private	Tax official	29	Technical school	Factory worker	18	Osaka	
J2	Social welfare.	Other private	Social worker	53	Bachelor	Cosmetics researcher	59	Yokohama	
J3	Arts	National	Background artist	57	Junior college	Real estate agent	62	Kashima	
J4	Microbiology	National	Sales professional	74	Bachelor	Housewife	17	Saitama	
J5	History	Competitive private	Editor	74	Bachelor	Administration associate	58	Saitama	
9f	Regional economics	Other private	3D graphic designer	57	High school	Housewife	17	Neyagawa	
J7	Law	Competitive private	Business lawyer	87	Bachelor	CEO of a cosmetics company	75	Saitama	
J8	International politics	Competitive private	Sales professional	74	Bachelor	Childcare worker	25	Tokyo	
J9	Economics	Competitive private	International organization professional	73	Bachelor	Housewife	17	Kanagawa	
J10	Economics	Competitive private	Financial (data) analyst	92	Master	Secondary school math teacher	82	Tokyo	Indian Parents
J11	Project management	Other private	Banking associate	09	Technical school	X-ray technician	57	Sapporo	
J12	International development	National	Aid worker	71	Bachelor	Primary schoolteacher	92	Tokyo	
J13	Spanish	Other private	Business associate professional	63	Junior college	Administrative assistant	43	Wako	
J14	Gender and social science	National	Certified accountant	77	Bachelor	Building architect	80	Ibaraki	
J15	Food management	Other private	Nonprofit organization coordinator	53	High school	Teacher's aid	25	Hamamatsu	
J16	Economics	Competitive private	Certified accountant	77	Bachelor	Administrative assistant	43	Frisco	Japanese mother and American father
J17	Medical science	National	Specialist medical doctor	82	Bachelor	Administrative professional	74	Tokyo	
318	International cultural exchange	Other public	Aid worker	71	Bachelor	Housewife	17	Nanyo	
119	Economics	National	Business associate	09	Junior college	Cashier	31	Kurume	
J20	Nursing	Other private	Community health worker	53	High school	Waitress	25	Utsunomiya	
J21	Economics	Competitive private	International organization professional	73	Bachelor	Secondary schoolteacher	82	Tokyo	
J22	Literature	Former Imperial	University teacher	85	Doctorate	University teacher	85	Kyoto	
J23	Business management	National	Administrative associate	09	Bachelor	Teacher's aid	25	Fukuoka	
J24	International education	Competitive private	Aid worker	71	Master	Housewife	17	Kyoto	
J25	Law	Competitive private	Business lawyer	87	Bachelor	Administrative assistant	43	Saitama	
J26	Law	Competitive private	Legal professional	81	Bachelor	Secondary schoolteacher	82	Niiza	
J27	Economics	Other private	Administrative assistant	43	High school	Administrative assistant	43	Hannan	

ource: author

Table 2: Profile of the Interviewees in the UK and their mothers

E	Moion			1251		Mother		City Doised	Danonte, hoofrenound
<u> </u>	Major	Omversity Group	Expected Occupation	ISEI	Education	Occupation	ISEI	City raised	rarents Dackground
UK1	Medical science	Russell Group	Specialist medical doctor	82	Bachelor	Journalist	73	London	Japanese mother and British father
UK2	Education	Russell Group	Secondary schoolteacher	82	Bachelor	Housewife	17	Brussels, Milan	Japanese parents
UK3	Social science	Other	University teacher	85	Master	Cleaner	15	Eastly	British parents
UK4	Biology	Ancient	Biologist	81	Bachelor	Tour guide	47	Surrey	Japanese mother and British father
UKS	Education	Russell Group	Elementary schoolteacher	92	High school	Housewife	17	Ukraine, Italy, etc.	Ukrainian parents
UK6	Cancer research	Ancient	Cancer researcher	81	Master	Journalist	73	Waterloo	Japanese mother and Belgian father
UK7	Neuroimmunology	Russell Group	Neuroscientist	81	High school	Cleaner	15	North of London	British parents
UK8	Biology	Other	Cancer researcher	81	Bachelor	Statistician	92	Saint-German	Pakistani/German mother and Italian/American father
UK9	Arabic/Portuguese	Russell Group	Documentary filmmaker	63	Bachelor	Primary school Latin teacher	74	London	Italian parents
UK10	International relations	Ancient	Think tank researcher	83	Bachelor	Housewife	17	Hong Kong, Shanghai	Taiwanese mother and Belgian/ Spanish father
UK11	Economic geography	Russell Group	Researcher	83	Bachelor	Financial officer	55	Brussels	Portuguese parents
UK12	Biochemistry	Russell Group	Biochemist	81	Master	Human resource specialist	75	Romania, Luxembourg	Romanian parents
UK13	Law	Ancient	Barrister	87	Master	Airline logistics specialist	75	Surrey	British parents
UK14	Korean studies	Ancient	Academic	83	Vocational school	Massage therapist	27	London	Japanese mother and British father
UK15	Politics	Ancient	Diplomat	79	Bachelor	Russian teacher, city council worker	69	Norfolk	British parents
UK16	Psychology	Ancient	Elementary schoolteacher	92	Master	Elementary schoolteacher	9/	Liverpool	British parents
UK17	Anthropology	Russell Group	Museum curator	77	High school	Teacher's aide in primary school	25	South Wales	British parents
UK18	Neuroimmunology	Russell Group	Neuroscientist	81	Master	Solicitor	87	Northern Ireland	Irish mother and British father
UK19	Education	Russell Group	Elementary schoolteacher	92	Bachelor	Housewife	17	Budapest	Hungarian parents
UK20	UK20 Nutrition	Other	Community worker	53	Bachelor	Administrative assistant	43	Nagoya	Japanese parents
UK21	Political science	Russell Group	Financial consultant	92	High school	Housewife	17	Birmingham	Hong Kong Chinese parents

Source: author

The cultural background of the interviewees was much more diverse on the UK side. While nine had two British parents and were raised in the UK, others had one or two parents from Japan, Italy, Hong Kong, Ukraine, Portugal, Romania, Hungary, Taiwan or a mixture of countries, and had attended international schools in Europe. One exception was a Japanese interviewee who had Japanese parents and grew up in Japan. While the ethnic variety of the interviewees on the UK side makes cultural interpretations challenging, the diversity reflects the reality of the UK today, where 22% of students are foreigners, although mainly from China, India, Nigeria, and the United States (Universities UK, 2022).

### 2. Occupational Choice

On the Japan side, several interviewees chose to become graphic designers, social workers, lawyers, and aid workers. Only one is expected to be an administrative assistant—the top choice in the PISA sample—as this type of occupation is increasingly temporary and low paid (Yamada, 2016; Ueno, 2021). Some interviewees first chose the type of organization, such as the public sector, due to its stability or better working conditions, and then specific occupations, such as a tax officer. Others chose certified occupations, popular among women who want a secure income or flexible working hours, such as accountant. The average ISEI score of the expected occupations by the interviewees was 69.

The interviewees in the UK were more

ambitious than those in Japan. Several expected to be lab scientists, academics/researchers, or teachers. Others expected to be a doctor, barrister, diplomat, and a financial consultant. Some occupations coincided with those in the PISA sample, such as lawyers, medical doctors, teachers and biologists. The average ISEI score of the occupations was 78, which was higher than the interviewees in Japan.

The main differences between the two countries were in science, technology, engineering, and mathematics (STEM) occupations. In Japan, only one interviewee—J17, a medical student—was pursuing a career in STEM, which tends to have higher wages and prestige. While this could be due to the sample selection, the dearth of participants aspiring for careers in STEM is consistent with general critiques of Japan's low proportion of females in STEM fields, which is partially based on gender stereotypes (Sikora & Pokropek, 2011; Nagamachi, 2021; Ikkatai et al., 2021; Adachi, 2022).

Except for the medical student, none of the other 10 interviewees who liked science or math recalled that they were particularly encouraged to pursue a STEM field by their parents or school or sensed that society was promoting females in STEM. Even J15, a food management major, and J4, a microbiology major at the master's level, sought and were already offered non-STEM occupations that would not particularly use scientific knowledge.

In contrast, eight interviewees in the UK expected to work in the STEM field. While

not all their parents encouraged them to work in STEM, the parents of five interviewees at some point tried to encourage them to work in the sciences (see below). Furthermore, four interviewees said their schools encouraged females to pursue careers in STEM. UK1, a medical student, and UK4, an aspiring biologist said:

....when I was in school, there was a whole movement for women in STEM.... I'll go to the hospital, or I'll go into my lecture halls, it is almost female dominated. So I knew that when I got into the workplace, those movements would have taken such hold that I wouldn't necessarily feel pressured by those patriarchal standards of work, work, work, or nothing.

There was a lot of workshops for women in STEM because there's a big drive for that, essentially in England. They are trying to fix the gender gap. I remember going to those, thinking, what on earth is this rubbish, why do they need a Women in STEM Day, when men are just as important. In other words, it wasn't as apparent that there was a divide to me when I was younger. Because I'd always thought that, yes, I can go into whatever I wanted to go. By 13, I already knew that I probably wanted to do science.

In the UK, the share of females among new entrants in the STEM field at the bachelor's level was 31% in 2020, which was higher than that of Japan at 18%, the lowest among developed countries (OECD, 2021b). In contrast, Japanese girls are top performers in math and science in the PISA tests. For example, among those who planned to attend university in the 2018 sample, Japanese girls were the second highest in science and math after Germany, whereas the UK was 12<sup>th</sup> in math and 9<sup>th</sup> in science. This means that, as females tend not to go into the STEM field despite their competence, Japan is underutilizing valuable human capital.

The UK government is promoting females in STEM by supporting various measures such as Women in Science and Engineering or Mums in Science Network, with an objective of increasing women's workforce in STEM from 24% in 2019 to at least 30% by 2030 (Christakou, 2020; STEM Women, 2022). In Japan, the Cabinet Office's Gender Equality Bureau initiated a "Riko-chare" initiative in 2005 to encourage female school students to choose the STEM field. It aims to increase the share of, e.g., female university teachers in natural science from 8% to 16% and engineering from 5% to 9% by 2025, respectively (Cabinet Office, 2020). In the future, a comparative study on the effectiveness of these programs in the respective countries could be explored.

Given these profiles, the following sections examine the mothers' influence on the interviewees' occupational expectations, which are broken down according to the categorization by Shikanai (2007):

O Background: mother's education

and occupation;

- O Direct effect: encouragement by the mother; and
- Indirect effect: mother as a role model.

# 3. Background: Mother's Education and Occupation

Among the interviewees' mothers in Japan, 67% had at least a bachelor's degree. In terms of occupation, about 75% had quit working around childbirth, although there was no distinct pattern with the occupational prestige of mothers—e.g., an architect and a childcare worker stopped working, while a university teacher and a restaurant worker continued. Subsequently, after the children became older, most of these mothers took up some occupations ranging from factory worker, cashier, administrative assistant, to secondary schoolteacher, whereas five remained as housewives. The average ISEI score of all mothers' occupations was 47, or 54 excluding housewives. Eight mothers had occupations with ISEI scores above 70.

Quantitative analysis using the PISA 2018 data revealed that among girls who planned to go to university in Japan, their math scores, as well as their mothers' education and occupations positively affected the ISEI scores of their expected occupations. This was also reflected among the interviewees in Japan as their average ISEI scores correlated with the competitiveness of the university groups —78 for those attending Former Imperial or competitive private universities, 69 for (other) nation-

al universities, and 57 for other public or private universities. It coincides with the general view in Japan that, to get a good job, one should go to good universities. Furthermore, the mother's education and occupational ISEI scores also increased with the competitiveness of universities. In fact, all the interviewees attending the most-competitive university group had mothers with at least a bachelor's degree.

On the UK side, 76% of the mothers of the interviewees had at least a bachelor's degree, which was higher than the proportion in Japan. This reflects females' generally higher university enrollment in Europe. However, and similar to the interviewees in Japan, approximately 75% of the mothers of interviewees in the UK had intermittent career paths when the children were young. Here, the mothers who continued their careers tended to have occupations with relatively high ISEI scores, such as solicitor, statistician, human resource specialist, or elementary schoolteacher.

Other latest occupations of the mothers ranged from nursery teacher, tour guide, cleaner, journalist, to financial officer. In addition, there were five housewives, but they were from Japan, Taiwan, Hong Kong, Ukraine, and Hungary—cultures known to have traditional gender roles. On average, the ISEI score of the mothers of interviewees in the UK was 47, or 53 when counting only working mothers, very similar to Japan. Similarly, eight mothers had occupations with ISEI scores above 70.

An analysis using the UK data from 2018 PISA showed that there was no sig-

nificant relationship between the education and occupations of the mothers with the ISEI scores of the high school girls' expected occupations. This was also reflected among the interviewees in the UK where the mothers' education or occupations nor the competitiveness of the university types were strongly related with the ISEI scores of the expected occupations. For example, the mothers of UK 3, who was planning on becoming a university teacher, and UK7, an aspiring neuroscientist, were cleaners, although one with a master's and the other with a high school degree. Furthermore, while UK9 was the only interviewee expecting an occupation with an ISEI score below 70 as a documentary maker, her mother was a Latin teacher with one of the higher ISEI scores among the mothers.

The above confirmed that, in Japan, the mothers' education and occupational prestige affected the occupational expectations of interviewees via their academic ability, mirroring the Wisconsin Model between fathers and sons. On the other hand, in the UK, several interviewees had high occupational expectations even when the mothers did not necessarily have prestigious occupations. Although the UK has been considered as a class society in the past, there may be measures to reduce inequality. The child poverty rate was 11.3% in the UK, which was lower than Japan's at 13.9% in 2015, the latest comparable year (OECD, 2023). The case in the UK suggests that it is possible for young women from unprivileged backgrounds to attend competitive universities and have high occupational expectations. Further research could compare the effectiveness of measures to promote females in STEM and finance university education, such as the Tuition Fee Loans in the UK and those by the Japan Student Services Organization.

# 4. Direct Effect: Encouragement by the Mother

On parental encouragement, 20 mothers were either laissez-faire or supportive of whatever occupation the interviewees in Japan were expecting. Others had general suggestions such as continuing a career or having a stable income, but not necessarily a specific occupation. The exception was the mother of J17, a medical student, who pressured her daughter to become a doctor, and the mother of J19, a would-be business associate, who suggested to her to go to a junior college, become an airport ground staff, and catch a nice man.

On the UK side, 14 mothers were also laissez-faire or supportive of the occupational choices of the interviewees. However, six mothers encouraged them to pursue prestigious occupations, including in STEM. And most of these mothers had at least a bachelor's degree, a prestigious occupation, or both. For example, UK8, an aspiring cancer researcher, said of her mother, a statistician in an international organization with a bachelor's degree:

She expects me to have a very high position in an organization. It's an income thing, but also a status thing....

Obviously, they would be really

happy if I was a doctor or lawyer or something.

Furthermore, UK18, an aspiring neuroscientist, said her mother, a solicitor, wanted her to take up the same occupation.

She has made the suggestion to become a solicitor.... She wanted me to follow in her footsteps ... I think she would have liked me to have a job with high prestige, something that she would be proud to tell her friends... It wasn't good enough that I would just study science; it would have been good if I was going to be a doctor.

Despite these encouragements, only UK6, a would-be cancer researcher, and UK12, an aspiring biochemist, were pursuing occupations that coincided with their mother's wishes. Nevertheless, the others were expecting highly prestigious occupations, mostly as scientists.

The commonality between the two countries was that most mothers were laissez-faire or supportive of the occupational choices of the interviewees. However, more mothers of interviewees in the UK than in Japan pressured their daughters to aim high in their career planning, including to work in STEM fields. While many of these interviewees did not necessarily pursue the suggested occupations *per se*, they tended to aim for prestigious ones. For Japan, a forthcoming paper will discuss the extent to which Gottfredson's (1996) theory of circumscription and

compromise applied, which supposes that mothers avoided encouraging prestigious occupations due to the lack of women in these occupations and perceived trade-offs with family life. In addition, the discussion will be linked with Goldthorpe's (1983) Conventional View, whereby women's social status is regarded as largely dependent on the husband's standing.

### 5. Indirect Effect: Mother as a Role Model

Mothers can be occupational role models or counter-role models to daughters' occupational expectations. In Japan, at one extreme, three interviewees considered their mothers' careers as role models. For example, J7, an aspiring lawyer, was inspired by her mother, a cosmetics company's chief executive officer. But she was impressed by her mother's eloquence and people management skills —requisites for lawyers—rather than her occupation *per se*.

...when I was distressed over managing a (chorus) club during high school, my mother, who had become a manager a few years earlier, was able to summarize and express well how to advance discussions and guide my juniors.

In addition, J22, a future academic, followed in the footsteps of her mother, a university professor. However, the role model was not only about the occupation but also her mother's ability to combine her professional and family life, particularly since there were so few in academia.

Even if they get a Ph.D., they are not teaching anymore, because for example, they had children and stayed at home. So those who became academics with children would be 20 years older than me. I finally found someone, but then there wasn't anyone above that, and then I ended up with my mother. I always wanted to get married and have children, so the fact that I took the same path is because I was conscious of her.

Furthermore, five other interviewees praised their mothers for working and caring for the family, regardless of their occupations. In contrast, 10 interviewees stated that, because they wanted their careers to be uninterrupted or uncompromised, they preferred to be different from their mothers, regardless of their occupations. For example, J25, would-be business lawyer, said of her mother who worked as an administrative assistant:

By watching my mother since child-hood, I thought I wanted to continue working as a full-time worker even around childbirth. My mother quit working when she had my older brother...and seeing her often having trouble finding jobs, I became to think that, when I have children, I want to avoid quitting work by using parental and maternity leave.

Some interviewees saw different aspects of role models or counter-role models in

their mothers. For example, J14, who aspired to be a certified accountant, thought that her mother was a role model in terms of having a qualified occupation, but not so much in terms of her intermittent career.

....because she has a qualification as an architect, it provided security as she had highly paid contracts and was able to do inspection work. So from my mother, I thought it was necessary to get a certified occupation. On the other hand, my mother wanted to continue her career, but she often said it wasn't possible during her era.... So from that perspective, I think it's important to continue a career without quitting.

Among the UK participants, none of the interviewees were following the exact occupational footsteps of their mother. However, four interviewees considered their mother's uninterrupted careers as role models. For example, UK12, a would-be biochemist, said of her mother, who was a human resource specialist:

(My mother was a role model) .... being a career woman. I'm set to follow the same path. And I want to be focused on my career and keep growing until I'm older. So I think in that sense, we both have the same goals. That's what I want my future to look like, just in a different field.

UK13, an aspiring barrister, said of her

mother, who was an airline logistics specialist:

I would want to be that kind of role model for my children. I really respect the fact that she is self-employed and she's as successful as she is. She completely made her own way and has a pretty successful career, flexibly on her own terms with what she enjoys.

Furthermore, UK18, an aspiring neuroscientist, expected to follow a high-status occupation like her mother, who was a solicitor.

I've always been driven as a high achiever for several reasons, but one of them was just to try and make her proud of me....

Otherwise, seven interviewees praised their mothers for returning to their careers or balancing work and family, all regardless of their occupations. At the same time, 11 interviewees thought that the mothers could have done other things, such as continuing their career or furthering their education. For example, UK19, an aspiring elementary schoolteacher, said of her mother, who was a housewife:

What I would change is, I think, it's also important to sometimes put yourself first and your goals in life and career goals.

UK3, a would-be university teacher, also

said of her mother, who was a cleaner with a master's degree:

I definitely learned the lesson from her to not give up a career or education or aspirations for a relationship... She wanted to get a Ph.D. And I think, with childcare, she couldn't really get a job when she was looking after us most of the time.

Five interviewees thought that their mothers should have made their fathers do more housework, presumably because that would have freed up additional time for their occupations or other activities.

The mixed picture of mothers as role models was similar between Japan and the UK. On both sides, role models were mostly not about occupations *per se*, as very few interviewees expected to take up their mother's professions, including in the STEM field. This finding coincides with a study that mapped 5.6 million parent—child pairs, concluding that children tend to choose occupations that are different from that of their parents (Adamic & Filiz, 2016).

For both countries, while a few considered their mothers as role models in continuing their successful careers or in balancing work and family, a larger share of interviewees preferred not to disrupt or compromise their careers like them. Therefore, in terms of their expected occupations, it is possible that the presence or lack of role models elsewhere in society could have had a motivating or demotivat-

ing effect, which is a topic for further research.

#### V. Summary and Conclusion

This study compared female university students in Japan and the UK using interviews to understand the factors contributing to young Japanese females' relatively low occupational expectations. The analysis confirmed that most interviewees in Japan tended not to expect occupations with high socioeconomic status, especially in the STEM field, compared to the UK. To explain some of the factors, this paper focused on the influence of mothers.

Findings indicated that, while mothers of interviewees in the UK were somewhat more educated, Japanese university students' occupational prestige or career trajectory were not hugely different with mothers in Japan. However, mothers' education and occupational prestige affected the daughters' occupational expectations more in Japan. The UK case seem to indicate that there may be other societal mechanisms to promote females to attend universities and aim for challenging jobs, including in the STEM field. Furthermore, in both countries, mothers' encouragement was generally not decisive in the choice of occupations by the daughters. However, pressure to aim high by some mothers of the interviewees in the UK could have lifted the bar for the daughters to select among more prestigious occupations. Mothers' reticence to encourage daughters to aim high in Japan should be analyzed

and addressed. Finally, as most mothers were generally not role models in terms of their occupations *per se* in either country, it suggests that their presence elsewhere in society could be making a difference between Japan and the UK.

This paper has several limitations. First, the interviewees were not necessarily representative of female university students in Japan or the UK, as they volunteered to participate in the study and convey their ideas about their future careers; thus, they were relatively career-oriented. Second, while the universities of the interviewees were diverse geographically, as many were competitive and/or located in relatively large cities, interviewees were presumably more progressive on gender issues than average female university students in both countries. Third, differences in the labor market where employers in Japan tend to hire generalists instead of specialists in the UK make occupational comparisons challenging. Fourth, the ethnic diversity of the interviewees, particularly in the UK, including those who had one or two Japanese parents, made cultural attributions complex.

Despite these shortcomings, this paper nevertheless examined the differences and similarities regarding mothers' influence on occupational expectations of females in Japan and the UK, identifying other possible factors that might explain why they are higher in the UK. One cannot emphasize enough that women must be more economically active, which requires young females to have occupational expectations

commensurate with their education and bor market. competencies long before entering the la-

### **Bibliography**

- Adamic, Lada and Ismail O Filiz, 2016, "Do Jobs Run in Families?" Meta Research, https://research.face-book.com/blog/2016/03/do-jobs-run-in-families/.
- Baird, Chardie L, 2008, "The Importance of Community Context for Young Women's Occupational Aspirations." Sex Roles. 58(3-4): pp. 208-221.
- Bandura, Albert, Claudio Barbaranelli, Gian Vittorio Caprara, and Concetta Pastor Elli, 2001, "Self-Efficacy Beliefs as Shapers of Children's Aspirations and Career Trajectories." *Child Development.* 72(1): pp. 187-206.
- Christakou, Dimitra, 2020, Introducing WISE. London: Government Science & Engineering
- Department of Education, 2022 "Academic Year 2020/21: Widening Participation in Higher Education."
- Esping-Andersen, Gøsta. 1997. "Hybrid Or Unique?: The Japanese Welfare State between Europe and America." *Journal of European Social Policy* 7(3): pp. 179-189.
- Esping-Andersen, Gosta G, 1999, Social Foundation of Postindustrial Economies. Oxford: Oxford University Press.
- Farmer, Helen S, 1997, "Women's Motivation Related to Mastery, Career Salience, and Career Aspiration: A Multivariate Model Focusing on the Effects of Sex Role Socialization." *Journal of Career Assessment.* 5(4): pp. 355-381.
- Francis, Becky, 2002, "Is the Future Really Female? the Impact and Implications of Gender for 14-16 Year Olds' Career Choices." *Journal of Education and Work.* 15(1): pp. 75-88.
- Goldin, Claudia, Lawrence F. Katz, and Ilyana Kuziemko, 2006, "The Homecoming of American College Women: The Reversal of the College Gender Gap." *Journal of Economic Perspectives*. 20 (4): pp. 133-156.
- Goldthorpe, John H 1983, "Women and Class Analysis: In Defence of the Conventional View." *Sociology*. 17(4): pp. 465-488.
- Gottfredson, Linda S, 1996, "Gottfredson's Theory of Circumscription and Compromise." *Career Choice and Development.* pp. 179-232.
- Looker, E. Dianne and Pamela A. Magee, 2000, "Gender and Work: The Occupational Expectations of Young Women and Men in the 1990s." *Gender Issues*. 18(2): pp. 74-88.
- Marini, Margaret Mooney and Ellen Greenberger, 1978, "Sex Differences in Occupational Aspirations and Expectations." *Sociology of Work and Occupations*. 5(2): pp. 147-178.
- Mello, Zena R., 2008, "Gender Variation in Developmental Trajectories of Educational and Occupational Expectations and Attainment from Adolescence to Adulthood." *Developmental Psychology*. 44(4): pp. 1069-1080.
- Miyamoto, 2021,""Girls, be Ambitious!': Why Japanese Girls have Lower Occupational Expectations than Boys." 生活社会科学研究 .(28): pp. 1-22.
- Organisation for Economic Co-operation and Development, 2021a, *Health at a Glance 2021*, Paris: OECD. OECD, 2021b, *Education at a Glance 2022*. Paris: OECD.
- OECD. Stat, https://stats.oecd.org/ (Accessed January 1, 2023).

- Power, Margaret. 1975. "Woman's Work is Never Done—by Men: A Socio-Economic Model of Sex-Typing in Occupations." *Journal of Industrial Relations*. 17(3): pp. 225-239.
- Saha, Lawrence J, 1997, "Aspirations and Expectations of Students." *International Encyclopedia of the Sociology of Education*. pp. 512-517.
- Schoon, Ingrid and Samantha Parsons, 2002, "Teenage Aspirations for Future Careers and Occupational Outcomes." *Journal of Vocational Behavior*. 60(2): pp. 262-288.
- Schoon, Ingrid and Elzbieta Polek, 2011, "Teenage Career Aspirations and Adult Career Attainment: The Role of Gender, Social Background and General Cognitive Ability." *International Journal of Behavioral Development*. 35(3): pp. 210-217.
- Schuette, Christine T, Michael K. Ponton, and Margaret L. Charlton, 2012, "Middle School Children's Career Aspirations: Relationship to Adult Occupations and Gender." *The Career Development Quarterly*. 60(1): pp. 36-46.
- Sewell, William H, Archibald O. Haller, and George W. Ohlendorf, 1970, "The Educational and Early Occupational Status Attainment Process: Replication and Revision." *American Sociological Review.* 35(6): pp. 1014-1027.
- Sikora, Joanna and Artur Pokropek, 2011, "Gendered Career Expectations of Students: Perspectives from PISA 2006. OECD Education Working Papers no. 57." *OECD Publishing*.
- STEM Women, 2022 "Women in STEM Statistics." https://www.stemwomen.com/women-in-stem-percentages-of-women-in-stem-statistics (Accessed December 30, 2022).
- Thevenon, Olivier, 2016, "Do 'Institutional Complementarities' Foster Female Labour Force Participation? 1." *Journal of Institutional Economics*. 12(2): pp. 471-497.
- Universities UK, 2022, "International Facts and Figures 2022.", https://www.universitiesuk.ac.uk/universities-uk-international/insights-and-publications/uuki-publications/international-facts-and-figures-2022. (Accessed January 4, 2023).
- Vondracek, Fred W., Rainer K. Silbereisen, Matthias Reitzle, and Margit Wiesner, 1999, "Vocational Preferences of Early Adolescents: Their Development in Social Context." *Journal of Adolescent Research*. 14(3): pp. 267-288.
- Watts, Logan L., Mark C. Frame, Richard G. Moffett, Judith L. Van Hein, and Michael Hein. 2015. "The Relationship between Gender, Perceived Career Barriers, and Occupational Aspirations." *Journal of Applied Social Psychology*. 45(1): pp. 10-22.
- World Economic Forum, 2022, *Global Gender Gap Report 2022*, Cologny/Geneva: World Economic Forum. 安達智子, 2022, 「若者のキャリア形成とジェンダー 社会正義からの再考—」『キャリア教育研究』 40 (2): pp. 39-44.
- 平田周一, 2011, 「女性のライフコースと就業」 石田浩 近藤博之 中尾啓子編 『現代の階層社会2』 東京大学 出版会.
- 一方井祐子, 井上敦, 南崎梓, 加納圭, 横山広美, 2021, 「STEM分野に必要とされる能力のジェンダーイメージ 日本とイギリスの比較研究」『科学技術社会論研究』 19: pp. 79-95.
- 国立社会保障·人口問題研究所, 2017, 「2015年社会保障·人口問題基本調査」
- 三浦まり、2015、「新自由主義的母性—【女性の活躍】政策の矛盾」『ジェンダー研究』 18: pp. 53-68.
- 宮本香織, 2020, 「高校生の職業アスピレーションの男女差 PISA を用いた国際比較—」『人間文化創成科学論叢』22: pp. 225-234.
- 元治恵子, 2004, 「女子高校生の職業アスピレーションの構造 専門職と女性職」 『応用社会学研究』 46: pp. 67-76.

文部科学省,2022,「令和4年度学校基本調査(確定値)について公表します」

内閣府男女共同参画局,2020,「第5次男女共同参画基本計画」

長町理恵子, 2021, 「教育投資と大学進学の収益率」 永瀬伸子, 寺村絵里子編 『少子化と女性のライフコース』 Vol. 19, vi, 221p: 原書房.

中山慶子, 1985, 「女性の職業アスピレーション― その背景, 構成要素, ライフコースとの関連」 『教育社会学研究』 40: pp. 65-86,

小川一夫, 田中宏二, 1980, 「親の職業が娘の職業選択に及ぼす影響に関する研究」『教育心理学研究』 28 (4): pp. 328-331.

大沢真知子,2015,『女性はなぜ活躍できないのか』 東洋経済新報社

佐藤郁哉,2008,『質的データ分析法 -- 原理・方法・実践』 新曜社.

鹿内啓子, 2007, 「大学生の職業選択に対する職業意識と親の影響との関連性」『北星学園大学文学部北星 論集』44 (2): pp. 1-11.

高橋桂子,仲神八重子,2007,「女性の継続就業意欲に影響を与える要因」『新潟大学教育人間科学部紀要 — 人文社会科学編』9 (2): pp. 291-298.

上野千鶴子, 2021, 『女の子はどう生きるか — 教えて、上野先生!』 Vol. 929 岩波書店.

山田昌弘,2015,『女性活躍後進国ニッポン』 岩波ブックレット.

————, 2016, 『結婚クライシス — 中流転落不安』 東京書籍.

横山真紀, 2015, 「有配偶女性の昇進意欲を規定する要因」『生活経済学研究』 42: pp. 29-41.

(掲載決定日:2023年5月18日)

要旨

日本の女子大生の職業アスピレーションに対する母親の影響 ——英国との比較

宮本香織\*

日本の女子は、男子や他の先進国の女子と比べて、将来期待する職業の社会経済的地位が顕著に低い。その要因を追究するために、本研究はその要因として、母親の影響に焦点を当てる。具体的には、日本と英国の女子大生 48 人をインタビューし、母親の学歴、職業、奨励、ロールモデルなどについて比較する。結果は、まず、日本では英国に比べて、社会経済的地位の高い STEM系の職業を期待する女子が少なかった。第二に、母親の学歴と職業は、英国の女子よりも、日本の女子に対して影響が強かった。第三に、その一方で、英国の女子の母親の方が、日本の母親よりも、地位の高い職業を奨励していた。最後に、どちらの国でも、母親は職業的にはロールモデルとはなっていなかったため、各々の職業を目指す意欲を左右させるロールモデルは、他に社会に存在している、あるいは欠けている可能性を示唆している。

キーワード

職業アスピレーション、キャリア、女子大生、社会経済的地位、英国

<sup>\*</sup>お茶の水女子大学 人間文化創成科学研究科ジェンダー学際専攻 博士後期課程

投稿論文

# 「拒食症のドラマ」の精神分析

---- スティーヴン・レヴェンクロン『鏡の中の少女』における 身体イメージの歪み、眼差し、欲望

大木龍之介\*

本稿ではスティーヴン・レヴェンクロン『鏡の中の少女』(1978=1987)をラカン派精神分析と美を論じるフェミニズムの立場から分析し、拒食症(神経性無食欲症)の診断的特徴である「身体イメージの歪み」を再考する。摂食障害、特に拒食症の表象の多くは、「歪んだ」身体イメージを抱え、自分自身を「客観的」に、「正しく」認識できない少女の姿を描き出す。しかしそのような「歪んだ」身体イメージが、痩身を美と結びつける身体規範、即ち「客観的」で「正常」な眼差しによってもたらされること、また主体が自らの身体を「客観的」に捉えることが根本的に不可能だということを踏まえると、「客観的な視点=正常/罹患者の視点=病的で逸脱」という二項対立は疑問に付されることになる。本稿では『鏡の中の少女』の「拒食症のドラマ」が描く身体イメージの歪み、眼差し、欲望の読解を通じて、「客観的」で「正常」な眼差しそれ自体の問題点と「歪み」を明るみに出す。

#### キーワード

摂食障害、拒食症、身体イメージ、精神分析、『鏡の中の少女』

### I. はじめに

バレエのレオタードを着た二人の少女がいる。二人はほとんど同じ姿だが、体型に違いがある。左側の少女と比べて右側の少女は横幅が広く、「太って」見える。また右側の少女には、左手がない。われわれが鏡を見る時と同様に、それが映り込むだけの十分な空間がないのだ。そこでわれわれ鑑

賞者は、右側の少女が左側の少女の鏡像であり、それが横に引き伸ばされ「歪められて」いること、つまり彼女の「本当」の姿でないことを悟る。

心理療法士のスティーヴン・レヴェンクロン (Steven Levenkron) によるヤングアダルト小説、『鏡の中の少女 (*The Best Little* 

<sup>\*</sup>椙山女学園大学講師

Girl in the World)』(1978=1987)のペーパーバック版の表紙を飾るこの図像は、摂食障害の診断的特徴である身体イメージの歪み(body image disturbance/distortion)を視覚化したものだ。身体イメージの歪みとは、体重や体型に関する「歪んだ」認識を指す言葉である。米国精神医学会によれば、拒食症の名で知られる神経性やせ症/無食欲症を抱えるひとは、自らの身体を「太りすぎていると感じて」おり、このような「歪んだ」認識には「痩身に価値をおく文化および環境」が関係するという(American Psychiatric Association 2013=2014: 334-6)。

こうした精神医学的説明に則れば、摂食障害、特に拒食症の説明の際に頻繁に用いられる『鏡の中の少女』の表紙のような図像は、次のメッセージを発信していると言える。拒食症の少女は、痩せを理想とする文化の影響を受けた結果、自分の体型を「歪んで」認識している。彼女は、図を眺める鑑賞者のような「客観的」な視点から鏡の前に立つ自分の「本当」の姿を捉えられないという、「病的」な状態にあるのだ。ゆえに彼女が「病的」な状態にあるのだ。ゆえに彼女が「病的」な状態から抜け出すには、治療によって彼女を、「客観的」で「正常」な眼差しの担い手にする必要がある、と。

しかし身体イメージの歪みを視覚化した 図像が提示する、「客観的な視点=正常/ 罹患者の視点=病的で逸脱」という「正常 / 逸脱モデル」は、果たして適切だろう

か。美を論じるフェミニズムは、痩せを女 性らしさや美しさと結びつける美の基準 が、女性に「歪んだ」身体イメージを抱か せ、過剰なダイエットを煽り、摂食障害を もたらすことを明らかにしてきた (Orbach 1986=1992; Freedman 1986=1994; Bordo [1993] 2003)。つまり、文化的に「正常」と される女性らしさを手に入れようとすれば するほど、身体イメージは「歪んで」認識 されるのだ (Bordo [1993] 2003: 57)。だとし たら、鏡の前に立つ少女の姿を見る鑑賞者 の見方=「正常」/彼女自身の認識=「逸 脱しとする二項対立は、美の基準それ自体 が「客観的」で「正常」な眼差しとして機 能する点と、「正常」の追求が「逸脱」し た状態をもたらすという矛盾に満ちた構造 を、後景化していないか。

またそもそも、ひとが自らの身体を「客観的」に見ることなどできるのか。身体イメージにとって重要な鏡像は左右反転しており、他人から見た鏡の前に立つ自分の姿と一致しない。だとしたら、美の基準という文化的に/それに囚われない精神医学的に「客観的」で「正常」な視点、すなわちく他者>の眼差しの中に自らを捉えよというジェンダー規範的/精神医学的な要請は、いずれも根本的に不可能ではないか。

本稿の目的は、摂食障害を題材としたフィクション<sup>1</sup>の代表例として頻繁に挙げられ、1981年には「拒食症のドラマ("A Drama of Anorexia Nervosa")」のコピーと

<sup>1</sup> 摂食障害を題材としたフィクションには、他にMargaret Atwood, *The Edible Woman* (1969)、Erica Jong, *Fear of Flying* (1973)、Mona Awad, *13 Ways of Looking at a Fat Girl* (2016)などがある。これらはフェミニズムの視点から描かれたものであるが、本稿では摂食障害および身体イメージの歪みに関する精神医学的言説を批判的に再考するために、心理療法士によって執筆された『鏡の中の少女』を扱う。

ともに映像化された『鏡の中の少女』の批 判的読解を通じて、身体イメージの歪み の「正常/逸脱モデル」を問い直すことで ある。そのために、身体イメージ、眼差 し、そして欲望の解釈に有効なラカン派精 神分析の理論を、既存の精神医学/精神分 析による拒食症論とは異なる手法で用い る。美を論じるフェミニズムが批判してき た通り、精神医学言説は摂食障害を、女性 らしくあるために痩せて「美しく」なるこ とを要請する社会に対する女性の反応では なく、個々の女性や家族の「逸脱」した問 題として病理化=周縁化してきた(Orbach 1986=1992; Bordo [1993] 2003)。 ラカン派 精神分析による拒食症論も同様に、拒食症 罹患者は食べないことを通じて物質的に満 たすことのできない欠如(無)としての欲 望の存在を訴えている、つまり「無を食べ ている」と説明する(Raimbault & Eliacheff 1989=2012) 一方で、美の基準の影響を副次 的なものとして周縁化し、それが罹患者の 身体イメージにどう影響を及ぼし、どのよ うな欲望を生み出すのかを、積極的に検討 してこなかった。従って本稿では、ラカン 派精神分析理論に美を論じるフェミニズム の視座を導入した上で、『鏡の中の少女』に おける「拒食症のドラマ」を読解する。そ れによって、「正常 | とされる < 他者 > の眼 差しに潜む、様々な問題点を明るみに出し たい。

# □. 「太っている | から「痩せたい |

『鏡の中の少女』の冒頭、バレエ教室 の講師マダム (Madame) に認められる ことを切望する主人公のフランチェスカ (Francesca) は、レッスン中に「引き締まっ ていて、スリムで、すらりとした体型の 別の生徒を見つける。すると彼女は、鏡に 映る自分を「デブのフランチェスカ」だと 感じ、痩せた生徒こそがマダムの称賛に値 するのではないかと考えるようになる。そ してマダムに「あと五百グラムほど落とし て | と指導されたフランチェスカは、マダ ムに似た、「やせて引き締まっ」た身体にな るためにダイエットを始め、摂食障害へと 陥る。本節では彼女の否定的な身体イメー ジに、痩せ理想という美の基準、すなわち <他者>の眼差しがいかに関係するのかを 紐解きたい。

フランチェスカの否定的な身体イメージは、マダムが代理表象する、痩せを女性らしさと結びつける美の基準によってもたらされたものだ。マダムのように痩せて引き締まった身体は、既存の母親的/家庭的な性役割から解放され、欲望を制御する自己管理力という白人男性中心社会に参入するための権能を備えた新たな女性の象徴として、二十世紀後半以降の西洋を中心に流布した身体像2である(Bordo [1993] 2003)。もちろんそのような身体は、厳しい食事制限と恒常的な運動を同時にしなければ到達できないほど極端なものである。しかし美の基準は、いかに極端なものであっても、社

<sup>2 80</sup> 年代に主流化した痩せて引き締まった身体以前には、フラッパーのような直線的な体型 (20 年代) や、モデルのツイッギー (Twiggy) に似た枝のように細い身体 (60 年代) が、いずれも既存の女性性 から解き放たれた新たな女性の身体像として広まった (大木 2021)。

会からの要求として機能し、「正常」な身 体を再定義する (Freedman 1986=1994: 53)。 そしてそれは、「身体をどう見るべきか」と いう指標を提示し、基準に則って外見上の 「欠陥」を監視し矯正し続けるよう教える (Bordo [1993] 2003: 57)。つまり美の基準 は、あるべき「正常」な身体像だけでなく、 文化的に「正常」な身体の見方という規範 をも提供するのだ。ゆえにその基準が高け れば高いほど、「正常」に身体を見ることを 要請される女性は、自らの身体を否定的に 捉えざるを得なくなる(同)。フランチェ スカにとって、その眼差しに好ましく映り たいと願うマダムは痩せを「正常」とする 美の基準の象徴であり、そのような「正し い | 見方こそが彼女に否定的な自己認識を 与えたのである。

あるものの見方が身体イメージ、つま り「われわれ自身に身体があらわれる形式 | (Schilder 1950: 11) に与える影響は、精神分 析の観点からも説明できる。ジャック・ラ カン (Jacques Lacan) は、鏡に映る統一さ れた身体像(理想自我)を自分のものとし て引き受ける想像的同一化と、鏡像が主体 のものだと保証する「客観的」な大文字の <他者>の眼差しの地点(自我理想)への 象徴的同一化によって主体が形成される過 程を、鏡像段階と呼んだ (Lacan 1966=1972, 1973a=2020a)。ただし鏡像を欣喜雀躍しな がら引き受ける同一化は、鏡像が<他者> にとって「愛するに値する」(白人で、男性 で、異性愛者の)ものであることを前提とし ている (Silverman 1996: 19)。 <他者>の眼 差しは、あらゆる規範が織り込まれた「文 化的な眼差し」であるため、鏡像がその眼 差しにとって好ましくない、象徴的「批准」を得られないものである場合、主体はそのイメージを受け入れ難いものとして経験する(同: 18-20)。つまり象徴的同一化(自我理想)は、主体の身体イメージ(理想自我)を「必然的に再形成する」(Chiesa 2007: 23)のだ。「デブのフランチェスカ」とは、痩せ理想という文化的に「正常」な<他者>の視点への象徴的同一化によって再形成された、<他者>の批准に値しない自らの姿なのである。

しかし物語は、「デブのフランチェスカ」という身体イメージが、彼女にしか見えない「幻想」であることを繰り返し強調する。マダムはフランチェスカに体重を落・まで、治事するが、彼女は「スリムなままでいる」とも言っており、フランチェスルを「太っている」と思ってはいない。バースのがから痩せる必要はないと呟き、母親のグレース(Grace)もまた「一回もデブに見えたことなんてない」と言う。物語にとって、フランチェスカの否定的な身体インにされ、彼女以外の「客観的」なく他者>にとって存在しない「誤った」もの、「歪められ」たものなのだ。

しかし精神分析的には、この「誤った」 自己認識こそが主体の核である。主体が同 一化する鏡像は、主体の身体そのものでは なく、左右反転している。ゆえに主体が誤 認する鏡像(対自)と、<他者>から見た 主体の身体(対他)は一致しない(Thévoz 1996=1999: 42)。主体は前提として、自ら を「誤って」認識するのだ。しかし対自と 対他との「ずれ」がもたらす残余は、主 体に「なぜわたしはあなた「<他者>」が わたしだと言うものなのか | (Žižek [1989] 2008: 126) という問いを与える。そこで主 体は、自分が<他者>の眼差しにどう映る のか、<他者>はどのような<わたし>を 愛するに値するとみなすのか、つまり<他 者>は何を欲望するのか、その答えを握る <他者>の眼差しの所在を探す。ここで喚 起されるのは、<他者>の欲望の対象にな り、<他者>と一体化したいという、エディ プス的な欲望だ。しかし鏡の前に立つ主体 が振り返り、答えを握る<他者>の眼差し の方を向いても、それは主体と同じく自ら を誤認する特定の誰かの目、「主観」にす りかわり、「客観的」な眼差しは消失する。 誰か/何かが眼差しの代役を務めても、眼 差しは「最終的にその場所を特定できない」 (Silverman 1994: 189) のだ。このことは、主 体の存在を保証する<他者>が、「不可能で 外傷的な核、中心的な欠如を軸に構造化」 (Žižek [1989] 2008: 137) されていること、つ まり根源的に不在であることを示す。

<他者>の不在とその眼差しの欠如は、主体の同一性を脅かし、鏡像段階以前に存在したと遡及的に想像される寸断された身体像、つまり死をもたらすく現実>との遭遇をもたらすが、これを阻止するのが「幻想」だ。幻想は「世界を一貫した意味あるものとして経験するための枠組み」(Žižek [1989] 2008: 138) であり、統一された身体像もここに含まれる(Gallop 1985=2000: 101-2)。ラカンによれば、主体は「『自分を見ている自分を見る』という意識の錯覚」(Lacan 1973a=2020a: 183) によって、く他者>の眼差しが「消えゆく存在の点」(同:

182)であるという特徴を覆い隠すという。つまり主体は、「<他者>から見た自分」という幻想=身体イメージを作り出すことで、自らが疎外され、<他者>の眼差した切り離されていること、自らの存在が依からる<他者>が不在だという<現実で錯覚だが、死の恐怖から逃れるためには、主体はそのような(不可能な)象徴的同一を見った」認識に妥協せざるもにとった。フランチェスカ」といるない。フランチェスカは<他者>から見たはの姿を、「デブのフランチェスカ」といるがある。この「想として想像する。この「誤った」認識は、主体にとって不な幻想である。

幻想はまた、「永久に欠如している対象 として指し示す以外には実在しない欲望対 象を、対象aの形で | (枝川 2008: 106) 結び つける役割を担う。対象aとは、欲望の原因 - 対象を意味する精神分析の概念であり、 欠如である<他者>の眼差しもここに含ま れる。そして対象aとしての眼差しは、常 に欲望に「歪められた」形で具現化される (Žižek 1991: 12)。フランチェスカは、「デ ブのフランチェスカ」という幻想を抱いた 直後、痩せて引き締まった理想の自分の姿 に「ケサ(Kessa)」と名付け、それに近づ くためにダイエットを始める。その根幹に は、マダムに褒められたいという欲望があ る。つまり「ケサ」とは、<他者>にとって 愛するに値する自らの姿であり、<他者> の眼差しを具現化したものなのだ。彼女自 身の「母親とマダムを重ね合わせ」るフラ ンチェスカにとって、母親的な<他者>で あるマダムは、スリムで引き締まった「ケ

サ」を愛すべき対象として欲望している。 そしてフランチェスカは、「ケサ」になる ことを通じて、「マダムの身体の中にすっ と入」ることを欲望する。この意味で、痩 せて「ケサ」になることの根底には、<他 者>の欲望の対象と同一化し、<他者>と 一体化したいという、エディプス的欲望が あると言える。この本来確認すらできない はずの、<他者>が愛する自分の姿=対象 aが具現化される舞台こそが、「デブのフラ ンチェスカ」という幻想なのだ。端的に言 えば、フランチェスカは「太っている(幻 想がある)」から「痩せたい(欲望する)」 のである。

この幻想は、「母の代理を探し求めるこ とを可能にする構成物 | であると同時に、 主体を「母親的な<物>へ接近しすぎない よう、そこから距離を保つよう」保護する 遮蔽幕でもある (Žižek [1989] 2008: 134)。 「デブのフランチェスカ」という幻想は、 <他者>の眼差しの具現化としての「ケ サ」を生み出すことで、<他者>の不在を 穴埋めする。なぜなら、「自分は<客観的> に太っている、だから痩せて<他者>に好 ましく映りたい」という幻想に基づく欲望 によって、主体が依拠する<他者>とその 眼差しの存在が仮設され、<現実>が遠ざ けられるからだ。この意味で、「デブのフラ ンチェスカ」という幻想は、<現実>との 接近をもたらす欲望を「調整する枠組み」 (同:132) として機能する。

ここで強調したいのは、「ケサ」がマダムという個人ではなく、痩せを「女性らしさ」と結びつける美の基準という<他者>の眼差しの具現化だという点だ。物語には

痩せ理想の代理表象として、マダムだけで なく雑誌『グラマー (Glamour)』のモデル 達も登場する。モデル達はフランチェスカ に「やせているのは、いいこと」という価 値観を伝え、それを受けた彼女はどのモデ ルより痩せようと決意する。モデル達は、 ジェンダー規範に「歪められた| 文化的な <他者>の眼差しの具現化である。ファッ ション誌が描き出す非現実的で到底真似で きない女性の身体像は、女性をモノとして 鑑賞する男性的な視線によって作られ、女 性読者にそのような視点から身体を見るよ うに要求するからだ (Rabine 1994: 65)。そ して異性愛的な対象として理想化された身 体像は、鑑賞者の女性に、欲望対象として の理想の女性を「なることを通して手に入 れたい」という、同一化と所有が隣接的な 欲望を与える (Fuss 1994: 224)。そこでは 同時に、ダイエットやファッションに没頭 さえすればモデルのようになれるかもしれ ないという、「忌まわしい可能性」(Rabine 1994: 66) が切り開かれる。表象が「表象 の領野の外にある眼差しを想像するよう誘 う」(Copjec 1994: 34) ものだという点を踏 まえれば、フランチェスカが目指すモデル 達のように痩せた「ケサ」とは、女性に痩 せを求める男性/異性愛中心主義的な<他 者>の眼差しにとって「愛するに値する」 自らの姿を、具現化したものと言える。そ してそれは、痩せて「ケサ」になることで <他者>の眼差しに好ましく映りたいとい う決して成就しない欲望に、忌まわしい可 能性を与える。

精神分析と美を論じるフェミニズムの視 点から解釈すれば、『鏡の中の少女』で描か

れる痩せ理想という美の基準の機能は、次 のように言える。それは、男性/異性愛中 心主義的に「愛するに値する」「正常」な身 体像の提示を通じて、主体に<他者>の眼 差しを想像させ、その視点(自我理想)か ら自らの身体を捉え、自らと<他者>の根 源的な「ずれ」を否定的な身体イメージと して顕在化させることで、「痩せればく他 者>の欲望の対象になれるかもしれない | という絶対に成就しない欲望に可能性を与 えることだ、と。主体は<他者>と同じよ うに自分を見ることも、<他者>にとって 愛するに値する対象になることもできな い。この不可能性は、自らの存在が依拠す る<他者>の不在がもたらす<現実>へ と、主体を近づける。このおぞましい瞬間 から身を守るには、主体は<他者>から見 たくわたし>という幻想を作り出し、<他 者>の代理を探し求めることで、自らと同 様に<他者>もまた欠如であるという<現 実>を否認しなければならない。存在しな いはずの「正常」なく他者>の眼差しの代 役としての美の基準は、この主体と眼差 し、そして欲望の関係を巧みに利用し、不 可能な欲望を可能であるかのように見せか ける。美が支配的な規範として機能する文 化を生きるフランチェスカのような女性に とって、「太っている」という幻想に囚わ れ、「痩せたい」と欲望することは、<他 者>の不在を遮蔽するための、主体として の「正常」な反応である。ゆえに、拒食症 の女性は自分を「正常」に見られていない という『鏡の中の少女』が繰り返し提示す る見解は、そもそもそのような身体の見方 が不可能であり、不可能であるからこそ欲 望が生まれるという意味で、見当違いと言 わざるを得ない。

# Ⅲ.「痩せたい」から「痩せ続けたい」へ

ダイエットの結果、フランチェスカはマダムに褒められる。一方グレースに「異常なほどやせて」いると心配された彼女は、かかりつけ医師のゴードン(Gordon)の診察を経て、拒食症の可能性を提示される。やがてフランチェスカは、心理療法家のサンディ・シャーマン(Sandy Sharman)から拒食症の診断を受け入院するが、それでも痩せることを止めない。本節では摂食障害の特徴でもある、美しさや「女性らしさ」を追い求めてダイエットを始めた女性が「そのうち痩せることそれ自体が目的とな」(Freedman 1986=1994: 250)り、やがて病理化される過程と、欲望との関係を読み解く。

フランチェスカに拒食症の可能性を見出 すゴードンは、グレースにいくつかの病因 論を提示する。そのひとつは、フランチェ スカが無月経であることに基づく、成熟/ 女性性の拒絶説だ。この説は「特に拒食症 に関する説明で多く見られる」(中村 2011: 32) ものであり、そこで罹患者の拒食は身 体的な成熟に対する否定的態度として解釈 される。作中でフランチェスカは、過去に 月経が始まり身体に変化が訪れた時に抱い た違和感を同想する。ただし彼女は、ゴー ドンに指摘されるまで「生理のことなん て忘れて」おり、逆に無月経が原因でダ イエットを制止されたことに対して憤り、 「意志の力で生理を来させるようにはでき ないのしかとさえ考える。彼女は、身体的

な成熟や女性性を拒否するために痩せたい 訳ではないのだ。

特筆すべきもう一つの病因論は、痩せ理想の影響だ。ゴードンはグレースに、「社会全体が女性たちに、魅力的であるためにはやせこけていなければいけない、と言いつづけている」と伝える。成熟/女性性の拒絶説と痩せ理想の影響という一見相反する病因論の共存が示すのは、ダイエットによって「女性的な美しさを執拗に追求」した女性が、「皮肉にも生殖能力のない人間になってしまう」という矛盾だ(Freedman 1986=1994: 245)。確かにフランチェスカは「女性的」な特徴が削ぎ落された身体になるが、それは「誰よりも細く美しくなることによって、女性らしさを演じること」(同: 246-7)の結果なのである。

しかし物語は、痩せ理想という規範を問 い直すのではなく、フランチェスカの痩せ の追求を「逸脱」したものとして病理化す る方向へと向かう。ここで興味深いのは、 彼女が痩せ続け、病理化される過程で、次 第に「デブのフランチェスカーという幻想 が薄れていく点である。体重を減らし、マ ダムに褒められ、『グラマー』のどのモデ ルよりも痩せたフランチェスカは、父親の ハロルドに「ガリガリじゃないか」と言わ れた際、「今のままの外見が好き」と反論す る。彼女はもはや、自らを「デブ」だとは 感じていない。しかし、「ケサ」になるこ とを達成したかのように思えるフランチェ スカは、バレエを辞めさせられ、マダムと の接点を失ってもなお、痩せることを止め ず、やがて入院する。その過程で彼女は、 「ぜい肉の恐怖」、つまり体重が増えること への不安を強く示すようになる。

この「ぜい肉の恐怖」は、精神分析的な 「不安」として解釈できる。不安は、「鏡像 に起源を持つ理想自我i(a)をまさしくか き乱すものとしての欲望対象と関わりを 持 | (Lacan 1991=2015: 256) ち、「欲望の 消失によってもたらされる | (Žižek 1991: 8)。しかし不安は、主体と「欲望との関係 が維持される根源的様式 | でもあり、それ によって主体は「たとえ耐えがたい仕方に よってであれ、欲望への関係を保持し続け る | (Lacan 1991=2015: 257)。フランチェ スカは、その成就によって消失しつつある 「ケサ」という欲望の原因-対象との関係、 つまり「痩せたい」という欲望を維持する ために、不安を抱いていると言える。なぜ なら欲望の本質は、「欲望それ自体を持続 させることであり、その成就という恐ろし い瞬間を延期すること | (Žižek 2004) だか らだ。前節で確認した通り、欲望の原因 -対象である対象 a は、<他者>の眼差しを 具現化したものであると同時に、その不在 を穴埋めするものでもある。逆に言えば、 欲望が成就し、その原因 - 対象が消えれ ば、主体は<他者>の不在と再び遭遇する のである。ゆえに主体は、欲望を叶わぬま まにしておくことで、その原因-対象を維 持し、<他者>の欠如に蓋をし続けなけれ ばならない。不安は主体と欲望との関係を 整え、<現実>を遠ざけるという意味で、 幻想と似た役割を持つ。つまり「デブのフ ランチェスカ」が薄れるにつれて現れた、 「素敵な骨っぽい身体じゃなくなってしま う」ことへの不安、「ケサ」という欲望の原 因-対象の消失への不安は、逆に「痩せた い」という欲望を維持し、その成就がもた らす<現実>との遭遇を延期するのだ。換 言すれば、彼女の欲望は「ケサ」になるこ とではなく、「ケサ」になりたいと欲望し続 けることなのである。

しかしフランチェスカが不安によって維 持する欲望がもたらす身体は、「異常 | なほ ど痩せ衰えたものであり、周りの人々には 「飢え死にしようとしてる」ようにさえ見 える。このフランチェスカの拒食と羸痩状 態の身体は、死の欲動として捉えられる。 死の欲動とは、「命のない死んだ物体にみ ずからを戻そうとする | (福原 1998: 203) 運動を意味するフロイトの概念である。そ れはおぞましく、象徴的秩序を混沌に導く ものであるため、死の欲動を弄び、享楽す ることは固く禁じられる。拒食症の身体は しばしば「第三者にはぞっとするような気 味の悪いもの | (Orbach 1986=1992: 215) に 映るが、フランチェスカの身体と拒食もま た、おぞましい死の欲動を喚起するものと して描写される。それが象徴的秩序を乱す ものであるために、彼女は病理化される。

ただしラカンが説明する通り、欲望の原因-対象である対象 a は、「欲動の対象」(Lacan 1973b=2020b: 272)でもある。スラヴォイ・ジジェク (Slavoj Žižek)は死の欲動を享楽する主体について、「死の欲動としての真の性質が暴かれるまさにその最後まで〔欲望を〕突き通す」(Žižek 1991: 63)存在だと説明する。つまり欲望は、その原因-対象の執拗な追及によって、死の欲動であることが暴かれる宿命にあるのだ。前述の通り、欲望の追求の先には<他者>の欠如しかない。欲望の本質は、それを突き

詰めた先に「無」だけが訪れる、死の欲動 である。つまり欲動とは、<他者>の欠如 がもたらす死から目を背けようと、欲望の 成就を延期し続けた結果訪れる、象徴的な ものとしての欲望の限界なのだ。フラン チェスカは「ケサ」になりたいという欲望 の成就を不安とともに延期した結果、皮肉 にも死の欲動に接近した。しかしこれは 「誰よりも細く美しくなること」(Freedman 1986=1994: 246-7) が要求される文化にお いて、当然の結果である。彼女は文化的に 「受け入れられる」理想の痩せた身体を追 い求めた(=<他者>の欲望の)先に、羸 痩状態の「受け入れられない|身体(=死 の欲動) しかないという、痩せ理想がもた らす欲望の矛盾を浮き彫りにしているだけ なのだ。

フランチェスカが欲望の成就の延期に よって死の欲動へ近づく様子は、彼女が入 院先の病院で出会うマーナ (Myrna) との 関係からも読み取れる。「拒食症のプロ」 を名乗るマーナは、病院食を盗み隠し、気 晴らしに食べた後には嘔吐し、病院内を動 き回ることで体重を管理する。フランチェ スカはマーナを「気持ち悪い」と表現する 一方で、次第にマーナの行動の一部を模倣 するようになる。前節で確認した通り、欲 望は常に<他者>の欲望として生じる。そ して欲望の成就の延期は、その対象が別の 対象に移り変わることによってもなされる (Žižek 2004)。フランチェスカの欲望は、そ の成就の延期の過程において、マダムやモ デルたちの欲望の対象から、マーナの欲望 の対象へと移ったのである。

しかしマーナの望みは、痩せることでは

なく、拒食症であり続けることにある。彼 女は極度の低体重を維持しつつも、高カロリー輸液を拒否するために「どの検査も正 常値に」するなど、文字通りの現実を越境 する。また彼女は、「ケサみたいな恐怖をを じているようには見えなかった」。マーナ には<他者>の欠如に、死に接近すること に対する不安がないのだ。この意味でで けは欲望する主体というより、拒食症であり り続けること、つまり死に隣接しながらも 生き続ける欲動に快楽を見出す、享楽する 主体である。フランチェスカは欲望の成就 の対象を目指すようになったのだ。

一方でフランチェスカは、同室に入院す る少女ライラ (Lila) に「マーナと同じ」と 言われてもなお、「わたしはマーナじゃな いわしと、自らが死の欲動に近づいている ことを認めず、太ることへの不安を抱き続 ける。この「根源的に失われた対象を取り 戻そうとしながら、それがはらむ死への傾 きのことは懸命に忘却しておこうとする」 (福原 1998: 206) 態度、つまり < 現実>か らの逃避を可能にするのは、幻想であり、 不安である。マーナの欲動の対象を欲望す るフランチェスカは、太ることへの不安を 抱き、自分がマーナのような享楽の主体で あることを認めないことで、「痩せ続ける こと」という欲望を、欲望のまま保つ。換 言すれば、フランチェスカが抱く太ること への不安とは、自らの欲望が依拠する<他 者>の眼差しが欠如であるという<現実> から目を背けるための、防衛なのだ。

フランチェスカの身体がいかに象徴的秩 序を乱す、おぞましく「逸脱」した姿で あっても、それをもたらすのは、美の基準 という「正常」な眼差しが喚起する、<他 者>にとって愛するに値する対象になりた いという成就不可能な欲望である。その眼 差しを具現化した痩せて「女性らしい」身 体は、あくまで欠如である<他者>の眼差 しに形式を与え、その欲望の追求の先に訪 れる<現実>との遭遇を穴埋めする蓋に過 ぎない。ゆえにその欲望を突き詰めた先に は、死の欲動しか待ち受けていない。フラ ンチェスカは<他者>にとって好ましい、 文化的に「正常」な身体を追い求めた先に、 羸痩状態の、死の欲動のような「逸脱」し た身体しかないという、美の基準が喚起す る欲望の矛盾を浮き彫りにしている。物語 はしかし、「正常」の追求が「逸脱」をもた らすという矛盾した文化規範を問い直すの ではなく、フランチェスカを「歪んだ」幻 想、欲望、不安に囚われた拒食症罹患者と して病理化し、彼女を治療する方向へと舵 を切る。

# Ⅳ. 「痩せるのを諦めろ」

『鏡の中の少女』の後半では、摂食障害を専門とする心療内科医のシャーマンによる治療がおこなわれる。彼はフランチェスカに繰り返し言う――「体重に対する強迫観念はきみの本当の問題じゃない」と。彼にとって痩せ理想によってもたらされた幻想と欲望、そして不安は、「本当の問題」ではないのだ。本節では、「知を想定された主体」としてのシャーマンがフランチェスカの欲望=欲動を断念させる過程を読み解き、そこで浮上する「正常」な眼差しの矛盾した性質を明らかにする。

シャーマンは入院先の病院にフランチェスカの家族を招集し、彼女が拒食症になることで「これまでの人生の中で絶対なかったほどの関心を集め」たと言い、家族が彼女に関心を向けない限り「ケサが回復して健康な少女にもどる可能性はありません」と告げる。シャーマン曰く、フランチェスカは家族に「愛されたいと望んで」おり、拒食という「危険を犯して自分の欲求を表現」しているという。

シャーマンはフランチェスカとその家族 に、そして読者にも、それまでのページに 散りばめられてきた様々な細部に対する、 統合的な意味を与える。作中では、両親に 対するフランチェスカの不満が随所に描か れる。それらは読者にとって、彼女が痩せ 続け、太るのを恐れることとの関係が不明 瞭な、断片に過ぎない。そうした断片を彼 女の拒食の「本当」の原因として提示する シャーマンの役割は、「知を想定された主 体」として解釈できよう。精神分析による 治療の過程では、「知を想定された主体」と しての分析者が、患者の治療の過程におけ る転移の対象、つまり象徴的同一化の対象 としての<他者>の代役を務める。そこで 重要なのは、患者の症状に「本当」の意味 や答えを与えることではなく、<現実>に 接近した患者の外傷に理解可能な形式、あ るいは物語/虚構という幻想を遡及的に組 織化し、<現実>を再び抑圧することで、 「正常さ」を再確立することだ (Žižek 1991: 58)。シャーマンは登場人物と読者に、フラ ンチェスカは家族に愛されることを欲望し ており、注目を集めるために拒食症になっ たのだという、遡及的に生成された理解可 能な欲望の物語、すなわち新たな幻想を、 彼女の「本当の問題」として提供する。

この物語/虚構の提供と同時に、「知を 想定された主体」としてのシャーマンは、 フランチェスカにとっての理想的父の役割 を果たす。フランチェスカは治療の過程 で、次第にシャーマンを、自らが抱える 不安を「知る」存在とみなし、「サンディ [シャーマン] がパパなら、どんなにいい だろう」と想像する。精神分析にとって、 理想的な父としての「知を想定された主 体 | の役割は、主体の欲望の答えを「知る | 絶対的な<他者>として立ち現れること だ。シャーマンはフランチェスカに、繰り 返し「きみはやせすぎてて、みんながそう 思ってるのに、どうしてきみだけがそう見 えないんだろうね」と言う。ここでシャー マンは、不在の<他者>の眼差しの代役を 務め、フランチェスカが「客観的」なく他 者>にどう見えるのかという問いに対す る、答えを与える。そしてフランチェスカ は、シャーマンが提供する家族に「愛され たいしという幻想に基づく欲望を受け入れ た後に、「突然、両親や医者たちやみんな が言っていたように、ケサは自分が醜くく [原文ママ] 見えてきた」と感じるようにな

ここで理想的父としてのシャーマンがおこなったことは、「欲望という審級と、達成すべき義務の様式の上に欲望を秩序付ける〈掟〉とを集める」(Chemama & Vandermersch 1998=2002: 315) 〈父の名〉を打ち立てることである。〈父の名〉とは、母親的な〈他者〉の欲望の対象になり〈他者〉と一体化したいというエディプス

的な欲望=欲動、つまり享楽を禁止する法 である (Žižek 1991: 24)。「デブのフラン チェスカ」という幻想に基づく「ケサ」に なりたいという欲望は、痩せることでく他 者>の欲望の対象に同一化し、<他者>と 一体化したいという、根本的に不可能な欲 望であった。そしてその欲望は、執拗な追 求の結果、主体を<他者>の不在という <現実>へと近づける、死の欲動であっ た。シャーマンが与える<父の名>は、幻 想を突き破り享楽の主体と化したフラン チェスカに、家族に「愛されたい」という幻 想に基づく欲望と、<他者>から見た彼女 の姿に答えを与えることで、死をもたらす 母親的な欲望をおぞましきものとして「棄 却 | (Kristeva 1980=1984: 20) させ、フラ ンチェスカを象徴的な秩序に従わせる。つ まり理想的父としてのシャーマンは、フラ ンチェスカにとっての<他者>となり、彼 女に<他者>の視点への不可能な象徴的同 一化を「達成」させ、〈父の名〉が司る秩 序に基づく新たな幻想と欲望を与えること で、太ることへの不安とく他者>の欲望の 対象になりたいというおぞましい欲望=欲 動を断念させたのだ。

ただし最も重要なのは、最終的に「知を想定された主体」という<他者>が、「知っていると想定されていながら実は何も知らない主体」(Lacan 1973b=2020b: 322-3)であることを主体に受け入れさせる、つまり理想的父の「死」によって転移を解消し、<父の名>の法を内面化させることにある点だ。シャーマンは自分の役割を「きみが実際にどんなふうに見えるのか、言う必要があるときに言うことだけだ」と説明し、

フランチェスカの不安と欲望が「逸脱」で あることを強調する。ここで暗示されるの は、「言う必要が | ない時、つまり彼女が幻 想を突き破り死の欲動に近づいた時以外に は、彼は<他者>の代役を務めないという ことである。彼は「みんながそう思ってる」 と言う一方で、彼にとってフランチェスカ がどう映るかは口にしない。フランチェス カが言う通り、彼は彼女に痩せることを止 めさせる以外、「なんにもさせやしない」 のである。そしてフランチェスカは最終的 に、「わたしが、いつも、あなたに答えを教 えてもらわなくちゃならないんだったら、 わたしは本当には良くならない」と、<他 者>から答えを得ることを断念する。ここ でフランチェスカは、理想的父としての シャーマンを手放し、<他者>の<他者> はいないこと、つまり自分が<他者>にど う見えるのかを知る全能の存在などいない ことを、受け入れる。この理想的父の死 は、象徴的審級の無化を意味しない。<父 の名>は、その死によってのみ、絶対的な 法として内面化されるからだ(Žižek 1991: 24)。シャーマンは、「他者のために(対他 的に) ある役割を演じているものとして自 らを経験する」(Žižek 1989 [2008]: 118) フ ランチェスカにその「<対他>とは<対 自>だと | (同:118) 理解させ、<他者>の 眼差しと一体化したいという不可能な欲望 を手放させることで、象徴的委託を引き受 けさせる。換言すれば、フランチェスカを 「逸脱」した存在として病理化し、「客観的」 に、「正常」に自らを見よと命令する「知を 想定された主体」としてのシャーマンの役 割とは、矛盾しているようではあるが、欺

瞞に満ちた鏡像を自身のものとして受け入れ、その背後にある<他者>の眼差しを想像し「正常」に自らを見ることを断念しろという禁止の法を、フランチェスカに内面化させることなのである。

「逸脱」した少女を「正常」に治療する『鏡 の中の少女』の「拒食症のドラマ」は一方 で、そもそも<他者>の眼差しに好ましく映 りたいという不可能な欲望に忌まわしい可 能性を与える美の基準の問題に目を向けな い。第二節で確認した通り、「あるべき女性」 の身体像 | を作り出す美の基準は常に<他 者>の眼差しを喚起し、「このような身体に なればあなたは<他者>に愛される | と教 え続ける。一方で精神医学的言説は、美の 基準がもたらす幻想と欲望を「逸脱」として 病理化し、それを断念させる。つまり『鏡の 中の少女』には、<他者>の欲望を欲望す ることを「正常」とするジェンダー規範と、 そのような欲望の断念を「正常」とする精 神医学的規範という、二つの象徴的規範が 混在しているのである。<他者>の眼差し に一体化したい、<他者>にとって愛する に値する対象になりたいという欲望が、根 本的に断念せざるを得ないものなら、その ような欲望を可能なものとして再演する原 因-対象としての美の基準を問い直さなけ れば、否定的な身体イメージに起因する病 の根本的な問題解決には繋がらないだろう。 結局のところ、『鏡の中の少女』の「拒食症 のドラマ」が描き出すのは、「自らの身体を 正しく見ろ/見るな|という矛盾する二つの 象徴的規範によって引き起こされる問題が、 「ある拒食症の少女の病理」という単元に矮 小化され、後景化される過程なのである。

### V. おわりに

本稿では『鏡の中の少女』をフェミニズ ムと精神分析の立場から読み解くことで、 「客観」や「正常」と呼ばれるものの見方を 問い直すことを目指した。ひとが「客観的」 に自分の身体を見ることはできない。しか し象徴的に「正常」な眼差しとしての美の 基準は、それに晒された女性に否定的な 身体イメージという幻想を与え、「痩せて <他者>の批准を得たい」という成就不可 能な欲望に、可能性を与える。著しく痩せ た身体が理想とされる文化において、その 欲望の追及の先には、死の欲動のような、 羸痩状態の身体しかない。しかし象徴的秩 序は、その内部で喚起された欲望が欲動と しての性質を露呈する時に、主体を「歪ん だ」、「逸脱」した存在として病理化し、<他 者>の眼差しを断念するように「治療」す る。この過程において、そもそも「ひとの 目から見る」ことを可能であるかのように 見せかけ、主体に否定的な身体イメージと 絶対に成就しない欲望を与える「正常」な 眼差しとしての美の基準の問題点は、後景 化される。

だからこそ、本作の表紙が伝えるような「正常/逸脱モデル」は、見直す必要がある。「客観的」で「正常」な眼差しで自分を見られる主体はいない。そのような眼差しから自分の身体を見ようとすればするほど、(あえてこの表現を使うが)「病む」のだ。身体イメージの歪みを可視化した図像が依拠する「正常/逸脱モデル」は、それ自体が「客観的」に身体を見よという不可能な欲望の再演にしかならず、そのような眼差し自体の問題点を後景化する。ゆえに

否定的な身体イメージに起因するあらゆる 病の根幹に挑むには、まずそれを生み出す 「正常」なものの見方自体の不可能性を丹念 に紐解く必要があるのだ。本論で示した精 神分析と美を論じるフェミニズムの手法が その手助けとなると、わたしは信じている。

「客観的」で「正常」な眼差しの中に自らを捉えられるひとなど存在しないのなら、次のように言えるだろう。身体イメージの 歪みを抱えるとされるひとは、「やりすぎ て」いるかもしれない。彼女たちの姿や行動は、おぞましいかもしれない。しかしそのような「逸脱」は、「客観的」で「正常」なものの見方の、根本的な不可能性を示している。この意味で、「歪んで」いるのは、彼女たちの身体イメージではなく、「客観的」に自分を見ることを可能であるかのように見せかけ、またそれを要請する、「正常」な眼差しの方である、と。

#### 付記

本文引用は『鏡の中の少女』(杵渕幸子・森川那智子訳,1987年,集英社文庫)に拠る。最後に、本論文に大変的確なコメントをくださった査読者の方々に厚く感謝申し上げます。

## 参考文献

- American Psychiatric Association, 2013, *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders: DSM-5*. (日本精神神経学会監修,髙橋三郎・大野裕監訳,2014,『DSM-5 ――精神疾患の診断・統計マニュアル』医学書院).
- Bordo, Susan, [1993] 2003, *Unbearable Weight: Feminism, Western Culture, and the Body*, Tenth Anniversary Edition, Berkley, Los Angeles, and London, University of California Press.
- Chemama, Roland, and Bernard Vandermersch, eds, 1998, *Dictionnaire de la psychanalyse*, Larousse Bordas. (小出浩之·加藤敏·新宮一成·鈴木國文·小川豊昭訳, 2002, 『新版 精神分析辞典』 弘文堂).
- Chiesa, Lorenzo, 2007, Subjectivity and Otherness: A Philosophical Reading of Lacan, Cambridge, Massachusetts, London, and England, MIT Press.
- Copjec, Joan, 1994, *Read My Desire: Lacan against the Historicists*, Cambridge, Massachusetts, London, and England, MIT Press.
- 枝川昌雄,2008,『ラカン空間を読む』青山社.
- Freedman, Rita, 1986, *Beauty Bound*, Lexington Books. (常田景子訳, 1994, 『美しさという神話』 新宿書房). 福原泰平, 1998, 『ラカン――鏡像段階』 講談社.
- Fuss, Diana, 1994, "Fashion and the Homospectatorial Look", In Shari Benstock and Suzanne Ferris eds., *On Fashion*, New Brunswick and New Jersey, Rutgers UP.
- Gallop, Jane, 1985, *Reading Lacan*, Cornell UP. (富山太佳夫・椎名美智・三好みゆき訳, 2000, 『ラカンを読む』岩波書店).
- Kristeva, Julia, 1980, *Pouvoirs de l'horreur. Essai sur l'abjection*, Éditions du Seuil. (枝川昌雄訳, 1984, 『恐怖の権力――<アブジェクシオン>試論』法政大学出版局).
- Lacan, Jacques, 1966, *Écrits*, Éditions du Seuil. (宮本忠雄・竹内迪也・高橋徹・佐々木孝次訳, 1972, 『エクリ I 』 弘文堂).

- Levenkron, Steven, 1978, *The Best Little Girl in the World*, Contemporary Books. (杵渕幸子・森川那智子 訳, 1987, 『鏡の中の少女』集英社文庫).
- 中村英代,2011,『摂食障害の語り――<回復>の臨床社会学』新曜社.
- 大木龍之介,2021,「スキニーな身体を読み直す――西洋視覚文化における痩せに対する受容の変化」『中京英文学』(中京大学英米文化・文学会)第41号:pp. 25-56.
- Orbach, Susie, 1986, *Hunger Strike: The Anorectic's Struggle as a Metaphor for Our Age*, W. W. Norton & Company. (鈴木二郎・天野裕子・黒川由紀子・林百合訳, 1992, 『拒食症――女たちの誇り高い抗議と苦悩』新曜社).
- Rabine, Leslie W, 1994, "A Woman's Two Bodies: Fashion Magazines, Consumerism, and Feminism", In Shari Benstock and Suzanne Ferris eds., *On Fashion*, New Brunswick and New Jersey, Rutgers UP.
- Raimbault, Ginette, and Caroline Eliacheff, 1989, *Les indomptables; Figures de l'anorexie*, Odile Jacob. (加藤敏監修,向井雅明監訳,佐藤鋭二訳,2012,『天使の食べものを求めて――拒食症へのラカン的アプローチ』三輪書店).
- Schilder, Paul, 1950, *The Image and Appearance of the Human Body: Studies in the Constructive Energies of the Psyche*, New York, International UP.
- Silverman, Kaja, 1994, "Fragments of a Fashionable Discourse", In Shari Benstock and Suzanne Ferris eds., *On Fashion*, New Brunswick and New Jersey, Rutgers UP.
- ———. 1996, The Threshold of the Visible World, New York and London, Routledge.
- Thévoz, Michel, 1996, *Le Miroir Infidèle*, Les Éditions de Minuit. (岡田温司・青山勝訳, 1999,『不実なる鏡――絵画・ラカン・精神病』人文書院).
- Žižek, Slavoj, 1991, *Looking Awry: An Introduction to Jacques Lacan through Popular Culture*, Cambridge, Massachusetts, London, and England, MIT Press.
- ———. 2004, "From Desire to Drive: Why Lacan Is not Lacaniano", *Livejournal*, (Retrieved January 10, 2023, https://zizek.livejournal.com/2266.html).
- ------. 2006, How to Read Lacan, New York and London, W. W. Norton & Company.

(掲載決定日:2023年5月18日)

### Abstract

Psychoanalyzing "A Drama of Anorexia Nervosa": Body Image Disturbance, Gaze, and Desire in Steven Levenkron's *The Best Little Girl in the World* 

Ryunosuke Oki\*

This paper provides a feminist-psychoanalytic reinterpretation of body image disturbance/distortion (BID), a diagnostic characteristic of anorexia nervosa. I analyze Steven Levenkron's best-selling novel on eating disorders, *The Best Little Girl in the World* (1978), which was adopted into a television film in 1981 with a promotional copy, "A Drama of Anorexia Nervosa." The novel, as well as popular representations of eating disorders, portrays an anorectic girl whose body image is distorted and who cannot perceive herself objectively and normally. However, if beauty standards—as feminists point out—function as the culturally objective and normalized gaze, and if any subject—as Jacques Lacan theorizes—is fundamentally destined to fail in perceiving one's body objectively, the dichotomy between a clinically objective "normal" look and an anorectic's pathological "deviant" perception becomes dubious. Therefore, this reading of *The Best Little Girl in the World* adopts the perspectives of feminist discussions on beauty standards along with Lacan's conceptions of identification and desire. By deciphering how the protagonist's body image disturbance and her desire to be thin emerge in relation to the Other, I endeavor to highlight the problems and distortions in the culturally "normal" gaze.

## Keywords

eating disorders, anorexia nervosa, body image, psychoanalysis, The Best Little Girl in the World

<sup>\*</sup> Instructor, Sugiyama Jogakuen University

# 柘植あづみ著(みすず書房 2022年) 『生殖技術と親になること

## 不妊治療と出生前検査がもたらす葛藤』

洪賢秀\*

本書は、「生殖技術の進展は女性や社会・文 化に何をもたらしたのだろうか。この技術が 現在または将来、いかなる課題や可能性をも たらすのだろうか。そして、この技術が存在す るいま、どんな社会を築いていけば良いのだ ろうか | (3頁) という著者の長年の問いかけ がその中心をなしている。著者はこのような 問いに基づき、「親になる」ことはどのような 経験なのかについて、インタビューやフィー ルドワークなどの調査を積み重ねてきた。こ れらの調査で、生殖医療を受けた当事者らが どのような心の葛藤を抱いているのかを丁寧 に拾い上げてきた。日本社会で表象されてい る生殖をめぐる言説を検証し、諸外国におけ る生殖技術への対応の違いについての比較検 討を加えている。さらに、生殖技術の応用とそ の延長線上にある性、家族、市場の論理、政策、 制度などの変遷を俯瞰しながら考察を深めて いる。

## 生殖技術と社会における対応への疑問

本書は、以下のような構成でみられるように、生殖技術をめぐる法律、倫理、政治、経済、 医療について膨大な分析を行っており、いろいろな立場の人からの貴重な資料も提供している。

序章では、前述した問題意識を明らかにしたうえで、第1章では、2020年末に制定された「生殖補助医療法」の成立過程について取り上げ、政策側の議論について検討を行っている。

第2章から第4章では、精子提供・卵子提供による生殖補助技術の利用の拡大によって生まれた「新しい家族」が抱える問題とは何か、社会制度設計のあり方はどうあるべきか、に

ついて考察している。精子・卵子・胚バンクシステムについては、誰が、どのような目的(営利・非営利)で提供するのか、提供者や生まれる子の安全や権利などはどう確保されるのか(第3章)。分析をさらに深めるために、著者がアメリカで実施したインタビュー調査のデータを基に、卵子提供を受けた側の動機、ドナー選びの経験、倫理観からの躊躇、心理的葛藤などの分析が加えられている(第4章)。

第5章から第7章においては、近年新しく登場した新型出生前検査(NIPT)の検査の適応の考え方、「高齢出産」と「晩産」の社会問題化、「いのちの選別」をめぐっての議論、そして、ELSIに関する検討が行われている(第5章)。著者は、出生前検査について私たちを取り巻く社会環境や意識への検討が行われないままに、中絶への可能性だけを批判することに反感や懸念を示している。出生前検査を考える際には、妊娠と出産、育児、避妊や中絶との関係から考えるべきであると指摘している(第6章)。また、新型出生前検査の市場化への対応策として、国・行政における監視の役割を指摘している(第7章)。

さらに、第8章では、日本でも注目されている子宮移植について、検討委員会の報告書(2021年)を手掛かりに、技術とそれを望む人たちの医療と社会関係について考察している。

最後の終章では、なぜ生殖技術を用いて親になることを望むのかについての問いかけを 法律の理念、医科学研究、セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(SRHR)をめぐる政治と、より広い文脈において分析を深めている。

<sup>\*</sup>明治学院大学社会学部付属研究所、東京大学医科学研究所生命倫理研究分野

## 誰のための生殖技術なのか〜生殖医療で親に なることへの課題とその対応

以下では、2020年12月に制定された「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律(以下、「生殖補助医療法」とする)」(令和二年法律第76号)に関する著者の考えについて紹介する。

それまで日本には、生殖技術を規制する 法律はなく、日本産科婦人科学会の自主規制 に委ねられていた。1997年、当学会の「見解」 (指針)でようやく日本でも規制がはじまり、 2003年の厚生労働省厚生科学審議会「生殖補助医療部会」、法務省法制審議会の「生殖補助 医療関連親子法制部会」で規制や制度について審議されたが、法制化には至らなかった。長い時間を経てようやく生殖補助医療法が制定された。

生殖補助医療法では、配偶子および胚の提供を伴う生殖補助医療によって誕生した子の親子関係が民法の特例として定められたもので、第三者からの精子および卵子の提供を受けた生殖補助医療に関する具体的な規制は記されずに、今後の課題として残された(本法附則第3条)。

著者は、本法について次のような5つの課題を指摘している(58~67頁)。

- 1. 保護されるべき対象である生殖補助技術にかかわる人たちの安全と健康を保持するためには、生殖補助医療に関する適正かつ詳細な資料、中立的な意見などの判断資料の提供が重要である。
- 2. 精子提供や卵子提供によって親になろうとする人、これらの技術を通して生まれた人、精子や卵子を提供する人、これらにかかわる医療者らが心の葛藤や不安を抱えることが少なくないため、前述した生殖補助技術を行う際に、意思決定と選択をするための相談と支援システムが必須であること。
- 3. 妊娠・出産以外の避妊や中絶おいてもリ

プロダクティブ・ヘルツ&ライツが保障される社会であること。本来、女性の健康支援事業であったはずの不妊治療支援が少子化の対策のひとつに位置付けられたが、子どもを望む人が「不妊治療をするのは、国の少子化対策のために医療技術を使うか否かを、他者(たとえば社会や国家)からの圧力なく自分で選ぶことができ」(63頁)、性と生殖においても不利な状況に陥らない社会づくりが重要である。

- 4. 第三者の精子・卵子の提供を受けた生殖 補助医療で生まれてきた子の権利が尊 重されること。生まれてきた子が自身の 出自を知る権利については「子どもの権 利条約」においても示されており、この 権利を保障するためには、配偶子の提供 者、親になった人、生まれた子の情報管 理についての検討や対応が急がれる。
- 5.制度設計における理念の欠落と未検討に対する懸念があること。生殖技術の利用に当たり、配偶子の提供者の「選択」、配偶子の「選別」、受精卵の着床前診断、出生前診断という行為の検討が法制化以前に行われるべきであったこと。さらには、不妊治療を止めた後の胚などの他者への治療目的での提供、研究目的での提供など、その用いられ方の検討が必要だったのではないか。

以上にみられる生殖補助医療法における諸 課題は、著者が、当事者らの経験に寄り添いな がら、日本社会での生殖技術のために構築さ れてきた制度や、それを取り巻く言説を丁寧 に読み解いたからこそ見えてきたものである といえよう。また、その根底には、生殖医療にか かわる一人ひとりが、不利益を被ることなく尊 重されるべきであるという著者の考えがある。

なお、本書は、2022 年度日本医学ジャーナリスト協会賞の大賞を受賞した。

## 小浜正子・板橋暁子編(京都大学学術出版会 2022) 『東アジアの家族とセクシュアリティ 規範と逸脱』

熱田敬子\*

本書は、①東アジアで「伝統」とされてきた 儒教文化の歴史的変遷、②近代国家形成期に おける多様な状況一帝国主義国となった日 本、植民地となった朝鮮・台湾、不平等条約の 下に置かれた中国など、③冷戦期および現在 の米中対立のなかでの国際秩序が及ぼす影 響、から東アジアのジェンダー比較史を試み たものである。

日本のジェンダー構造は植民地支配と侵略によって朝鮮半島・台湾、中国にも影響を及ぼした。後発の帝国主義国としての成り立ちを支えたジェンダー秩序は現在の社会にも引き継がれており、東アジアの周辺国・地域との比較、越境研究は極めて重要である。

女性史、ジェンダー史の研究は第二波フェミニズムの影響を受けた研究者や在野の人々が取り組んできたが、中国については日本でもかなり蓄積がなされてきた。本書は、中国ジェンダー史を中心として、さらなる展開を目指す。それぞれの論者が扱う対象や方法論は、多岐にわたり、現在進行形の社会事象から古代までを網羅した研究論集となっている。

全体の構成は第 I 部・現代の東アジアのセクシュアリティ、間に生殖(リプロダクション)の論考を配して、第 II 部・東アジアの家族観に大きな影響を与えてきた古代以来の中国の家族規範と実態(3頁)が続く。

第 I 部は、生殖再生産に貢献できない男性 身体を逸脱とする、台湾と韓国の徴兵検査を 分析した福永玄弥「冷戦体制と軍事化された マスキュリニティ」で始まる。徴兵制は社会に おいて覇権的なマスキュリニティを形作り、 正当化する。同時に、徴兵制そのものが国際的 緊張関係や人権価値の高まりの中で変容し、 社会の変化もマスキュリニティの形態に影響 を与える。

次に、「中国における包括的性教育の推進と反動」を、「先進的」な性教育教科書をめぐる論争とその影響から考察する郭立夫論文が続く。日本においては、中国では政府の監視・弾圧により市民社会が機能していないかのようなイメージが流布されているが、実際は政府が重要と位置付けていない性教育についても多様な現場の実践がある。性的マイノリティや農民工の子どもたちと連帯して進められてきた性教育実践が問題にされた事例を通じ、厳格なシステムと想定されがちな中国政府の検閲が、現実には国際的価値と保守的な社会意識がせめぎあう中での、対処療法的な統制になっていることを指摘する。

遠山日出也は、「中国のフェミニズムとセックスワーカー運動」が、セックスワーク非犯罪化をめぐって、対立や相互の批判を含みつつ、一致点を見出す過程を示している。日本でも長年、セックスワークと買春処罰のあいだで鋭いフェミニズムの対立が続いている。残された課題を含め、学ぶことの多い論文である。白水紀子の「台湾LGBT文学の現在」では、「新しいホモノーマティビティ」という視点で、LGBT運動が主流化する中で同時に、脱政治化されていく過程を批判する。

現在進行形の諸課題を通じてジェンダーとセクシュアリティをめぐる葛藤を明らかにする第 I 部と、歴史的な深層に迫る第 II 部の間をつなぐために置かれた Connecting Section は、生殖を扱うパートである。リプロダクションの近代化過程は、国家の政策と個人の権利がせめぎあうプロセスを映し出す。姚毅は「中国における生殖補助医療規制に見る排除と包摂」で、中国における代理出産の

<sup>\*</sup>早稲田大学総合人文科学研究センター、ふぇみ・ゼミ&カフェ

事例と議論をめぐって、包摂と排除の論理に 迫っている。日比野由利は「アジアにおける代 理出産ツーリズム」で、グローバル化された商 業市場でリプロダクションをめぐる欲望が、 国境の枠を超えて追求されていることを明ら かにする。各国の法制度や医療システムの変 化は、国内にとどまらず、相互に影響を与え 合っているのだ。

第二部では東アジアの前近代における「儒教的」文化の中で、中国の家族をめぐる規範と変容を描いている。第一部で見たような東アジアにおけるジェンダーやセクシュアリティの抑圧について、しばしばマジックワードのように安易に持ち出されるのが「儒教」である。しかし、中国の前近代だけを見ても、「儒教的」規範は多様なあらわれ方をし、変化している。下倉渉は「敦煌書儀はかく語る」で、敦煌書儀という婚姻儀礼のマニュアルから、唐代の婚姻儀礼において、父系制優先の原理とは整合しない妻側の家の強さが存在していた可能性を論証している。

佐々木愛は「近世中国における生命発生論」で、儒教・道教・及び中国医学の気の思想において、「生命というものは父母の気の交感によって生まれる」(288頁)ものであるという基本原則が維持されてきたことを指摘する。女性排除的な父系制生成論は明代末期以降、上からの教化というより、民衆・一般社会の要請によって起きてきたものであり、思想的源流に原因を求めるだけではなく、社会的要因を明らかにしなければならないという。

板橋暁子は「魏晋南北朝時代の「以妾爲妻」 「以妻爲妾」について」で、妻と妾の間の地位の 移動実態が、時代や地域によって異なることを 指摘する。魏晋南北朝時代を通して比較する と、妻妾間の身分移動が比較的容易だった時代 と、厳格に罰される時代がある。また、妾や妾の 子が受ける制約や賤視にも時代によって差が あった。

五味知子は「清代の地方志における同姓通婚と同姓不婚」で、前近代中国で大原則とされていた「同姓不婚」について、礼法の上では重視されていても、実際には必ずしも守られていなかったと示している。

これら第二部を通じてわかるのは、画一的に見られがちな中国前近代の家族をめぐる規範も、社会的な実態を丁寧に見れば様々なバリエーションがあるということだ。末尾、泉谷陽子「人民共和国建国初期の大衆運動と主婦」は、主婦たちが社会主義体制に新たな「良妻賢母」として動員され、前近代からの規範が大きく変化する過程が分かる。上海は計画生育が最も素早く浸透した地域の一つとされるが(小浜 2020)、こうした主婦の組織化の下地と無縁ではないかもしれない。

以上、通読すると、当初野心的な試みと見えるかもしれない、東アジアのジェンダー比較史が中国史を中心として確かに浮かびあがってくる。挿入されているコラムも韓国の女性映像作家と運動について扱った油谷佳歩、小川快之の書く清代の宮廷歳時とジェンダー、東北地方の都市・奉天におけるモダンガールについて扱った上田貴子と、現代、前近代、近代のイメージを膨らませる助けとなっている。

本書は、通史的に比較を行った大変重要な 試みである。一つだけ残念なのは、この本が日 本で出版されたことを考えれば特に、東アジ アの現代のジェンダーとセクシュアリティの 構造に大きな影響を与えた日本の近代化と、 帝国主義、植民地支配、侵略戦争についての論 考が今回は収録されていないことだ。ただ、著 者たちの研究グループでは本書が最初の比較 史的成果ということである。今後、その視点が 入った研究成果がでることを期待したい。

### 参考文献

小浜正子, 2020, 『一人っ子政策と中国社会』京都大学学術出版会

# 工藤晴子著(明石書店 2022年) 『難民とセクシュアリティ

アメリカにおける性的マイノリティの包摂と排除』

永井荫子\*

本書はセクシュアリティと人の移動を、アメリカの二都市、サンフランシスコ(ベイエリア)とニューヨークを対象に、クィア移住研究(Queer Migration Studies)の観点から論じた一冊である。セクシュアリティと人の移動は深く結びついている。この点が、本書にとどまらず、著者にとって一貫した問題意識であり続けてきたことは「まえがき」から窺える。その中でも本書は特に性的指向および性自認を申請根拠とする難民をめぐる包摂と排除について、アメリカにおける入国管理政策と、難民による語りの分析の2点から論じる。

本書は序章、第1章から第5章、そして終章で構成される。まず序章で研究対象が設定される。「LGBT (LGBTI, LGBTQI+)難民」や「クィア難民」など、性的指向および性自認を申請根拠とする難民の呼称には揺れがある。その中で筆者は「あるカテゴリーを言説的に構築することはひとまず避け」(19頁)、性的指向および性自認に基づく難民(申請者)を「性的マイノリティの難民」と呼び、その背景を「難民とはだれか」という根本的な問いからはじめて丁寧に論じる。

第1章では、セクシュアリティおよびジェンダーと人の移動を主軸に先行研究が整理され、クィア移住研究においてどのように入国管理政策、難民政策の議論が進み、性的マイノリティの難民という新たな対象へと研究の視座が広がっていったのかを知ることができる。その経緯は、世界大戦後の国際情勢を受けて成立した難民条約が男性を想定していたのに対し、女性や性的マイノリティが論点としてあがるようになった難民に関する議論の歴史と重なる部分が多い。一方で、「女性」や「性的マイノリティ」へのアプローチが特定の対

象をラベリングし、本質化させてしまう作用を克服しきれていないことが指摘され、著者が「性的マイノリティの難民」という総称(16頁)を選択したことの背景が本章でより具体的に量り知ることができる。

第2章と第3章では、アメリカの入国管理政策における「性的マイノリティの難民」の包摂と排除が論じられる。まず第2章では移民管理のツールとしてのセクシュアリティに焦点が当てられる。入国管理における同性愛者排除のはじまる1952年から、入国禁止が取り除かれる1990年までの間にも、一貫した理由づけがあったわけではなく、社会背景とともに様々な排除の言説が用いられてきた。第3章では人権外交のツールとしてのセクシュアリティが論じられる。アメリカ社会は、人権外交を通じて「寛容」で「先進的」な姿を示すべく「LGBT」を移民・難民政策の中に包摂していくようになっていく。

第4章と第5章では、著者が2009年から 2014年にかけて二都市で行った調査に基づ き、「性的マイノリティの難民」のナラティブ 分析を通じた包摂と排除の構造が論じられ る。第4章では、調査協力者がナラティブを構 築していく過程で、制度の中で「『勝てる』ス トーリー | (152頁)を獲得し、包摂、つまり難 民認定を獲得するまでの道のりが示される。 一方で第5章では調査協力者の語りの複層性 へと焦点が移る。前章でみた構築された語り とは、裏返せば、不必要と判断された箇所が無 駄なく削ぎ落とされたストーリーであり、本 章ではそれを複雑な「生きられた生」に再び 戻って分析が行われる。アメリカに庇護を受 けるべき LGBT としての語りの構築が難民 に包摂の機会をもたらす一方で、一枚岩的な

<sup>\*</sup>お茶の水女子大学 人間文化創成科学研究科

「LGBT」像には決して当てはまりきらないかれらの複層性が排除の経験にもつながっている様子が浮き彫りにされる。

終章で筆者は今後の課題として、1)調査を終えた2014年以降のアメリカ社会の変化を踏まえたさらなる検討、2)支援側と被支援側の権力関係が難民の経験に及ぼす影響に関する検討の2点を挙げ、本書を締めくくる。

管見の限り「性的マイノリティの難民」について検討されたものは国内では本書が一冊目である。しかし、本書の意義は、日本のクィア移住研究、難民・強制移動研究における一つのターニングポイントとして今後参照されるであろうということに終わらない。

例えば本書のナラティブ分析もその一つ である。国際的にも「性的マイノリティの難 民 | 研究でここまで丁寧にナラティブが分析 された研究は僅かであるだけでなく、著者は、 難民は「支配的な言説に従わざるをえない」 (150頁)と結論づけてきた先行研究を乗り越 えようと試みる。審査側が、抑圧された自由を 求める人とまなざす、まさにその難民が、アメ リカの方式を習得し、アメリカが国内外で発 信してきた言説を逆手にとって利用する。支 配社会にある資源を掴み取り、自らの生き残 る戦術として実践するかれらのナラティブ構 築は確かに「クィアな抵抗の可能性」(54 頁) と呼ぶに相応しい。この点に辿り着いた本書 の分析は「性的マイノリティの難民」研究の中 でも特別で、興味深い。

最後に、本書が示唆する更なる議論の可能性について、筆者が終章で挙げた点の他に2点提示したい。1点目は、調査フィールドとナラティブ分析についてである。「性的マイノリティの難民」を主題とする本書が、議論の足掛かりとしてアメリカをフィールドに選択したことはある意味で必然である。この点は感覚的に理解している人も多いだろうし、本書を読めばさらにクリアになる。一方でこのよう

に捉える(ことができる)のは、特定の都市を 想定しているからなのだろうか。難民審査過 程を見ていく上でローカリティへの視点は不 可欠である。

本書は国内でも「アイコン的な『LGBTコミュニティ』が存在する」(23頁)都市として知られるサンフランシスコとニューヨークを選択している。フィールド設定の理由は明示されるものの、「性的マイノリティの難民」に関してこの二都市が国内でどのような立場にあったのか、また二都市の特徴と語りの分解には議論の余地があるだろう。またアメリカの特殊性とも言い換えられるだろうが、他の地域ではなにがみられるだろうか。

2点目は「性的マイノリティの難民」の内部の複層性に関わる。「性的マイノリティの難民」研究は、蓋を開けてみると「シス男性同性愛難民」研究だったということが少なくない。そのような中で著者は54名の調査協力者のうち14名もの女性から話を聞いている。当然、筆者の意図があってのことだということは推察できるものの、本書では、例えば「ゲイ」であることと「レズビアン」であることが少なからず平坦に論じられてはいないだろうか。第5章で言及されたインターセクショナリティの視点から考えられるように、調査協力者の語りが示唆する「クィアな抵抗の可能性」は決してすべての難民に等しく開かれたものではないだろう。

本書はセクシュアリティと人の移動をめぐり、我々に多くの議論の新たな可能性と方向性を示唆してくれている。本書から得られる知見は日本における「性的マイノリティの難民」の議論の更なる発展を後押しすることになるだろう。

# 鳥山純子著(春風社 2022年) 『「私らしさ」の民族誌 現代エジプトの女性、格差、欲望』

齋藤剛\*

大変な労作にして傑作。そんな言葉が思い浮かぶ。本書は、学部生時代に偶然訪れたパレスチナで「出会った人びとに思いがけず心を奪われ」、大学卒業後、「中東を知りたいから現地で暮らす、という目的意識」[鳥山 2021: 18] のもと、エジプトで 10 年暮らした鳥山純子氏の手になる記念碑的労作である。

鳥山氏は現地でエジプト人男性と結婚し、 (元)夫の大家族とカイロで過ごしながら二人 の子供の出産、子育てをしつつ、調査を進め た。鳥山氏が型破りのフィールドワーカーで あること、本書が傑出した民族誌であること の土台には、一調査者としてだけでなく、エジ プトの庶民の只中で妻、母、義理の娘/息子の 嫁として長期にわたって暮らし、幅広い視野 で、かつ生活に密着した視点からエジプトに 生きる人についての理解を深めようと模索 し、格闘し続けてきた生活経験がある。

2015年にお茶の水女子大学に提出された博士論文をもとにしつつ、それを大幅に書き直した本書が対象としているのは、カイロにある私立学校Aで勤務する3名の女性教員(うち1名は校長)と、同校で同じく教員として勤務した鳥山氏である。「私らしさ」が本書を貫く鍵概念であるが、本書は『「私らしさ」の民族誌』であるだけでなく、「顔が見えない」研究の問題点を乗り越えることを企図した「人の民族誌」でもある[17、30、389-393]。中東に生きる人々のことを知るに心を奪われ、中東に生きる人々のことを知るために現地にどっぷりと浸かって暮らしたりはなく、人について書くこと」がいかに切実な問題関心であったのかがよく分かる[18]。

ただし、人について書くことも、人と出会 うことも、決して簡単ではない。このことにつ いて、本書と同じ頃に書かれた論考の中で鳥 山氏は以下のように記している。

> 人ときちんと出会うことは、簡単なこと ではない。それは相手と対話し、関係を 築き、自分自身にも向き合うことであ る。またそこには、自分が傷つけられる かもしれない、相手を傷つけてしまうか もしれない、また傷つけたことを相手に 責められることも、相手を通して見えて くる自分の愚かさや間違いに対峙させ られる可能性もつきまとう。それでも 「違うからわからない」を超えて、先は見 えなくともまずは相手に出会い、向き 合ってみること。正解はわからないなが ら、まず関わってみること。こうした姿 勢は誰かとともに生きていくために最 も重要なものの一つではないかと思う のである。

> > 「鳥山 2021: 22]

ここに記されたことは全て、本書を貫く問題意識と重なる。そして本書の記述を読むと、著者が彼女たちの希望、喜び、夢、後悔、不安、怒り、嫉妬をはじめとした感情に細やかに分入りながら、同時に、自身の感情に対してもきめ細やかな注意を払い続けていることは一目瞭然である。「人の民族誌」である本書は、「感情の民族誌」でもあるのだ。また、鳥山氏は「共感」が決して安易に到達できるものではないと率直に認めつつ[46-48]、自分の理解や期待との齟齬などを仔細に検討し続けている。その姿勢には、共感に至ることの困難を認識しつつ、しかしそれを安易に放棄しない粘り強さや、出会った人たちと誠実に向き合おう

<sup>\*</sup>神戸大学大学院国際文化学研究科

とする様が顕著に示されている。

フィールドで出会った人と誠実に向き合おうとする著者の姿勢は、鳥山氏が圧倒され翻弄され続けた一人一人の生身の姿を学術研究の枠組みでは十全に捉えられないという認識にも現れている[372]。本書では、博士論文で用いた自己成形に関わる理論が割愛されているが[399]、研究者としてのその決断が困難なものであったろうことは想像に難くない。自分が出会った人の姿をできる限り自分の感覚に忠実に描こうと腹を括って、既存の枠組みに安住することなく、大幅な方針転換を決断した点は特筆に値する。

もっとも、鳥山氏は、先行研究や理論を完全に否定している訳では全くない。そのことは、鳥山氏に希望をもたらしたフェミニズムに始まり、中東を対象としたジェンダー研究の動向を丁寧にまとめながら自分の理論的立場を明らかにしている点[20-39]、カイロやエジプトに関する膨大な量の研究を渉猟したうえで、それらの議論を本書全般に丁寧に織り交ぜている点、さらにはオートナーによる「シリアス・ゲーム」を自身の事例をもとに批判しつつ、新たな理論的理解を提示した脚注などにも明確にみてとることができる「287、注180」。

本書の中では、A 校で働く3名の女性教員と著者自身が主要な登場人物として出てくるが、学校という閉鎖的な空間の中で、著者を除くならば主要登場人物3名という限られた人物を対象としながら、驚くほど多角的な観点から2000年代初頭の大都市カイロに生きる人びとの姿が浮き彫りにされている。学校における教育を対象としながら、学校という場を超えた厚みのある議論を可能にしつつ、同時にエジプトにおける教育のもつ意味を多角的に検討することを可能にしているのが、す

でに言及した著者のエジプト人の大家族の一 員としての長年にわたる生活経験である。

だが、長い年月を過ごしたからといって、それだけで現地に関する深い理解が得られる訳ではもちろんない。たぐい稀な厚みのある研究が可能になったのは、人々に対する純粋な関心と、生活の細部に対する非常に細やかな観察眼を鳥山氏が有しているからである。人びとの会話、声や話のトーン、挨拶や激昂した時の身振りや仕草、料理、服装や小物、給料、室内の様子や調度品、化粧品、文房具を含めた日常生活品などの価格…。本文においても脚注においても枚挙にいとまが無いほど生活の細部への関心は記されている。

さらに、日々の生活の中に現れる細々としたものごと、会話、行為への飽くなき好奇心と観察は、グローバル消費主義の浸透や1970年代以降の都市生活の変容などと関連づけられながら、下層、中間層、上流中間層、上流層というエジプトとカイロを特徴づけている社会階層の特性を明瞭に示すこと、3名の女性たちにまで有効な形で展開されている。社会階が生きる生活の場の様相を明らかにするとにまで有効な形で展開されている。社会階ではまで有効な形で展開されている。社会階にまで有効な形で展開されている。社会階による理解を深めるべく、エジプトでの生活経験によるで得た知識と洞察を総動員して経験とそこで得た知識と洞察を総動員して編まれた本書は、女性たちが生きるカイロの多面性をも見事に浮き彫りにしている。

本書は、カイロに生きる女性教員との「交感」を通じて、彼女たちのことを理解しようとする著者の格闘を記した傑出した民族誌である。それは同時に、私たちが現地で出会う人ときちんと向き合っているのか、誠実に問いかける一書でもある。長く残るこの民族誌が私たちに向けて差し出されていることを心から言祝ぎたい。

## 参照文献

鳥山純子, 2021,「なぜいま「フィールド経験」から語るのか:一人の人間としてイスラーム・ジェンダーを生きるために」長沢栄治(監修)・鳥山純子(編)『フィールド経験からの語り』明石書店, pp.17-34。

## 杉田映理・新本万里子編(世界思想社 2022年) 『月経の人類学 女子生徒の「生理」と開発支援』

佐野麻由子\*

近年、「生理の貧困」(映画 Daniel Blake を契機に英メディアで報道 2016年)といった言葉の定着や生理用品の購入時に紙袋に包まれることを拒む「#NoBagForMe」(ユニ・チャーム株式会社、2019年)の登場など、生理は個人の秘めごとから公の事柄へと変化している。そのようななか本書の目的は、「月経をめぐる国際開発の動向をまず整理したうえで、月経対処へのグローバルな波が急速に広がるなかで各地のローカルな文脈と月経対処の現状を、『今』同時期にとらえること(略)、各地域を比較することで国際開発の現場での支援に対する示唆を抽出すること」とされる(12-13頁)。

第 I 部では、国際開発において月経対処が支援対象になった経緯や支援の概要(第1章)、人類学における月経の先行研究(第2章)が紹介され、第 II 部では、10 人の人類学者が、現地に長期的に滞在し参与観察や聞き取りを行う文化人類学的手法を用いて、パプアニューギニア(第3章)、インドネシア(第4章)、カンボジア(第5章)、インド(第6章)、ケニア、ウガンダ(第7章と第8章)、ニカラグア(第9章)、日本(第10章)における「ローカルな文脈と月経対処の現状」(269頁)を明らかにした。各事例から導出された月経対処の支援にあたり考慮すべき点は、第11章でまとめられ、附録資料ーマトリックスにその要点が整理された。

本書のキーワードである月経衛生対処(以下、MHM)とは、「女性と思春期の女子が経血を吸収する清潔な生理用品を使い、それをプライバシーが確保される空間で月経期間中に必要なだけ交換でき、石鹸と水で必要な時に体を洗い、使用済みの生理用品を廃棄するための設備にアクセスできること」(23頁)であ

り、本書によると、それを可能にする条件は、「①月経および月経対処について正確で実用的な情報にアクセスがあること(略)、②経血を吸収する清潔な生理用品にアクセスがあること、③生理用品を替え、石鹸と水で体を洗うためのプライバシーが確保された施設にアクセスがあること、④衣類から染み(経血)を洗い流すための場所において石鹸と水へのアクセスがあり、その場所のプライバシーが確保されていること、さらに再利用する生理用品を乾燥させるためにプライバシーが確保された場所があること、⑤使用済みの生理用品を廃棄するための設備にアクセスがあること」(23頁)である。

MHM は、どのような点で「開発支援(介入)」の課題になるのか。それを理解するにあたって、UNESCO(2014)の「menstrual health and hygiene (MHH 月経にまつわる健康と衛生)」が助けになる。MHH は、月経を健康、福祉、男女平等、教育、公正、エンパワーメント、権利と結び付けて捉える概念である(24頁)。

UNICEF (2019)『月経の健康と衛生の手引き』14頁には、「月経の生物学的事実、月経対処の必要性、および月経に対する社会の反応は、女性と女児の人権および男女平等と関連する。特に、水、衛生、教育に対する権利の行使が困難な場合、月経対処が困難になり、教育、労働、健康に対する権利の行使に悪影響を与える」(本稿著者翻訳、月経対処の訳語については本書に依拠)とある。したがって、MHMは、女性の権利を擁護し、行為選択の実現可能性の拡大を企図する開発の課題となるのである。

本書の意義の第1点目は、「月経対処」の研究蓄積が少ない人類学に対し、民族誌の基礎的な資料を提供し(53頁)、「身体のジェン

<sup>\*</sup>福岡県立大学 人間社会学部

ダー化、女性の身体の医療化という課題群」を 扱う月経をめぐる文化人類学的研究の扉を開いた点にある(57頁)。意外にも、人類学における月経の研究はケガレの構造に関わる研究に集中し、人目につかずになされている「月経対処」は、看過されてきたという。各地域の「月経対処」を網羅した本書は、実情を理解する上で高い資料的価値を有している。

第2点目として、MHMを考えることが女性のエンパワーメントを考えることにつながることを示唆した点が挙げられる。たとえば、各地域の事例からは、生理用品が入手困難であったり、安心してナプキンが交換でき廃棄できる場所がなかったり、月経を不浄とみなす社会では、他者との接近が制限され、安心して授業を受けられない等、権利が侵害され、行為が制約される状況が具に伝わった。MHMが、月経が足かせとなって開発から取り残される人々をなくすことを企図するという点で、国際開発アジェンダであることに合点がいった。

他方、やや物足りなく感じた点のひとつは、本書の提案が誰に対するものなのかが明確ではなかった点である。海外では、これまでに国際機関やNGOがMHMの支援に関わっており、従来の支援の何を修正し補足するものなのかが書かれていればよかったように感じる。

第 2 点目として、第 1 章での先行研究が調査設計や考察にいかされていない点だ。たとえば、筆者は「社会生態学モデル」(Emory University & Unicef 2015; Unicef 2019) (37頁) を、MHM を左右する 5 つの要因、すなわ

ち、生物学的な要因(月経の周期や経血量、月 経に関する疾病等女性の健康)、個人的・対人 関係的な要因(月経についての知識と教育)、 環境的な要因(生理用品へのアクセス、廃棄場 所、トイレや手洗い設備)、社会的な要因(伝統 的な月経観やタブー) に関わる枠組みとして 理解したのだが(37-40頁)、現地調査では意 識的に用いられておらず、第11章の各事例か ら導出された「介入にあたって特に留意すべ き視点 |の提示でも、顧みられていない。「介入 にあたって特に留意すべき視点 |とは、①月経 観、②月経対処に関連する政策、③月経教育、 ④生理用品、⑤生理用品の廃棄、⑥トイレの整 備の6つである(270頁)。これらは、「社会生 態学モデル | の5つの要因のいずれかに該当 する。

両者を照合させることによって本書の知見を際立たせることができるように感じてならない。たとえば、④、⑤、⑥は、「社会生態学モデル」の「環境的な要因」に該当し、MHM支援におけるそれへの対処の重要性を強調できるように感じた。また、漏れにくい生理用品の希達化(272頁)という事例は、「社会生態学モデル」での「環境的な要因」が、月経についての知識や教育を規定する現地の月経観(283-4頁)、すなわち、同モデルでの「社会的な要因」に影響を与え、ひいては、「個人・対人関係的な要因」の変容につながる可能性を示唆しているように感じた。

以上は、仮説検証型の調査を行う社会学からのコメントであることをご容赦願いたい。

# ショーン・フェイ著/高井ゆと里訳(明石書店 2022年) 『トランスジェンダー問題 議論は正義のために』

葛原千景\*

本著作には既に多くの優れた書評があることから、本稿では本の要約に留まらず、あえて個人的な視点を交えることで、日本の文脈から本の内容を内在的に読むための助けとなるよう筆を執りたい。なお、自死に関する記述があることを最初に注意しておく。

私が大学院に入学して一年が経ったころ、 親しかったトランスジェンダーの女性がこの 世を去ったと、人づてに知らされた。彼女の死 の真相は、世間はおろか友人である私にすら 知らされなかった。公の場で彼女を悼む事が 私には出来なかった。日本に自殺者が多いと しても、私が一生涯の別れを余儀なくされた 初めての友人が彼女であったことの意味を考 えずにはいられなかった。ほどなくして日本 では、「邪悪で強大な力を持ったトランスジェ ンダーとその信奉者たちが、(シス)女性を危 険に曝そうとしている」という大騒ぎが始 まった。もし、「私は本当は男/女だと言うだ け」で、他者との相互関係の中で複雑に形成さ れる社会的性別すらも瞬く間に変えてしまえ るほど、トランスが計り知れない力を持って いるとするならば、なぜ多くの名も知れぬト ランスが死を選ぶのか、なぜその数多の死は 嘆かれないのか。トランスたちの命に、喪失と して悼まれるような価値を見出す人は、この 社会にいったいどれほど存在するだろうか。 家族、学校、職場、メディアから無価値どころ か有害とされたその人々は、どれだけの孤独 に曝され、生きるために必要な資源をどれだ け奪われただろうか。

『トランスジェンダー問題』の冒頭は、イギリスで教師をしていたトランス女性のルーシー・メドゥス氏が、自死してしまった痛ましい話から始まる。彼女は死の数か月前、自身の

性別移行を勤務先の学校から全校の保護者 向けニュースレターで晒され、あろうことか 地元の新聞を飛び越え全国にまで侮蔑的な表 現を伴うアウティングをされていた。トラン スとアウティングの関係性は容易ではない。 日々、全ての人間の性別に関する情報は当然 の如く「アウティング」され、性別移行を始め たトランスジェンダーは、否応なく「カミング アウト」させられるからだ。私的なプライバ シー権を主張し、開示を一定程度コントロー ルできる不可視的な属性と異なり、出生時に 割り当てられた名前や性別情報は必要以上に 明け透けにされる。仮にその情報と社会生活 上の性別が乖離する矛盾があっても、容易に 変更することは多くの国でできない。より困 難なことに、社会的な性別移行は、自動的に望 まざるカミングアウトを意味する。多くの場 合、性別移行は学校や職場といった公的領域 はおろか、性別という情報に基づいて人口を 管理する国家の権力にすら関わる。あるいは、 法律上の氏名・性別や過去を知る無数の他者 は自身の命綱を握る危険な共犯者となる。多 くの共犯者は許可なく言いふらしたり、「うっ かり 口を滑らせて、トランスが身を潜めるこ とを邪魔する。一度「秘密」が出まわれば、せき 止めようとする甲斐むなしく、新しくやって きた者へいつの間にか伝播する。だからこそ、 トランスたちは早々に法的性別を移行し、時 に過去の自分すら捨てて生きることを、余儀 なくされてきた。分かりやすい一例に、法的性 別移行をした男女別学の学校出身者は、就職 差別や就職後言いふらされるのを覚悟でトラ ンスであることを開示するか、過去の学歴を 含め様々な自身の歴史を失うかといった選択

に迫られるという話がある。それ以外にも過

<sup>\*</sup>東京大学 大学院

去は常につきまとう。

このように、他者の性別や性別移行の歴 史を知ることは、時に人の命に関わる情報を 握っていることと同じであることを多くの人 は知らない。この側面にだけ焦点をあてても、 「私は本当は、男や女やノンバイナリーである と言う | ことすらも、多くの場合決死の行為で あることが明白である。陰謀論者たちが妄想 するような、トランスの人々が尊重されたり、 あろうことか優遇されたりする世界はおよそ 存在しない。勿論、性別の宣言や医学的診断書 がジェンダー化された空間への特別パスにな るわけでもない。むしろ、割り当てられた性別 とは違う性別を生きようとする、あるいは自 身のジェンダー・アイデンティティを宣言を することにすら、断続的に無数の罰が待ち構 えているのが現実である。アイデンティティ に懸けられた重みに無知でいられる人々は、 トランスの生活から身体の一部のみを切り取 り、トイレ・大衆浴場・外性器の状態に関する 侵襲的な問いのみに戯画化されたトランス問 題を「おしゃべり」のネタとして消費する。そ うした人々は、トランスの人々を自分とは違 う世界に住む怪物か何かと勘違いしているの だろうか。(耳を傾ければ) 巷に溢れかえるト ランスの人々が日々直面する多様な苦難は、 トランス差別に無縁の学者が「発見」するまで 存在しないことになっているのだろうか。あ るいは、トランスの有名人が涙ながらに語る 「悲劇」以外は、「おかしな人たち」の聞くに値 しない些細な出来事と思われているのだろう か。結局のところ、トランスの人々は、野垂れ 死んでもかまわない、価値のない人たちだと 思われているのだろうか。

ショーン・フェイは本書で、このように無

知な大衆の関心に基づいて大騒ぎされている 「トランスジェンダー問題」が、いかに現実の トランスの人々が直面している問題と乖離し ているかを再確認する。そして、本の射程はト イレや性器といった狭小な「問題」のみに留ま らず、より広範な社会正義に及ぶ。すなわち、 フェイが描くように、トランスを苦しめてい るのは単に性別違和だけではない。家族・学 校・職場といった生活に大きな影響を持つ他 者や場所からの拒絶やいじめ、その帰結とし て貧困状態に陥ったり安全な住居が得られ ないこと。福祉を必要とする人々に対するサ ポートがトランスを排除し続けていること (1章・3章)。こうした状況の中で、国家はトラ ンスの人々の数少ない収入源となりうるセッ クスワークを刑罰化し、結果として働く人た ちの労働環境をより危険にしていること(4 章)。警察や監獄といった国家の独占する暴 力が資本主義と結びつき、人種やジェンダー を不平等に管理するシステムを構築してい ること(5章)。父権的な医療制度がトランス の人々に対して虐待的な対応をしたり、存在 を抹消すること(2章)。非規範的な性全般に 対する包括的な不正義、それと同時に主流の LGB のアドボカシーが、社会に耳障りの良い 上辺の活動に収束してしまうこと(6章)。家 父長制に基づくジェンダーが人間を管理する こと(7章)である。これらは、あらゆる人々を も苦しめる社会構造と同根である。だからこ そ、トランスの解放は全ての人に対する不正 義からの解放を意味するとフェイは主張し、 真の正義を私たちに呼びかけるのだ。

トランスの問題について本当に「おしゃべり」したいならば、まずは本書の内容について知ることから始めてはどうだろうか。

## キャスリーン・M・ブリー著/鈴木彩加訳(人文書院 2022年) 『レイシズム運動を理解する 理論、方法、調査』

梁英聖\*

著者ブリーは米極右を①内部調査によって、しかも②女性への調査によって研究してきたが、本書はそれら過去の研究を振り返り③方法論にまつわる諸課題を多角的に論じている。そのため序章の後は訳者解題に従い、著者の主研究たる一九二〇年代の第二派クラン内部女性への調査と、九〇年代以後の極右女性への調査をおさえるべく第九、一〇章を読むとよい。ほぼ個別論文を元にした全一五章の本書ではこれら研究が随所で参照されるので重要な補助線となろう。

本書は短い要約には適さない。本稿では① 極右内部研究と②ジェンダーを分析する際の 方法論に絞って、日本の読者にとって重要だ と思われる内容を紹介するに留める。

例えば極右内部調査が「人種差別的プロパ ガンダに対して軽率にもプラットフォームを 提供してしまうかもしれないという学問の倫 理的ジレンマ | (51頁)がある。だからこそ著 者は本書で極右、組織されたレイシズムへの 調査研究における、独特の倫理と方法論の開 発の必要を提案する。第一章タイトル「敵を研 究する | に明示されている通り、本書全体を通 じて著者は極右を公然と「敵 |扱いし調査者/ 対象者間の敵対性を片時も忘れない。第三章 「白熱する調査 | で分析される通り、極右の場 合、調査時の対象者との関係は「ラポールと共 感」であってはならず、むしろ「恐怖の力学」を 分析すべきだ。すなわち極右は組織された暴 力を動員し自らに有利になる研究をするよう 研究者に恐怖を与える。だが同時に「恐怖の力 学は関係的 | であり、極右もまた「〔自分が〕人 種差別活動家だということにまだ気づいてい ない警察や〔反レイシズム団体等の〕敵、家族 に情報を開示される | (58頁)等を恐怖してい る。結論として著者は言う。「共感とラポールという調査のスタンスは、一部の調査協力者を対象とした質的調査の方法論としては適切かもしれない。しかし、同じ方法を別の調査協力者に対して用いた場合、悪用されたり、恐ろしい政治的思惑に学問が加担することになったり、決定的な誤解を招いたりするリスクがある。」(67頁)。

じつは極右内部調査にまつわる「恐怖の力 学 | こそ、著者が一度は極右研究の継続を断念 した理由にかかわる。第三章から長いが重要 なので引用する。ある調査では以前の調査で 極右側が危害を被らなかったために極右が著 者のことを「信頼できる研究者であるという 確信をもっていた」という。そして著者もまた 「暴行の話や「人種戦争」の準備についての自 慢話に対して次第に〔以前のような敵対的な〕 感覚が無くなっていた。私と調査協力者たち の関係性は、インタビューにおいて自分に有 利な条件を成立させるためのビジネス上の取 引のような形へと次第に変化していた。恐怖 はフィールドワークを阻害する要因にならな いわけではなかったが、最初の頃に比べて目 立たなくなり、影響力も弱くなっていた。さら に、これらの後に実施したインタビューは、初 期に実施したインタビューよりも知的にも生 産性が低かった。私の洞察力を刺激していた 恐怖にもとづいた緊張感は消え始めていた。 私は組織化された人種差別の恐怖に対して無 感覚になった。こうした状況は、個人的に失望 しただけでなく、フィールドワークを終わら せて研究から感情的に離れる必要があるのだ ということを示してもいた | (66-67頁)。著者 は調査で極右との間で作動していた/いるは ずの「恐怖の力学 |を分析し得なくなったこと

<sup>\*</sup>東京外国語大学 世界言語社会教育センター

に直面し研究を一旦は止めた。日本では米国ほど法律でも社会規範でも反レイシズムが強くないため、在特会や日本第一党ら極右も逮捕や訴訟の恐怖をさほど感じずに済む一方で、研究者もおそらく本書で縷々強調されている極右内部調査にまつわる倫理的な諸問題をさほど意識せずに済んでしまうという客観的状況があることは否定できまい。それだけに本書の指摘は私たち日本社会の研究者への貴重な警告となっているはずだ。

第二はジェンダーと方法論についてで ある。著者は第七章「合衆国の極右とジェン ダー|で極右研究の理論におけるありがちな 「テンプレート |を批判する。七○年代半ばに 現れた米国の極右女性研究が抗おうとした かつての「右派とは男性であるというテンプ レート | (134頁) を批判する文脈で、著者は 「組織化された人種差別はジェンダー化され ている | と指摘する(135頁)。すなわち二〇 年代の「女性クランのなかでも突出したリー ダーたちの多くは、女性参政権運動に携わっ た後にクランへ入会していた。〔中略〕この経 験によって、彼女たちは女性のために独自に 調整された戦術、少なくとも男性クランによ る伝統的な夜回りの暴力と同程度に効果的 で快適な戦術を構築した」(134-5 頁)。つまり 「ささやく女性たちの毒殺部隊」が結成され、 「販売されていた肉が腐っていたとしてユダ ヤ教徒の商人の生活を壊し、性的暴行の噂を 流してアフリカ系アメリカ人男性を自宅やコ ミュニティから追い出 | す(135 頁)。ここでは 「夜回りの暴力」といった襲撃タイプのレイシ

ズム暴力が男性クランによって、「毒殺部隊」による情報宣伝工作が女性クランによって担われていたことを明らかにすることで、レイシズムの組織化現象がジェンダー化されていたことが見事に示されていよう。(ただし重要な前史であろう一九世紀女性参政権運動のレイシズムについては説明が見当たらないのでベル・フックス著、柳沢圭子訳、大類久恵監訳『アメリカ黒人女性とフェミニズム』(明石書店、二〇一〇年)等参照)。

だが同時に著者は二一世紀以降現れた 「ジェンダーは分析カテゴリーであるという テンプレート | (145頁)をも批判する。例えば 二〇年代のクランでの有権者としての女性の 参加でも、今日の白人至上主義運動による女 性のリクルートでも「彼女たちが女性である ということはあまり重要ではないしなぜなら 二〇年代は「白人女性は選挙権を得たばかり で | クランにとって選挙での票や資金面で魅 力があった一方、今日では女性は前科がなく 警察の情報提供者になりにくい等の理由から リクルートされており、いずれも「女性たちは 間接的にジェンダー化された理由から、組織 化された人種差別へと引きずり込まれてい る」(以上 147-148 頁)。「組織化された人種差 別ではジェンダーが重要であると推測的に仮 定してしまうことによって、ジェンダーが重 要となる興味深い方法を理解することが難し くなってしまう可能性がある |(148頁)とは、 むしろレイシズムが常にジェンダー化されて いればこそ余計に傾聴すべきなのであろう。

玉城福子著(人文書院 2022年) 『沖縄とセクシュアリティの社会学

ポストコロニアル・フェミニズムから問い直す沖縄戦・米軍基地・観光』

佐喜真彩\*

1995年、三人の米兵による少女強かん事件 に対する抗議の目的で8万5千人が集った県 民大会を牽引したのは、80年代から沖縄にお ける性暴力を個人的な問題ではなく政治・経 済・軍事に関わる構造的問題によるものだと 見抜いていた女性たちであった。95年の沖縄 の反基地運動で注目されるべきは、その規模 よりもそれがジェンダーの視点を含み込むこ とによって新たな様相を呈したということで ある。彼女たちは事件直後、まずもって被害女 性を孤立させないよう「あなたは悪くなかっ た」というメッセージを公の場で表明した上 で、「『復帰』後最大 | と言われる反基地運動を 牽引し、その後も「基地・軍隊を許さない行動 する女たちの会 | (以下、「行動する女たちの 会 |)を発足して現在に至るまで活動を続けて いる。彼女たちの活動は、沖縄にとどまらず、 地域や国家の境界を超えて、東アジア、プエル ト・リコ、ハワイ、グアムなどの米軍基地の周 辺で生活する女性たちとのつながりを築くこ とによって、2004年には「軍事主義を許さな い国際女性ネットワーク | の結成へと導いた (秋林 2004)。今、「行動する女たちの会」に注 目する意義は、それが沖縄というローカルな 反基地運動において外せない担い手であると いうことだけではなく、米軍を中心とする現 在の軍事・植民地主義の世界ネットワークへ の有効な抗いとなっていることにある。

本書は、80年代から沖縄のフェミニストたちが問題提起してきた沖縄におけるセクシュアリティをめぐる言説を、フェミニズムの視点にポストコロニアル研究を交差させて分析する重要な試みである。著者の問題意識は明快である。それは、「性暴力に批判的なフェミニストや植民地主義に抗す知識人であって

も、植民地主義とセクシュアリティの関係性 に気が付きにく | く、「この領域がこれまで社 会的にも学問的にも不可視化されてきた」、と いうことだ (78 頁)。 具体的には、90 年代以降 に日本社会で論じられてきたセックスワーク 論などの新しい性をめぐるフェミニズムの認 識や枠組みだけでは、沖縄における性をめぐ る暴力の植民地主義的な側面が見えず、一方 でポストコロニアリズムのアプローチを受容 した沖縄研究では、ジェンダーやセクシュア リティが重視されてこなかった、という(23) ~24頁)。こうした問題意識から、本書は竹村 和子が言うところのポストコロニアル・フェ ミニズムを分析視角として採用する。その視 点から、沖縄における性暴力と売買春をめぐ る言説の複数の事例を取り上げ、植民地主義 あるいはジェンダーのみの一元的なアプロー チの限界を示しつつ、性をめぐって沈黙を強 いる言説の配置と排除のメカニズムを描き出 している。

本書は3部6章に序論と終章が加わる構成である。第1部「問題構成と視角」では、沖縄研究の蓄積を概観した上で、本書を貫く理論的枠組みであるポストコロニアル・フェミニズムの有効性が説明される。その事例研究が、続く第2・3部で記される。第2部「沖縄戦と戦後史の歴史表象におけるセクシュアリティ」では、沖縄における性暴力・売買春に関わる記憶/表象が検証される。各章ではそれぞれ異なる事例が取り上げられ、日本のフェミニズムにおいては沖縄に対する植民地主義が、沖縄戦や米軍占領期についての沖縄側の語りにおいてはフェミニズムの視点が欠けていることが実証的に示される。第2部の事例研究から、植民地主義がジェンダーやセクシュアリティ

<sup>\*</sup>立教大学他非常勤講師

に基づく差別に依拠していること、しかし植民地主義への抵抗においてはそれらが見過ごされてしまっているという結果が導き出される。第3部「継続するセクシュアリティの利用と排除」では、性差別主義あるいは植民地主義に抵抗する「われわれ」という言説において、ある特定の女性たち(日本軍「慰安婦」とAサインバー(米兵向けの風俗店)の女性たち)が排除され、時には利用されてきたという第2部で確認された事態が、表象上のみならず実際の排除につながる効果を生んでいることが比較的最近の事例に基づいて分析される。

第1部の理論的枠組みの整理において、現 在、論争の的となっている日本(人)と沖縄 (人)を二項対立的な図式において記述するこ との是非についての議論が触れられている。 著者は、日本本土と沖縄との間の植民地主義 的権力関係が現在も存続しているという立場 に立つが、そうした単純な二項対立的な分析 枠組みの限界を見せ、そしてそれを乗り越え ようとするために、もう一つの枠組みである フェミニズムを導入することによって、より 「複雑な権力関係」(75頁)を示すことを試み ている。第6章の「歓楽街環境浄化運動再考」 ではその意図が特によく表れており、行政、警 察、地域社会、フェミニズム団体など利害の異 なるさまざまなアクターの効果によって、売 春女性たちが浄化対象とされ、この一連の運 動によって植民地主義が延命しているという 複雑な構造を描き出している。日本/沖縄と いう対置に単純に売春女性の視点を組み込む といった図式的な枠組みでは整理できない状 況を浮かび上がらせることに成功しており、 学ぶところが多い。

本書の最も大きな成果は、以上の理論的枠 組みと複数の事例研究を通じて、「行動する女 たちの会 | の活動に結びつくことになった80 年代以降の沖縄でのフェミニズム運動が、単 に売春女性たちを保護するというパターナリ スティックな位置に立つことなく、性をめぐる 暴力が軍事・植民地主義の構造的暴力である と告発してきた意義を可視化しているところ だと言える。ただ、本書でも数箇所に短い言及 はありつつもあまり深められていない論点で ある日米共同の植民地主義について、米国の 軍事主義をポストコロニアリズムと切り離さ ずに掘り下げれば、著者の視点がよりクリア になるのではないだろうか。というのも、米国 は第二次大戦後、安全保障という名目で、「反 植民地主義 | を装いそれを対外的に強調しな がら、領土拡大せずに軍隊駐留地の拡大を推 し進めた(安全保障帝国主義とも批判される) (池上 2014)。また、条約や法のレベルだけでな く、例えば、冷戦期米国の文化的なものにおけ る沖縄を含むアジア表象において、オリエンタ リズムが多く見られる (Klein 2003)。 日本/沖 縄において継続する植民地主義が国内問題の 枠組みにおいて捉えられることが多いが、むし ろその状況は冷戦以後の米軍の軍事・植民地 主義が主軸となって、日本(人)/沖縄(人)の 人種化が生成されながら延命しているという 視点が必要なのではないだろうか。とはいえ、 80 年代以降の沖縄でのフェミニズム運動の意 義を可視化している点で、本書は現在の日米 による軍事・植民地主義への抗いに力を与え る、今必要とされる書物であると言える。

#### 参考文献

- 秋林こずえ, 2004, 「安全保障とジェンダーに関する考察 —— 沖縄 「基地・軍隊を許さない行動する 女たちの会」の事例から」『ジェンダー研究』7号: pp. 73-85.
- 池上大祐, 2014, 『アメリカの太平洋戦略と国際信託統治――米国務省の戦後構想 1942 ~ 1947』法 律文化社。
- Klein, Christina, 2003, Cold War Orientalism: Asia in the Middlebrow Imagination 1945-1961, University of California Press.

新潟県立近代美術館・国立国際美術館・東京都現代美術館編(河出書房新社 2021年) 『Viva Video! 久保田成子』

原口寬子\*

『Viva Video! 久保田成子』は2021年から2022年にかけて新潟県立近代美術館・国立国際美術館・東京都現代美術館を巡回した、同名展覧会のカタログである。日本では約30年ぶりとなる大規模な個展であり、展覧会及び本書掲載論文は第32回倫雅美術奨励賞を受賞するなど、高く評価されている。

久保田成子は1960年代から主にニュー ヨークを拠点に活動し、ヴィデオを立体的な 構造物と組み合わせる独自の表現「ヴィデオ 彫刻」で知られるアーティストである。1970 年代以降、特にヴィデオ・アートの分野で同 時代的な評価を得ながら、1990年代以降は国 際展への招聘やアメリカン・ミュージアム・ オブ・ザ・ムーヴィング・イメージ (MMI) での 大規模な個展開催(1991)など、国際的に活躍 する。しかし彼女の作品制作とキャリアは、 1996年、脳梗塞で倒れたパートナーのナム ジュン・パイクの介護のためにブレーキがか かる。パイク没後に開催した生前最後の個展 「ナムジュン・パイクとの私の人生」(マヤ・ス テンダール・ギャラリー、2007) 以降の久保田 の紹介は、個別の作品に限られるか、パイクと の関係に着目したものが多くを占めた。主要 な文献として、由本みどり Into Performance: Japanese Women Artists in New York (Rutgers UP, 2005) や、南禎鎬らとの共著『私の愛、ナ ムジュン・パイク』(平凡社、2013) などがあ り、近年はフェミニズム美術史の視点からの 評価も高まっている。

本書の意義は、これまでの研究を受け継ぎながらも、トランスナショナルに活躍した久保田のヴィデオ・アート及び芸術実践を再検討することで、彼女の革新性や戦略を明らかにしている点である。高校2年生ながら二紀

展に入選を果たした油彩画《向日葵》からはじまる本書は、久保田の作品と人生を、豊富な資料と論考を交えて紹介する初の試みである。

はじめに、本書では久保田による多くのテ キストが作品図版と併載されている点に注 目したい。1970年代のヴィデオ彫刻には自作 の詩を添え、1981年以降はヴィデオ作品につ いて執筆したテキストをカタログに掲載する など、久保田にとってテキストは重要な表現 手段であった。「ヴィデオは女性器の復讐」と 謳った 《ヴィデオ・ポエム》 (1970-75/2018) をはじめとした作詩は、女性アーティストに よるヴィデオの使用がラディカルな表現行為 であることを示す、フェミニストとしての表 明である。作品についてのテキストでは、制作 意図やヴィデオに対する批評的考察に加え、 自身のルーツやプライベートな出来事も綴ら れていることが多く、欧米中心のアート・シー ンや美術史と自作を接続させる試みとして 読むことができるだろう。 1974 年に発表した エッセイ「ヴィデオ―開かれた回路」は、同時 代の女性アーティストによるヴィデオ作品に ついて、彼女が積極的に評価していたことを 伝える重要な資料である。

本書では新出の資料によって初期の作品と活動の詳細が明らかになっており、特筆すべきは《ヴァギナ・ペインティング》(1965)の再検討である。本作は過激でスキャンダラスなアーティストとして久保田の知名度を上げた一方、自身の意図した作品ではなく、パイクの発案であったと彼女が後述した作品でもある。しかし、広報用の写真の発見と本書所収の濱田真由美の論文によって、彼女が本作の発表に向けて入念に準備し、自らの表現としてパフォーマンスに臨んでいたことが判明し

<sup>\*</sup>大阪大学 大学院

た。加えて、1992年に MMI より巡回した原美 術館での個展に際して収録され、これまで未 公開であったジュディス・グリアによるイン タビューが所収されており、アメリカで外国 人アーティストとして活動する苦労や困難に ついて、久保田本人の言葉で語られている。

また、作品図版には塩見允枝子やメアリー・ルシエ、バーバラ・ロンドンなど、活動や仕事をともにしたアーティストやキュレーターによるエッセイが随所に挿入されており、同時代の文脈を踏まえた作品理解を女性多層的なものにしている。異なる人種の女性アーティストで結成したコレクティヴ「ホワイトブラック レッド イエロー」の活動、ジョナス・メカスが主催した「アンソロジー・フィルム・アーカイヴズ」のキュレーターとして貢献したヴィデオ・アートの普及など、多って貢献したヴィデオ・アートの普及など、ありコラボレーションや企画に携わっていた一面も知ることができる。

4名の共同キュレーターによる論文は、いずれも従来の久保田の作品や受容について、新たな評価や位置付けを試みるものだ。濱田は前述の新出資料を中心に、初期作品とヴィデオ作品の変遷に焦点を当てる。久保田のヴィデオ作品が次第に空間全体を作品化する環境芸術的な表現に移行した点と、1963年に内科画廊で開催した初個展が彫刻作品と観客参加型のインスタレーションを組み合わせた展示であった点に着目し、渡米前からすでに、その後の表現の萌芽を見出せることを指摘している。

由本みどりは第二波フェミニズムが隆盛した1970年代初頭のニューヨークを背景に、久保田の初期ヴィデオ作品を中心に論じる。女性アーティストたちとのコラボレーションや、ザ・キッチンにて開催された「女性ヴィデオ・フェスティヴァル」への参加に触れながら、この時期の作品や活動にフェミニスト的でトランスカルチュアルな側面があることを

明らかにしている。

西川美穂子は、ヴィデオ彫刻における機材や形態の可変性に着目し、フルクサス譲りのマルティプル(複製芸術)との関連性を指摘する。持ち運びが容易で廉価なマルティプルは、アーティスト間のネットワークを通じて頒布され、結果としてフルクサスに参加した女性アーティストの作品が各地でアーカイヴされることとなった。対してヴィデオ彫刻は、一体のコントロールが可能なオブジェクトとしての形を保つことで、多くの美術館への収蔵を実現した。ここに、フルクサスの手法を換骨奪胎した久保田の戦略を見てとることができるだろう。

橋本梓は、久保田のヴィデオ彫刻とアーティストとしての受容について考察する。「女流彫刻家」として名を成すことを切望した久保田にとって、ヴィデオ彫刻とは彫刻という権威主義的な芸術ジャンルを解体する試みであった。さらに、マルセル・デュシャンを引用した「デュシャンピアナ」シリーズは、メディウム論とは異なる文脈での受容を可能にしたことを指摘。加えて、ヴィデオ作品に東洋という自らのルーツを重ねることで、マルチカルチュアリズムの文脈でも受容されるようになった点を論じている。

以上のように、本書は多角的な観点と資料によって、アーティスト久保田成子の創造の軌跡を描き出した。2021から2022年にかけてはニューヨーク近代美術館で「Shigeko Kubota: Liquid Reality」が開催されるなど、彼女の再評価は始まったばかりだ。ある女性アーティストの作品や活動を徹底して調査、分析することは、結果的に戦後美術再考の視点をももたらすことを本書は示している。本書の刊行をもって久保田成子研究のみならず、同時代の女性アーティストやヴィデオ・アート研究には新たな視座が与えられるだろう。

## 禿あや美著(ミネルヴァ書房 2022年) 『雇用形態間格差の制度分析

ジェンダー視角からの分業と秩序の形成史』

佐藤直子\*

本書は、正社員と非正社員の処遇格差がどのような要因によって生じ、なぜ解消しないのかについて、通説に対し反証を試みたものである。

まず、正社員と非正社員にどのような格差があるかを確認しよう。2022年の厚生労働省「賃金構造基本統計調査」で雇用形態別の賃金をみると、男女計で正社員328,000円に対し非正社員221,300円となっており、雇用形態間賃金格差(正社員100)は67.5と、日本における正社員とパートタイム労働者間の賃金格差は大きい。

さらに、総務省「労働力調査」で2023年2月 時点の非正社員の男女内訳をみると、雇用者 総数5670万人のうち非正社員は2102万人と 37.1.%を占め、非正社員のうち男性は674万 人で32.1%、女性は1427万人で67.9%であ る。そして、男性雇用者3005万人中非正社員 は22.4%であるのに対し、女性雇用者2664万 人中非正社員は53.6%といったように、性別 間での雇用形態格差が大きい。

このような正社員と非正社員のジェンダー差を伴う処遇差について、通説では、内部/外部労働市場による二重労働市場論を用いて説明(5頁)される。すなわち、正社員の処遇は内部労働市場(組織内での相場)において、勤続年数や昇進、熟練度、適応能力といった担当している職務の内容ではなく「人基準」(10頁、21頁)で賃金が決まり、相対的に高処遇であるのに対し、非正社員は個人が担っている職務に基づき外部労働市場(組織外に存在する労働市場での相場)において「職務基準」(10頁)で賃金が決まるとされ、相対的に低処遇となる。そして、この2つの市場は行き来ができず分断されている。しかし、筆者はその説

明では2つの分断された市場の相互関係を理解できず、非正社員の低処遇を内部労働市場に属さないという「理屈」に由来する内在的なものと捉えてしまうと批判する。むしろ、「どのような職務をどの雇用形態の者が担当するのかという分業のあり方に応じて、企業内の役職や賃金に関する序列が形成され」(21頁)ているのではないかと考える。

この問いを実証するにあたり、筆者は電機 産業と小売業におけるパートタイム労働者の 職務範囲拡大の制度的変遷、そして、小売業企 業での正社員とパートタイム労働者それぞれ について、職務と年齢や勤続、役職、時給との 関係を丹念に分析した。第Ⅰ部「電気機械器具 製造業におけるパートタイム労働者の分業と 処遇制度の変化」では、1960年代から1980年 代を中心に、電気機械器具製造業の企業につ いて内部資料やインタビュー等により分析を 行った。企業で雇用され始めた初期のパート タイム労働者に割り振られた仕事内容と処遇 の変遷を検討している。つづく第Ⅱ部「小売業 におけるパート労働者の分業と処遇制度の変 化 | では、1970年代から2000年代までの間、 報道資料等の一次資料も用いながら2つの小 売業企業について事例分析を行った。パート タイム労働者が活用される主な業界となった 小売業において、パートタイム労働者の職務 範囲拡大とそれがもたらした事態を論じてい る。最後の第Ⅲ部「職務分析・職務評価調査を 用いた小売業の人事・処遇制度の分析 | では、 異なる人事・処遇制度を持つ3つの生協に対 し 2012・2013 年に職務評価調査を実施し分 析を行った。「人基準」に基づくと説明される 正社員の賃金が職務と無関係に決定されてい るのか、職務内容と賃金の関係性を正社員と

<sup>\*</sup>埼玉大学 人文社会科学研究科

非正社員とで比較検討している。

第 I 部で明らかとなったのは、安定的な低 賃金労働者であるパートタイム労働者には、 その「活用」が始まった当初から「主婦」が当て られた経緯である。パートタイム労働者以前 に非正社員として雇用されていた臨時工は、 正社員の多くと同じく若年層の男性であり、か つフルタイム勤務であった。さらに、正社員と 職務が重なる部分も大きかったことから、労 働組合は不公平是正などの観点から、積極的 な「臨時工登用闘争」を行った。その結果、社内 秩序としての処遇の正当性・合理性を維持す るため、会社側は臨時工を正社員に登用する こととし、低賃金労働者として活用することが できなくなった。このような正社員との類似性 ゆえに本工化した臨時工での流れを繰り返さ ないよう、パートタイム労働者は本工とは属性 の異なる既婚女性を中心に構成することで企 業内の序列を安定させ、現在に至るパートタイ ム労働者「活用」の方向性を決定づけた。正社 員よりも労働時間を若干短く設定することに より賃金を安く設定できたことに加え、世帯の 主たる稼得者ではない主婦という属性を利用 し、労働条件、処遇、職務の範囲等に正社員と は明確な差をつけたにもかかわらず不満を抑 え込み、パートタイマーとして低位に位置づけ 維持することに「成功」した。分析対象である EL 社では「仕事別賃金制度」(72 頁、83 頁) が 採用されており、仕事内容に応じた賃金水準 を守るという分業の考え方に基づき、パートタ イム労働者の職務内容を拡大せず低位の職務 に固定化することで秩序を維持したのである。

第II 部では、第I 部より後の時代の小売業において、パートタイム労働者の職務内容が低い賃金のまま拡大されていくことになった、経営者側の強力な「理屈」の出現が明らかにされる。1970年代、小売業では職務の範囲や責任の有無によってパートタイム労働者の低処遇を説明していた。しかしその後、急激な店舗数の増加に伴い、経営者側は能力の高いパートタイム労働者を低賃金で活用するため

に、正社員の賃金は職務内容によるものではなく、年齢、勤続年数、職務遂行能力などに応じた属人的な要素に基づくと説明するようになった。本書が序章で指摘する、正社員の人事・処遇制度には内部労働市場論を用い、正社員とパートタイム労働者の賃金水準格差の合理性を示すことによる秩序の維持である。同じ理屈の中で、パートタイム労働者の処遇は、職務内容による低水準と説明される。さらいまると、転勤の可能性や労働時間の長短といった働き方の違いによって、両者の序列を説明し、処遇格差の合理性が主張されるよう変化した。

第Ⅲ部では以上を踏まえ、正社員とパート タイム労働者の人事・処遇制度は属人的な要 素で決定されているのか、それとも職務内容 に紐づくものなのかが検討された。その結果、 正社員が「職務基準」、パートタイム労働者が 「人基準」と、通説とは逆の結果を明らかにし た。正社員の職務の価値は役職や等級の序列 と賃金額に連動しており、勤続年数や熟練の 度合いだけで企業内の序列が決定されている わけではない。一方で、パートタイム労働者は 職務とは無関係に、賃金が地域相場によって 決められており、むしろ「パートタイム労働者 という属性に依拠した『人基準』(305頁)と 説明できるものだった。つまり、生活保障給を 男性に支払う慣習が根強く残る社会構造その ものに、パートタイム労働者の処遇改善が進 まない理由がある。

そもそも、将来への投資も含んだ生活保障 給を、企業が全ての社員に支払いながら経営 していくことは難しい。本書で筆者は、賃金に 依存しないで生活が保障されるあり方も射 程に入れて、正社員と非正社員の賃金のあり 方は議論されなければならないことも指摘し た。企業による拘束が強い働き方ができるか 否かで処遇の序列をつける雇用慣行が根付く 状況を持続可能な社会といえるかと、筆者は 読者に問いを投げかけている。

## レスリー・カーン著/東辻賢治郎訳(晶文社 2022年) 『フェミニスト・シティ』

岡本優加子\*

本書はフェミニズム地理学の観点から都市と女性あるいは周縁化されている人々をめぐる様々な問題を考察し、タイトルの通りフェミニスト・シティ、つまりフェミニズムの理論が実現された街づくりの可能性を論じている。

これまで都市は健常者でシスジェンダーの男性中心にデザインされてきた。著者はこれをジェイン・ダークの言葉を用いて「石に刻まれた家父長制」(24頁)と表現し、批判する。男性標準でデザインされた都市による問題は多岐に渡り、本書では1章から5章にかけてういて都市計画の立案や意思決定が男性に占められていることを批判しつつも、単に女性が意思決定に参画したとて全てを解決することはできない複雑な構造を描き出し、誰にとっても開かれた街の実現をどのように達成すべきかの議論が展開される。

まず各章の内容を簡単に整理する。序章では、近代から現代に至るまで女性にとって都市はどのような空間として存在しているかを概観し、本書の目的や問題意識を提示する。著者はフェミニズムの中でもインターセクショナリティ(交差性)の理論に基づいて本書の議論を展開しており、白人のシスジェンダー、異性愛者、健常者である著者自身の「特権性」は各章で繰り返し言及されている。つまり本書で言及されるフェミニスト・シティとは、は各章ではなるフェミニスト・シティとは、生に大性に開かれた都市を意味するのではなく、先住民や障害者、トランスジェンダーやその他のマイノリティーといったあらゆる周縁化された人々に開かれている都市を指す。

1章は妊娠した女性あるいは子を育てる女 性と都市の関わりを扱う。都市の形態や機能 は「夫および父親として一家の収入を稼ぐ、健常な体をもった、ヘテロセクシュアルで白人でシスジェンダーの男性」(53-54頁)向けにデザインされている。都市で起こるジェントリフィケーション(低収入層の生活地域が中産階級世帯や商業施設に変わるプロセス)もこの男性中心的デザインを根本から変える契機にはなっておらず、女性が担わされる子育てやケア労働は都市において蔑ろにされ続けていることが指摘される。

2章では都市に暮らす女性のサバイブにおける女性間の繋がりの重要性が主張されている。前半では映画や著者の経験を軸に少女と都市の関係に焦点が当てられ、後半はクィア女性も含む女性間の友情が都市におけるセーフティーネットとして機能していることが示される。異性愛や家父長制という伝統的家族観が規範性を失いつつある現代において、女性間の友情には感情の分かち合いだけでなく、子育てや介護などケア労働のシェアという実際的な支え合いが見られる。一方で現在の都市計画や行政はその関係性の維持や拡大に寄与できていないことも指摘されている。

3章は都市における女性のパーソナルスペースがテーマだ。歴史上、女性は男性の所有物として認識されてきたことがヴィクトリア朝時代にまで遡って言及され、現代でも女性が一人で都市の公共空間にいる権利が理解されていないことがレイプカルチャーとの関連で鋭く指摘される。また本章では、公衆トイレという空間がジェンダーやセクシュアリティ、階級や人種などあらゆる問題を浮き彫りにする場所として議論されている。

4章では抗議活動に積極的に参加している 著者ならではの視点で都市の姿が描き出され

<sup>\*</sup>東京大学大学院 総合文化研究科

る。都市は社会・政治的運動を行う舞台であり、同時に女性や周縁化された人々の闘う目的そのものである。女性がこうした活動に参加することに纏わる困難や、運動内部に存在するジェンダー区分や障害者差別にも触れつつ、アクティヴィズムの重要性を主張し、フェミニスト・シティとアクティヴィズムの役割について考察する。

5章は女性の恐怖心をテーマにしている。 女性の抱く恐怖心とは非合理的なものでも生物学的に自然なものでもなく、社会的に強化されてきたものである。そしてそれは、女性が都市のリソースを活用して自由に生きることを妨げている。これに対してフェミニストや活動家たちは、女性および周縁化された集団の都市空間に対する権利を主張するキャンペーンを展開し、より安全でより恐怖を緩和できる街への変革を実現してきた。ただし著者は、環境デザインで達成できることの限界も指摘している。

さて、本書の特色の一つは「母」「友情」「運動家」など各テーマに関連して著者自身の体験談にページ数が多く割かれていることだろう。それは単に読みやすさだけでなく、生きた経験に基づく主張の迫力にも繋がり、これによって『フェミニスト・シティ』は幅広い読者の共感を呼ぶことに成功しているように思われる。

また、著者の「特権性」の自覚とインターセクショナリティの視点も読者の裾野を広げることに貢献している。本書が目的の一つとして掲げるフェミニスト・シティ実現のための開かれた議論の場づくりはこれによって成し遂げられていると言えるだろう。

実はこの書評を執筆している私自身、フェミニズム研究の専門家ではない。専門は都市 在住のマイノリティーを対象とした文化人類 学であり、この書評を執筆することになった際も門外漢に何が書けるだろうかと悩んだほどである。しかし読み始めてすぐ、その悩みは無用のものとなった。著者は都市において周縁化されているあらゆる人々に通じる問題を丁寧に考察しており、さらに都市開発の問題にも焦点を当てている。つまり本書ではフェミニズム研究、マイノリティー研究、そして都市論の交差する議論が展開されているのである。

裏を返せば、あらゆるコミュニティーが参画して考えねばならない問題が現代の都市に山積しているということでもある。しかし多様な人びとの間の利益を両立させることは容易いことではない。例えば3章では、労働者階級の住宅地が「女性向き」にジェントリフィケーションされることで「中流階級の白人女性」の安全性の向上が図られる一方、経済的に貧しい人々や障害をもつ人々の過ごす場所が奪われることになった事例が示される。また、著者も主張するように都市における社会問題は複雑な背景によって起きており、単に都市の設計や開発を見直したところで一挙に解決されるわけではない。

このように本書は都市の女性をめぐる問題解決に関する具体的な回答を提示しているわけではなく、ともすれば課題の列挙に終始しているようにも見える。だが、4章で主張されているように、社会の変革は何らかの思されているように、社会の変革は何らかのそれでがあって初めて起こるのだ。それを申し立てがあって初めて起こるのだ。それをすずリーの人々が都市計画に参画し、対話を都して問題解決を考え続けることが、現代の生きづらさを解消するための可能性なのの生きづらさを解消するための可能性なのの人に読まれてほしい良書であった。

## 池田弘乃著(ナカニシヤ出版 2022年) 『ケアへの法哲学 フェミニズム法理論との対話』

王嘉若\*

本書は、マジョリティがマイノリティから問い質されることなく、「現在マイナーとされている存在についての法や権利の再考が起こることははたしてあるだろうか」(22頁)と問いかけ、リベラルな法理論や政治理論とフェミニズム理論との緊張関係の中から、マイナーの「異なる声」を聞きとろうとする「ケア」概念を解き明かそうとする試みである。

本書は2部構成になっており、第I部「思想資源としてのフェミニズム」では、各章において、リベラル・フェミニズムの視点から、女性だけのグループで女性自身の経験を共有し、男性優位の社会での女性の抑圧について考えて意識変革をもたらす意識高揚運動、セクシュアル・ハラスメント、中絶などに再考を加え、フェミニズム思想、特にフェミニズム法理論の意義を汲み出す。

第1章では、スローガン「the personal is political」の意義について、「法制度改革がど のような位置づけにあるのかに特に注意し つつ | (30頁) 論ずることで、第二波フェミニ ズムの意識高揚運動による公私二元論批判 としての公論提起と法制度改革が、重層的に 改革を深化させることを明らかにする。フェ ミニズムがいかに法・政治と対峙するかにつ いてのニコラ.レイシーが分類する三つの局 面(「批判」、「ユートピアニズム」、「改革運動」) に依拠し、「ユートピアニズム」という契機の 必要性が論じられる。第2章では、「セクハラ における「セクシュアル(性的な)」という修飾 語 | (78頁) が考察される。本章は、セクハラを 「性差別の一形態として捉え」(81頁)る法的 アプローチを主張しているキャサリン・マッ キノンに依拠し、その上で、差異説と不平等説 が論じられるが、池田氏は、特に同性間のセク

ハラを論じる場合、より繊細な感受性を持つ 必要があると指摘している。第3章では、リベ ラリズムにおける自律や卓越主義をめぐる議 論に触れつつ日本国憲法十三条に表れるうり ズムとフェミニズムとの緊張を維持する立場 を鮮明にあげ、正義論と徳論の競合関係の では、池田氏はリベラリズムとフェニズムとの関係を 音がら、マイナーな声を可視化する方途を探 る。第4章では、池田氏はリベラリズムとフェ ミニズムの関係を直接的に扱っており、短い 章ながら中絶という現代なお喫緊の課題を り続ける問題について、井上達夫の議論を 照し、「リベラリズムにセンシティブなフェ ニズム」(156頁)の再考の必要性をあきらか にする。

第 II 部「ケア基底的社会へ」では、立法問題 への着目から始まり、司法、家族制度に触れな がら、ケア概念の政治的含意に触れつつ、「ケ ア基底的社会 | という池田氏の新しいビジョ ンを述べる。第5~6章では、フェミニズムと 法との関係をより詳細に議論する。池田氏は、 フェミニズムの法理論にとって、法自体の改 正だけではなく、境界設定の営みとしての法 のポジティブな意味を探るべきであると指摘 している。そして、日本の国会などの議会にお ける女性議員の比率の低さを指摘し、政治代 表性におけるフェミニズムにとって、性の差 異は「他の差異とある意味では並列的な存在 であり、特権的な差異ではない」(207頁)が、 女性は数の上では少数者でないにも関わら ず、議会における代表性においてはマイナー であるという「過少代表問題」に対処するため には、性に関わるステレオタイプ、本質主義を 打破しうる形でのクオータ制が必要であると 指摘する。

<sup>\*</sup>同志社大学 グローバル・スタディーズ研究科

こうして立法や司法についての検討を経 て、ようやく第7章から第9章で、「ケアとい う価値があるからこそ存続するに値する | (302頁)という、新しい社会像が提起される。 その社会は、既存のジェンダー化された家族 を越え、ケアの提供単位としての家族を新た な立脚点として、人間が抱える必然的な依存 に対する責任が公正に分担される社会であ る。ケアが公正に分担されるために、池田氏 は、次の三点を提出する。①エヴァ・キテイの 議論を参照し、ケア提供者自身のケア需要に 応えることは社会の責務である。②マイケル・ ウォルツアーの「辛い仕事論」を援用し、ケア の負担と価値を接合してケアを義務化し、す べての人々がケア関係に接触し、ケア実践に 参加すべきである。③ケアと正義の相互補完 性を重視すべきである。

紙幅の関係で評者には各章の微細な論点 にまで言及できなかったが、第4章での中絶 に関する議論については、やはり触れておき たい。中絶は、リベラリズムとフェミニズムと の論争の核にあると言ってよい最重要問題 であり、また現代社会にとっても、喫緊の課 題である。かつて井上は、中絶を「女性の自己 決定権 | 対 「胎児の生命権 | という道徳的葛藤 とした。池田氏も、井上の理論に基づいて、「自 己決定権自体を確固としたものにすることが 現下の日本社会の課題である | (154頁) と指 摘する。しかし、マイナーな声をきかんとする 本書は、マイノリティにとっての「自己決定 権 | とは何かを再検討する必要があるのでは ないだろうか。井上の「自己決定権 | をめぐっ て、加藤秀一との論争がすでにあり、この論争 を総括することなしに、自己決定を前面にだ すことはできないはずだ。この論争の意義を フェミニズムの文脈の中で評価する江原由美 子(2002)が論じているように、井上の二項対 立は中絶問題が男性の問題でもあることを不 可視化する。本書が「マジョリティをこそ俎上 に載せ | てはじめて (22 頁)、マイナーな当事 者として本間題を扱えるのではないか。妊娠・ 中絶に関わる男女の関係、あるいはより広く、 家父長制的な社会における女性の身体がジェ ンダー化されたという歴史を無視してきたが ゆえに — 日本では中絶は避妊の代用だっ たという残酷な歴史と現在が存在する(塚原 2022) ---、中絶はあたかも女性問題のよう に語られてきた。ケアを重視しているはずの 池田氏がキャロル・ギリガンの『もう一つの 声』のように、声を封じられてきた女性の立場 から法・正義を「被告席」に立たせるのではな く、リベラリズムのように、中絶に対する「道 徳的葛藤 | を女性と胎児の間で生じるものと 認めている点も残念である。

評者は、再生産やケア労働を中心に、資本 主義における女性の搾取を研究しているの で、池田氏の「ケア基底的社会」が市場との関 係をどう捉えているのかを知りたかった。ま た、池田氏はケアの義務化を提案するが、どの ようにケアを義務化するのか、ケア実践をど う一人ひとりが担うかについてより具体的な 政策提言にも踏み込んでほしかった。

最後になるが、法哲学を専門としない評者は、リベラリズムを社会を改善する有効な主張として本書が取り上げていると理解したが、専門用語が多いため、リベラリズムとフェミニズムの緊張関係を述べる前に、池田氏によるリベラリズムについてのより詳しい説明があればありがたかったと思う。また、本書がフェミニズムの著作として広く読まれるためにも、本書における理論的考察を日本社会の現在と歴史的文脈の中にさらに位置づけることが今後望まれる。

#### 参考文献:

江原由美子, 2002, 『自己決定権とジェンダー』岩波書店。 塚原久美, 2022, 『日本の中絶』ちくま新書。

# 藤高和輝著(青土社 2022年) 『〈トラブル〉としてのフェミニズム

「とり乱させない抑圧」に抗して』

山田秀頌\*

本書は、ジュディス・バトラーの研究者として出発した著者の二本目の単著であり、バトラーのキー・タームである「トラブル」の概念――言うまでもなく『ジェンダー・トラブル』に由来する――を、発展的に継承した著作である。この概念を田中美津の「とり乱し」に接続しつつ、狭義の「バトラー研究」にとどまらない著者の近年の仕事とも関連付けることで、本書は著者のいう〈トラブル〉に新たな活気を吹き込んでいる。

本書は二部構成であり、第一部はより理論 的な文章を、第二部はより実践的な文章を収録したと説明されている(序章)。だが本書を 読む読者は、この理論的/実践的という区別 は便宜上のものであり、実際には本書の全体 が理論的かつ実践的な関心によって貫かれて いるということに気づくだろう。

第一部第一章では、反社会的クィア理論家の代表であるリー・エーデルマンの議論を通じて、〈トラブル〉の批判的可能性が再検討される。ホセ・エステバン・ムニョスの「非同一化」(48頁)の概念を、フラワーデモにおける伊藤詩織のパフォーマンスとも接続しながら著者が述べるのは、クィアを未来の否定として形象化するエーデルマンとは反対に、〈トラブル〉とはいまだ実現されていない「どこか他の場所」の身体化だということである。

第二章では、ヘーゲルを読むバトラーの「普遍」をめぐる議論が吟味される。著者は、普遍という用語に対する竹村和子の異議に同意しつつも、「普遍」そのものが他者の排除によって成立していることを示すというバトラーの戦略の中に〈トラブル〉を位置づけなおす。〈トラブル〉は、そのような排除の存在を指摘して「オルタナティヴな普遍」(75頁)を手

繰り寄せようとするときに取られるある種の 身体的行為である。

第三章では、サルトルを読むバトラーとボーヴォワールを通じて、〈トラブル〉の実存的側面が強調される。著者はとりわけボーヴォワールの実存主義とバトラーの普遍概念の共振に着目し、身体的な存在としての人間の、根本的に両義的な位置におけるエイジェンシーとして、〈トラブル〉を位置づける。それはすなわち、身体的存在として私たちが様々な状況に拘束されているということが、同時にそうした状況と闘うことを可能にするような両義性である。

第二部第一章では、バトラーと田中美津の共振関係から〈トラブル〉が「とり乱し」としても位置付けられる。〈トラブル〉と同様、「とり乱し」も「身体的様態」である(109頁)。著者はこうした身体的なエイジェンシーとしての〈トラブル〉=取り乱しの可能性を封殺する、「とり乱させない抑圧」があると述べ、日本の#MeTooの事例とも関連付けながら、この抑圧の形態はまさに性暴力サバイバーを沈黙させ、サバイバーの連帯を不可能にさせる力学であるとする。

第二部第二章では、英語圏におけるインターセクショナリティの理論的系譜が描かれる。もとより単一の系譜に還元することのできないインターセクショナリティの概念を通じて、本書で著者が特に示そうとするのは、時に不十分であれ他者と向き合おうとしてきたフェミニズムの努力の歴史の中に、トランスジェンダーに肯定的なフェミニズムの実践が確かに存在してきたということである。

第二部第三章では〈トラブル〉の実存的側 面がさらに展開される。「男性アイデンティ

<sup>\*</sup>東京大学大学院

ティとトランスジェンダー・アイデンティティのあいだで揺れ動いている」(159-160頁)と述べる著者は、シス/トランスの二元論からは零れ落ちてしまうような違和の経験を「とり乱し」の経験として記述する。ゲイル・ルービン/ゲイル・サラモンの「違和連続体」(168頁)の概念も参照しながら、著者は単純なカテゴリー化に抵抗する「とり乱し」としての違和の経験が、他者との出会いを開くものであるとする。

第二部第四章では、著者は第一波/第二波/第三波と言うときに想定されがちな単線的なフェミニズム史観を退け、むしろ「「現在」に収束されない残余として」の過去、すなわち竹村のいう「「共通性」と「差異」の[…]往還」における不可能な位置への訴えかけこそが、「「フェミニズム」に賭けられているもの」であると述べて、本書の理論的立場を再記述する(195-196頁)。

本書は、バトラーを最大の導き手としつつ も、英語圏の理論の「解説 | や「適用 | にとどま ることなく、〈トラブル〉という概念を通じて 見えてくる共振関係を積極的に展開すること で、時間と空間を超えた政治的な触発を促し ている。本書がバトラーと田中を接続し、〈ト ラブル〉=「とり乱し」と現代日本の#MeToo を接続するとき、そこでは英語圏と日本、理論 と実践、過去と現在が複雑に折り重なって提 示されている。のみならず、第二部第二章・第 三章では、時にばらばらのものとして思考さ れがちなフェミニズム/クィア/トランスが 互いに切り離し得ないものであるというこ と、これらを運動や理論の単線的発展として 捉えることは誤りであることが示されてい る。本書に従えば、こうした運動や理論の複数 の軌跡は、様々な差異をもつ私たちが、身体的 存在として、世界に内在しながら世界を変革 しようと試み、異なった未来を切り開こうと

格闘してきた努力の軌跡である。私たちはい かに〈トラブル〉を生き、また〈トラブル〉に応 答するのかという視座から、より幅広い身体 的な交渉や苦闘を包摂しうるようなフェミニ ズムの可能性を示したという点に、本書の最 大の意義がある。加えて、単線的な発展モデル の拒絶は哲学史にも向けられているが、この ことは本書における著者の誠実さを特にあら わすものであろう。なぜなら、「私はなぜか「実 存 | という言葉に惹かれるし、なにか思考しな ければいけないという切迫した要請から離れ ることができない | (81頁)と率直に書く著者 が、時代錯誤とみなされることを承知で実存 主義を取り上げると述べるとき、それは著者 が自分自身の間いにあくまで忠実であること を示しているからである。実際、著者と同じよ うに〈トラブル〉の感覚とともに生きている読 者は、本書の筆致に流れている著者の誠実な 思考を好ましく思うだろう。

著者は、トランスフェミニズムが「新しい| 運動であるという想定を批判し、むしろ「フェ ミニズム内部の「トランスーポジティヴな言 説||を過去の蓄積から「発掘し、引き継ぎ、紡 ぎだす」ことが重要であるとする(147頁)。こ の視点はまったくもって適切なものである。 だが、そのプロジェクトを「いまーここ」にお いて探求するという試みは、本書が触発しう る潜在的な可能性のうちの一つにとどまって いる。本書が英語圏の文脈において描き出し た「インターセクショナル・フェミニズム」の 系譜が日本の文脈において書かれるとすれ ば、それはいかなるものになるのか。田中美津 と#MeTooのあいだはどのように語られるべ きなのか。本書が空白によって暗に指し示し ているその問いは、今日、日本のフェミニズム を考えるうえでの切迫性を帯びているように 思われる。

## 大野恵理著(有信堂 2022年) 『「外国人嫁」の国際社会学

## 「定住」概念を問い直す』

澤田佳世\*

「外国人嫁 | の「ホーム | はどこにあるのか ---本書は、日本の農村·地方都市(外国人散 在地域)の結婚移住女性を対象に、移住女性の モビリティと「移住先社会に埋め込まれた非 対称なジェンダー構造 | (3頁)をとらえ、移民 研究における[定住 | 概念を問い直すことを目 的とする。新潟県A市に暮らすフィリピン、台 湾、韓国、ベトナム出身の結婚移住女性の生活 の現場を主なフィールドに、半構造的インタ ビュー調査を軸とする質的調査の手法とフェ ミニスト地理学の「ホーム」という概念を分析 概念として採用し、「移動する主体」としての 結婚移住女性が、「『ホーム』に内在する非対称 な権力関係に影響を受けながらも、主体的な 行為により居場所を持つことで『定住』する | (205頁)複雑で動的な過程を丹念に描き出す。

本書は、2020年3月にフェリス女学院大学に提出された、著者の博士論文を加筆修正し書籍化したものである。著者はアカデミアの世界だけでなく、ベトナムで日本語教師として働き、日本で「外国につながる子どもたち」の学習支援に携わりながら(225頁)、学術界と当事者の現場を往還する中で、本書のテーマに関する問題意識と分析の視座を洗練させてきた。

本書の構成は、序章での問題提起を受け、第1章で移住女性の「定住」と「ホーム」をめぐる理論的枠組みを検討し、第2章での中山間地のフィリピン出身の結婚移住女性、第3章・第4章での平野部で生活する結婚移住女性の居住の力学の事例分析を経て終章へとつづく。以下、各章の概要と論点を追う。

序章「本書の問題意識/結婚移住女性をめ ぐる国際移動研究」では、まず本研究の背景に ある問題の所在として、日本の移民研究にお

ける外国人集住地域への関心の偏重、ならび に農村・地方都市の国際結婚や結婚移住女性 とその「定住」をめぐる議論における「外国人 嫁|として位置づけられた移住女性のモビリ ティと主体性の不可視化、結果としての静的 で受動的な「定住」という理解、移住女性の「居 場所 | における権力関係の看過等が指摘され る。先行研究の批判的検討をふまえ、本書では 「『定住』を段階的なものとはとらえず、『移動 する主体』である移住女性たちが、居住する地 域社会において公私領域の社会関係で『ホー ム | を持つようになる行為ととらえ | (20頁) つつ、「居場所」の中の権力関係にも着目する ことで、女性の行為主体性と社会構造の相互 作用において展開する結婚移住女性の「定住」 のリアリティへの接近が目指される。

次に、研究目的を達成するための具体的な研究課題として、「課題①『結婚移住女性はモビリティをどのように発揮して居場所を見出したのか』」(20頁)と「課題②『結婚移住女性の居場所には、どのような権力関係や構造が埋め込まれているか』」(21頁)が提示される。主に分析対象とするのは、フィールドワークに基づく東・東南アジア出身の結婚移住女性(17名)および地域住民への聞取り調査や関係機関における参与観察等で得られた質的データである。

第1章「移住女性の『定住』をとらえる――『ホーム』をめぐる理論的検討」では、移民研究における男性・労働移民を主な対象とする「定住」議論の限界を指摘し、フェミニスト地理学の知見を援用した「ホーム」概念から結婚移住女性の「定住」をとらえることの有効性が検討される。移住過程における「ホーム」とは、出身社会、故郷や出身家族のほか、移住先社会

<sup>\*</sup>奈良女子大学 生活環境科学系

でアイデンティティや帰属意識と関連付けられ作られていくものであり、複数性と絶え間ない可変性をもつ場所であるという。著者は、「ホーム」概念を用いることで、移住先社会の空間や場所がジェンダーや社会階層、エスニシティといった「社会的カテゴリー」によって差異化されていることを理解しつつ、移住先の公私領域における諸活動の実践の過程に、結婚移住女性の主体化と「定住」を認識することの必要性を主張する。

第2章から第4章では現地調査に基づく事例研究の結果と分析が展開する。第2章「農村空間のジェンダーと『ホーム』」では、中山間地の農村における「農村花嫁」と呼ばれたフィリピン出身の結婚移住女性に注目し、行政主導による国際結婚のジェンダー化された移住過程、移住後の農業・農外就労の取組みを通じた地域住民との関係性の構築、その先に拡大する出自家族・出身社会とのネットワーク等をとらえ、ローカルとトランスナショナルな空間の双方に存在する複数の「ホーム」、およびその獲得過程にみる「嫁」としての地位と役割の多義性が検討される。

第3章「地域社会に埋め込まれたジェンダーと『ホーム』」と第4章「移民ネットワーク内のジェンダーと『ホーム』」は、平野部で生活する結婚移住女性の「定住」経験を分析対象とする。第3章では、家族関係に困難を抱え市街地に暮らす台湾と韓国出身の結婚移住女性が、家族やコミュニティからの「離脱」を経て、地域社会に居場所(朝市や多文化交流センター)を見出していく過程が論じられる。第4章は、繁華街を生きるフィリピン出身の結婚移住女性に焦点をあて、「ホーム」として機能していた社会的ネットワークを「離脱」し、新

たな「ホーム」として同胞女性や日本人住民との間に個人的ネットワークを構築していく過程を描き出す。なお、第3章・第4章で取り上げられた「ホーム」としての居場所やネットワークには、非対称的な権力関係が内在することが指摘されている。

本書は、結婚移住女性の「ホーム」をめぐる 形成と移動の過程に、農村や地方都市におけ る「定住」の動的展開をとらえる。終章「『ホー ム』をめぐるジェンダーとモビリティ|では、 本論で展開した議論を本研究の課題(1)(2)に対 応させて整理し、結婚移住女性にみる「定住」 概念の再考と分析概念としての「ホーム」の有 効性が改めて検討される。一方、本書における 「ホーム」概念の援用には、現場と理論の言葉 にやや乖離がある印象もある。「定住」過程に ある居場所やネットワークを、調査対象女性 自ら「ホーム」と意味づけたのか。彼女たちの 意味世界における「ホーム」とはどのようなも のか。並列的な複数性だけではない「ホーム」 の重層性や可変性含め、「定住 | する移住女性 の主体的意味づけのもと、国際社会学的な移 民研究で議論されてきた居場所やネットワー クについて、「ホーム」として概念化する意義 を検討する余地があろう。また、「ホーム |形成 とその移り変わりの契機となる生殖と「定住」 との関係についても研究展開を期待したい。 少子高齢化と称される第二の人口転換のアジ ア的現象として、出生性比の男児優勢化と国 際結婚の増加がみられるが、日本は出生性比 においてこの例外にある。子どもの性別や数 は結婚移住女性の「定住」過程にある複数の 「ホーム」にとって、どのように多義的な意味 をもつのか、著者の考察に触れてみたい。

## 安井眞奈美著(平凡社 2022年) 『狙われた身体 病いと妖怪とジェンダー』

久島桃代\*

何よりポップな表紙が目を引く本である。何を隠そう評者も書店で思わず「ジャケ買い」した一人だ。丸い顔に「センキ」や「ハラノイタミ」といった文字が書かれた人物たちが、同じように顔が薬袋や薬瓶になった憲兵と何やら格闘している。「ハラノイタミ」が憲兵「養神丸」を取り押さえているかと思えば、その憲兵の足元では「センキ」が踏みつけられている。病いや痛みと聞くと重いトーンで語られがちなイメージがあるが、格闘中の病いや痛みにはどこか愛嬌があり、みる者の肩の力がふっと抜けていくようなユーモアがある。

本書は、こうした病いや痛みをはじめ様々なものに「狙われる身体」という視座から、かつての日本人の身体観やそれをどのように図像として表現してきたのかを探る。ここでいう「狙われる」とは、病いのような具体的に身体を襲うものから、特定の身体を描く際につきまとう暴力性が問題となるものまで幅広い。まずは具体的に本書の中身をみていこう。

第一章「『見えない敵』を可視化する」では、 近世から近代にかけ病いや痛みがいかに可 視化されたのかを、本書の表紙にもある売薬 の広告や治療風景を描いた風刺画、浮世絵な どから分析する。症状や対処法を戯画化めい て可視化するという方法からは、描写の具体 性や正確さよりも目にした時のインパクトや 分かりやすさが第一とされていたことが分か る。

第二章「狙われる身体」では、妖怪や悪霊に「狙われる」、すなわち憑(と)りつかれる身体をめぐる伝承に着目する。これらの伝承を災因論の視点から捉え返すと、身体感覚の物語として、また妖怪などに狙われないための処方箋や襲われた後の対処法として読み解ける

という。

さて、本書のジェンダー視点が明確になるのが第三章「蛇に狙われる女性」からである。同章では、1930年代にまことしやかに語られた、女性器に蛇が侵入するというショッキングな事件を取り上げる。蛇に狙われる物語が前二章の物語と異なるのは、語る者と語られる者との間に明白なジェンダー非対称性がある点だ。「女性器の粘膜に蛇の鱗が引っかかる」(73頁)といった身体感覚の細かな描写がこの物語のリアリティを支えているが、語る者とのジェンダー非対称性を含む、つりといった身体感覚の細かな描語を表した描写も一種の暴力性を帯びてくる。フェミニズム的な観点を持ったではないた。ではないか。

続く第四章「妖怪とジェンダー」は、一転女性が「狙う側」に回る伝承に光を当てる。ここでも浮き彫りとなるのは女性をめぐるジェンダーである。女性ばかりが蛇や妖怪や鬼なり、それを男性の僧が成仏させるというストーリーに、著者は男性を標準とし女性を出者化する社会原理や、女性差別的な仏教重想により女性が力を奪われていく過程を重ねる。またそうした構造において追い詰めらる。確かに本章の絵図の女性たちには、老いてなお成仏できず、朽ち果てるほかない姿に哀れさを覚えることはあっても売薬の広告のようなユーモアは感じられない。

第三章、第四章が非対称的なジェンダー関係下での女性のやるせなさを示したとすれば、第五章「性と性器の表現」は、妖怪の性と性器の表現を紹介しつつ二項対立的なセクシャリティやジェンダー関係に包摂されない身体

<sup>\*</sup>名古屋大学 環境学研究科

とはどのようなものかを、読者に想像させてくれる。たとえば両性具有の妖怪「まら」の頭は男性器、顔は女性器という形態は、著者がいうように性差や身体に関する我々の固定観念を取り払う。自由な発想によって生み出された性器の妖怪にも、みる者の笑いを誘うユーモアがある。

第六章「身体の放つ異界のパワー」で狙われるのは妊婦や胎児である。かつての日本では、胎児や胎盤、臍の緒といった命の誕生に関わる部位には不老不死や薬としての効能があると信じられていた。本書がメアリ・ダグラスを引いて述べるように、身体の排泄物が災禍(わざわい)と同時に能力(ちから)の象徴とされてきた地域は少なくないが、日本のようにそれを再び身体に直接取り込むという文化は珍しいのではないか。

第七章「胎児への関心」では錦絵をもとに、 幕末から明治時代初期にかけての江戸の視覚 文化と西洋の性科学の融合の中で、胎児の成 長イメージが作られていったことを明らかに する。終章「『狙われた身体』を守るために」で は、今後の展望として、狙われる身体の比較研 究や、こうした伝承の背景にある暴力の問題 のさらなる検討が掲げられる。

評者の専門は人文地理学であり、ジェンダーや障がいといった身体的特徴が人々の空間の経験にどのような影響を及ぼすのかに関心を持ってきた。そうした立場から本書を読んで第一に考えさせられたのは、病いや痛みといった「見えない敵」の可視化の仕方から伺えるかつての日本人の考え方である。症状の名称を顔に書いて擬人化し、どの薬を服用すれば鎮められるかを描いた売薬の広告のほか、医者の手に負えない難病をパロディ化し

た風刺画は、痛みや病いといった災難を笑いに変えるユーモアを醸し出す。江戸から明治にかけては原因が医学的に特定されていない病いが多かった。そのため原因ではなく対処法を示す絵画表現が登場したわけだが、症状の原因が曖昧だったからこそ患者などの特定の個人に責任が帰せられることなく、痛みや病いを笑い飛ばす発想が生まれたのではないだろうか。

また本書は「狙われる身体」だけでなく、境 界の物語としても読めないだろうか。フェミ ニズム地理学者の Robyn Longhurst は、頻尿、 破水、出産といった身体と環境の間の境界を しばしば脅かす妊婦のからだは、差異の体系 によって分節化された「空間」や「場所」などの 概念の前提を覆しうると述べた(Longhurst 2001)。本書で病いや痛みといった身体感覚 のメタファーとして登場する妖怪や悪霊も、 人間に憑(と)りついたり果ては人間と完全に 融合してしまったりと、身体とそれ以外との 境界をたやすく飛び越える。人間と人間では ないもの(異形)との間を自在に行き来する日 本の妖怪や悪霊の姿も、環境から分節化され る以前の身体のあり方を想起させる。性器の 妖怪と同様、二項対立の境界を曖昧にする力 が妖怪には備わっているらしい。

最後に、本書は日本における身体観が検証の中心だが、近世ヨーロッパに作られた女性の人体模型や唐代の中国の鍼灸にみる身体観、パラオの集会所に描かれた足を開く女性の壁画など、世界各国の身体観についても豊富な資料とともに紹介してくれる。怨霊、怪異、妖怪を生み出す様々な文化的背景への旅へと誘う魅力的な一冊だ。

#### 参考文献

Longhurst, R., 2001, Bodies: Exploring fluid boundaries. Routledge.

# Rika Saito著(Peter Lang 2021年) 『The Language of Feminine Duty:

Articulating Gender, Culture, and Covert Policy in Modern Japan J

中村桃子\*

ことばから日本の女性性にせまる一連の 研究に、また意欲作が加わった。

ことばとジェンダーの関係は、さまざまな 視点からアプローチされているが、本書は、 「女のことば (women's speech)」の形成過程 を歴史的に分析している。従来の歴史研究は、 「男ことば」などと対比される、言語カテゴ リーとしての「女ことば (women's language)」 の成立を明らかにしてきた。これに対して、本 書は、女性も「女ことば」の成立に主体的な役 割を果たしてきた点を明確にするために、「女 のことば (women's speech)」という用語を用 いている。

まずは、本書の貢献を明確にするために、 本書でほとんど触れられていない二つの先行 研究が明らかにした点を概観する。一つ目は、 この分野の理論に多大な貢献をしたイノウエ (Inoue 2006) である。イノウエの貢献は多岐 にわたるが、三点のみ挙げる。第一は、「女こと ば」は、女性が実際に使っている言葉づかいで はなく、日本社会がそれぞれの時代に求める 「女らしさ」をことばの側面から正当化し強制 するイデオロギー装置であることを明確にし た点だ。第二に、この装置の成り立ちを明らか にするためには、女性が使っている言葉づか いだけでなく、女性の言葉づかいに「ついて語 る」メタ言説 (metapragmatic discourse)を分 析する必要があることを主張した。そして、第 三に、メタ言説分析を行う際には、たくさんの 言説の中でも、なぜ特定の言説が可能になり、 意味を持ち、普及するのかを明らかにするた めに、諸言説を各々の時代の政治、経済、学問 的なイデオロギー過程に位置づける必要があ ることを示した。本書同様に、イノウエも時代 を近代にしぼって議論している。

二つ目の先行研究は、イノウエが明らか にした「イデオロギーとしての女ことば」を、 より広い時代を射程に入れて議論した中村 (2007、2012)である。中村の貢献は、第一に、 近代日本の言語観が、男性のための「国語」と、 鎌倉時代から大正時代までのマナー本や修身 教科書によって作り上げられた、規範として の「女らしい言葉づかい」に二分されていたこ とを示した点だ。第二に、良妻賢母教育によっ てあてがわれた女学生像に抵抗した明治の女 子学生が使い始めた「てよ・だわ言葉」が、女子 学生のセクシュアリティ化の過程で、良妻賢 母教育に抵触しない「女学生ことば」に納めら れたことを示した。第三に、戦中期に、東アジ アの植民地において、日本語を強制する同化 政策を正当化する理由として、「女学生こと ば」を含む「女ことば」が、「日本語の伝統」とし て女性の言葉づかいの規範になっていったこ とを示した。

これらの先行研究に加えて、本書が明らかにしている貢献は、大きく三つにまとめることができる。

第一は、理論的貢献だ。本書は、フーコーの「権力は偏在している」という権力論から導き出された統治性(governmentality)の概念(マクロな権力関係だけでなく、ミクロで局所的なレベルでも権力は行使される)に基づいて、「女のことば」を「表の言語政策(overt policy)」と対比される「隠れた言語政策(covert policy)」として捉えることを提案している。たとえば、明治時代の近代化にともなって始まった「国語」の創設は、「表の言語政策」だ。一方、同時期にマナー本や修身教科書によって規範として作り上げられていった「女らしい話し方」は、「隠れた言語政策」だ。通

<sup>\*</sup>関東学院大学

常、標準語化は、ジェンダーや地域による多様性を排除するが、日本の場合は、標準語化とともにジェンダー化が進行した。本書の第一章から三章は、「表/隠れた言語政策」という概念を使って、この近代化とジェンダー化の同時進行をみごとに説明している。

第二は、この分野の研究射程に関する貢献 だ。本書は、「女のことば」というイデオロギー は、国語に関する公的な言説やマナー本だけ でなく、それらの言説を取り入れたり抵抗し たりしてことばを使用してきた女性たちも主 体的に参加して作り上げていったことを明確 に主張している。本書が一貫して、「女ことば (women's language) | ではなく「女のことば (women's speech) | を使用している理由もこ こにある。従来の研究は、「女ことば」が、女性 が実際に使っている言葉づかいではなく、イ デオロギー的構築物であることを示すため に、分析対象を女性のことばに関するメタ言 説に集中する傾向があった。しかし、2020年 代現在、少なくとも学問の世界では、「女こと ば|はイデオロギーであるという理解が共有 されている。そこで本書は、この分野は、メタ 言説だけでなく、言語使用者としての女性の 主体性を取り上げる第二段階に進むべきだと 主張しているのだ。

第三は、この第二段階の分析として注目される、第四章で取り上げられている、女性文学者が用いた「女装文体」である。女性が「女装する」とは、女らしさは女性に本来備わっているものではなく、女性が社会からの要請に従って訓練されて身につけるという考え方を

指す。大正時代の男性作家は、言文一致運動に うながされて会話には俗語を用いる例があっ た。しかし、女性が俗語を用いると、粗野だと 批判され、女性作家は、丁寧で謙虚な「女装文 体」を強制された。

そこで、女性作家たちは、言文一致で書く ために、「一人称女性語り手モード」という独 自の文体をつくり出した。たとえば、明治期の フェミニスト女性作家である清水紫琴は、『こ われ指輪』の冒頭を、「あなたは私のこの指環 の玉が抜けておりますのがお気にかかるの (後略) | と書き始めている。「女性語り手モー ド|を用いることで、抽象的な「女権|がどのよ うに女性の生活で具体化されるのかを、女性 読者にわかりやすい形で提示している。同時 に、丁寧な「女性語り手モード」は、「女装文体」 の一種として、「粗野だ」という批判をまぬが れる。つまり、「女性語り手モード」は、一方で、 女が使うべき丁寧なことばを示して「女装文 体 | や良妻賢母を支持しているように見える が、他方では、女性作家にその本来の声を表現 する力を与えたのだ。第四章の分析は、女性作 家が、規範からの制約を受け入れながらも、自 身の主体性を表現する方法を紡ぎ出したこと を示して、規範と言語実践の両義的な関係を 明らかにしている。

本書は、近代初期の広範囲の資料を扱いながら、言文一致をめぐる議論や近代の女子教育、近代文学の誕生にまつわる社会情勢を丹念に記述し、各資料をそれぞれの分野の権力構造に位置づけて分析している労作である。

#### 【参考文献】

中村桃子,2007,『「女ことば」はつくられる』ひつじ書房

中村桃子, 2012, 『女ことばと日本語』岩波書店

Inoue, Miyako, 2006, *Vicarious Language: Gender and Linguistic Modernity in Japan*. Berkeley, Los Angeles, London: University of California Press.

# Nancy Folbre著(Verso 2020年) 『The Rise and Decline of Patriarchal Systems: An Intersectional Political Economy』

中村雪子\*

1970年代以降のフェミニズムは、「家父長 制しを女性差別の根源的原因や主要な要素と し、その解消と概念化を試みてきた。資本主義 の進展やジェンダー主流化が家父長制を弱体 化するという見方や、ジェンダー不平等の原 因を全て家父長制に帰すことの問題も指摘さ れ、学術的分析概念としての有効性も問われ た。近年、新自由主義的経済体制と並行して台 頭した保守主義的ポピュリズムが従来の家族 やジェンダーのあり方を標榜する中で、フェ ミニズムによる「家父長制」再考の動きがあ る<sup>1</sup>。本書は、フェミニスト経済学におけるそ うした試みの一つだろう。評者は、インドを対 象としたジェンダーと開発研究に従事し、経 済学は専門ではない2。そのため、本書評は、主 にジェンダー研究、フェミニズム、クリティカ ルな開発研究の視点による。

著者の N・フォルブレは、フェミニスト経済学において、家族、非市場経済、ケアについて研究を重ねてきた。2 部全 10 章構成の本書の第 1 部「理論的道具」は、第 1 章「インターセクショナル・ポリティカルエコノミー(以下、IPE)」、第 2 章「家父長制的であること(the patriarchal)を定義する」、第 3 章「ジェンダー、構造、そして集合的エイジェンシー」、第 4 章「横奪、再生産と生産」、第 5 章「ヒエラルキーと搾取」となっている。第 1 部は、経済的不平等を創出・維持する「多数の連結するヒエラルキー的諸構造で構成される経済システムの複雑性」(9)を体系的に描き出す。副題の IPE は、マルクス主義とフェミニスト理論を基盤とするフェミニスト・ポリティカルエコノミーに

交差性 (intersectionality) の視座をより明確 に組み込んだフォルブレ独自の発展的アプ ローチである。この手法は、従来文化的アイ デンティティとされてきた、人種/民族、市 民権、セクシュアリティ等を、階級やジェン ダーと同等のカテゴリーとし、その経済的帰 結が分別・分離と承認/抑圧を随伴し、アウ トプットとして複雑な制度構築を伴うと指 摘する。IPEでは、市場交換と生産を超えて再 生産と社会的再生産をも「経済的なこと(the economic)」とし、人的ケイパビリティと諸制 度(アイデンティティと利害を共有する複数 の集団に個人を帰属させる)の創出もそこに 含む。「経済活動」、「経済的不平等」、「搾取」等 の概念の主流のマルクス主義と新古典派経 済学の定義も拡張する。加えて、従来のフェ ミニスト理論で使用されていた資本制と(名 詞の)家父長制という枠組みに対し、(形容詞 の)家父長制的システムという用語を採用し、 多元的構造からなる社会システムと位置づけ る。その交差性を構成する一部である家父長 制的な制度的諸構造は、「ジェンダー、年齢、そ して性的指向によって権力を割り当て、歴史 的に蓄積の独特な形態―人口増加―に寄与 するように再生産を組織 | (9) する。従来世帯 に限られてきた「家父長制的交渉 (patriarchal bargains)」論を社会全体に適用し、ある集団 を優位にする諸制度が諸集団間の交渉を通じ 創出・維持・強化/弱体化され、交渉はまた諸 制度に影響されるとする。個人は、複数の集団 (社会的に割り当てられ、変更は容易でない) に帰属し優位と劣位の混じる矛盾した立場に

<sup>\*</sup>日本学術振興会特別研究員 (PD) 横浜国立大学

<sup>1</sup> フェミニスト国際政治学者の C・エンローは、家父長制を「懐中電灯」とし、「それなしではわたしたちが見落としてしまうかもしれないものに目を向けさせてくれる概念」(Enloe 2017 = 2020:2)とする。

<sup>2</sup> 本書の理解のために読書会を開催した。参加者には改めてここで感謝する。

ある。個人がどの集団に忠誠(allegiances)を向けるかが交渉結果を左右する。この動態を通じ、諸カテゴリーに基づく交差的で複雑な既得権益・権力集団が(同時に劣位の集団も)生成される。複雑な交差的構造ゆえに集合的権力の諸構造を含む家父長制的システムは執拗に維持され、時に強化される。

第2部「再構築されたナラティブ」は、家父 長制的システムの歴史的盛衰を描く。第6章 「家父長制的な上昇 (ascents)」、第7章「資本 主義的な軌跡」、第8章「福祉国家の緊張」、第9 章「ジェンダーとケアのコスト」、第10章「分 断と同盟 | からなる。まず、先史時代にまで遡 り IPE アプローチに基づき家父長制的諸制度 成立期の歴史的展開を追う。さらに、家父長制 的システムの動態を主軸に、資本主義的発展 から福祉国家の展開の大規模な制度的変化を 解釈する。その上で、人的ケイパビリティの生 産・維持を含むケアの強制を伴った女性への 特化が集合としての女性の劣位につながって きた状況を、家族のケアのコスト、雇用と政策 におけるケアペナルティーの側面から検討す る。最終章は、再生産をめぐる交渉に関する フェミニズムの達成と可能性を検討し、富の 集中と再生産の危機による集合的対立の力関 係の変化が資本主義を揺るがす可能性、そし てIPEが浮き彫りにする社会集団区分の認識 が政治的目標達成のための広い連携につなが る展望を論じる。

幅広い学問分野を横断する論理展開は評

者にとって難解だったが、実態としての富の 蓄積過程の分析において、再生産の政治、ケア コストの分担が、極めて交差的で複雑な社会 集団の交渉過程を通して生じているという本 書の主張は説得的だ。しかしながら、一方で、 グローバルな資本蓄積過程によって切り崩さ れる物質的基盤を生き、世界規模で不均衡さ を増すケアを負担するグローバル・サウスの 人種化・ジェンダー化された存在は、あまり焦 点化されていないようだ。事例の地域的偏り (北米・欧州中心的)と共に、ポストコロニアル な歴史性を踏まえた上でグローバル/トラン スナショナルにIPEアプローチを構築する困 難さ故かもしれない。交差性論については、学 術から国内・国際的政策にまで広く受容され ている(しばしば換骨堕胎されて)現状があ る。他方、植民地支配・ポストコロニアル状況、 そして新自由主義体制へといった展開におい て、歴史的に構築された権力関係の作用の下、 多様な地域内/間において連関しながら生成 される「カテゴリー」、特に「人種カテゴリー」 について、交差性論が発展した米国外部だけ ではなく内部でも主流の理解以外の複雑性 が捨象されているという批判もある(Grewal and Carby 2023)。このような交差性論の本来 的な可能性の探求は、著者が提示した挑戦的 な議論を精緻化し、グローバル/トランスナ ショナルな経済的正義実現に必要な「同盟」の ための理論構築につながるのではないだろう か。

#### 参考文献

Enloe, Cynthia, 2017, The Big Push: Exposing and Challenging the Persistence of Patriarchy, Oxford: Myriad Editions. (佐藤文香監訳, 2020,『〈家父長制〉は無敵じゃない――日常からさぐるフェミニストの国際政治』岩波書店).

Grewal, Inderpal and Hazel Carby, 2023, "Beyond Intersectionality: the Geopolitics of Race and Caste," Jennifer C. Nash and Samantha Pinto eds., The Routledge Companion to Intersectionalities, London & New York, Routledge: pp. 311-329. (電子書籍)

## 『ジェンダー研究』編集方針

- 1 『ジェンダー研究』(以下、本誌) は、学際的・国際的なジェンダーに関する最新の研究 成果を発信し、グローバルなジェンダー研究の発展に寄与する。
- 2 本誌は、特集記事・投稿論文・書評からなる。
- 3 本誌は特集記事を企画し、時宜にかなったもの、国際的な関心の高いもの、新領域を開拓するものなど、現在のジェンダー研究にとって重要であるテーマで、質の高い論文を掲載する。
- 4 投稿論文は、国内外・学内外を問わず公募し、厳正な審査を経て掲載することで、質の 高い学術論文の国内外への頒布を進める。
- 5 書評は、国内外のジェンダーに関する書籍を厳選し、最先端の研究動向の紹介およびそれについての考察を加えた論評を行う。
- 6 本誌の刊行により、国内外・学内外のジェンダーに関する研究の発展を促進し、グローバルかつ有機的な研究交流の構築を目指す。そして、国立大学法人として、男女共同参画社会の実現に貢献する等の、社会的要請にも応える。

## 『ジェンダー研究』投稿規定

- 1 投稿する論文は、女性学・ジェンダー研究に関する、学術的研究に寄与するものとする。
- 2 投稿者は、国内外を問わず、学際的に女性学・ジェンダーに関する研究に従事する、原 則として修士号取得相当以上とする。
- 3 投稿する論文は、未発表の論文に限る。なお、この規程に違反した場合、新たな投稿を 受け付けないなど、しかるべき措置をとる。
- 4 論文執筆における使用言語は、原則として日本語または英語とする。日本語/英語以外 の言語による投稿に関しては、編集委員会において検討する。
- 5 投稿論文は、
  - ・日本語の論文は、注・図表・参考文献を含めて20000字以内。
  - ・英語の論文は、注・図表・参考文献を含めて8500ワード以内。
  - ・なお、1図表500字相当、1ページを要する場合は1000字相当とする。
  - ・挿図の場合は、1ページあたり1000字、刷り上がり20頁内に入ることを原則に、 およそ20点までとして全体を構成する。
  - ・ 挿図に用いる図版の掲載許可については、投稿者が自らの責任において然るべき手 続きをとる。なお許可に要する費用は、投稿者負担とする。
  - \*定められた字数などの制限を超えた場合、形式において甚だしく不備がある場合には、 受理できない。

- 6 論文の提出時には、本文・図表・参考文献のほかに、以下についても提出すること。 6-1表紙。論文タイトル(副題も含む)と投稿者氏名・所属を、日本語と英語とで記す。 (タイトル等の英語表記は、確認のうえ編集事務局で変更する場合もある。)
  - 6-2日本語要旨。400字以内。
  - 6-3 英語要旨。200 ワード以内。ネイティブチェック済のもの。
  - 6-4キーワード。日本語・英語ともに5語以内で、それぞれの要旨の後に記載する。
  - なお、執筆者を特定するようないかなる情報 (謝辞、科研番号) も記載してはいけない。
- 7 投稿論文は、ジェンダー研究所ウェブサイト上の、以下のいずれかの投稿フォームより、 必要事項を入力したうえで、メール添付にて送付すること。

日本語投稿フォーム https://form.jotform.me/72482244933459 英語投稿フォーム https://form.jotform.me/72488720633461

- 8 本文と要旨などのテキストのデータは Word と PDF のファイルにし、図、表のデータは Word または Excel と PDF にし、写真は JPEG と PDF のファイルにして提出すること。
- 9 他の文献等から図、表、写真などの転載を行う場合は、原則として投稿者が自らの責任 において必要な手続きを行う。その際の費用に関しては投稿者が負担する。
- 10 本文、引用文、参考文献、注については、別に定める<『ジェンダー研究』執筆要項> に従う。英語の投稿論文はStyle Sheet for *Journal of Gender Studies* とする。
- 11 投稿論文の掲載の可否は、査読者による審査のうえ、編集委員会が決定する。ただし、 本投稿規定・執筆要項や本誌の趣旨に合致しない原稿、また学術的論文としての水準を 著しく達していないと判断された場合、審査の対象外とする場合もある。
- 12 編集委員会は、査読者の審査にもとづき、投稿者に論文の修正を求めることがある。求められた投稿者は、速やかに論文を修正し、修正対応表をつけて、メールにて提出しなければならない。
- 13 投稿者による校正は原則2回までとする。
- 14 投稿後、投稿論文を取り下げる場合は、速やかに編集委員会に申し出ること。
- 15 原稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。ただし、図・表・写真などが多い場合には、 執筆者による自己負担となることがある。
- 16 掲載論文の著作権はお茶の水女子大学ジェンダー研究所に帰属するものとする。転載を 希望する場合には、編集委員会の許可を必要とする。
- 改訂 1. 2017年10月27日制定
  - 2. 2021年5月14日改訂

『ジェンダー研究』執筆要綱

http://www2.igs.ocha.ac.jp/wp-content/uploads/2019/11/yoko2019.pdf

## Journal of Gender Studies No.26, 2023 (Total of 43 issues)

#### Contents

#### Foreword

1 Ki-young Shin

Special Section: Reproductive Justice in the Era of Political Backlash

#### Research Article

7 Reproductive Justice in the U.S. After *Roe* Lisa C. Ikemoto

#### Comments

- 33 Trouble with Translating "Justice" for the Japanese Reproductive Health/Rights Movement Yukako Ohashi
- 39 The Residential Rights of Migrant Women under the Temporary Migration Program and Reproductive Justice
  Sachi Takaya
- 43 Interventions in Pregnancy in the 1920s and 1930s in Japan Rie Hougetsu

#### Articles

- 49 The Scientific and Political Nature of Feminist Social Science based on an Integral Understanding of Feminist Epistemology
  Kenta Onodera
- 69 Normative Conceptions of Feminist Coalition/Solidarity: Analyzing Discussions by Nancy Fraser and Iris Marion Young Hiroki Yamagishi
- 89 Influence of Mothers on Occupational Expectations of Female University Students in Japan: A Comparison with the UK Kaori Miyamoto
- 111 Psychoanalyzing "A Drama of Anorexia Nervosa": Body Image Disturbance, Gaze, and Desire in Steven Levenkron's *The Best Little Girl in the World*Ryunosuke Oki
- 128 Book Reviews
- 162 Editorial Guidelines

### お茶の水女子大学ジェンダー研究所

# 『ジェンダー研究』第26号

#### 編集委員会

編集委員長

申 琪榮 お茶の水女子大学ジェンダー研究所

編集委員

天野 知香 お茶の水女子大学基幹研究院文化科学系 水野 勲 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系

森 義仁 お茶の水女子大学基幹研究院自然・応用科学系

石丸 径一郎 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系 大橋 史恵 お茶の水女子大学ジェンダー研究所 倉光 ミナ子 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系

脇田 彩 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系

学外編集委員

三浦まり上智大学法学部金井郁埼玉大学経済学部北原恵大阪大学文学研究科板井広明専修大学経済学部

平野 恵子 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院

仙波 由加里 一般社団法人ドナーリンク・ジャパン

Jan Bardsley ノースカロライナ大学

Karen Ann Shire デュースブルグ・エッセン大学

編集事務局

本山 央子 お茶の水女子大学ジェンダー研究所 嶽本 新奈 お茶の水女子大学ジェンダー研究所 黒岩 漠 お茶の水女子大学ジェンダー研究所

日本語校閲

山口 裕二

和田 容子 お茶の水女子大学ジェンダー研究所

2023年7月31日 発行

編集・発行 お茶の水女子大学ジェンダー研究所

〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1

TEL: 03-5978-5846 igsoffice@cc.ocha.ac.jp http://www2.igs.ocha.ac.jp/

表紙・目次デザイン 塩飽 晴海

印刷・製本 能登印刷株式会社

# Institute for Gender Studies (IGS) , Ochanomizu University *Journal of Gender Studies* No. 26

#### **Editorial Board**

Editor-in-Chief

Ki-young Shin

Institute for Gender Studies (IGS), Ochanomizu University

Editorial Board Members

Chika Amano

Humanities Division, Faculty of Core Research, Ochanomizu University

Isao Mizuno

Human Science Division, Faculty of Core Research, Ochanomizu University

Yoshihito Mori

Natural Science Division, Faculty of Core Research, Ochanomizu University

Keiichiro Ishimaru

Human Science Division, Faculty of Core Research, Ochanomizu University

Fumie Ohashi

Institute for Gender Studies, Ochanomizu University

Minako Kuramitsu

Human Science Division, Faculty of Core Research, Ochanomizu University

Aya Wakita

Human Science Division, Faculty of Core Research, Ochanomizu University

Mari Miura

Faculty of Law, Sophia University

Kaoru Kanai

Faculty of Economics, Saitama University

Megumi Kitahara

Graduate School of Letters, Osaka University

Hiroaki Itai

Faculty of Economics, Sensyu University

Keiko Hirano

Institute of Urban Innovation, Yokohama National University

Yukari Semba

Donor Link Japan

Jan Bardslev

University of North Carolina

Karen Ann Shire

University of Duisburg-Essen

#### Associate Editors

Hisako Motoyama IGS, Ochanomizu University Niina Takemoto IGS, Ochanomizu University Baku Kuroiwa IGS, Ochanomizu University

Proof Readers

Yuji Yamaguchi

Yoko Wada IGS, Ochanomizu University

Date of Issue: July 31<sup>st</sup> 2023

Publisher: Institute for Gender Studies, Ochanomizu University

2-1-1 Ohtsuka, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8610, Japan

Tel: 81-(3)-5978-5846

Email: igsoffice@cc.ocha.ac.jp

URL: http://www2.igs.ocha.ac.jp/en/

Cover Design: Harumi Shiwaku

Printing Office and Bookbinder: Noto Printing Corporation

